

博士学位論文

近代日本の衛生思想成立過程における優生学史研究

鹿児島国際大学大学院

福祉社会学研究科

中馬 充子

2017年3月

# 目次

## はじめに 課題設定と本書の目的

1 本研究の問題意識と目的	1
2 研究の背景	2
1) 健康観の確認	2
2) WHO の遺伝医学に関するガイドライン作成の経緯と問題点	4
3) 優生学史研究の動向 — 優生思想の解釈と危惧	6
3 戦後の保健教育における優生学思想とその撤回	7
4 研究仮説と本論文の構成	10

## 第1章 近代日本の衛生思想

はじめに	13
1 明治期における衛生思想	13
1) 明治期における衛生行政の展開	13
2) 明治初期の養生論と衛生論における優生思想萌芽の痕跡	14
3) 養生論と衛生論における優生思想の萌芽 — 明治20年代から40年代にかけて	17
2 近代学校教育発足時の優生思想および優生学的内容の形跡	21
1) 「養生法」教科の導入とその廃止	21
2) 「人體問答」にみる優生思想および優生学的内容	22
3 優生思想および優生学全盛期 — 民族衛生学と啓蒙運動	27

## 第2章 国家による人的資源としての国民管理と衛生取締の実相解明

はじめに	32
1 近代的防疫行政と隔離 — 「不潔」の発見	33
1) 病名票と避病院	33
2) 遮断への依存	35
3) 「消毒的清潔法」の実施	36
2 大日本私立衛生會の功罪 — 傳染病研究支援と「不具」の発見	39

1) 伝染病研究所設立と大日本私立衛生會	39
2) 大日本私立衛生會と國勢調査草案	43
3 衛生思想と優生思想 — 民族強化の道程	46
1) 萬國博覽會とジャポニズム — 人間の展示	46
2) 萬國衛生博覽會 (1911 年) と第一回萬國人種改良會議 (1912 年) — 種族衛生と人種改良	48
3) 衛生展覧會と赤十字参考館—優秀な遺傳質と結婚	50
4) 「民族衛生」と排除の社会運動—アカデミズム・エリートとコンプレックス	55

### 第3章 近代日本の警察的衛生行政と社会的排除

#### — 違警罪即決と衛生取締事項を中心に

はじめに	59
1 近代的防疫行政と内務省	60
1) 1890~1910 年代の内務省組織	61
2) 衛生統計の中央集権化と医療保護	63
2 警察的衛生行政と民衆生活	65
1) 病名票と避病院	65
2) 交通遮断法と過干渉	70
3) 貧民部落と「消毒的清潔法」	71
3 衛生取締事項と違警罪即決	72
1) 衛生取締事項	72
2) 違警罪即決と「不服申し立て」	74

### 第4章 永井潜再考—優生学傾倒の深層と啓蒙活動の真相

はじめに	78
1 永井潜研究	80
2 永井潜の思想と実践	83
1) メディアと永井潜	83
2) 反対論と慎重論に対する永井潜の反論	86
3 永井潜の影響力	87

1) 日本学術振興会と永井潜	87
2) 大学設置と永井潜	87
3) 占領下における大学医学部と永井潜	88
4) 暉峻義等と小酒井光次、そして家族	91
4 永井潜の言説と啓蒙活動	92

## 第5章 後藤龍吉と『ユーゼニックス』および継続誌『優生學』

はじめに	96
1 後藤龍吉と人物考	97
2 『優生學』の主張	
— 「人口問題」「優生結婚」「人種改良」そして「遺伝」	99
3 後藤龍吉の分析	100

## おわりに

1 総合考察 — まとめ	103
1) 生命倫理と優生思想および優生学	103
2) 草創期における優生思想	104
3) 戦後の優生政策	107
2 研究の意義と課題	109

文献	111
----	-----

## 資料

資料1 警察的衛生行政関係年表 (1865-1948年)	
資料2 朝日・讀賣新聞掲載記事に見る永井潜 (1957-1911年)	
資料3 日本優生学年表 (1917-1943) と日本優生学会 (後藤龍吉主宰) 機関誌『優生學』 (1924-1943年) および『関西醫事』(1929-1941年)	
資料4 優生学年表 (1839-2008年)	

## 謝辞

## 凡例

- ・引用史料については，原文のまま旧字体を用いた．
- ・引用文中において中略した箇所は〈中略〉で示した．
- ・年号についての表記は，基本的に西暦と元号を併記した．また，時代区分に関しては，西暦による表記（例：1900年代）を優先したが，元号による表記を用いた箇所がある．
- ・年表について，時間軸を遡って表記した年表がある．
- ・本論の引用文中には差別的表現があるが，原文の歴史性を考えてそのままとした，

# はじめに

## 1. 本研究の問題意識と目的

近代日本の衛生思想が成立する過程において、優生思想および優生学が果たした役割を歴史的観点から考察することは、現代日本における生命倫理について検討する上で不可欠の要素であると考えられる。従って、数多くの国内資料の中に散在する様々な生命倫理に関わる歴史的知見を比較検討して整理することは極めて重要なテーマと言えよう。

我が国では、戦後の民主化を経て、なお50年余りにも渡る長期に渡り、精神障害者と分類された者に対しては、本人の同意に基づかない強制的優生手術を為し得るという今日的観点からは驚くべき法律が温存されていた。1996年に「母体保護法」として改正されたその法律こそ悪名高い「優生保護法」であるが、その改正がこれほど遅延した第一の理由には、我が国において精神障害者を「自己決定権が認められるべき個人」の例外として取り扱うことを、一つの見識として、ある意味では社会的教養の一つとして尊重する立場が、人々の間にしっかりと根付いていたことが考えられる。

優生保護法の第一條には、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という公益上の目的に適うよう準備されたものであることが明確に主張されている。この公益上の目的を重視する見識を裏打ちするものとして、優生思想が広く日本社会全般に敷衍され、重要な役割を果たしたものと思われる。

今日の先端医療の世界では、遺伝子操作により iPS 細胞が開発され、単に再生医療に應用されるのみならず、iPS 細胞を利用した遺伝子治療へのより積極的應用も進んでいる。網羅的出生前診断とゲノム編集技術を手にいれた現代社会は、「新優生学」の時代を越えて、一挙にヒト遺伝子プールからの「障害遺伝子」排除と、もはや治療の領域を超えた遺伝子エンハンスメントという危険な領域へ踏み出そうとしているかのようである。

マスメディアによって頻繁に報道される国内外の研究状況のニュースを視聴するにつけても、無邪気さを伴う大いなる期待が報道の背後に隠れていることに気づかされる。人類は正に自らの価値判断に基づいて、自らの生体自身を作り変えようとするいわゆる「ゲノムデザイン優生学」時代への入り口に立っているとと言っても過言ではないように思われる。

生命科学の技術進歩によって急変する社会状況の中、ヒトの生命あるいは遺伝子を対象

に人為的な選択・改変を行うことに伴う諸問題をいかに解決するべきか、オルダス・ハックスリーが「かくあるべからざる地獄図」として描いた『すばらしい新世界』ではなく、倫理意識に則った内面的にも豊かな新世界を実現することが求められている。我が国において今後いかにより望ましい社会的合意形成を図っていくかは、従来にも増して喫緊の課題となっているのである。

## 2. 研究の背景

### 1) 健康観の確認

健康がどのようなものであるかについて、今日最も普及している定義は、WHO 憲章(1948)の前文に示された以下の定義である。

A state of complete physical, social and mental well-being and not merely the absence of disease or infirmity. (WHO Constitution, 1948)

日本では、「健康とは肉体的・精神的・社会的良好状態であって、単に疾病・虚弱の不在のみではない」と邦訳され、続けて「到達しうる最高の健康水準を維持することは万人のもつ基本的権利の一つ」であり、「各国政府は自国民の健康についての責任を有する」と謳われている。この定義は、中学校あるいは高等学校の教科書にも掲載され続けており、例えば、「健康に対する考え方は、歴史的・社会的諸条件の変遷とともに大きく変化してきた」と示し、1978年のプライマリー・ヘルス・ケアに関する「アルマ・アタ宣言」、1986年の健康の考え方に関する「オタワ憲章」（健康は、生きる目的ではなく、むしろ生きるための基礎であり、健康は身体的能力であると同時に、社会的・個人的資源である）を紹介している（一橋出版 1997）。

WHOの健康認識が生まれる以前の健康観は、主として生理学主義に支えられたものであった。それは、真・善・美の究意の具現化として捉えられたギリシャ時代の健康観に支えられたものである。キャノンは、恒常性が環境との絶えることのない適応過程として認識されるべきことを説いている。これに応じて、ウィリアムズは、健康とは人が十分に生活し、最もよく奉仕できるように、よく生活環境に適応できている状態であると述べ、また、

ジーゲリストは、健康とは自然と文化と習慣とに制約を受けて一定のリズムの下に生きているわれわれの身体が、そのリズムを破らないで保っている状態である、また、健康とは、身体が生活からの要求によく耐え、いろいろな生活条件の変化に対して、一定の範囲内では、速やかに適応することができるように内臓諸器官が調和と統一を保って活動している状態であるとしている。生態学的な認識に立ったこれらの理解は、WHOによる健康の理解に大きく影響を与えるといつてよいであろう。

一方でこのような自然科学的な認識とは別に、健康観というとき、人間や社会の価値体系において健康をどう位置づけるかという問題が提起される。従来、健康が人々にとって、この上ない至宝であるという表現で、健康を位置づけようとする見方がなされてきた。ギリシャ時代の詩人ユベナリウスによって述べられた、「健全な身体こそ、健全な精神が宿れかし」という希望は、心身の合致した健康こそ無上の価値をもつという期待を意味している。

ロック（服部 1967:8）はこの言葉はこの世における幸福な状態の、手短ではあるが意をつくした表現であり、この両者を具えている人は、そのうえに望むものはほとんどないであろうと説いている。健康がいかにわれわれの仕事と幸福に必要であり、また、困難と疲労に耐えられる頑強な体質が、なにごとにせよ世に秀でようとする人に、いかに必要であるかは、非常に明白で何ら証明を要しないと言う。知育・徳育・体育に着目したスペンサーにあつては、健康を保持することは義務（duty）であるという信念が一般に浸透するときのように、身体と精神の両方が適切に考慮されるときがくれば、このこと以上にその時代を推進させるものは他に何も無いであろうとし、健康の法則に対するすべての違反は身体的な罪であるとも言う。

ルネ・デュボスは「健康とは人が生まれながらに受け継いでいる潜在的能力を可能な限り発揮できることである」（田多井 1977）と定義している。そして、誰もがさまざまな障害や弱点を持ちながらも、その潜在能力を十分に発揮し、ともに支え合い、積極的に良好な状態をつくっていくことを求めている。

一方、マクダモットは、「健康とは、個人がその人固有の遺伝的條件、自然ならびに文化的な環境によって規定された状況において、どれだけ効果的に機能できるかという相対的なものである」（社会医学事典 2002:2）と定義している。環境と人間との良好な関係の結果としての状態を健康状態とし、能力の発揮だけではなく、人生や生活の質の高さを目標



に掲げている。健康であることは、すべての人々にとって基本的な願望であるが、近年は、それ自体が目的であり到達点であるという考えよりは、むしろ建設的な人生のための現実的な資力、手段的などらえ方として考えられる場合が多い。

このような議論を踏まえ、本稿では、健康とは「生活全般が良好に営まれている状態」（根村 2000:157）であり、自己実現に向けて、潜在的能力を可能な限り拡大し、安全で文化的なライフスタイルを獲得していく過程であると捉えることにしたい。

## 2) WHO の遺伝医学に関するガイドライン作成の経緯と問題点

WHO は、現代の遺伝学と優生学との関係をどのように解釈しているのか、『遺伝医学と遺伝サービスにおける倫理的諸問題に題して提案された国際的ガイドライン』（1998）に着目して確認しておきたい（根村 2000:153；松原 2003:80；玉井 1997）。

優生学に関する議論は、本ガイドラインにおいて一切展開されていない。しかし、非公式草案『世界保健機関による遺伝サービスの提供に関する倫理ガイドライン』（1995）では、出生前診断の普及とその結果に対する厳しい批判意識が認められる。つまり、人類遺伝学の目的は、遺伝病の診断と治療と、第一次的予防（栄養失調や環境的あるいは職業的に催奇（形）物質にさらされることにより起こる遺伝子や染色体への損傷を防ぐこと）であり、第二次的予防（効果的な治療や十分な支援サービスが手に入るまでの間、遺伝性の疾患を持つ家族がすべての関係者にとって最も害の少ない方法として、避妊や出生前診断によって疾患をもつ胎児を中絶すること）は過渡的な方法であり、真の予防ではないと論じている。

また、現代の遺伝学と優生学との関係について、「国家が強制するプログラム」とともに「個人や家族の自由意志による自発的な行動」、「計画的プログラム、あるいはその方針によって選択を迫られた社会・個人・家族が生み出す予期せぬ結果」、「社会・個人・家族が下す選択の偶然の結果（社会的な選択には遺伝性の疾患を持つ人に対して医療・経済・社会的な支援サービスを提供しないことを含む／個人や家族の選択には避妊からドナーの配偶子の使用、出生前診断によって疾患をもつ胎児を中絶することを含む）」までも含めて「優生学」と意味づけている。しかも、社会・個人・家族の選択の予期せぬ結果の具体例には、自ら加担したイギリスでのベータサラセミアや脊椎形成不全の激減などを挙げている。そして、「このような決断が積み重なることでもたらされる結果は、潜在的で意図しな

いものであるとしても、優生学的な結果になりうること、さらにはその結果が、その遺伝性疾患を持っていても墮胎されることなく生まれてきた人たちに対する差別につながりうることは、決断を迫られている個人や家族にサービスを提供するにあたって心に留めておくべき重要なことである」と論じている。加えて、今日の遺伝学専門家の中に「かつての優生学運動の唱道者の主張がそのまま残っている」とも指摘している。

しかし、中間草案『臨床遺伝学および遺伝サービスの提供における倫理的問題に関するガイドライン』では、「予防は優生学ではない」、「個人・カップルの選択が結果として疾患の発生率を下げることになるのは優生学ではない」としており、出生前診断と選択的中絶に対する権利意識の後退が認められるのである。また、「自発的アプローチの必要性」に記載された「今日まず大切なことは、ある種の優生学を避けねばならないことである」という記述について、松原は、これは強制的な優生学は避けねばならないが、自主的な優生学は容認できることを示唆していると指摘する。

結果、最終版では、優生学については一切触れず、遺伝子治療とヒトゲノム解析について述べた後、遺伝学はこの世に、「優等な遺伝子」または「劣等な遺伝子」というものは存在しないことを教えてくれるという記述があるだけで、「差別防止の必要性」という独立した項目も削除されている。さらに、「出生前診断は、本来、自由意志でなされなければならない。両親になるカップルは、自身の遺伝的疾患が出生前診断を受ける理由になるか、罹患している胎児を中絶するか否かについて決断しなければならない」と「自己決定」の必要性が語られるだけにとどまってしまった。

草案における、遺伝医学と優生学の関係に対する明確な態度、つまり「人の遺伝子操作は優生思想につながる、危険だ」（米本 2000:9）という問題意識はどこへ行ってしまったのか。例えば、米本（2000:47）の指摘する J・ベックヘイズ（ハーバード大医分子遺伝学教室）の主張や、ドイツ保健学会（1980 年、ベルリン）シンポジウム「ナチス医学・タブーの過去か不可避の伝統か」、あるいは、世界で初めて人間の遺伝子操作と人権問題について明確な考え方を打ち出した 1982 年欧州会議勧告「何人も遺伝的に操作されない権利（欧州人権規約）」など、1970 年代以降の欧米諸国で展開された「遺伝学」および「優生学」研究の成果を踏まえたガイドラインとはなり得ていないように思う。WHO の今後の調査研究に期待したい。

### 3) 優生学史研究の動向 — 優生思想の解釈と危倶

「優生学史」が科学研究の主題のひとつと認知されはじめたのは、1970年代のことである。19世紀末以来、欧米の中産階級は、労働者階級の急速な膨張と戦争による逆淘汰への危倶を背景に、優生学への関心を広げ、優生学研究は欧米諸国にも波紋を広げていった。特にアメリカでは、海外膨張と国内人種差別・移民排外主義の高まりにともなって、優生学研究・優生保護運動が進展していく。そして1990年代にはすでに優生学史研究という領域が科学史学や歴史社会学、近現代史研究の中に定着していた。

一方、日本はその出発自体は決して遅くはなかった。鈴木善治は1965年以降の、「科学史研究」および「生物学史研究」などへの投稿論文をとり纏め、通史『日本の優生学—その思想と運動の軌跡』（1983年）を発表している。1980年代に入ると、近現代史、社会思想史、社会福祉思想史、社会事業史、衛生思想史、教育史、女性史、性と生殖の歴史などの領域で、優生学に関連する歴史上の諸問題を検討する作業が個別に開始された。とりわけ1991年以降の「科学史研究」において、鈴木が松原や坂野との共同研究として、優生学史研究の動向を展望した一連の論文は<sup>1</sup>、日本における優生学の概略を把握する上で適書といえよう。

また、先端医療技術の倫理問題を考える中で、優生学が非常に重要な問題となることを予見し、「ファシズムとの対決、より正確に言えばナチズムとの対決」の必要性を強調したのは、管見の範囲で、米本の「現代史のなかの優生学—岐路に立つ生命観」（技術と人間、1980年3月）が最初である。米本は、歴史研究の必要性と現時点を少しでも相対化し批判の立脚点を探究する態度の必要性を求め、この論文以降、積極的に優生学史研究を展開している<sup>2</sup>。

松原（2000:117）は、特に第二次大戦後の優生保護法の展開に焦点を当て、日本の優生学の歴史と現在につながる問題を分析している。優生学の支持者たちは、繁殖または出生

---

1 鈴木善治・松原洋子・坂野徹（1991）「展望：優生学史研究の動向（Ⅰ）」『科学史研究第Ⅱ期』30（180），225。鈴木善治・松原洋子・坂野徹（1992）「展望：優生学史研究の動向（Ⅱ）」『科学史研究第Ⅱ期』31（182），65。鈴木善治・松原洋子・坂野徹（1995）「展望：優生学史研究の動向（Ⅲ）」『科学史研究第Ⅲ期』34（194），97。松原洋子（1997）「民族優生保護法案と日本の優生法の系譜」『科学史研究 第Ⅱ期』36（201），42。

2 米本昌平（1980）「現代史のなかの優生学・岐路に立つ生命観」『技術と人間』50-63。米本昌平（1981）「優生思想から人種政策へ—ドイツ社会ダーウィニズムの変質」『思想』688，73。米本昌平（1982）「遺伝子操作と人権—試験管ベビーと遺伝子治療をめぐって」『技術と人間』22。米本昌平ほか共著（2000）『優生学と人間社会』講談社。

が望ましい人間の出生を奨励する（促進的優生学 positive eugenics）一方で、繁殖や出生が望ましくない人間の出生防止（抑止的優生学 negative eugenics）を主張した点、また、こうした選択的な出生の奨励および防止は、程度の差はあれ国家、民族、人種といった人間集団の利害と結びつけられ、その一部は保健政策を含む広義の人口政策として実現されたという指摘は極めて重要な所見である。

### 3. 戦後の保健教育における優生学思想とその撤収

戦後の保健教育は、「第一次米国教育使節団報告書」（1946）を契機に重視されるようになる。つまり「保健教育（health education）は小学校において重大な欠点があるように思う、そこでは生理（physiology）も衛生（hygiene）も、実際にはほとんど教えていないのと同様である」（教科教育百年史編集委員会 1985:45）と指摘され、「個人および家庭のじゅうぶんな保健実行はいうまでもなく、細菌学（bacteriology）、生理学（physiology）、公衆衛生処置（public health measures）の基本的小および実行上の要旨、例えば栄養（nutrition）」などが求められたことによる。第三次学習指導要領改訂（1968～1970年）においてようやく保健教育と安全教育の地歩ができたと評価されている。

同様に、保健教育を体系的に捉える教科教育法の類い、つまり「健康教育学はかくあらねばならぬとする規範が示された」のもこの時期まで待たねばならなかった。その著の中で森昭三（1967:27）は、価値ある健康の保持増進に教育が援助することができることを前提に、次のように記述している。

「第一に優生学的認識（eugenic conscience）を育てること（すなわち次の世代へときわめて遠隔的にではあるが生得的内部的な健康条件を整えるように働きかけること）によって、健康を高めることに貢献することができる。例えば、遺伝学の発達によって優生結婚を適切に行えば、劣悪な遺伝的疾患をもつ子供の出生は防止できるのである」

「第一に生得的内部的な健康条件を整えなければならず、……優生結婚、民族優生の問題が強調される」

全体を通してかなり多くのアメリカの文献を引用しているが、同時期の優生学史に関する文献を参考にした形跡は認められない。元日本学校保健学会会長で、我国の学校保健、ならびに健康教育の先駆的存在である森照三が、1967年初版と1975年の二版ともに、「優生学的認識」の解釈を慎重に吟味していないことは妥当ではない。

ところが、当時の教育界においては、文部省も含めてむしろこの考え方が定着していたといえる。つまり、高等学校学習指導要領保健体育編には「母子衛生・家族計画・国民優生」(1960年)、あるいは「結婚と優生」(1970年)が指導項目として提示されているのである。教科書<sup>3</sup>にも、「優生保護法」を法的根拠に、下記を明記した上で、優生結婚の立場から家系調査の必要性を強調している。

「とくに悪質な遺伝性疾患が伝えられることを防止するため、精神分裂病・そううつ病・全色盲・血友病・遺伝性奇形などの遺伝病を有する場合や、出産により母体に危険がある場合には優生手術や人工妊娠中絶が実施できることになった」

「相互の家系に遺伝的欠陥や疾病がある場合には、なるべく、結婚を避け、不健全な子孫が生まれたり、その家系だけでなく社会的にも不幸をまねくような疾病のある人は、子孫を残さないようにしなければならない」

しかし、次の学習指導要領改訂に伴って、「国民優生を強調するあまり、身体的・精神的に障害をもつ人の人権が侵される傾向や、障害をもって生まれてきた子どもの生命を軽視する社会的風潮も指摘されるようになった。そのため、優生保護法を再検討しようとする傾向も強まってきている。」と、優生思想は後退し、1978年から「優生」に関する項目は削除され、教科書の記載内容もそれ以降徐々に変化していった。

この社会的背景には、脳性マヒ障害者団体「青い芝の会」の羊水検査反対運動、および国家による優生思想の押しつけを激しく非難して優生保護法撤廃を求める運動とともに、1972年の優生保護法改正案提出（①中絶の対象から経済的理由を削除し、精神的理由を加えること ②胎児条項を設置すること ③優生保護相談所の業務に初回分娩の適性年齢の指導項目を導入すること）と、その後の壮絶な展開がある。

---

3 文部省検定済教科書(1971・1977)『保健体育』一橋出版、文部省検定済教科書(1975)『高校保健体育』講談社。

優生保護法は 1996 年に母体保護法に改正されたが、3 年後の高等学校学習指導要領 (1999) 改訂により、教科書内容もつぎのように変化した。

「結婚にさいしては、健康診断などでおたがいの健康状態を確認することが望まれます」、  
「妊娠・出産には適齢期があると考えられています」、  
「家族計画はすべての子どもは待ち望まれて生まれてくる子どもでありたいという願いのもとに進められています。家族計画はおもに受胎調節によっておこなわれています。妊娠を望んでも得られない夫婦には、排卵を誘発するホルモン剤を使用したり、人工受精、体外受精などの治療がおこなわれています」、  
「妊娠しても出産を望まないときに胎児や胎盤を手術や薬によって母体外に排出することを人工妊娠中絶といいます。わが国では、母体保護法により一定の条件つきで認められています。しかし、人工妊娠中絶は胎児の生命を奪うことであり、安易な中絶は生命尊重のうえからも問題があると指摘されています」(一橋出版 2002)

教科書を利用し、他教科との関連性を考慮したうえで、いかに教育していくか、担当教員の力量に期待したいところであるが、このような内容で、果たして「ヘルスプロモーションの考え方を生かし、生涯を通じて自己の健康を適切に管理し、生活行動や環境を改善していくための資質や能力、即ち実践力の育成を図る」(文部科学省 1999:75) ことが可能となり得るであろうか。ヘルスプロモーション、つまり「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである(オタワ憲章)」ことを踏まえた保健教育の展開が求められている。加えて、WHO 第 4 回ヘルスプロモーションに関する国際会議(ジャカルタ、1997 年)では、これまでの成果を基盤に、①健康に対する社会的責任を促進すること ②健康に向けた投資を増やすこと ③健康のためのパートナーシップを強化し拡大させること ④コミュニティの能力を高め、個人の力を引き出すこと ⑤ヘルスプロモーションのための基盤を確保すること、の 5 領域が 21 世紀ヘルスプロモーションの優先順位として示されているのである。

優生思想および優生学的内容の文字を削除しただけで、子どもたちに健康的なライフスタイルと新しい生命倫理規範の獲得を求めることには限界があろう。むしろ、遺伝医療と生殖技術が飛躍的に日常生活に浸透することが予想される 21 世紀において、「優生学史」研究の成果を十分に生かしながら、歴史から学び前轍を踏まないという姿勢を育むことの

必要性は極めて高いといえる。「結婚にさいしては、健康診断などでおたがいの健康状態を確認することが望まれます」という教科書の行間に、今なお、より優れた民族的素質を伝えていく国民優生の立場があり、優生結婚を求め、家系調査を要求する国家政策の意図が根強く残っていることを懸念せざるを得ないのである。

#### 4. 研究仮説と本論文の構成

本論文は、筆者のこれまでの研究成果に若干の新たな視点を加えながら、我が国における優生思想に関する社会史的考察をまとめ直したものである。本研究は、近代日本の優生思想および衛生学の歴史を大きく5期に分け、優生思想がどのような過程を通じて民衆の意識に浸透していったのか、その社会的受容の経緯を明確にすること企図している。本論文は、「はじめに」「おわりに」も含め、全体で7章から構成される諸議論を通じて、この目的を達成しようとしている。まず、「はじめに」においては、近代日本における衛生思想と優生学の歴史を俯瞰し、課題設定と本研究の目的を要約する。そして、「おわりに」では、研究仮説の検証を行うとともに、総合考察を行い、本研究で得られた知見から、研究の意義と課題について総括する。

第1章では、近代日本の衛生思想成立過程における優生思想および優生学について、その誕生の経緯を明確にするため、特に明治初期に焦点を当て分析を試みている。日本の優生思想および優生学の歴史は、明治初期の欧化思想の影響を受けて人種改良への解決策を雑婚に求めた時期、明治中期以降のゴルトン優生学流入に伴い、最先端の学問として優生学が流行した時期、大正後期以降、優生学の研究体制づくりと啓蒙運動が盛んになった五つの時期に分類している。戦前に模索され生み出され蓄積された優生学の学問体系が、本格的に政策に取り込まれて登場したのは戦後のことであった。この点に鑑みて、両者の連続面と乖離面について検討する。

第2章では、国家による人的資源としての国民管理と衛生取締の実相解明を主軸として分析を行なう。とりわけ、近代日本にとって「衛生」とは何であったか、可能なかぎり学際領域を意識しながら、科学史、生物学史、医学史はもちろん、人種学、社会衛生学、公衆衛生学、民族衛生学、精神病学、人類遺伝学、優生学、生命論といった文脈の中に、衛

生思想史のおよび衛生学史の課題を探ることを目的とする。

第3章では、近代日本の警察的衛生行政と社会的排除について、とりわけ違警罪即決と衛生取締事項を中心に分析を試みる。近代国民国家はなぜか「衛生的」である。悪質な伝染病を根絶するためには国家的な「衛生」管理が必要とされた。また、質のよい、すぐれた労働力と防衛能力をもった国民を確保するには、まずは健康を保持増進する制作が必要とされた。しかし、衛生思想の急速な普及の背後には、人権尊重の立場からみると身体の奇形や障害に対する誤った「差別」意識が見え隠れしており、そこにも国家の関与が疑われる。もっとも、近代合理主義的発想からすれば、国民は正常な身体をもっているのが当たり前で、異常な身体を持つことは由々しきことと考えられたのである。

さらに、これまでの研究を纏める中で、監視と摘発、消毒と排除、収容と隔離の衛生システムは、社会的差別と排除の色彩を色濃く呈する枠組として、「人的資源」の国家管理を具現化したことを指摘した。これらの知見を踏まえ、衛生思想および衛生システムが社会的に受容される過程について、特に、世界でも稀な極度の中央集権性を特徴とした戦前の警察に視点を置き、広範な活動領域に占める衛生行政の位置づけと実態把握を試みることも課題の一つと言えよう。そこで、仮説「近代日本の衛生思想は、医学的正義の名のもとに、警察行政を通して、伝染病者のみならず、身体に奇形や障害をもつ人々を社会から排除していった」を設定する。併せて、歴史的経緯について全体像を把握するために、「警察的衛生行政関係年表（1865-1948年）」（資料1）を作成する。

第4章では、近代日本において、優生思想および優生学がいかに民衆の中に浸透していたのか、その社会的受容の経緯について、とくに東京帝国大学医学部生理学教室教授でありながら、断種法および優生学に傾倒した永井潜の言説と啓蒙活動に焦点を絞り、再考を試みる。「日本の断種法制定運動のリーダー」と誰もが認める永井潜がメディアを通していかに啓蒙しようとしたのか、特に新聞記事を取り纏め、1957（昭和32）年5月17日の訃報から遡るという方法で、年表「朝日・読売新聞記載記事に見る永井潜（1957-1911年）」（資料2）を作成する。

第5章では、後藤龍吉が主宰した『ユーゼニックス』および継続誌『優生學』の分析を行なう。『優生學』は本邦発の優生学に関する雑誌でありながら、そこで取り上げられた思想の研究は、凡そ十分と言えるものではない。それは、全号を所蔵する研究機関が存在せず、研究者がこれらを容易に手に取ることが難しかったことにも一因していよう。筆者は本研



究に先立ち、その全号の所在を発掘し手中に収め、全巻全号を復刻することができ得た点は、当該分野に貢献できたと言えよう。後藤は『優生學』の出版のみならず、学術と実際との連携を目的とした『関西醫事』の刊行を通して、医学情報提供と共に医事行政や医学界に対する警告を発し続けていく。後藤がなぜ、日本優生学会を主宰し刊行するに至ったのか、その背景を明らかにするとともに、年表「日本優生学年表（1917-1943年）と日本優生学会機関誌『優生學』（1924-1943年）および『関西醫事』（1929-1941年）」（資料3）を作成し、後藤の『優生學』および『関西醫事』の関連性についてまとめる。

# 第1章 近代日本の衛生思想

## はじめに

近代日本の成立過程における優生思想および優生学について、歴史的視点から考察することは、今日的な生命倫理問題を考える上でも、極めて重要である。日本の優生思想および優生学の歴史は、大きく、明治初期の欧化思想の影響を受け、人種改良を雑婚に求めた時期、明治中期以降のゴルトン優生学流入に伴い、最先端の学問として優生学が流行した時期、大正後期以降、優生学の研究体制づくりと啓蒙運動が盛んになった時期に分けられる。本稿では、その誕生の経緯を明確にするため、特に明治初期に焦点を当て、分析を試みたい。

戦前に模索され蓄積された優生学の学問体系が、本格的に政策として現われたのは戦後であった。この点に鑑みて、両者の連続面と乖離面についても言及することにしたい。

## 1 明治期における衛生思想

### 1) 明治期における衛生行政の展開

近代日本における統一的な衛生行政は、1872(明治5)年の文部省「医務課」の設置ならびに1874(明治7)年の「医制」にはじまる。「医政ハ即人民の健康ヲ保護シ疾病ヲ療治シ及其學ヲ興隆スル所以ノ事務トス」(第二条)を目的に、文部省医務局の下に全国を七区に分ち、それぞれに衛生局を設けるなど、「学制」と近似した体制がとられた。翌1875(明治8)年、医学教育行政を残して、衛生行政事項全般は、文部省から内務省中に新設された「衛生局」に移管され、長与専斎が引続き局長を努めた。明治10年代にはいと、衛生行政の主要課題は、急性伝染病の予防事業に移行した。ことに1877(明治10)年に10万人以上の犠牲者を出す大流行をみたコレラの蔓延は、草創期衛生行政における最大の懸案であった。衛生は健全な労働力、兵力の確保の観点から殖産興業、富国強兵策の重要な柱と考えられており、地方行政組織の上によって警察力を背景に強制された。人々は、消毒・隔離の名の下に有無をいわず家の中に踏み込み、隔離病院へ家族を送り込む警官の方を恐れていた。それは隔離病院とは名ばかりで、医療はほとんど行われず、生きて帰れる者が極めて少なかったからである。明治12年、東京大学医学部講師チーゲルは、日本で最初の大学医学部における衛生学講義を行い、「衛生警察学」(大井訳1880)を紹介している。衛生学と

体育という新しい科目は、主に欧州で発達して日本の進歩的な改革者たちによっていち早く取り入れられたのであるが、全国の国民を医療の対象として構築し、日常生活のすべての領域にわたる規範を発達させた。しかし、同時にこれらの規範は国家的政策を直接個々の人間の身体に組み込むことになり、次第に衛生学は人間の監視と規制へと拡張したのである。

対外戦争や国際交流の拡大に伴い、コレラ・チフス・ペスト・赤痢などが国内に流行したが、防疫対策の財源には売薬収税金があてられ、地方財政に押し付けられた対策は貧弱なものとなった。なお検疫停船その他のことを審議させるために、1879(明治12)年に中央衛生会、地方衛生会が設立され、さらに衛生問題の啓蒙の為に1883(明治16)年には官民合同の大日本私立衛生会が設立され、機関誌『大日本私立衛生会雑誌』(のち『公衆衛生』と改題)が刊行された。

急性伝染病が落ち着きをみせてきた明治後半になると、社会の安寧秩序、国際的な体面を重んじた対策が加えられた。すなわち、1900(明治33)年娼妓取締規則の制定により花柳病の検診が行われ、同年精神病患者監護法の制定、食品衛生に関する法律の公布、1904(明治37)年肺結核予防令、1907(明治40)年癩予防法などの公布をみている。労働衛生に関しては、後藤新平を主査とする職業衛生調査会が発足し、その報告は1903(明治36)年「職事情」<sup>1)</sup>として公刊されている。1911(明治44)年紡績業を中心とする中小企業家の反対をこえて工場法が成立し、第一次大戦後の経済恐慌、ストライキ、小作争議への社会政策的行政の対応として1922(大正11)年には健康保険法が成立している。

防疫体制から出発した衛生行政は、その事務を道府県警察部が所管する警察的取締を主とするものであったが、昭和に入ると次第に国民体位の向上をめざすものへと変貌したのである。

## 2 明治初期の養生論と衛生論における優生思想萌芽の痕跡

### (1) 論著類から

明治維新以降明治30年前後までに刊行された養生論および衛生論の刊行概数は、各々ほぼ五〇編程度であると推定されている(滝澤1993)。両者共に、明治前・中期文化の主要な特性としての「啓蒙性」と「通俗性」の影響を基底としつつ、詳細な西洋画法による人体解剖図譜、生命統計、飲食物成分分析、病原体図譜、上下水道配管、諸衛生設備(厨房・電燈・便所等)、各種測定器具などの図解・表・挿絵が多く挿入されている。

また、近代養生論における記載内容は「飲食物およびその摂取法」「運動」「養生の目的」の三項目が必携項目であった。一方、近代衛生論においては近代養生論と近似しているが、記載頻度や軽重に若干の相違がみられ、「飲食物およびその摂取法」「伝染病予防」「空気・大気」「衛生の目的・総論」「家屋・住居」が10編以上の著に記載されている。さらに、近代養生論には含まれていない事項としては、「職業論・職業衛生」「婚姻」「人口動態・疾病統計」「国民論」「照明」「学校衛生」「日本・欧米の衛生制度」、伝染病予防関連の「死体の処置法・埋葬法」「公共施設論」「都市論」「汚物処理法」などがあつた。性に関しては詳細な解説がある書、あるいは全く記載のない書もあるが、結婚による性交によって子孫を存続・繁栄させること、梅毒・痲病等は買淫を避けることが予防法であることなどが論じられている。また、伝染病の基礎論については、環境説・接触感染説が採用され、病因も「伝染毒」と表記されるなど、ドイツ医学による細菌説は明瞭に記載されていなかったようである。

明治初年代の刊行は、緒方惟準『衛生新論』1872(明治5)年の一遍で、西洋近代医学に基づく健康形成論の表題に「衛生」概念が適用された初例である。次の内田孝太郎『衛生摘要』1878(明治11)年までは空白の時間があることから緒方は極めて先駆的であつたといえよう。また、田中亀吉・小川鏡三郎共著『衛生要論』1880(明治13)年は、「衛生とは健康を保護し生命を延長するの法」であり、「衛生委員」を設置し、「一人之幸福大いにして国家之富強に小補あらんを希望す」と論じているが、遺伝および優生学的内容についての記述は本書からは見出せなかつた。

## (2)『大日本私立衛生会雑誌』1883(明治16)年創刊初期から

1883(明治16)年、会頭に佐野常民、副会頭に長輿専齊、幹事に石黒直恵、長谷川泰、松山棟庵、三宅秀ら、当代一流の医学者を中心に、内務省衛生局、陸海軍衛生関係者、医科大学、そして、地方の衛生局者から一般の医師までを結集し、1500名の全国規模で発足した大日本私立衛生会とその機関誌『大日本私立衛生会雑誌』(1883~1912年、通巻356号)を通史的に分析することは、優生思想史および優生教育史上極めて必要性の高い課題である。「健康」「遺傳」「優生」については、つぎの記述が掲載されているが、この創刊初期に積極的に展開された形跡は認められない。

松山棟庵(1883:2)は、「衛生法普及ノ考案」において、「我衛生會ノ趣旨ハ全國ノ人民ヲシテ身軀ヲ健康ニ保チ且其精神ヲ活潑ナラシムルヲ以テ目的トス是レ則チ邦國富強ノ一

大基礎ナレバナリ」とし、「都府ノ衛生, 田舎ノ衛生, 軍陣ノ衛生, 学校ノ衛生ノ類ノ如ク」に分科考究し、「衛生誤解ノ弊害」を一掃することができなければ本会の目的は達成できないと説く。

「遺傳」という語の初見は、武昌吉「梅毒ノ蔓延ヲ防スルノ策」(武 1883:6)である。コレラ病は伝染した者の災厄だけで済むが、梅毒は絶え間なく伝染し、「終身不健康ノ人」になり、「且其毒ヲ他人ニ伝フルノミナラズ亦子孫ニ遺傳ス社会全部に對シテハ虎列刺ヨリモ巨害アル伝染病ト言フテ可ナリ」と伝染病と遺伝を明確に区別できていない。そして、蔓延の原因は「第一密賣淫ノ増殖第二交通ノ頻繁第三風俗ノ淫猥」の三点であるという。

副会頭長興専斎は「婚姻弊害論」(長興 1884:1)の中で、婚姻は人間生涯の禍福栄辱を決定するのみならず、その利害は後世子孫に伝わるものなので十分に注意すべきであると前提し、癩病癩癩等の「遺傳病」には十分注意すべきであると説く。また、「年齢健康知識品行及ビ學術資産」の四条件を掲げ、「健康」を三段階に評価し、結婚相手の最良レベルをつぎのように提示している。「男子ハ容貌端正ニテ筋實逞シク學事活潑ニテ輕佻ナラズ胸郭厚クテ言吐洪大ニ眼烟明ニテ顔色紅實堂々凛々一見シテ大丈夫ノ相貌アルモノヲ夫婿適格ノ者トスベシ」「女子ハ容姿端麗ニテ神秀艶筋肉實シテ顔色紅ニ聲音清クテ胸郭厚キ者ハ其體格恰モ嫁ニ適スルモノトス」。長興は、遺傳病について比較的正確に理解しているが、「容姿端正」および「容姿端麗」までも優生学の範囲に含めている点は、その後の生命倫理観の変遷を考察する上でも興味深い。

また、会員からの質問に応える「質疑答辨」欄では、「乳母選定法」の解答に、「體質全ク健康ニシテ其親族ニ遺傳病ナク又傳染性疾患ヲ有セス」(山崎元脩 1884:34)ともあり、遺傳病に関する科学的理解の欠如が恐怖感を一層強めている。

一方、日本で最初の人種改造論を説いた高橋義雄(福沢の弟子)と加藤弘之の雑婚論争は、福沢論吉を巻き込みながら、ベルツが決着をつけたかたちで収束した時期である。ドクトル・ベルツ(トクベルツ 1926)は、演説「日本人種改良論」(1886:2)において、加藤弘之(1990:3)と高橋義雄(1961:15)の論争(鈴木善次 1983:32)に論評している。ベルツは、高橋が論述する習養(体育並びに生計の品位)について、私が既に三年前の本會で演説をしたものと同じ趣旨であるが、「氏ガ人種改良を行フニ雑婚ヲ以テ至重ノ策トナスニ至リテハ余ガ同意ヲ表スル能ハザル所ナリ」と否定の立場を明確にする。そして、欧州人にとっては実に「奇異の想念」を起しうるものであり、雑婚による新人種が優等か劣等かも予測できない「不確實ノ事」を、行うことは甚だ「危険」であることを、諸外国の

「雑婚成績」事例を紹介しながら強調している。また、ベルツは、高橋の改良策は最も忌むべきものであり、真正の改良ではなく人種の變更である、と加藤が指摘する点は同意できる。しかし、両者とも、現今の日本人種のままでは、到底西洋人種との生存競争に全敗し未来の望みはないと主張するが、私はこの説を断じて否定したいと断言する。西洋人種との生存競争、および日本人は「支那人」との婚姻は望まないであろうと指摘している点など、福沢諭吉『脱亜論』(1885年)発表直後でもあることから、「亜細亜東方の悪友」「支那朝鮮」との交際を謝絶し、むしろ「西洋人が之に接するの風に從いて処分すべき」と主張する福沢の「脱亜入欧」路線を背景にしての言説であったと推測できる(姜 2002:10)。

ベルツの「日本人種改良論」は高橋・加藤論とはまったく異なる視点からの指摘であった。①体格で虚弱体質か否かの判断はできない、したがって日本人が虚弱であるとは断定できない ②日本人民の多くは壮健で勤勉でよく働くので、生存競争を恐れることはない ③虚弱なのは、むしろ上流社会であって、生活法を正しく、適良の教育を行い、遺傳を考慮し配偶者を選択せよ、と指摘している。とりわけ、ベルツ論のなかで最も重要視しなければならない視点は、「予測できない不確實の事を行うことは、甚だ危険である」という警告であろう。ベルツ論に対する反響について、続号以降を追跡してみたが特に論じられた形跡はなく、「遺傳」「優生」についても、1889(明治 22)年の佐々木政吉「遺傳論」(:382)まで待たねばならなかった。

### 3) 養生論と衛生論における優生思想の萌芽 — 明治 20 年代から 40 年代にかけて

コントの社会有機体説および社会進化論に、ダーウィンの生物学的進化論を導入して社会進化論としたスペンサーの学説は、明治 4・5 年頃より紹介されていたが、社会進化論として広く衆知されるに至った時期は、明治 10 年代中頃からである。近代衛生論における社会有機体説および社会進化論の影響は主に明治 20 年代以降の著作において顕著になってくる。

その代表格である後藤新平(1882)『国家衛生原理』は、近代衛生論の原理的領域を特定の論じ、最も体系的かつ長期間購読された書である。ダーウィン進化論は国家の衛生原理として機能しうる、衛生法は生理的動機に発して自然淘汰の過程と人為的淘汰の過程を経て健康を享有する方法である、「優勝者」と「劣敗者」間に生じる階級分化に起源する諸矛盾は、優勝者側の道徳的自制によって回避できる、労働者の健康と長寿を労働力の経済的価値に即して理解する、と明解に説いている。これ以降、養生論においても衛生論に

においても、「優勝劣敗」原理が国民総体の健康状態の評価原理であり、健康の保護と生命の維持が国家と個人とにおける統一的義務であるとする言説が展開されていく（紅杏華館主人 1891；伊東重 1892,1897）。

江守敬壽（1882:206）の指摘は、当時の衛生論を集約したものといえる。「遺傳病梅毒肺病脳病喘息瘰癧中風皮膚病等を有する者及び血族婚姻の如きは其害や殊更に甚し」、「我一族の弱きに他族の強きを以て平均補充するは能ず、一大危険を醸成し」には、ベルツ論が反映されている。さらに、「不妊流産虚弱奇形精神病白痴及び其他の諸疾病を子孫に伝へ、血脈を断つに至らん、十分の注意を如へ男女互に年齢健康知識品行学術及び財産等までも探索を遂げ婚礼を行ふべし」と述べる。

三宅秀講述（1901）『家事衛生』は、「肺病癩病梅毒」は遺傳病ではなく、「精神病癲癩盲啞其他一二の奇形なり」が遺傳病であると訂正した。また、結婚は「家筋」を選び、「十分に己を慎まざれば子孫に遺傳病を胎すが如き不祥を来すことあり」と説く。さらに、八種伝染病（痘瘡・発疹チフス・猩紅熱・虎列刺・赤痢・腸チフス・ジフテリア・ペスト）に注意し、家内に瘋癲病者を生ずるときは直ち届出るべきことを指示する。医学界の重鎮である三宅秀にあって、最新の公衆衛生学を提示しながらも、彼の思考には、確実に優生思想の定着が看守できる。

森田忠諒（1905）『通俗家庭衛生学』は、「直接衛生法」（家庭衛生）、と「間接衛生法」（公衆衛生）を区別し、学校衛生・工場衛生・監獄衛生・劇場衛生・公会場衛生・旅館衛生をその範囲に含めている。また、胎教の必要性、および体育知育徳育の三点に注意して小児養育を行い、「健全の身體にあらざれば健全の知識がやどりませぬことをわすれてはなりませぬ」とユベナリウスの論を引用している。さらに、「傳染病」其他急性病、痛風白血病梅毒結核骨病乳癌骨軟症疥癬癲癩精神病に罹患したとき、又心身が衰弱過労したときは、母乳を与へてはいけないことなども詳細に忠告している。

下田歌子（1906）『女子の衛生』は、衛生の目的を疾病予防だけではなく体力増強と長寿に置く。精神病患者白痴聾啞盲等の多くは血族結婚の結果であり、早婚は子孫に虚弱白痴の者を出し、最も遺傳し易いのは精神病神経病であること、殊に大刑犯罪者の血統遺傳に注意することを強調している。そして、「故に吾が日本国民が忠君愛国の精神も亦必ず我らが祖先よりの遺傳と思わるのである」と言及している。

宮入慶之助『新篇養生訓』（1906）は、福岡医科大学教授医学博士宮入が、内務省衛生局の委嘱を受け、国民日常の生活上の心得と衛生思想の普及を目し起草したものである。

特に「衛生は経済策なるが故に一切の衛生事業は算盤勘定に照らし幾分かの利益なくてはなりぬ」と、いわゆる今日の医療経済学的視点を登場させている。「寄生生物処置」の語も見られるが、遺伝に関する内容は見出せない。

最後に、この期における衛生論の到達点は、緒方正清（1907）『婦人の家庭衛生』の著に集約されているとあって差し支えないであろう。恩師ヘーガル氏の褥婦の摂生等を付し、欧羅巴に於ける「先進的婦人衛生」の方針を示す著である。谷本富の「真の女性的女子の天分は、好配偶を獲て之と婚し良妻たり又やがて賢母たるべきに外ならずと信ぜり」、哲学者ジュヴェリナリウスの「健康なる精神は健康なる身体に寓す」との至言は洵に是殊に女子教育に於て永く全科玉條たるべきなり、エレンケイ女史『児童の世紀』より「児童の教育は胎内にある時に始まらず父母結婚の時に生まれりとす」を引用した後、児童の教育を完成させるには自家配偶の選択に注意し、男女とも健全強壯なる者を取るべきであると説く。また、「英人ゴルトン亦善種学の新説を出し、人種改良は結婚の注意に由って期待し得べき事を唱導せり」とゴルトン論を根拠に置いている。「開明国の婦人は廿四五歳」で、「野蛮国は十二歳以内」でも結婚する、其結婚を定める時には選択に選択を重ね、「体質学力人格等」に重点を置き、「強壯なる男女」間に「強壯なる子孫の発生」が可能になるのであって、「虚弱な男女の結婚」は遂に「虚弱な子孫」を作るのみならず、家庭円満をも欠き、或は「精神病を起し親子短命」に終わるといふ道理すら生まれるという。「黴毒や痲病」は「結核とか癩病とか因襲的に忌むべき病氣」に比して左程恐れられていないが、これは大きな誤りであると指摘する。

「血族結婚の弊害」に関する統計が公にされ、我国の「民法第 769 条」の制定となり、三等親内の結婚を禁じられたことは誠に結構である。「両親の胚種」およびその他の胚種には変化が無いが、「受胎後に母の胎内で遭遇する感動」に依って「畸形」若しくは「身體の異常」を起す者があるけれども、これについての学説は寧ろ正確ではないと解説する。また、適齡期について「廿五歳位の婦人が三十五六歳の男子と結婚」することが理想的である。さらに、「矮小な日本婦人」は身体の「雄大なる西洋婦人」と比較すれば「生殖器の發育が不良」で、従って妊娠しても「流産及墮胎」を起し完全な子孫を挙ぐる事が困難であると云う点に帰着するようである、そもそも「人工妊娠法」は英米二国において提唱され、佛独等の國では一笑されている。しかし、不妊の為に家庭内の権利を奪われ、「離婚」されるという時は十分に精密な医師の診断を受け「不妊の原因」を決定すべきである、等々多岐にわたって論じた上で、結論を出す。「婦人の真価意義は能く妊娠し能く児を挙ぐるに



ある、婦人としては生殖機能の完全した者が一番貴く其機能の益々旺盛なのが必要である、彼の生存競争に依って益々進歩すべき今の世の中に於いては益々此感を深くするに相違ないのである」と、優生思想全盛期を迎える準備は完璧に用意されていたのである。

以上、これら近代衛生論の著者にあつては、「衛生論」と「衛生學」の概念は区別して解釈していたようである。例えば、「衛生學 Hygiene 又 Gesundheitslere トハ健康保全ノ道ヲ論スル科目ニシテ即チ百病ノ本源ヲ推究シ之ヲ撲滅預防スル所ノ方法ヲ論スルヲ以テ此學ノ本旨トス……衛生學ノ區域ハ甚タ廣大ニシテ単ニ一個人ノ衛生ヲ以テ目的トスル者ニアラス博ク一郡或ハ一國公衆ノ身體及精神ノ健康保護ヲ司トル者ナリ」（片山国嘉 1885:1）とあるように、衛生學が一個人の健康保持を目的とする学ではなく、公衆の健康保持に寄与する学であると述べている。明治期の衛生学は、同時期の衛生論に比して、内容的には一個人の摂生よりは公衆の健康保持を目的として構成されており、高尚な水準なことが期待されていた。また、実証的実験主義がより顕著になり、自験例も増加するなど文化・科学の方法論が西洋を手本に、国家的規模における国民の健康養護体制が執行されていたといえよう。

さて、学校衛生論は明治 10 年代前半より衛生学領域及び教育学領域双方において重要視される課題となった。この学校衛生に関する論説は、当時の医学者や教育行政担当者によって展開されたが、例えば、東京大学医学部教授三宅秀（大日本私立衛生会幹事・大日本教育会会員）の「衛生ハ教育ノ基本ナル」「教育ナケレハ衛生亦立サル」の主張にもあるように、相補的關係にあつたといえる。この点については、学校衛生主事・学校衛生課長として学校衛生制度の確立に尽力した三島通良、あるいは『大日本私立衛生会雑誌』編集主幹關以雄らもほぼ同様の主張を展開している。瀧澤利行（1991:405）は、欧米の論説を主たる論拠とする關以雄『衛生教育論』（1899）においては、当時の知識界に浸透しつつあつた社会進化論的世界観、特に、後藤新平『国家衛生原理』（1899）の影響をうけていると指摘する。明治後期の衛生教育論は学校衛生論の展開過程での思想的所産であるという逆説も否めず、そこに内在する衛生思想の基本的原理は、国家政策的側面が強調され、西欧衛生学の展開基礎である「公衆衛生」における市民自治や人間性重視などの視点は希薄化されているといえよう。いずれにせよ、明治初年代の近代学校教育発足時における学校衛生、とりわけ学校保健教育が次の分析対象になろう。

## 2 近代学校教育発足時の優生思想および優生学的内容の形跡

### 1) 「養生法」教科の導入とその廃止

1872 (明治 5)年 8 月公布「学制」の第 27 章において「養生法講義」が示され、続いて九月公布の小學教則では、下等小學第五・四・三級で各々週二時間、「『養生法』『健全學』等ヲ用テ教師縷々口授ス」ことが示された。

1872 (明治 5)年より 1879 (明治 12)年に至る近代学校教育発足時において、「養生法」が独立教科として採用され、人身の生理・衛生および養生法が教授されたことは、今日の保健教育の先駆といえるものであり画期的であった。しかし、よりの確な評価のためには、当時の後進国からいっきょに先進国の仲間入りを果たすために、国家主義的見地から教育が左右された現実を把握し、その中で個人衛生的養生思想を基盤とする「養生法」教科がどのように展開されていったかを確認する必要がある。また、「学制」および「小学教則」(文部省)にみられる教育課程は、欧米先進諸国の教育課程を参照し明確な啓蒙志向のもとに構成した教育課程であり、欧米の教育課程の水準において構成しようとしたものであった。しかし、当時のわが国では「学制」の教育課程を支えるだけの条件(教師、教材、設備等)を欠いており、その施行には限界があったことも事実である。

明治 10 年 1 月、文部省督學局、翌 11 年 5 月、文部省小學教則が廃止され、各府県の自由裁量に一任されるなかでも、養生教育は、ほぼ全国的に各府県教則に位置づいており、文部省の高い理想のもとに設置された「養生法」は各府県に着実に受け継がれていた。

「養生口授」教科の代表的教科書であった松本良順・山内豊城共著(1864)『養生法』ならびに杉田玄端訳(1873)『健全学』<sup>1</sup>は、近代的個人衛生啓蒙書としては当時随一のものであり、その内容は近代科学に立脚した専門的色彩の濃いものであり、その意味において十分に価値を認めることができよう。

特に、ポムペ(J. L. C. Pompe Van Meerdervoort 1829-1908)(沼田・荒瀬共訳 1968)から直接蘭方医学を体系的に学び、最先端の医学知識と技術を有し、西洋医学所の頭取という当時の医学界頂点に在した松本良順の著は、初めて環境衛生を医学の範疇に組み入れ、病気の予防および健康形成が養生法の主要な目的であることを明確にし、封建的隷属的身体観ではなく健康の個別性を主張している。そして、「漢字にもくらく、西洋医書をもきき

---

<sup>1</sup> 項目は、天地間万物の生活、機性韓諸元質、血液、血行および呼吸、人身韓、筋・神経・脳髓、分泌及び排泄、食物及び消食機、食料、大気・浴場及び運動、氣候身鰻に関係ある論、健全及び疾病、前編諸侯の応用。

しらぬ輩は、其のままにてはわかちがたらん」と、あくまでも一般庶民に照準を合わせ、日常的で平易な文章化を求め、手習い師匠である伯父山内豊城に補注させるなどの配慮も行っている。

良順は、ポムペの「医師にとってなんら階級の差別などないこと、貧富・上下の差別はなく、ただ病人がいるだけだ」という意思に忠実に、例えば、コレラ蔓延に際して、「防疫費として百円を出資し良順大村宅を施療所として、市民に布達」している。また、父佐藤泰然についても、医師が金儲けに走り、その特権を悪用する社会的悪徳に批判的であったことなどから、良順に身分制度にとらわれない平等感を受け入れる素地が養われたものと解釈することもできよう。

さて、良順は、分離説、保健に関係ある物質、飲食、浴場、運動操作、病名、住所家室、衣服衾褥の類、煙草、睡眠、房事の中の、「房事」の項で、房事には個人差があり、人間自然の本性であるとはいえ、若年の成長期には有害であるとし、梅毒は房事によって伝搬し、生命を損ない、そればかりか子にも伝えて悪病を発する恐ろしい病気であり、一人から幾千人にも及ぶと警告している。また、花街に梅毒病院を設立し、早期発見早期治療を有するしか蔓延を防止する方法はないと提唱し、すでに長崎において娼妓らに梅毒検査を実施していた。西洋科学的教育に転換を図らねばならない文部省にとって、本書はまさに意を得た恰好の書物であり、教科書として提示するだけで、教育方針を明確に示すことができた良書であったものと理解できる。

明治12年、「養生法」教科は、教科書および教授方法が適切でなかったこと、教育課程が欧米の学校制度の影響を受けたこと、養生法は生理学の中で教育すべきであるという文部省の教科観等により廃止された。さらに、明治13年、「改正教育令」の発布と同時に松本・山内共著『養生法』が小学校教科書としての使用が禁止されたが、これは内容の難解さから使用禁止書物の対象になったものと考えられる。

## 2) 「人體問答」にみる優生思想および優生学的内容

当時は各府県でそれぞれ小学教則を定めて管内に布達しており、各府県の小学教則を編成する際に模範となり標準とせられたものは文部省より、むしろ東京師範学校制定「小学教則」<sup>2</sup>であった。このことは、当時の府県の布達などの調査および文部省年報に掲げられ

---

<sup>2</sup> 海後宗臣（1973）『明治初年の教育－その制度と実態－』評論社、239.明治5年8月

ている府県の学事報告等により知ることができる。

明治6年2月の東京師範学校小学教則においては、読物・算術・習字・問答の4教科を主軸に編成しており、文部省のものよりも単純化されていた。さらに、同年五月改正では、下等小学において、読物・算術・習字・書取・問答・復読・体操・作文から編成されており、文部省のそれと比較すると教科数が少なく、読物・問答の中に地理・自然科学・歴史などの内容が含まれている。中でも、「問答」は近代教科としての内容教科を統合した性質のもので、読物で取り扱う教材と独自の入門教材を用いて問答形式によって教授しようとするものであったが、この中からだに関する内容が含まれていたのである。すなわち、下等小学第7級の「人体ノ部分」がそれである。また、入門教材図（掛図）として使用された「単語図」「連語図」の中にも、人間のからだに関する内容が含まれていた。さらに、下等小学教則凡例に「一、課目中小學読本ハ修身・養生及物理ノ箇条多シ。故ニ其ノ要処ハ縷々口授シテ暗記セシム可シ」、上等小学1級「読物」の教材に「初學人身窮理」が提示されている。

東京師範学校教師金子尚政（1874, 1876）によると、生理学の基礎および身体保護を目的としたものであり、具体的方法は三十五分から五十分程度、教師自身の身体を指し示しながら、その呼称および活用を問答形式によって暗記させるというものであったという。

人體問答教科書は、明治8～10年に60冊の出版を確認しているが、国立国会図書館、国立公文書館、東書文庫を介して、本稿で実際に頁を捲ることができたのは、うち32冊であった<sup>3</sup>。

---

から2年間、Marion M. Scott は、アメリカの師範学校をモデルに教科書・教材・教具などを使用し、一斉学級教授法を展開した。唐津富太郎（1975）『近代日本教育史』誠文堂新光社、40。

<sup>3</sup> A. 優生学的内容に若干でも抵触する書14冊（①～⑭）：①江馬元齡（1875.12）『人身問答後編』大垣、岡安慶介 ②上田文斎（1875.12）『校正小學人體問答』大阪、貳書堂 ③吉見重三郎（1876.2）『小學人體問答』京都、三書堂 ④堀野良平（1876.5）『幼學人體問答』名古屋、慶雲堂 ⑤小野田虎太（1876.5）『小學人體部分問答』大阪、田中宋栄堂 ⑥福田宇中（1876.7）『人體圖解問答』大阪、知白堂 ⑦高橋三保造（1876.10）『小學人體問答』名古屋、鈴木吉兵衛。⑧馬場吉人（1876.11）『人體問答附養生問答』東京、青山清吉。⑨真山元（1876.9）『小學人體問答』福井、文明堂。⑩永田方正（1876.12）『小學人體窮理問答』大阪、岡田茂兵衛。⑪阿保友一郎（1877.6）『小學人體問答定度』三重、桂雲堂。⑫永沼小一郎（1877.11）『下等小學人體問答』兵庫、由利安助。⑬金子尚政（1877.12）『小學人體問答』甲府、山梨県師範学校。⑭河合虹平（1878.5）『下等小學人體論』静岡師範学校。 B. 身体部分名称のみ記載の書18冊：加藤勤（1875.5）『人體部分問答』東京。上田鹿太郎（1875.5）『生徒必携小學人體問答』堺、鈴木久三郎。生駒東太

人體問答は、物の呼名を統一し、方言を取り除き、会話の方法を教授する、という言葉教育を前提にしているため、その内容は、(1)身体各部の名称を答えさせるもの (2)器官の作用を答えさせるもの (3)身体の構造を答えさせるものに大別でき、一八冊が部位名称の記載のみに留まっている。

また、遺傳病と傳染病を分類しているが、病毒疥癩梅毒等を遺傳病に分類している点は正確に理解できていないと判断できる。さらに、父母教師の教えに従い、学習と運動と清潔に配慮し、身體健康で知識聡明であれば幸福である、という当時の健康観を窺うことができよう。

人體問答書の中でも特に記載内容に差異のある問答を掲げる（引用文章後の番号、例えば①は注記3内の文献番号を示す）。

「人ハ地球上ニ於イテ如何ナル物体ナルヤ」に対して

「動物中最モ靈長ニテ知識ヲ具ヘ言語ニ通シ直立歩行スルモノナリ④⑤」、

「動物ノ中ニテ最知識ヲソナヘ秀タルモノナリ⑩」、

「人ニ於テハ仁義禮智信ノ五常ヲ努ム②」

「人ハ性と命トヲ天ニ受け身體ヲ父母ニ受け智力万物ニ勝レ③⑥」、

「人ニ賢者ト愚者トアルハ何ニヤ」に対して

「精神カ充分スルト、學問ヲ勉強スルトキハ愚者と雖賢者ニ及ブヘシ②」、

「病に遺傳病と傳染病とあり其差別は如何」に対して

「先祖の病を子孫へ伝えることを遺傳、一人の病毒を大勢のひとへ伝へ及ぶことありことを傳染、飛沫遺傳と直接遺傳、遺傳病は父母若は其先祖の不心得にて此病毒疥癩梅毒等を醸し子孫に伝へし者なれば其罪は先人に在るなり⑧」、

支那婦人の纏足に着目し、「支那ノ外、自作ノ損傷ヲ為ス者アリヤ」に対して

---

(1875.5)『人體問答圖解』堺, 近江佐平ほか. 土橋莊紗(1876.1)『人體問答百骸摘要』京都, 二書堂. 竹内恭信(1876.4)『小學人體問答』筑摩. 杉浦安五郎(1876.4)『小學人體問答圖解』岡崎. 岡村邁(1876.5)『下等小學人體問答』大阪, 梅原龜七. 齋藤知順(1876.5)『人體部分問答』岐阜, 齋藤館. 中里亮(1876.9)『小學人體問答』東京. 小倉庫二(1876.9)『小學人體問答』神戸鳩居堂. 邨上復雄(1876.9)『下等小學胴人形問答』大阪, 二葉舎. 松岡操(1876.11)『人體部分名称誌』京都, 柳影軒. 上田鹿太郎(1876.11)『改正圖解小學人體問答』堺, 鈴木久三郎. 生駒東太(1877.1)『人體問答圖解訂正』堺, 近江佐平. 渡忠純(1877.4)『小學人體畧解』甲府, 内藤伝右衛門. 小西久磨(1877.4)『人體骨格問答』大津, 山岡景命. 平田完治(1878.3)『小學必読人體問答』東京, 萬笈閣. 小泉武則(1878.11)『人體部問答』京都, 永井金松堂.

「北亜米利加ノ印度人ハ小兒輩ノ額ヲ扁平スル者アリ……⑩」,  
「印度人黒人支那人及ヒ他ノ人種ノ如キ皮色ニ差異アルニ注意スベシ⑬」,  
「人如シ體ノ健康ヲ欲セハ如何」に対して「飲食・運動・清潔⑫」,  
「精神ノ聡明及知識ノ活発ヲ欲セハ如何」に対して「父母教師ノ教ニ従ヒ⑫」,  
「小學ノ兒女ヲ導ク之ヲ如何」に対して「学習運動適度に, 萬事ニ運動セヨ⑩」,  
「小学生徒健康ナラシムル術ハ如何」に対して  
「休息運動・逍遙・健康ヲ失フ, 卓越セル嬉戯ヲ以テ少年小兒等ニ与フル⑩」  
「将来ノ幸福ヲ欲セハ如何」に対して「身體健康・知識聡明⑫」,  
「衛生學トハ何ヲ云ヤ」に対して「疾病ノ變ト健全ノ常トヲ鑑別スルコト②」,  
「疾病ノ變ハ何ヲ以テ知ル可キヤ」に対して  
「解剖生理ノ学ナリ喩ヘハ解剖学ハ我生命ノ屋宅ノ如シ生理学ハ其構造ノ官能ヲ検索スル  
ノ學ナリ故ニ此學ヲ修業スルトキハ自ラ明亮ニ識ルナリ②」,

1877 (明治 10) 年以降, 府県でも年限を短縮した教則や, 村落教則, 簡易小学教則など多様な教則が作成され現実への即応がはかれるようになった。しかし, 現場においてはその実施も容易ではなく, 寺子屋とあまり変わりのない学校が依然として大半を占めていた。また, 翌 1878 (明治 11) 年には, 文部省小学教則も現実遊離を批判され廃止された。1877 (明治 10) 年に第二・三大学区を巡視した西村茂樹・九鬼隆一の視察記録によると, 「文部省製ノ單語図ヲ掲ゲテ, 一々其性質効用ヲ教ヘ, 教師之ヲ問ヒテ, 生徒ニシテ之ヲ答ヘシム。八級ノ生徒唯口真似ヲスルノミニテ, 心ニ會得スル所ナシ。……單語ノ問答ハ全ク忘却スル者, 十ノ七八ニ居ル」程であった<sup>4</sup>。このような中, 1879 (明治 12) 年 9 月に教育令, 翌 1880 (明治 13) 年 12 月に改正教育令が制定され, 教育課程の実質的な統一が強力におしすすめられていくことになる。教育令第三条に小学校教科を規定し, 「読書習字算術地理歴史修身等ノ初歩」, 土地の情況によって「罽画唱歌体操等」また「物理生理博物等ノ大意」を加え, 女子に裁縫科を設置した。

人體問答の内容は, それ以降断片的ではあるが, 科学教育の一環として各教科に分散され, 特に, 高等科に集約された「生理学」に人体に関する内容を看て取ることができる。

---

<sup>4</sup> 唐津富太郎 (1968) 『図説明治百年の児童史』講談社, 171. 唐津富太郎 (1967) 『図説近代百年の教育』国土社 54, 89. 史料編纂会編『明治以降教育制度発達史』1, 462, 472.

すなわち、「生理ハ高等科ニ至テ之ヲ課シ骨格，筋肉，皮膚，消化，血液の循環，呼吸，感覺ノ説等兒童ノ理解シ易キモノヲ選テ其理ヲ了解セシムヘシ又兼テ緊切ノ養生法ヲ授ケンコトヲ要ス」（小学教則綱領第 20 条）がそれであるが，高等科における「生理学」の授業時数の配当比率は僅かに 5.4%にすぎなかった<sup>5</sup>。

次の小学校令(明治 19 年)では，高等小学校での博物・物理・化学・生理の四教科が統合され「理科」が誕生したが，生理・衛生に関しては消極的な扱いになっている。その後，小学校令(明治 33 年)と同令施行規則，国民学校令(昭和 16)と同令施行規則によって教育課程の改正が行われているが，理科の一部として生理・衛生に関する事項を取り扱うという保健教育の位置はほとんど変わっていない。

大正期に入ると，理科教育自体は実験重視など次第に充実されていくが，生理・衛生に関しては，生理作用の原理が重視され，保健に関する実践的態度の育成や日常生活の習慣形成への配慮は軽視されるようになった。

このような傾向を補完するものとして，国定修身科教科書(明治 36～)があるが，初期の儒教的徳目がしだいに国家主義的道德観を背景にした記述に傾倒していったことが窺える。一方，国民学校令(昭和 16)公布によって，新設の「体練科」に衛生が移され，「衛生上ノ基礎的訓練ヲ重ンジ漸次其の程度ヲ進メ救急看護等ヲモ加フベシ」(同令施行規則第一条)として，「身体の清潔」「皮膚の鍛練」「救急看護」が示されるに至った。

このように，戦前の保健教育は，保健の理解に関する指導が，理科を中心に関連教科で部分的に行われ，健康生活の実践に関する指導は修身および体練科で行われると同時に，すべての教師がしつけないしは訓練的に行う機会教育として存在していた。近代学校教育発足時に，「養生法」が独立教科として取り上げられ，人身の生理および養生法が教授されたこと，ならびに言語教育の一環ではあるが，人體問答が取り上げられたことは，戦後の保健教育の先駆といえるもので画期的であったといえよう。教科書は近代的個人衛生啓蒙書としては当時随一のものを採用し，人間の養生に自然科学の方法と身体についての一定の法則的認識の必要性を力説し，科学的な健康観の転換を示唆するとともに，運動を最至要のこととして鍛練的・積極的な運動を推奨していた点を評価できる。しかし，その実態

---

<sup>5</sup> 「小学校教則綱領附表」に例示された各科時間配当率は，小学校の修身・読書・習字・算術の各科だけで，総授業時間数合計の 77%を占めており，その後も大した変化もなく，わが国の小学校学科課程史の上に維持せられていった。成田克夫「教育課程の歴史」『教育文化史大系Ⅱ』金子書房，14。

は個人衛生の域を脱することなく、一般的な個人の生活規範にとどまるものであった。近代学校教育発足時における優生思想、あるいは優生学的範疇と判断できる決定的内容の痕跡を認めることはできない。

### 3 優生思想および優生学全盛期 — 民族衛生学と啓蒙運動

日本において優生学が最先端の学問として流行したのは 1910 年代であるが、安田徳太郎はこの時期を次のように回顧している。「私も当時流行の遺伝学のファンとなり、ゴルトン、ダベンポート、トムソン、モルガン、ジョンソン等々と英語遺伝学を読みまくった時代があった。確かに遺伝学や優生学は欧州大戦時の日本の好景気時代の一流行であって、その流行の根底をなすものは、遺伝学が当時のいわゆる上流階級と知識階級の階級理論として役立つからである。吾々は優秀階級である、といふのは遺伝質が優秀であるからだ、これらに対して貧民階級は遺伝質が劣悪であり、今日の経済劣悪はつまり遺伝的に必然であると唱へられたのである」(藤目ゆき 1997:316)。

1909 (明治 42) 年、『人性』<sup>6</sup> (第 5 巻 2 号～6 巻 2 号) において、「ダルウィン記念生誕百年記念祭」と名著『種の起源』出版 50 年が特集されている。主幹富士川游は勿論のこと、永井潜や加藤弘之「精神的及び社会的進化」、藤井健治郎「進化論と倫理的研究」、あるいは丘浅次郎「國體の生存競争」などが、それぞれの視点でダーウィンの原理を通して解釈しようとする試み、いわゆる社会ダーウィニズムを展開しているのである。

1910 (明治 43) 年、海野幸徳『日本人種改造論』は日露戦争に勝利した日本が今後欧米諸国との生存競争に備えるために、ゴルトン<sup>7</sup> の「逆淘汰」の考え方を基礎に、優生学研究の必要性と国策としての優生政策の実施を唱え、日本人種改造の急務を訴えた。翌 1911 (明治 44) 年の『興国策としての人種改造』ではつぎのように述べている。「若し不具者悪質者のみを残留し、身心の健全なるものは悉く戦争に従事し戦場の露と消えたならば、我国は白痴の日本帝国、精神病者の日本帝国、聾啞者の日本帝国と言ふことになつたであらう。戦争の害悪はかくの如きものである。我神聖なる東洋の大帝国を養護するには、良形

<sup>6</sup> 『人性』に関しては不二出版による復刻版 (2001) を参照した。7 巻, 1,39, 8 巻, 155.

<sup>7</sup> 小杉は、統計学史の立場から、ゴルトンを評価している。ゴルトンは『自然的遺伝』(1889) において相関理論を初出したが、重相関の概念を含む相関関係の理論の完成については、ピアソンを待たねばならなかった。小杉肇 (1984) 『統計学史』恒星社厚生閣, 207.



質を破壊し国家的価値を減殺する戦争は避けなければならぬと」。堀口（2000:152）は、海野論について、個人ではなく国家や社会のために、終戦後の国力回復を逸早く問題視し、優生学の観点から提言した最初の一例であると指摘している。一方、丘浅次郎は「民種改善学の実際価値」（第7巻5号）において、eugenicsには善種学とか優良種族学とか人種改良学などの訳語があるが、「民種改善学」を用いていることを示し、次のように述べている。

「人種を改良しようということは今から20数年前に我国でも一度唱えられたが其時の人種改良は、日本人よりも優れた西洋人と雑婚して、西洋人の血を日本人に加へて人種を改良しようという考えであった。……此度唱へらるる民種改善学も人間を改良することを目的とするのであるが、……一言で云へば生物学上の理を人類社会に応用しようと企てるのである。」

佐藤（1918:231）は、最近4・5年の間に「性慾教育ハ實ニ重大問題ナリ」として注目され始めたと言う。これには母親や家庭の義務に対する要求の変化、離婚件数が著しく増加したことが関係しているが、「優生学ユウゼニックスガ盛ニ論議スル所ノ力強クシテ、且ツ真価値アル子孫ヲ挙ゲザルベカラズト云ウ主張ノ下ニ、両性ヲ配偶スルノ責任ガアル」ということも加わり、教育界・宗教界・医学界・司法官・行政官の立場、および社会政策上、国家永遠の画策上においても大いなる問題となってきたと述べている。そして、性欲教育と優生学は、不道徳や疾病予防のみならず、健全で優良な子孫を残し、一家一國は勿論のこと、人道の向上と人類の発展を実現しなければならないと主張している。

1920年代は、優生学の研究体制づくりと啓蒙運動が盛んになった最盛期である。カイコの遺伝研究で業績を残した日本遺伝学会会長田中義麿は、1924（大正12）年に、『人間本質の改善が急務』、翌年に『優生学から見た排日運動』など著し、優良な大和民族の本質を築くことの緊急性、および優生学研究所の設置と研究体制の確立を力説している。

また、民間では、1924（大正13）年、後藤龍吉が「日本優生学協会」機関誌『ユーゼニックス』（のち優生学創刊）を、翌1924（大正14）年は、山本宣治らが『産児調節評論』（2月創刊、10月『性と社会』に改題）、1926（大正15）年には、池田林儀が日本優生運動協会機関誌『優生運動』を創刊している。

池田林儀（1926:2）は、『優生運動』創刊号巻頭言においてつぎのように主張している。「日本民族をして、将来、すべての點において、世界の第一線に立たしめなければならぬ。第一線に立つべき民族は、精神的にも、肉體的にも、健全優秀なものでなければならぬ。

よい草花を作るには、よい種子とよい畑とよい手入れとが必要である」と述べる。優生結婚でよい子孫を遺すことだけが目的ではなく、広い意味で優生学をとらえ、環境面をよくし、社会の規律秩序を確立し、社会医学の発達によって健康な生活環境を完備し、共存共栄に至便な統一的合理組織を完成させ、自治精神の徹底をはかる、そのうえで教育を改良し、心身修養の道を開いて人間養成に努力すると主張している。「ひとしくみな人間であることに變りはない」「人は誰しも長命したい、長命ばかりでなく、いつまでも若々しく生きてをりたい」と言う。体格と体質の改良、長生不老の実を遂げる、配偶者の選択に注意して結婚の改革を期する、住み良い社会をつくることを目的に、愛国精神の鼓吹、議会の改革、婦人参政などを展開することになる。

さらに、池田林儀（1927:2）は「優生学者の結婚を忌避する點は、すべて『遺傳的劣弱素因』を有するものであって、遺傳的欠陥のないものはこれを排斥しないのであるから、この點は誤解せぬよう望ましい」と、肺結核、梅毒および癩病は該当しないことを示す。そして、従来の産児制限の運動に反対であるが、制産手術や避妊法を容認しなければ社会に理想的結婚生活を実現することは困難であり、その意味において産児制限に一面の真理を認めると主張している。

藤目（1997:239）は、産児調節運動について、マルサス主義・優生思想・女性解放思想・社会主義のごった煮であり、それらは併存し、相互に融合し、また対立しあっていたと言う。マルサス主義および受胎調節で人口統制をしようとした新マルサス主義と優生思想は、共通して戦争や貧困・飢餓はおろか売春や墮胎をも生物学的宿命と論じ、人間界の権力関係や富の分配の不平等を隠蔽する。新マルサス主義が人口の量を問題にするのに対して、優生思想はその質を問題にするという違いがあるだけで、それは類似の世界観であり、当初、産児調節が逆淘汰を招くと危惧していた優生学者たちが「不適者」だと考える下層大衆の出産抑制という点で産児調節推進派に転向するなかで、1920年代を通して二つは融合してゆく。また、女性解放思想や社会主義思想も、新マルサス主義や優生思想と無縁ではないと指摘する。

一方、荻野（2000:1）は、明治から戦後までの日本での産児調節をめぐる動きを概観したうえで、どの論者にあっても「優生の論理」が「自明の理」になっていること、今日であれば必ず登場する女性の「個人としての権利」（どこまで実態として確立しているかは別として）は主要な論理を構成していなかったとする。優生の論理と産児調節運動は切っても切れない骨絡みの関係を構成しており、戦後もそのまま継続していると指摘している。

さて、人種改良論に重点を置き、日本の優生学および優生政策制定の中心人物となったのが、東京帝国大学医学部生理学教室教授永井潜<sup>8</sup>である。「人類をして佳良なる子孫を畜殖せしめ不良なる者を絶滅せしめようと思うたならば、先づ第一に其種子則ち遺伝によりて子孫の形質を定むべき単位性質に目を著けねばならぬ」（永井潜 1915:247）とした。そして、最先端の遺伝学や優生学の知見によれば、人間の性能や形質を規定するのは、主として遺伝であるが故に、遺伝による性能や形質の変化は未来の子孫に伝達できるが、教育をはじめとする環境による変化は一代限りであるが故に、教育は人種改良にはまったく役に立たないものであると説いている。しかし、桑原(2003:220)は、教育科学研究会(1937年設立)の児童研究を事例に分析した上で、遺伝を重視し、弱者排除をいう優生学と環境を重視し、弱者救済をいう教育・教育学は、一見敵対関係を取りそうであるが、両者の目指す方向性の重なりや、「教育的」環境操作がたどりつく場所が、両者を結びつけてしまうという可能性がみえてくると懸念する。

昭和期に入ると永井は「日本民族衛生学会」設立(1930年)に尽力し、その理事長に就任する。永井が「優生学」(eugenics)ではなく「民族衛生」(Rassenhygiene)という語にこだわったのは、ゴルトンの優生学をドイツに紹介した、ドイツのアルフレート・プレッツ(『民族衛生学の基本方針』, 1895年)の流れを受けている点を強調するためであったようである。事実、機関誌『民族衛生』第1巻巻頭言に「今猶民族衛生の第一線立って奮闘しつつある独逸の碩学、アルフレッドプレッツと同じ心事を以て立ち、同じ覚悟を以て進まん」と表明している。日本民族衛生学会は生理学者の永井潜を理事長に立てているものの、医学系の学術団体というよりもむしろ社会運動を担う組織であった。会員には吉田茂や鳩山一郎などの政治家、法学者、軍関係者、ジャーナリスト、そして大正期に「安全第一」を日本に根付かせた内田嘉吉なども名を連ねており、研究活動よりも啓蒙活動に主眼があったといえる。

1935(昭和10)年、池田を中心とする優生学者たちの活動により、断種法の制定が「日本民族優生保護法」として国会に提出されたが、審議未了に終わっている。しかし、永井

---

<sup>8</sup> 永井潜の筆は、日本精神醫學會機関誌『変態心理』にも見出せる。「最近の新聞雑誌から」欄において、実験遺伝学の説明(1918, 452)、左利きの原因(1918, 35)、悲哀は智識なり(1918, 119)、「最近の学説から」欄において、医学と哲学との相互関係(1919, 340)、筋肉と神経(1919, 154)、「講話」欄において、生物学上より見たる死(1920, 124)、「研究」欄において、痛覚就中主観的痛覚に就いて(1917, 327)など

潜らは断種法の必要性をさらに強調して建議案を内閣に提出し、結果、1940（昭和 15）年に、断種法は「国民優生法」として議会を通過した。その第一条は「本法ハ悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防御スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ図リ以テ国民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス」と謳い、翌年の「施行令」や「施行規則」などにより断種手術の対象者が具体的に定められている。

敗戦後の1948（昭和 23）年、国民優生法を継承して「優生保護法」が成立するが、「この法律は、優生上の見地から、不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的」に制定され、戦前以上に優生政策を推し進める結果となった。実際、優生保護法に基づいて、総計約84万5000件（1949－96年）の不妊手術が公式統計上報告されている（松原洋子 2000:172）。第二次大戦が引き起こした「資質かくれたる者」の戦死と「劣弱なる素質者」の生存、さらには後者が「悠々結婚して、子どもを生子得る点に於いて、由々敷逆淘汰」という認識に危機感を募らせ、「今後の日本に於ける民族衛生学の役割は、かかる需要」であると延べた永井潜の理想が、戦後になってむしろ実現したといえよう。

## 第2章 国家による人的資源としての国民管理と 衛生取締の実相解明

### はじめに

本章は、近代日本にとって「衛生」とは何であったか、可能なかぎり学際領域を意識しながら、科学史、生物学史、医学史はもちろん、人種学、社会衛生学、公衆衛生学、民族衛生学、精神病学、人類遺伝学、優生学、生命論といった文脈の中に、衛生思想史のおよび衛生学史の課題を探ることを目的としている。

近代衛生論における社会進化論の影響は主に 1890 年代以降の著作において顕著になってくる。とりわけ、ダーウィン進化論は国家の衛生原理として機能しうると説く、後藤新平『国家衛生原理』（1889 年）論以降、養生論においても衛生論においても、「優勝劣敗」原理が国民総体の健康状態の評価原理であり、健康の保護と生命の維持が国家と個人とにおける統一的共通の義務であるとする言説が展開されていく。

この時代の衛生思想は、富国強兵政策の重要な柱と考えられており、地方行政組織の上によって、警察力を動員し、日常生活のすべての領域にわたる規範を浸透させた。しかし、同時にこれらの規範は国家的政策を直接個々の人間の身体に組込むことになり、次第に衛生学は人間の監視と規制へと拡張したのである。

支配層が付与しようとした衛生思想とは、かくして清潔な布や熱湯消毒といった技術的な改善と同時に強権的支配的なイデオロギーをともなっており、そこに矛盾があった。

「近代的」な出産をしたくとも出費が困難な貧困者は、衛生思想に乏しいがゆえに不潔であり非衛生的な存在だと考えられたのである。さらに、大日本私立衛生会の重鎮で当時の医学界衛生界をリードした三宅秀にあつて、最新の公衆衛生学を提示しながらも、彼の思考の背景には、確実に優生思想の定着が看取できる。日本において優生学が最先端の学問として流行した 1910 年代に、海野幸徳によって日本人種改造論が、最盛期 1920 年代には永井潜によって体格と体質の改良を求めた人種改良論が展開され、「内なる優生思想」を秘めた衛生思想は、日本民族衛生学会などを通して戦後に引き継がれていくことになる。

## 1 近代的防疫行政と隔離 — 「不潔」の発見

コレラは日本の近代化を象徴する「病い」として社会に大きな衝撃を与えたが、それは地域社会に動揺を与えただけでなく、医療や救済の仕組みにも大きな変更を迫っていった。内務省衛生局はそうした課題に応えるために設置されるが、具体的な活動を担う地方行政組織は未整備であり、結果的に防疫活動の多くを依存することになる警察行政との役割分担も未確立であった。したがって、近代的な行政制度はコレラに対する防疫活動を通じて確立されたといっても過言ではなかった。

コレラ<sup>1</sup>の急激な流行と高い死亡率は、「施療」を基本とする「病い」に対する従来の対処法を無効にした。そこで、近代的な医療システムの確率が急がれるのであるが、その過程で「公衆衛生」という観念の定着が模索される。その担い手となる医師・衛生家の組織化も同時に進められるのである。これを主導したのも内務省衛生局であるが、その確立のためには警察行政主導の防疫対策との対立が避けられなかった。

また、「公衆衛生」という観念の定着と恒久的な衛生システムの確立の過程でもっとも大きな役割を期待されたのは、皮肉にも衛生組合<sup>2</sup>といった任意の地域住民組織であった。それは「施療」の基礎となる近世的な町組織から、衛生行政の末端を担えるような近代的な町組織への転換を促すことを意味したのである。人々のコレラに対する恐怖心は、地域社会行政の組織化という困難な課題へ積極的に取り組む動機づけとなった。こうして近代国家の基礎となる地域社会が、防疫活動を通じて否応なく確立されていくことになるのである。大日方（1993:91）は「衛生組合は社会生活維持のため必要な機能を確かに果たしていた。問題は、これが警察活動のなかにくみこまれ、警察協力組織としても機能していたことである」と指摘している。他方、このような急激な地域社会の組織化や国家的な要請による対応は、地域社会に新しいひずみをもたらした。コレラに対する恐怖と警察行政を中心とする防疫活動の展開のなかで、新たな社会的差別などを生み出すことになったのである。

---

1 1877年当時、コレラの予防策は石炭酸（カルボニックアシッド）の散布であったが、売り切れて供給が追いつかない様子、外国船への石炭酸散布などが新聞記事にもなった。絵で見る歴史シリーズ、明治ものの流行事典、柏書房、2005年、60。

2 1897年、伝染病予防法の第二十三条は「地方長官は衛生組合を設け、清潔方法、消毒法其の他、伝染病の予防救治に関し規約を定め、之を履行せしむることを得」と規定したことに始まる。これに基づいて1990年前後の時期、全国で衛生組合が設置されていった。

## 1) 病名票と避病院

明治維新後のはじめてのコレラ流行は、1877（明治 10）年西南の役に際してであった。この年 8 月、内務省から公布された「虎列刺病予防心得」（二十四箇条）は、第一条から第六条を開港場向けに、第七条以下を一般地方向けにしたものであるが、その中には、発見した患者の届け出義務や消毒法の奨励、集会の禁止など、その後のコレラ対策に受け継がれる基本的な条項が含まれていた。なかでも、第十六条は「委員ハ虎列刺病者アル家宅船舶ノ門戸入口ニ著シク『虎列刺』伝染病アリノ数字ヲ記シテ之ヲ貼付シ、成丈ケ無用ノヒトノ交通ヲ断ツヘシ」として、患者の発生した家屋、船舶などに対する病名票貼付を義務づけた。また、コレラによる死亡者は警察官が立会って入棺させ火葬にした。葬式は「コレラ病」と大書した提灯か紙を持たせ、棺から三十歩先に歩かせ、葬儀の時間も午前六時まで、午後は五時以降でなければならなかった（湯沢ら 2006:171-2）。

また、防疫策のなかでも重要な位置を占めたのは、隔離した患者を収容するために設けられた、いわゆる隔離病棟をもつ「避病院」（磯貝 1999）であるが、治療法も定まらず、患者の大半が死亡していく現実の前では、避病院への収容を望む者は少なかった。例えば、京都の場合、東福寺、大徳寺など人里離れた寺院の境内や空寺を借り受けて仮設されることが多かったが、そうした設置の実態も患者や家族に不安を与えたことが推察される。したがって、人々の間には、早くから避病院への隔離収容を忌み嫌う傾向が見られた。府は取り締まりを強化し、警察力を動員して隔離を促すが、そうした手法がますます患者の隠匿を誘発することになった。例えば、1890（明治 23）年 9 月、元老院議員尾崎三良は、妻がコレラに罹ったとして赤羽警察署に届け出た際の巡査らの対応に対し、「これは人民のためではなく、警察官の目前をつくろうだけだ。嘆息憤懣にたえない。人民が隠蔽するのあたりまえだ」と届出を後悔している。また、1893（明治 26）年、中央衛生會幹事で医学博士の中浜東一郎が赤痢流行地視察のため、9 月から 10 月にかけて愛媛、大分、福岡、佐賀四県を巡視したが、彼の日記には警察官が頻繁に登場している（大日方 1993:70-80）。

1879（明治 12）年の米価高騰とコレラ流行が重なることで、社会不安が醸成されるといふ危機感は全国各地で現実のものとなっていった。いわゆる「コレラ騒動」といわれる農漁民の一揆や集団行動が頻発したのである。そこで、1880 年代になると、コレラをはじめとする伝染病の総合的な予防策が展開されるようになる。1880（明治 13）年 7 月の「伝染病豫防規則」は、コレラ、腸チフス、赤痢、ジフテリア、発疹チフス、痘瘡（天然痘）の六種を明示し、その届出、報告、強制入院などを定めた。ただし、ここでも、「第八条

掛官吏ハ傳染病者アル家ニハ其病名ヲ書シテ門戸ニ貼付シ、要用ノ外他人ト交通ヲ断タシムヘシ、但患者治癒死亡又ハ避病院ニ入りタル後相当ノ消毒法ヲ行ハサルノ間ハ仍ホ本条ヲ遵守セシムヘシ」と、避病院への隔離と患者門戸への病名票の貼付を定めている。

さらに、同年9月の「傳染病豫防心得書」は、これまでの予防法を整理し、より具体的な対処法を示した。「一、清潔法 病毒ノ萌動及ビ蔓延ノ因ヲ除却スルニアリ 二、摂生法 各人体中有スル所ノ感受性ナカラシムルニアリ 三、隔離法 病毒伝播ノ媒介ヲ隔離スルニアリ 四、消毒法 傳染病毒ヲ消滅スルニアリ」と、予防法が4項目に整理され、隔離だけではなく、消毒や予防的意味合いの強い清潔法などが防疫活動に取り入れられることになった。また、病名票に対する忌避感情が強いことを懸念して、中央衛生會などの場では、病名票の強制がかえって患者の隠匿の原因になるなどの議論が出され、1882（明治15）年8月の太政官布告「病名票貼布ノ件ハ当分コレヲ実施シナイ」以後、徐々に行われなくなっていった。

## 2) 遮断への依存

1880年代にもコレラは幾度か流行するが、1886（明治19）年の大流行は、1879（明治12）年流行と並んで近代日本最大の伝染病被害をもたらした。コレラによる死者は、全国で10万8000人余り（患者15万6000人）に達したのである。この年内務省が定めた「虎列刺病豫防消毒心得書」をみると、第一章「撲滅法」、第二章「検疫委員」、第三章「避病院」、第四章「遮断法実施」の四構成であり、病名票貼付を避けるために、広範囲な交通遮断法に依存するという傾向が生じている。「第十八条 虎列刺病毒ハ患者僅少ナル時期ニ於テ撲滅セズ、一旦散漫セシムルトキハ之ヲ遏ムルコト頗ル難シ、故ニ其目的ヲスル所ハ之ヲ一人ニ於テ撲滅シ、若シ一人ニ於テ撲滅シ能ハザル時ハ一家ニ於テ撲滅シ、一家尚能ハザル時ハ一村一部落ニテ撲滅ス可シ、其撲滅ヲ謀ルニハ第一交通ヲ禁ジ病毒ヲ一所ニ遮断シテ其場所ヨリ之ヲ多ヘ流伝セシメザルヲ要ス」とあるように、1886（明治19）年流行時において交通遮断法が流行抑制の切り札として重要な位置を占めていたことがうかがえる。

そもそも、前述の「傳染病豫防規則」第八条によっても示されているように、患者家門戸への病名票貼付は、もともと交通遮断と表裏一体のものであった。いずれも、患者と非患者との接触を避けるための方策として相おぎあいながら実施されるはずの措置であっ



た。

1890（明治 23）年 7 月，日本公衆醫事會においておこなわれた議論は，「一，防疫ノタメニ全ク人ノ交通ヲ断ツコトハ，之ヲ実行シ，之ニ依リテ其目的ヲ達シタル正確ナ証例ナシ 二，防疫ノ為ニ人ノ交通ヲ妨クルコトハ政治理財上ニ有害ニシテ，第三ヲ除ク外衛生上ニ無益ナリ」（大日本私立衛生会雑誌 1890）など，防疫策が日常生活や経済活動に対して過度な干渉をおこなうことに対して抑制しようとするものにほかならなかったといえよう。

### 3) 「消毒的清潔法」の実施

1879（明治 12）年流行に際しての防疫策の特徴は「隔離」の徹底にあり，その手段として病名票の貼付や避病院の設置が重視されてきたが，それについては患者や患家からの反発が強く，それに過度に依存することは防疫行政そのものに支障をもたらしかねなかった。実際，コレラ騒動の直接の原因に，「隔離」に対する忌避感情があったことは否定できない。そこで，1886（明治 19）年流行に際しては現実的な手段として交通遮断法に依存することになるが，市民生活や経済活動に対する過度な干渉を生む交通遮断法には多くの批判がなされることになる。

そこで重視されるようになるのは，流行を未然に防ぐ，文字通りの予防法の実施であった。具体的には，1877（明治 10）年の「虎列刺病豫防心得」以来，常に規則や法令の中に盛り込まれながらも注目されてこなかった「清潔法」の施行である。全国的な規模で清潔法の実施を促進したのは，1890（明治 23）年に開かれた中央衛生会における長谷川泰らの建議であった。内務省は，中央衛生会などでの議論に動かされて全国の主要都市に清潔法をおこなうよう訓令を発し，とくに大阪・神戸など関西地区に海軍軍医大監實吉安純を派遣したほか，石黒直恵らを地方に派遣し周知徹底を図った。

1888（明治 21）年 12 月，長野県北安曇郡の神城村飯森耕地で衛生組合が設置され，長野県知事に認可を求めた（1906 年の長野県下には 3064 の衛生組合が設置されている）。小県郡和田村の組合長の始末書には「同人は年々執行している清潔法の際，一度も掃除をしたことがなく，平素からいたって不潔である。今回の清潔法の執行に際しても組合長から再三その趣旨を伝達したが，検査期までに掃除しなかった。そればかりか，小山巡查部長に反抗したのは言語道断である」と書かれている。大日方（1993:86-90）は，このように

して地方行政と警察行政は、衛生組合を通じて日常的な「清潔」と伝染病の「予防」を地域の末端まで浸透させようとしたことを指摘している。

また、湯本（1999）は信濃衛生會における産婆養成所に着目し、「近代産婆」が衛生思想を広めていった事実を掘り起こしている。つまり、地域のひとつひとつの家庭に入り込んで、各家庭での出産介助において衛生用品を使い、消毒を施し、会陰保護を行い、仰臥出産をさせ、食事や産後の手当や療養の仕方を担当し、衛生的で近代的スタイルの出産方法を普及させた個々の産婆の地道な努力を見逃すわけにはいかないと力説する。

さて、栃木県塾田村では年二回、村一斉に半日かけて衛生掃除なる大掃除をしている。「明治四十年十月十一日、暈を上げ、すすも落とす。もう家の中はすすだらけだ。余は一人縁の下にもぐりて、土かけ棒を持ってごみや土をさらう。」これが秋季衛生掃除であり、四月十四日には巡査の見回りのある春季衛生検査があった。しかし、東京都衛生行政史によると、当時の多数が集合する場所の衛生に関する規則は、各地方の取り締まりに任されていて、主目的が不逞浪人や犯罪捜査にあったとも指摘されている（湯澤ら2006:182-3）。

さらに、實吉（1890:24）は、1890（明治 23）年7月25日の大日本私立衛生會臨時常会で講演を行い、「虎列刺病の発生するは重もに貧民則ち生活の度低くして、狹隘の家屋に住し、卑湿の土地に居り、粗衣粗食に甘んずる者に於いて発生する者なれば、それ等の者の住する土地を目的として専ら清潔法を行はんとの準備なり」と清潔法の重要性を力説し、「虎列刺病予防法として最注意すべきは土地の清潔法、是なり」と結論づけた。

また、長與專齋も「元来虎列刺病の侵襲するや必ず先づ貧民部落に発し、此に其蕃殖を遂げ漸次一般に蔓延の勢を為すこと普通流行の定則なる」とし、「貧民部落」に注意を促すことでコレラ予防の効果をあげることを主張したのである。これは、特定の地域を問題化することによって予防効果をあげようとする試みであるが、小林（2001:30）は、結果として地域間格差や社会的差別を顕在化する役割を果たすことになったと指摘している。

ひろた（2001:92-3）もまた、「大阪府警部長の貧民街移転案」を引用し、貧民街は犯罪者も多く、不潔でコレラ患者も多く発生しており危険であるとして、大阪の街から移転させようとしたことに注目し、江戸時代の宗教的な「けがれ」観念と近代になっての「科学的な」公衆衛生観念とが結びついて、それが不潔な存在を排除・隔離すべきだという衝動に転じたこと、そのようにして近代的な差別がなされたのではないか。加えて、ひろた（1998:139）は、明治 10 年からの伝染病流行の頻発と公衆衛生観念の普及は必ずしもス

ムーズではなく、民衆の反発と衛生警察的な威圧的強権的行政は民衆に恐怖をひろげることになり、また「貧困」「不潔」「不徳」「恐怖」のイメージが重なり結びついて、人々の「視線」を導き「忌避」を行わせる力を発揮するようになったのではないかと指摘する。

「コレラ」予防について、長與專齋は「政府は頗る力を盡して嚴重に且つ周密に執りおこなはれけれども、人民は兎角に之を忌み嫌ひて隠蔽を事とし、官民の情合次第に背馳して離の念を生じ啻に豫防の事のみならず衛生と云へることはすへて人民の厭ふ所となりて其の発達普及を妨くるの虞あり」（伴 1987:38）と指摘している。これに対し、慢性の感染症対策は遅れ、法令等も皆無であった。つまり、当時の衛生政策において、「明治前期の人々には、防疫以外のことはたとえそれが必要なことであっても、頭を向ける余裕はなかったのである」（田波 1967:8-10）。

福澤諭吉（漫言子）は、この期の状況を次のように述べている。

「日本の文明開化駸々乎として進歩する其の中に就いて、醫學の進み方は最も著しき又その中にも、近来は別にして、衛生論が喧しくなりて衛生學者の注意尽力却々以て容易ならず、或は之を筆にし、或は之を口にして、至り尽くさざるはなし、墮胎の悪弊を嘆息するは、勿論、種痘を勧め、傳染病を避けしめ、梅雨前に流しの下や溝の掃除せよとは、自らコレラの用心ならん、…各地方の田舎に行つて其の様子を見れば、誠に不埒千萬なる哉、衛生を軽んずる一種族あり、名づけて貧民といふ、此者等不養生なること…病の原因は衣食缺乏の不養生に在り、畢竟衛生の何物たるを知らざるの罪なりと云ふ。」（室伏 1916:24-8）

対する、「妻利溺内」の反論は次のとおりであった。

「時事新報漫言子は、天下貧民の不養生を憤りて其の衣食に制限を定め、衣服は汚れずして寒暑に適するを限りとし、食物は牛馬と境界を明らかにして、人類相應のものを、腹一杯食へとは、溺内の衷心に悦ぶ所なれども、…蓋し漫言子が、今の貧乏人に向かつて衛生論を説き、其の衣食を云々せしめんとするは取りも直さず、其の貧乏を禁ずるに等しく、是ればかり衛生學者の手に及ぶべき限りにあらず、學者の秘傳は出来ぬ事にも出来さうな處を厳しく喧しく論じて、其の議論を賑やかし、其の仕事を多くし、とても手の届かぬ部分は之をだんまりに附するにあるのみ、失禮ながら漫言子はいまだ此秘傳を知らずして、

正直に発言せられたることならん、溺内の如きは既に前年失策の覚えもあるに付き敢て一言を呈するのみ。」(室伏 1916:197-8)

急性伝染病が落ち着きをみせてきた明治後半になると、社会の安寧秩序、国際的な体面を重んじた対策が加えられた。すなわち、1900(明治 33)年娼妓取締規則の制定により花柳病の検診が行われ、同年精神病者監護法の制定、食品衛生に関する法律の公布、1904(明治 37)年肺結核予防令、1907(明治 40)年癩予防法などの公布をみている。労働衛生に関しては、後藤新平を主査とする職業衛生調査会が発足し、その報告は1903(明治 36)年「職事情」として公刊されている。1911(明治 44)年紡績業を中心とする中小企業家の反対をこえて工場法が成立し、第一次大戦後の経済恐慌、ストライキ、小作争議への社会政策的行政の対応として1922(大正 11)年には健康保険法が成立している。防疫体制から出発した衛生行政は、その事務を道府県警察部が所管する警察的取締を主とするものであったが、昭和に入ると次第に国民体位の向上をめざすものへと変貌したのである。

## 2 大日本私立衛生會の功罪 傳染病研究支援と「不具」の発見

### 1) 傳染病研究所設立と大日本私立衛生會

傳染病研究所は設立当初から第二次世界大戦後に至るまで、わが国における傳染病研究の中心であり、ワクチン、抗血清など細菌学的製剤の最大の製造所であった。さらに、毎年定期的に傳染病研究についての講習会を開催し、医師、獣医師、衛生行政関係者などの教育を行い、公衆衛生院が充実する以前においては道府県の衛生技術官でこの講習を受けぬ者はほとんどいないほどであった。

傳染病研究所は1892(明治 25)年に北里柴三郎が、福澤諭吉らの支援を受けて大日本私立衛生會附属傳染病研究所としてスタートした。帰国直後に、北里(1892:501-9)は、「傳染病研究所設立の必要」と題し、大日本私立衛生會雑誌に投稿している。翌1893(明治 26)年に内務大臣井上馨は、「第一、傳染病研究所は各傳染病の原因及び予防治法を研究し国家衛生法の審事機関たることを力むべし」と命令を下し、研究費補助として毎年1万5千円を3年間に渡って下附することを決めている。また、「第二、傳染病研究の事業は總て医学博士北里柴三郎の指揮に任ずべし」、「第八、本命令書に違反したるときは補

助金の下附を停止し且つ其支出残額を返納せしむることあるべし」と、北里の存在を絶対的なものにした。1921（大正10）年7月5日発行の『傳染病研究所案内』（傳染病研究所1921）にこの経緯が次のように記されている。

「当所の設立は、實に明治二十五年十一月三十日、大日本私立衛生會が其の附属事業として開始せるものに基づく。蓋し当時福澤諭吉氏は、北里柴三郎氏が細菌学を修めて新に独逸よりせるを以て、自ら資を抛ち、其の私用地なる芝公園第五號三番地に一家屋を新築し、傳染病研究所に充てんとし、同年十月上旬其の土を起し、翌十一月下旬に至り全く成る。而して其の研究費用も亦福澤氏独力支辨する計画なるを聞き、森村市左衛門氏は機械費として壹千圓を寄贈せり。偶々大日本私立衛生會に於いても亦傳染病研究所設立の議ありしかば、同會副會頭長與專齋氏は福澤氏に謀り、氏が提供せる家屋及び土地を其の僱同會に引き受け、一切無料にて之を使用する承諾を得、且同月十一日附にて向ふ一ヶ年間參千六百圓を支出し以て研究費に充つることを議決し、愈々同月三十日を以て傳染病研究所を開始せり。之を當所の濫觴と為す。……傳染病研究所をして各種傳染病の原因及び豫防治療法を研究し、國家衛生法の審事機関たることに努めしめ、之を内務省衛生局長の監督の下に置けり。……唯衛生行政に関する事項に就て所長は内務大臣の指揮監督を承ることとなれり」。

その後、1899（明治32）年に内務省所管国立傳染病研究所となった。野口英世や赤痢菌（毒素はO157と同じ）を発見した志賀潔もこの研究所の出身者である。しかし、1914（大正3）年、傳染病研究所が文部省所管となり東京帝国大学に附置されることを突然に聞かされた初代所長北里は「學藝ノ府ニ隸屬セシムルニ於テ到底完全ニソノ目的ヲ遂行スル能ワザル火ヲ睹ルヨリモ明ナリ」（細菌学雑誌:872-4;東京大学医科学研究所 1974 け 357-8）と書き記し、北里一門は総辞職をした。北里は、大日本私立衛生會會頭伯爵土方久元にも陳情書を呈し「不肖ガ多年主持シ来リタル研究方針ヲ根底ヨリ破壊シ併セテ傳染病研究所設立ノ趣旨ヲ一朝ニ滅却スルモノニシテ理ニ於テモ情に於テモ不肖ノ堪エ得ベキ所ニアラズ」と激白している。いわゆる當時を騒がせた傳研移管問題であるが、これには1902（明治35）年の竹内菌論争が根底にあったかもしれない。その後北里は、現在の北里研究所を創立し、また福澤諭吉の依頼で慶應義塾大学に医学部を作り初代医学部長となった。その後、傳染病研究所と北里研究所との間には、学問、製品に関して、種々さまざまな抗

争があったとも伝えられている。

大日本私立衛生會時代（明治 25 年 11 月から同 32 年 3 月）の名簿には、北里柴三郎所長のもと、助手に志賀潔、野口英世らの名前も並んでいる。内務省所管前半時代（明治 32 年 4 月から同 38 年 3 月）になると伝染病研究所事務分課が制定され、「第一部は伝染病其他病原の検索、伝染病其他豫防方法の研究、排泄分泌物類試験、第二部は伝染病其他の患者診療、死体解剖、付属病室、第三部は伝染病研究方法の講習、伝染病其他豫防消毒治療材料の検査、第四部血清其他豫防治療品の製造、第五部は痘苗の製造、第六部は庶務会計の事務部門」であった（東京大学医科学研究所 1974:40-59）。

避病院日誌から当時の状況を探ると、例えば、「明治三十二年七月九日、入院チフス一名、コレラ一名、広尾開設」（磯貝 1999:10）とあり、赤痢流行のため広尾病院を臨時開設して北里柴三郎が医務監督となり、患者の診療は主として志賀潔部長、遠藤嘱託員が担当している。また、「明治三十五年、六月六日、入院R一名、午前入院、午後四時、虎列刺疑似一名（竹内）入院、直ちに危篤を報ず、午後五時廿分死亡、臨床上虎列刺の徴候ありしも黴菌学的検査に拠れば充分の証左なし、寧ろ陰性に属す」。この竹内から分離されたコレラ菌の性状について、二木謙三はコッホの記載と異なる性質のあることを見だし、東大衛生学教授の緒方正規もこれを確認した。しかし、北里はコッホのコレラ菌に一致するとし、伝研と東大の間に論争が起った。12月5日の東京医学会例会で激しい討論が行われ、大いに世人の関心を呼んだ。世にいう「竹内菌論争」である（磯貝 1999:66-7）。

さらに、「明治四十二年十二月廿六日、……かくて眠れる四舎西を過ぎて帰局すれば、芝伝染病研究所より電話あり、天然痘患者一名の入院を願ふと、元より承諾の旨を返答に及び」（磯貝 1999:50）と昼夜問わない診療が行われていた。

伝染病研究所附属病院では、1900（明治 33）年に内務省から認可され、「附属病院の附帯事業として看護婦を養成す。之が為に年齢十六歳以上三十歳以下の女子にして、身體強壯、性質温良、品行方正、高等小学校卒業、若くは之と同等以上の学力を有し、配偶者なく且家事に係累なき者より、看護婦見習生を採用し、看護婦に必要な学科を修得せしむ。修業年限を二ヶ年とし、之を學術実務の二学期に分つ。前学期の一年間は専ら學術を教授し、兼て実務を練習せしむ。後学期の1年間は専ら実務に従事し、看護法を練習せしむ」と、看護婦の養成も行っている。

また講習について、「当所は毎年一月及び九月の二回、医師免許状、獣医免状、又は歯科医師免許證を有する者の内、講習生を募集し、三ヶ月間、伝染病研究方法を講習せしむ。

講習科目左の如し。細菌学，免疫学，血清学，流行病学，傳染病病理及び解剖，傳染病症候論，傳染病治療学，衛生学，獣疫，痘苗，蛇毒，原蟲病学，寄生蟲病学，病原媒介動物学，化学的療法，生物化学」の16科目の講習を終えると講習證書が授与されていた。1877年代のコレラ流行の際は，「医師の如きも豫防の趣旨を心得たるもの少なく，治者も被治者も只驚き騒ぐばかりにて病毒はますます猖獗を逞うし」，「豫防の如きは専ら勇敢なる警察官に任ずるに非ざれば其の急に応ずる能はざる」状態であったというから，この講習の重要性は紛れもない事実であったといえる。内務省に移管されるまでに17回，総数450名の研究生を出し，細菌学の普及に貢献していた（東京大学医科学研究所 1974:7）。

講習の実習先でもあった避病院日誌には，「明治三十三年十二月十八日，入院腸窒扶私一名，……，此日，伝染病研究所より助手秦佐八郎氏始め講習生七名雪中を冒して来院，福島助手案内して院内隈なく縦覧せしめたり」（磯貝 1999:24），「明治三十五年三月廿日，午後傳染病研究所より三十四名の参観あり」（磯貝 1999:62），「明治三十六年十一月十三日，午後一時，大日本私立衛生會講習生約四十名参観あり，院の内外を案内」（磯貝 1999:117）などの記載がみられる。

1937（昭和 12）年の「傳染病研究所案内」（傳染病研究所 1937:8-9）によると，1921（大正 10）年の案内とは違って，「傳染病研究方法並ニ公衆衛生学ニ関スル後進育英ノ目的ヲ以テ」と「公衆衛生学」が明記され，下記のように内容も相当に広範囲で充実したものになっている。併せて「本講習ハ近時我国文化ノ急速ナル発達ニ供ヒ所謂公衆衛生ノ一日モ忽エスベカラザル事情ニ省ミ，近年他ニ率先シテ設置セル本邦唯一ノ講習ナリ」と自負するほどであった。

「講習科目ハ主トシテ伝染病学（細菌学及免疫学概要，原虫学，寄生虫学，衛生動物学，獣疫学，疫学，伝染病臨状講義，細菌学，免疫学，原虫学及寄生虫学ニ関スル実習），栄養学，小児衛生，学校衛生，體育衛生，衛生統計学，産業衛生，衛生工学，衛生行政トシテ優秀ナル公衆衛生技術員ノ養成ニ実スル所アルハ本講習ノ特質ナリ」。

講習会は北里が去った後も継続されたが，公衆衛生院が設立されてからはその規模を縮小し，1943（昭和 18）年をもって公開講習を停止した。通算 96 回，参加人員は 4000 人に達しており，全国の衛生技師のなかで防疫予防に関するものの大半は本講習会の修了者であった。

次に、痘苗製造所は司薬場とともにわが国最初の衛生事業であったが、1906（明治 39）年当時、抗血清（ジフテリア・破傷風・腸チフス・赤痢・コレラ・ペスト・ハブ毒・連鎖球菌）ツベルクリン、ワクチン（丹毒連鎖球菌・腸チフス・赤痢・コレラ・ペスト）の製造を志賀潔が受け持っている（東京大学伝染病研究所 1992:11）。また、次の注意書きも見られる。

「当所製品中痘苗のみは、劇薬として取り扱はれざるを以て、何人にも売渡ことを得るも、其の他は殆ど総て明治四十五年三月一日内務省第二号によりて制定せられ大正七年六月二十二日同省令第十三号によりて改正せられたる毒薬劇薬品目中に加はり居るを以て、官衛、公署、公共団体、医師薬剤師又は薬種商に限り売渡すことを得。但し道府縣郡市町村・衛生組合又は衛生會に於いて購入し、之を無代価又は購入代償以内にて配給するときは定価の二割を引きて売渡すこと」

研究部門については、1925（大正 14）年 6 月、第一部に初めて「衛生予防」が登場、1939（昭和 14）年以降、第六部の細菌血清学部に「結核、黴毒、癩」が設置されている。1936（昭和 11）年 12 月、第七研究部に「結核」と「癩」が肺炎、インフルエンザ、百日咳などと並列され、佐藤秀三が主任をつとめているが、1944（昭和 19）年 9 月には、佐藤とともに「癩」も消えている。その後、1947（昭和 22）年 8 月、第三研究部に「癩」が再登場するものの、59 年以降は見当たらない。1952（昭和 27）年の第四細菌研究部に初めて「ウイルス病予防及治療」が登場している。

## 2) 大日本私立衛生會と國勢調査草案

明治維新後、近代国家としての体制整備が急がれる中で、人口、土地、財産、国民の生活など、国のあらゆる状態を把握する調査の必要性に迫られ、1902（明治 35）年に「國勢調査に関する法律」が制定された。その 3 年後に第 1 回が予定されたが、日露戦争と第一次世界大戦の影響で実施が延期され、第 1 回国勢調査は 1920（大正 9）年まで待たねばならなかった。日本においては、欧米諸国の人口調査とは異なり、国民一人一人の身上から産業にまでおよぶ総合的な国の状態「國勢」を国家（権力）が掌握しようとする意図のも



とに、総合的な調査として位置づけ、調査への協力は国民の義務とされた。<sup>3</sup>

さて、徴税と徴兵の基礎として人口を把握する試みは、後藤新平の提唱による1872(明治5)年の「壬申戸籍」の編製としても取り組まれていたが、大日本私立衛生會において、「昔日國勢調査の目的たる、単に國民の員数を知るを以て足れりとなすものあり、或は財政行政上等の爲になすものありて、各國同一ならず、今日に至り法人アシル、ギヤール氏の説普く世に行はる、蓋し其の説たる國勢調査は之を民勢學デモクラシーの域に入る、而して其の範圍を拡張して、人の體質、道德、知識、宗教、社会及政治の有様とす」として、第4章にわたる調査草案が記されている。その中には、「第四章 一覽表の編製、第十四項 人別票書入心得(十)、不具には盲、啞、聾、瘋癲、白痴、片手又は両手なき者、片足又は両足なき者及足痿を書すべし但し盲は生来と病氣と怪我とに別つべし」とあり、この私案が翌年政府が公布したる法律第四十九號の胚種であったという(横山雅男1912:137-49)。

また、横山雅男は、1902(明治35)年の法律第49号によれば、我帝国の第一回國勢調査は1905(明治38)年に施行せらるべき筈なるも財政其の他の関係より、或は延期の不幸を見ざるとも保し難ければ、1903(明治36)年11月8日、九段坂下日本體育會に於いて國勢調査施行準備研究會總會が開かれ、間接的に寄与した点が少なくないと記している。調査事項は次の十項目である。

「一、氏名 二、族籍 三、男女 四、年齢(生年月日を記入せしむること) 五、出生地(府縣及國名但し外國人歸化人は本國名、外國に於て出生したる者は其の國名) 六、世帯主との関係 七、身上の関係(夫、妻、未婚、離婚、死別) 八、職業(本業のみを記入せしむること、家族の職業、業主と従業者との別) 九、宗教(自己の信仰する宗派) 十、身體及精神の不具(盲、啞、聾、白痴、瘋癲)」(横山雅男1912:355)。

第一回國勢調査1920(大正9)年のポスター<sup>4</sup>には「國家社會及國民生活の實態を審ら

---

3 今日においてもなお、調査される側の立場から、各調査項目の必要性、あるいは回収された個人情報の流出に対する懸念が指摘されている。(山本勝美、国勢調査を調査する、岩波ブックレット、三百八十号) また、「配偶者の有無」と「教育(学歴)」に対する無記入が多く、個人情報の提出を拒む人が急増しているにもかかわらず、統計法第五条での罰則規定が執行されたこともない。(代表山本勝美「国勢調査の見直しを求める会」HP)

4 2010年国勢調査第一次試験調査のポスターには、「国の最も基本的な統計調査」、「調査員は、市区町村の推薦に基づいて都道府県知事が任命した地方公務員」で、「調査員証」

かにし善政の基礎を作るに在り」と記し、国勢調査の必要性を強調している。また、各地方の名士を調査員に任命し、自覚と誇りをもって調査にあたるよう鼓舞することで遺漏のない調査結果を期待した。奈良教育大学教育資料館の国勢調査関係資料には、「第一回国勢調査員」中西菊太郎の任免状、調査員章、記念メダル、感謝状などをはじめ、『国勢調査員必携』、『国勢調査の栞』『国勢調査申告書記入の栞』『国勢調査申告書』および『国勢調査速報』の写しなどが保管されている。

調査項目は、世帯員それぞれについて、氏名、世帯における地位、性別、出生年月日、配偶の関係、職業及職業上の地位、出生地（道府縣、郡、市町村名）、民籍別又は国籍別の記入を求めている。例えば、職業については、本業と副業について、「農業」は自作・小作等の別を、「軍人」については兵種・階級等を、出生地については「朝鮮人、台湾人、樺太人、北海道旧土人は夫々朝鮮、台湾、樺太又は北海道と書き入れること」、「外国人はその国名を書き入れること」など、社会的地位についての記載も求められていた<sup>5</sup>。

さて、市中においての取締が厳しさを増してくるのもこの時期である。「精神病者にして監置中のものは一層厳密なる監視を勵行すべきも此際不監置精神病者市中に徘徊することあれば甚だ不體裁なるのみならず平素自他に危険なきものと謂も這般の出来事に依り精神興奮の結果如何なる慘時を惹起するやも計られざるべく其れがため警視廳警察醫数名各地に巡廻して不監置精神病者に就き臨時診断施行中なり。」（大日本私立衛生會雑誌 1912:504）あるいは、「多人数雑踏を見込んで各地より東京市内に参集する癩患者中浮浪徘徊するもの所謂乞食の徒は悉く之を引致して癩療養所に送致する目録見の由にて御大褒當日醜體を路上に散見するが如きは断じて無かるべしといふ」（大日本私立衛生會雑誌 1912:504-5）といった具合であった。

---

（都道府県知事発行）を交付している。結果は法律や行政施策（防災対策・少子高齢社会対策・人口の将来推計など）など各方面で利用されていることなどが記載されている。総務省統計局 HP

<sup>5</sup> 総務省統計局では、平成 17 年の実施の検証を行い、平成 22 年国勢調査について有識者懇談会などによる検討を進め、第一次試験調査（平成 19 年 7 月）を行った。氏名、男女の区別、出生年月、世帯主との続柄、国籍、居住期間、5 年前の住居所在地、在学・卒業等教育状況、就業状態、終業時間、所属事業所、仕事の内容・種類、従業上の地位、従業地・通学地、世帯に関しては種類、数、家計収入、住居、床面積、建て方など。総務省統計局 HP。

### 3 衛生思想と優生思想 —民族強化の道程—

#### 1) 萬國博覧会とジャポニズム —人間の展示—

1851（嘉永 4）年，人類の英知を結集し，文明の到達点を示す万国博覧会がロンドンで初めて開催されて以来，19 世紀後半は「万国博覧会の時代」に突入していく．1867（慶応 3）年のパリ万博に幕府・薩摩藩・佐賀藩が初めて参加するが，日本国として参加したのは，1873（明治 6）年のウィーン万博からであり，これ以降，西洋を食欲に吸収していくことになる．1889（明治 22）年のパリ万博以降は「人間の展示」（植民地の原住民及び集落の展示）が行われるようになるが，それは白人優位主義を示し，植民地化を正当化し，豊かな「帝国」というイメージを作り出す手段になっていく．日本も欧米人のジャポニズムを刺激するような展示を多く行っていくが，その一方で，かれらの帝国主義的な姿勢を学びとり，台湾館や朝鮮館，アイヌ集落<sup>6</sup>などの展示を行うことで，欧米各国と同様，自国の優位と植民地化の正当性を示している．当時，アイヌ民族を「滅び行く民族」とみなすことは広く流布していた．藤野豊（1998:258-9）は，ナチスは「アーリア人種」の優秀性という神話を保つために，他民族，特にユダヤ民族との混血を排除するという方向で優生政策を進めたのに対し，日本ではアイヌ民族をはじめ植民地・占領地の民族との混血を進めることにより，その資質を向上させるという論理で優生政策を進めたと指摘する．

ひろた（1998:101-3）も，人類学が差別の視線を創り出していったことは，大阪内国勸業博覧会のと時の人類館事件<sup>7</sup>において端的に示され，現代の私たちがもっている差別の視線というのは，近代文明の論理によって，明治以来，百数十年の間に新たに生み出されたものが大半であり，差別の視線を生み出す根源はむしろ私たち自身の社会的な生活の仕組みそのもののなかにあるのではないかと警告する．

日露戦争は，1896（明治 29）年から徴兵されはじめたアイヌたちが，初めて日本軍兵士として参加した対外戦争であった．アイヌからは 63 名が軍人として出征し，戦死 3 名，病死 5 名，廃兵 2 名の反面，金鵄勲章 3 名をはじめ叙勲率は 85 パーセントをこえた．部隊内部の差別にもかかわらず叙勲されたことは，アイヌ史でも差別を克服するために勇敢に

---

6 1904 年のセントルイス博において，人類学部門・民族学セクションで，アイヌの人々の展示があった．掲載写真には大人七人と子ども二人が写っている．吉田光邦編著，図説万国博覧会史 1851-1942，思文閣出版，1999 年，155．

7 1903 年，大阪で開催された第五回内国勸業博覧会において，アジアの諸民族が「展示」される「人類館」という見世物小屋が設けられ，新聞報道から問題化した事件

戦ったゆえと評価されている。アイヌの現地でも、働き手の息子を徴兵されても「これでやっと和人と対等になったと喜んだ」事例、あるいは勲章を受け凱旋したアイヌ兵士の故郷では、「歓喜」した村の有力者が「之れ実に彼が学校に入りて学びたる、教育の結果に依るもの」と周囲のアイヌに教育の必要を説いて回ったという（小熊 1995:84）。

1934（昭和 9）年、永井潜を委員長として「斯の大切な人間資料の調査研究」に着手され、「アイヌの三大病と云はるゝ結核・梅毒・眼疾を主として診療班を設置し、斯の不幸なる民族をして最新治療の恵沢に浴しめん事を企て」北海道沙流郡平取村において、第一回調査会が行われた。「優等民族」の科学者が「劣等民族」を見る視点である。アイヌを「不幸な民族」とみなし、優生学の研究対象としてその墓を暴き、埋葬されている骨を骨格標本として持ち去るという行為が学問の名のもとに、ごく当然のこととして実行されたのである（藤野豊 1998:240-1）。

「私共にとって堪え難き屈辱」である、1937（昭和 12）年に開かれるパリ万博の日本館を主案した建築家前川国男は、パリ博協会からのクレームにそう抗議した。それまで同様に伝統的な和風の意匠を盛り込んだ建築案を望んでいた協会は、前川のいわゆるモダニズムの典型というべきデザインを否定したのである。日本に求められていたものは何であったのか。「日本の博覧会当事者が常に陥りやすい錯覚は、万国博覧会と民族博物館的展観とを混同することである。そのために、海外の博覧会と出陣される日本館は何時も民俗学の標本みたいなものになるのである」という東京日日新聞（1936年10月3日）のコメントは日本協会の姿勢にも批判的である（吉田 1986:139）。結局、1939（昭和 25）年のニューヨーク博における日本館は神社建築スタイル、サンフランシスコ博では寺院風のデザインが採用されるに留まった。殊に、ニューヨーク博の公式ガイドブックにある「変わる事のない時をこえた日本……その不朽の魅力が明日の世界のなかに自然に場所をしめている。ニューヨーク博覧会の現代的な世界に当惑したときは日本館を思い出し、日本館を満喫して下さい」が、何よりもそれを象徴している。

文明の開花を開始したばかりの当時の日本にとって、万国博で自己主張するのに「文化」の独自性を演出すること以外、どのような方法があったであろうか。日本の曲芸師、歌舞伎役者、茶人、芸者、職人、大工など西洋の人々の好奇心をさそったのは物と並んで、日本人の芸、あるいは存在そのものであった。「珍異な」見られる側の存在であり続けたが、しかし、同時にその日本はアイヌを「出品」する国でもあった。植民地をもち、軍事大国になっていった日本は、非西洋に対して見る側に立ちつつも、対西洋に対しては見られる

側に立つという複雑な関係のままに万国博会場に佇んでいた、と園田英弘（1999:143-4）は解釈する。

また、坂西（2005:iv）は、日本の近代における人種ステレオタイプと偏見が形成される心理・歴史的背景を明らかにしていく過程の中で、「押し寄せる西洋文化・文明開化の浪、そして『異人種』との急激な接触は、画一的な人種観・態度を生み、白人、黒人、黄色人に対する日本人の人種ステレオタイプを発達させた」と指摘する。つまり、当時の日本人の人種、民族意識は、欧米白人に対しては卑屈で迎合的であったが、対照的にアジアの人々に対しては傲慢で侮蔑的で劣等視するステレオタイプと偏見が、今なお引継がれていると考えられるのである。

博覧会時代の開幕は、人類史がはじめて体験しつつあった情報化時代の始まりを意味した。日本は博覧会という場で「産業化」のための情報のみならず、西洋文明全体の情報を摂取しようとした。そして、その多数の情報の摂取には、当然多面的な国内改良へと引継がれていくことになる。

## 2) 萬國衛生博覧会（1911年）と第一回萬國人種改良會議（1912年）

### 一種族衛生と人種改良一

1911（明治44）年、ドレスデンで開催された「萬國衛生博覧会」には、内務省、文部省、陸軍、海軍からの共同出品もあり、「ドレスデン萬國衛生博覧会費 參萬六千五拾四圓」<sup>8</sup>が内務省より支出されていたことが、つぎの記事から伺える。

「昨年ドレスデンに於て衛生展覽會がありました。即ち萬國展覽會であつて、我日本に

---

8 今期第廿七次帝國議會に対し提出總豫算中醫事衛生に関する費目（内務省所管）として、衛生試験所 拾參萬貳千六百六拾壹圓、傳染病研究所 拾八萬貳千六百七圓、傳染病予防費補助 卅八萬貳千百拾八圓（以上經常歳出） ドレスデン萬國衛生博覧會費 參萬六千五拾四圓、トラホーム講習費 九千貳百參拾八圓、中外彙報、医事衛生に関する豫算、大日本私立衛生会雑誌第三百三十三號、五十三頁から五十四頁、明治四十四年一月二十五日発行 ※同頁の「帝國大學規則改正」によると、帝國大学生生徒の授業料は一學年金五拾圓であつた。

於ても是に出品をして大に批評が好くて喜むで居る次第でございますが、此の衛生博覧會は即ち世界の衛生の粹を抜いて、一場に集めて見せて呉れたのであります。…… 歴史的と人類學的の部門と、學術工業的の部門と、通俗的部門と分けることが出来るのであります。…… 殊に非常に面白く感じたことは歐羅巴の今日発達した歴史で……或は宗教上から癩病を驅除しやうとして隔離と云ふ事を盛んに唱導した色々の書付を見ると今日の癩病驅除法等も既に遠き昔に於てやって居たと云ふことを見るのであります。……傳染病の部には免疫及豫防接種、防疫、普通病學部、熱帯病學部、消毒部、癌、獸疫、花柳病、等に分類されておりました。其外一般衛生の事から申しますと、最も吾々の注意を惹きますのは、労働者の保険事業、労働者の保護、子供の保護、乳児の保護、職業衛生、酒の中毒、獸畜衛生、交通衛生（陸上及び海上）、救難事業、監獄衛生、等すべて順序よく殆ど完全に並べてありましたのです。」（北島 1912:12-3）。

また、国費で参加した國澤健雄は、つぎの記事を『大日本私立衛生會雜誌』に投稿している。

「昨年、ドレスデンに於て開催せられたる萬國衛生博覧會は衛生學の此の新部門を公衆に示したる著しき證據方法で今日迄の學問上の出来事に関して概括的瞥見を提供した、余は大臣より旅費の支給を受け彼地に滞在して博覧會に於ける材料を利用して悄悄深く種族衛生の研究に従事することができた、次ぎの説明は繁殖、遺傳、及其の種族に對する価値に関し最も重要な事実に就て觀察した所のもの……此の故に胚種の成形質の害を蒙らざる永存は種族にとって基礎的の価値を有するものである、胚種の成形質の維持か種族衛生の最も重大なる任務である、……黴毒及アルコールの作用は芽毒として最も甚しきものと確定される、更に結核又は精神病が子孫に及ぼす不幸なる影響が示される、両親に於て世襲の遺傳がある場合若しくは同族交合に依つて遺傳質が強めらるる場合には其の子孫は殊に危険にされる…」（國澤 1912:476-7）

この翌年の1912年（明治45）7月24日から30日までロンドンにて、第一回萬國人種改良會議が開催されているが、東京理科大学動物学教室の渡瀬教授に送られてきた趣意書が『動物學雜誌』で次のように紹介されている。

「人種改良の學目的は即ち、サー・フランシス・ゴルトンの適切に述べたるが如く、吾人の生存する社會の制裁習慣等にして、将来吾人の子孫の人種的資質を改善若くは毀損すべき事因の研究にあり。…… 一、生物學的研究論題（遺傳の事實、遺傳の生理学的見解、趨異の性質と原因、及人種離婚） 二、社會學及歴史的研究論題（人種の資質變化に関する歴史的事實、出生・死亡率統計、及不適者を増加せしむるに関する醫療の影響） 三、立法及社會慣習に関する論題（結婚の法律及慣習課税、經濟的事情、保險、及実業者協戮合同） 四、人種改良、原則の实地適用に関する考察（隔離及去勢により不適者繁殖の阻止、羸弱者繁殖の自由制限、適者繁殖の奨励、人種改良思想の遍布、教育制度に於ける人種改良學の地位）」（動物學雜誌 1911:50-2）。

趣意書によると、會長にメイヤー・レオナルド・ダーウィン、副會長のひとりにアルフレット・プレッツの名前が並んでいる。<sup>9</sup>

国家、国民、機械技術の三つの要素による萬国博は、同時に国内博覧会の機能をも認識させるようになる。日本の博覧会が明確に勸業政策の一環としてスタートし、国民に新しい産業社会の到来を伝えるものとして作用していたのは、19世紀に近代国家組織へ移行した日本にあっては当然のシナリオであったといえよう。

### 3) 衛生展覧会と赤十字参考館 一優秀な遺伝質と結婚一

小野(1997:134)は、衛生システムの大衆流布の装置に、大日本私立衛生会のはたした役割は大きく、通俗講話會が衛生システムの末端のアンテナとして機能し、衛生展覧會が視覚メディアとして機能していたと指摘している。

事実、小橋（1912:477-8）はその紙上で次のように述べている。

「國民に衛生思想の普及を図るに就いては、種々手段方法がありますが、先づ有形上の手段として最も適切なるものを申せば、昨年以來各所に開設されし『衛生展覧會』とか、或は又『衛生講話會』夫れから『衛生活動寫眞』を公にして、之を一般の國民に讀ませるとか、是非共是等の方法を講じなければなりません。……『衛生行政の發達』并に『衛生思

---

<sup>9</sup> 雜録，第一回萬國人種改良會議，動物學雜誌第二百七十八號，五十頁から五十二頁（七一六頁から七一八頁），明治44年12月15日

想の普及』は公共心の発達と共に、市町村民の脳裏に沁みこませるやうにしなければなりません。……『傳染病に罹ったとき、隠蔽せずに傳染病院に入院するのは患者として当然の道であります』……『傳染病院に入ることは、宛ら死ぬるやうな考へを持って居るから、一朝其傳染病に冒されても、容易に隔離病舎に入る気になりません、夫れを自ら進んで届出をなし、傳染病院に入ると云ふのは、納税の義務をつくすものと一般的に認めて宜しいと思ひます。』

田中（1994:29-30）は、大規模で啓蒙的な衛生博覧会は、博覧会の一部、大日本私立衛生会、赤十字博物館、内務省、文部省、自治体、新聞社などの民間企業、警察の八系譜であると指摘し、衛生展覧会の展示内容や歴史を通じて、いかに「身体」が自身の眼差しの変容のなかに搦め捕られてきたのか、身体を形作っている「権力」の起源を探ることを試みている。

大日本私立衛生會は、第五回總會の際に初めて「衛生参考品展覧會」を東京築地本願寺で開催しており、3日間の会期を1日延期するなど、相当な盛況振りであった。これ以降、10年ほどの間に数回、總會に併せて開催しているが、大正時代以降の衛生展覧会に比べると、極めて地味な展示であり、見学者の興味を惹こうなどという工夫はなく、むしろ「統計表などを面白く見られないのは見学者の不勉強のせいだ」という態度であったという（田中 1994:31）。

1894（明治 27）年4月に京都で、大日本私立衛生會第十二次總會が開催されたが、翌年京都にて開催される第四回内國勸業博覧會に向けて、長興專齋が「博覧會の準備」と題した演説の記録がある。

「大勢の人が暑い時分に狭い閉ぢ切た物品が澤山陳列してある其中に入込みますから空氣が腐る其腐った空氣を吸ひながら多人數に押されて、あれを觀之を觀左右に視力を配り非常に精神を使って……頭痛眩暈卒倒嘔吐など種々様々の病氣が起ります。」、「種々雜多の飲食店茶店等が出ておりますが……腹痛を發し吐き下しをしたり」などと換氣と食中毒に対する警告を發している。同様に、「第二市内の注意」では上下水道、宿屋の準備、排泄物の始末、「第三赤痢流行時の措置」では、自治団体の役員醫師衛生組長を集めて衛生掛や檢疫掛を組織し流行時に備えること、何よりも警察の幫助が最肝要であること、当地の大日本私立衛生會員が率先して準備に当たることなどが、万国衛生会の事例を交えて演説されていた（長興 1894:421-439）。



併せて、「衛生参考品展覧會」が同年4月22日から26日までの5日間、寺町通の尋常師範学校内で開催された。参加者は會員を始め諸官衛高等官各局、市、私立学校教員生徒、実業家、警察官等にして総計1萬561人、陳列品は拝借品73種、有志者及び大阪衛生試験所等より出品せられたもの81種である。例えば、人体成分標本（東京衛生試験所）、衛生に関する化学的分析成績表（大阪私立衛生會）、検乳器カバン（京都府警察部保安課）、バクテリア器（大阪衛生試験所）、接種刀（大日本私立衛生會牛痘種所）、京赤味噌（京都市栗辻三右衛門）、正水社ラムネ（京都市柳本平兵衛）など様々なものが展示されていた（大日本私立衛生會雑誌 1894:469-474）。

さて、1926（大正元）年、東京芝大門の日本赤十字社本社の構内に「参考館」が設置され<sup>10</sup>、1932（昭和7）年に「赤十字博物館」となり、1963（昭和38）年に老朽化によって閉館に至るまで、精力的な衛生的啓蒙活動を展開していた。創始50年の記念祭をあげる日本赤十字社が「世界に誇り得る衛生博物館」を設置することになり、「衣食住の一般から婦人の妊娠、出産育児、優生学即ち種族衛生に関するもの、病氣看護等まで凡そ医事衛生に関する全般に渡るここに通俗衛生参考品の全体系が揃うのだ」（中外商業新報 1926）と紹介されている。併せて、主任の棚橋源太郎<sup>11</sup>のコメントが掲載されている。

「欧州戦後ワシントンに出来た赤十字博物館も見て来たが、今度宇田川町に出来る分はそれ以上に完全なものです。こんな衛生博物館は文明諸国には大抵設けられていて東京でももっと早く市なり内務省なりが作っていてよかったです。赤十字は今や世界を通じて社会事業に努力する傾向に向かっているその現れとして今度の計画が立てられたのだが、日本で始めてのものとしてまた世界有数のものとして誇り得るものになります」。

---

10 日本赤十字社『日本の赤十字』（日本赤十字社、一九五五年）231。本著には、本社中央病院・空から見た赤十字本社全景（明治19年）60、本社病院（1892年）207、貴重な資料を揃えてある赤十字本社博物館・博物館内での原爆展（年代不明）32、「知能の発達の止った運命の精神薄弱児」10など、多くの写真が掲載され、視覚的に赤十字の活動を窺い知ることができる。

11 棚橋源太郎は、東京高等師範学校付属教育博物館の主事として、積極的な博物館経営を行った。1909年、博物学研究のためドイツ、アメリカへ二年間留学し、各種の博物館を精力的に回り、帰国後は多くの特別展覧会を開催した。退官後の翌1925年、再びヨーロッパに旅立ち、帰国後は日本赤十字参考館開館に取り組み、以後20年間勤務した。その間多数の特別展の開催や館報の発行を行い、衛生知識の普及に努めている。後に『眼に訴へる教育機関』（1930年）を出版し、東京科学博物館（1931年）開館にも尽力した。岐阜県図書館電子化資料「岐阜県ゆかりの先駆者たち」。

開館2年後の「民族衛生展覧会」1928（昭和3）年においては、「近時産業の発達社会の進歩に連れ、本邦に於ける結核、性病、神経衰弱、酒精中毒の如き所謂文明病は益其暴威を逞うし、殊に乳幼児出産期婦人の死亡数の如きは、列國中稀に見る所の高率を示して居る。加ふるに低能、不具、悪質者は、知徳の優れた有識階級に比べ繁殖が盛んな為め、劣悪無能の分子は益増加して止まぬ。斯くて我が民族の素質が次第に低下し劣悪化して往くことは、国家の将来の為め恟に寒心に堪えぬ。」（日本赤十字社1928）と開催趣旨を述べている。参考館報によるとその展示は、「民族劣化と人口統計」「親の形質は何うして子孫に遺伝するか」「人類の遺伝に関する資料」「伴性遺伝に関する資料」「遺伝と結婚に関する資料」「民衆伝染病に由る民族の悪化に関する資料」「酒の害及産業の発達と民族の健康に関する資料」の七つのコーナーに分かれ、遺伝学的知識の提供に主眼がおかれていた。例えば、「親の形質は何うして子孫に遺伝するか」においては、メンデルとその実験について、また鶏や鼠、麦、朝顔などによる交配実験の結果を図示している。「遺伝と結婚に関する資料」コーナーにおいては、マルチン・カルリカーク将軍の子孫、ジョナサン・エドワードの子孫や箕作家の家系について、あるいは「低能且つ怠け者」のデューク家の家系のせいで、「ニューヨーク州の刑務所養育院の費やした総経費は1877（明治10）年までの75年間に125万弗である。以来50年彼等の血精は全米に蒔き散らされて居る」と紹介している。さらに、「民衆伝染病に由る民族の悪化に関する資料」では、性病、結核とともに、ハンセン病に関する統計、精神病の遺伝を示す家系図や精神病患者の製作品種などが展示されていた。

つぎに、日本民族衛生学会との共催で行われた「結婚衛生展覧会」1933（昭和8）年では、「当人の成績が少し位ひ悪くとも、両親・兄弟・姉妹・叔父母・祖父母等が優秀であれば差し支えありません。優秀な遺伝質は当人の子孫に現れます」、血統調査を行った上で「婚約は互に信用ある医師の健康診断書を交換してから」行うべきであること、そして「優生婚姻訓」などが提示されていた。さらに会期中に開催された市川源三の講演「配偶者選定上の一大矛盾」では、「恋愛や結婚を此の意義まで向上させなければ真の自由は得られない。されば優生学に従って恋愛し結婚することは、真の自由に達する所以であって、世人の考えの此の点に及ばないのは優生学的に教育されないからである。優生運動がもう一層普及しこれが一個の道徳とも宗教ともなったならば、世人はなんら他の束縛を感じずして優生的結婚をすることができるのであらう。いづれにしても、優生学の普及は目下の急

務であるといわねばならない」と啓蒙している。

人口減少に危機感を強めた厚生省は、1939（昭和 14）年 9 月、予防局民族衛生研究会より「結婚十訓」を公表した。「（一）一生の伴侶に信頼できる人を選べ（二）心身ともに健康な人を選べ（三）悪い遺伝のない人を選べ（四）盲目的な結婚を避けよ（五）近親結婚はなるべく避けよ（六）晩婚を避けよ（七）迷信や因襲にとらわれるな（八）父母長上の指導を受けて熟慮断行せよ（九）式は質素に届けは当日に（十）産めよ殖やせよ国のため」、とするこの「結婚十訓」はナチスの「配偶者選択 10 か条」を手本にしており、以後、厚生省はナチスの優生思想を強く反映した政策を採用していくことになる。

そして、「日本民族優生展覧會」（1939 年）では、「民族滅亡」「日本の光，興亜の力」「文明の危機」「民族優生方策」「体力向上」「民族強化の道」の六つのコーナーに分かれ、最後の「結び」に掲げられたのは「皇道精神」と大書された大樹の絵の右脇に人口問題研究所による「民族強化十則」であった。それは、「よき子を多く生め、生まれたものを死なすな，心身を鍛錬せよ，結核を撲滅し民族毒を去れ，健康明朗なる都市を作れ，浮華享樂の風潮を戒めよ，質実剛健なる農村を守れ，日本固有の家族制度を堅持せよ，民族の前に個人主義を捨てよ，日本精神を世界に顕揚せよ」という国策的スローガンであり，有益な衛生知識とは程遠いものであった。特に「民族優生方策」では病的家系を劣等種として摘発するだけでなく，優良種を増やすことを奨励する声が一段と大きくなっている。国民優生法が翌年に成立する頃でもあり，結婚禁止法や断種法の必要性が説かれ，「断種と去勢」なる解説図も展示されていた。（田中 1994）。

参考館の中心的存在であった棚橋源太郎には，一般大衆に科学的知識を学ばせたいという構想があり，日本の教育や博物館の発展に偉大な業績を残してはいるが，赤十字博物館を介して啓蒙しようとした棚橋の衛生思想と優生思想を丁寧に掘り起こすことが今後の課題のひとつといえよう。

また，「一九三九年十一月二〇日，畏くも皇后陛下に於かれては日本赤十字社に行啓あらせられ…支那事變に関する救護竝に一般社業に関する図表及び各種参考品，赤十字博物館及同館に特設された日本民族優生展覧會，篤志看護婦人会の作業を御巡覧あらせられ」（手塚 1943:31）ていることから，参観者は一般市民だけではなかったようである。

さらに，日本赤十字社社長島津忠承は，『日本の赤十字』刊行の辞において，次のように述べている。「わたくしはこれまでしばしば赤十字社連盟の会議に出席し共に語り共に

誓い合う崇高さに心うたれるおもいを重ねてきました。そこには国境のへだたりも人種の差別もありません。あるものはただ、すべての人間の生命と肉体を尊重しようとする心の現れだけであります。人道的精神的に背くあらゆるものから人間を守ろうとする念願だけであります。」(日本赤十字社 1955:前付)

衛生展覧会は、人々の「覗きの欲望」をそそりながら、それを「供儀への欲望」に転換する装置でもあった。その供儀への欲望は、日常生活のなかで、貧民や無知なる者たち、娼婦、また自らの内部の病的な部分など、つまりあらゆる「危険」なもの、「異常」なものへと向けられ、人にそれらとの境界線を繰り返し引き直させる。供儀への欲望とは、裏返せば、そうしなくては自己の主体性を維持できないような危機感でもあった、と田中聡(1994)は指摘する。また、一方で衛生展覧会は、互いの行為や生活の細部を監視しあう眼差しを育て、衛生的には集団の配慮のなかに個人が埋没してこそ、個も集団ももつとも安全であるということを教育していたのではないか、相互に監視しあって突出する者を排除し、横並びをよしとする、いわゆる「世間の眼」と無関係ではなかったかとも指摘している。

#### 4) 「民族衛生」と排除の社会運動—アカデミズム・エリートとコンプレックス

人種改良論に重点を置き、日本の優生学および優生政策制定の中心人物となったのが、東京帝国大学医学部生理学教室教授永井潜<sup>12</sup>である。「人類をして佳良なる子孫を畜殖せしめ不良なる者を絶滅せしめようと思うたならば、先づ第一に其種子則ち遺伝によりて子孫の形質を定むべき単位性質に目を著けねばならぬ」(永井 1915:247)とした。そして、最先端の遺伝学や優生学の知見によれば、人間の性能や形質を規定するのは、主として遺伝であるが故に、遺伝による性能や形質の変化は未来の子孫に伝達できるが、教育をはじめとする環境による変化は一代限りであるが故に、教育は人種改良にはまったく役に立たないものであると説いている。

日本において優生学が最先端の学問として流行したのは1910年代であるが、安田徳太郎

---

12 永井潜の筆は、日本精神医学会機関誌『変態心理』にも見出せる。「最近の新聞雑誌から」欄において、実験遺伝学の説明(1918年, 452)、左利きの原因(1918年, 35)、悲哀は智識なり(同年, 119)、「最近の学説から」欄において、医学と哲学との相互関係(1919年, 340)、筋肉と神経(同年, 154)、「講話」欄において、生物学上より見たる死(1920年, 124)、「研究」欄において、痛覚就中主観的痛覚に就いて(1917年, 327)など

はこの時期を次のように回顧している。

「私も当時流行の遺伝学のファンとなり、ゴルトン、ダベンポート、トムソン、モルガン、ジョンソン等々と英語遺伝学を読みまくった時代があった。確かに遺伝学や優生学は欧州大戦時の日本の好景気時代の一流行であって、その流行の根底をなすものは、遺伝学が当時のいわゆる上流階級と知識階級の階級理論として役立つからである。吾々は優秀階級である、といふのは遺伝質が優秀であるからだ、これらに対して貧民階級は遺伝質が劣悪であり、今日の経済劣悪はつまり遺伝的に必然である」<sup>13</sup>（藤目 1997:316）。

近代日本の洋行経験をもつ日本人エリートたちは、他の誰よりも強い自尊心を抱き西洋へ渡った人々である。しかしながら、西洋への旅は、自らが「黄色」であることの自覚への旅でもあった。どんなに優れた「知能徳性」の優秀性を証明し、「文明」を獲得したとしても、「黄色」である限り、西洋からの承認は得ることはできないという認識を払拭することはできなかったのである。眞嶋(2004:110・122・132)は、「人種的ジレンマ」を抱えたエリートたちは、人種問題を「身体的優劣」の問題と解釈することで、自らの自己規定の解決策としたのではないかと指摘している。

1910(明治43)年、海野幸徳『日本人種改造論』は日露戦争に勝利した日本が今後欧米諸国との生存競争に備えるために、ゴルトンの「逆淘汰」の考え方を基礎に、優生学研究の必要性和国策としての優生政策の実施を唱え、日本人種改造の急務を訴えた。翌1911(明治44)年の『興国策としての種改造』では、自らを進化学専攻と記し、つぎのように述べている。

「若し不具者悪質者のみを残留し、身心の健全なるものは悉く戦争に従事し戦場の露と消えたならば、我国は白痴の日本帝国、精神病者の日本帝国、聾啞者の日本帝国と言ふことになつたであらう。……戦争の害悪はかくの如きものである。我神聖なる東洋の大帝国を養護するには、良形質を破壊し国家的価値を滅殺する戦争は避けなければならぬと」(海野 1911:13)

1920年代は、優生学の研究体制づくりと啓蒙運動が盛んになった最盛期である。カイコ

---

13 そのように遺伝学・優生学においては、売春さえ「遺伝」であり、売春に従事するような女性は、優生学的劣等「種」であった。藤目ゆき、性の歴史学、不二出版、1997年、316。

の遺伝研究で業績を残した日本遺伝学会会長田中義麿は、1924（大正 12）年に、『人間本質の改善が急務』、翌年に『優生学から見た排日運動』などを著し、優良な大和民族の本質を築くことの緊急性、および優生学研究所の設置と研究体制の確立を力説している。

1930 年代の後半には社会事業家や精神科医の諸団体からも「断種法」制定への積極的推進活動が展開された。日本精神衛生協会、公立及代用精神病院協会、救治会は、内務大臣の「精神病対策確立に関する陳情書」（1936 年）のなかで、国公立精神病院の設置・拡充などに加えて「断種法」の制定を陳情した。また日本精神神経学会は「精神病に関する遺伝調査委員会」（1938 年）を設置した。このような動向のなかで、1935（昭和 10）年から国家主義、民族主義の政治家たちが数度にわたって帝国議会に提出していた「民族優生保護法案」は、1940（昭和 15）年に政府案「国民優生法」として可決成立したのである。

もともと日本の精神科医達は単純な断種法促進論を展開したわけではない。1938（昭和 13）年の第一回全国公立精神病院長会議は、「遺伝が確実な場合に限り、本人または家族の申請によって断種が行い得るように法律を制定するのは、極めて望ましい」との意見で一致した。しかし精神神経学会は反対論ないし慎重論に傾き、とくに金子準二は、永井潜を中心とする「民族優生保護法」の制定に対して反対論を唱え続けた（田辺 1981:875-83）。中谷（2000:60）は、日本における断種法の論争をまとめて、国家の中枢に近く、海外の動向に敏感な大学アカデミズムの指導層が推進論に与したのにたいして、一般の精神病院医師の多くは民族改良という優生政策の目的に関心が薄かったと纏めている。また、ドイツに比して実施件数が少なかった理由として、法の強制力の弱さ、精神科病床が少ないための系統的処理の難しさに加え、現場の精神科医が消極的であったことを挙げた。

さて、大日本私立衛生會を沿革にもつ日本公衆衛生協会は、1954（昭和 29）年 3 月に『日本公衆衛生雑誌』を創刊している。「健康で文化的な国民生活の建設」を目指したこの雑誌を瞥見すると、例えば、吉川（1959:136-7）は「訓子府町に於ける精神薄弱者の優生手術について — 家族計画の一環として」、次の報告がなされている。

「川上理一博士は産児制限の根本理念は劣悪素質者の減少をはかることであると述べられているが、人口の二パーセントから七パーセントを占めると言われる精神薄弱者の半数を遺伝性と考えても、この多数の者に対する対策を積極的に取上げることなしには家族計画の意義も半減するであろう。…年間二回にわけ、計五十七名を診察し申請書を作成した。人口一万余りの町で年に五十七名の優生手術を実施し、今後もこれを継続するということ

は、もしこれが全国的に実施されたばあい、優生上または国民の福祉の上に明るい希望を抱かせるものがある。」

至極当然として報告されていることに驚かざるを得ないが、当時の優生手術の実態が如実に浮かび上がってくる。

国民優生法とはいわゆる「断種法」であり、「悪質なる遺伝性疾患の素因を有する者の増加を防遏する」ことを主たる目的として、その人たちに、「生殖を不能ならしむる手術または処置」を施すための法律である。悪質遺伝性疾患の第一が「遺傳性精神病」（分裂病・躁鬱病・癲癇）であり、実際に手術をうけたのも、これら遺伝性精神病とされた人たちであった（加藤 1969）。

その成立の背景には、ダーウィンの自然淘汰学説（いわゆる進化論）の影響で十九世紀後半から欧米に広まった「社会ダーウィニズム」があった。それは精神病患者や障害者、犯罪者などは劣等で適応力を欠いた遺伝の結果であり、社会のなかで「淘汰」されるべき存在であるとする思想である。精神医学の領域では、モレルの遺伝変質説（1857年）がその2年後に出版された「種の起源」と結びついて、まずドイツ、ついでフランスを支配下におき、やがて欧米先進国、そして日本においても極めて自然に、精神障害を持つ人を人類の不適合者としてみなし排除するようになったのである。

## 第3章 近代日本の警察的衛生行政と社会的排除

### — 違警罪即決と衛生取締事項を中心に —

#### はじめに

近代国民国家はなぜか「衛生的」である。悪質な伝染病を根絶するためには国家的な「衛生」管理が必要とされた。また、質のよい、すぐれた労働力と防衛能力をもった国民を確保するためには、まずは健康を保持増進する政策が必要とされた。しかし、衛生思想の急速な普及の背後には、人権尊重の立場からみると身体の奇形や障害に対する誤った「差別」意識が見え隠れしており、そこにも国家の関与が疑われる。もっとも、近代合理主義的発想からすれば、国民は正常な身体をもっているのが当たり前で、異常な身体を持つことは由々しきことと考えられたのである。

筆者は、「近代日本の優生思想と国家保健政策」（2004年3月）および、「近代日本の衛生思想成立過程における優生学史研究」（2008年3月）を纏める中で、監視と摘発、消毒と排除、収容と隔離の衛生システムは、社会的差別と排除の色彩を色濃く呈する枠組として、「人的資源」の国家管理を具現化したことを指摘した。これらの知見を踏まえ、本研究では、衛生思想および衛生システムが社会的に受容される過程について、特に、世界でも稀な極度の中央集権性を特徴とした戦前の警察に視点を置き、広範な活動領域に占める衛生行政の位置づけと実態把握を試みるものである。管見の範囲で、近代日本の衛生思想成立過程において、警察的衛生行政の展開を主軸に分析検討した研究は見当たらない。

本論は、「近代国家が、医学的正義の名のもとに、警察的衛生行政を通して強引と判断される様々な手段で、伝染病者のみならず、身体に奇形や障害をもつ人々を社会から排除していった」という仮説を設け、その歴史的検証を試みるものである。特に、警視庁統計書掲載の虎列刺・ペスト・肺結核などの伝染病、精神病患者、変死傷（自殺者・不慮死）、違警罪の対象になった「清潔保持ニ関スル取締規則」、ならびに「健康保護ニ関スル規則又ハ伝染病豫防規則ニ背ク」ことになった内容の分析を通して、警察行政を介して、衛生システムがいかに強要され、受容されていったかを明らかにする。併せて、歴史的経緯について全体像を把握するために、年表を作成した。



なお、「衛生警察」については、大日方（1992;2000）の『近代日本の警察と地域社会』、『日本近代国家の成立と警察』、および、川上（1990）の『現代日本医療史』で指摘された衛生警察論を参考にした。併せて近著で、とりわけ衛生警察について適確に纏めたものは、姜（2008;2009）の『後藤新平の国家衛生思想——初期の思想と著作をめぐって』である。後藤新平のドイツポリツアイ（polizey, polizei）たる「衛生警察」の概念に関しては極めて示唆に富んだ論であるといえよう。

本研究は、生命倫理学の学際的研究に位置づくものであり、生命科学技術と社会科学の双方のバランスのとれた観点の中に、新たな豊かさの可能性を追求しようとするものである。とりわけ、衛生思想を軸に、国家保健政策を通史的に分析する試みは見当たらず、日本の生命倫理規範を考える上で極めて有用な示唆を提示できるものと考えている。さらに、近代日本にとって「衛生」とは何であったか、可能なかぎり学際領域を意識しながら、科学史、生物学史、医学史はもちろん、人種学、社会衛生学、公衆衛生学、民族衛生学、精神病学、人類遺伝学、優生学、生命論といった文脈の中に、衛生思想史のおよび衛生学史的課題を探ることを究極の目的としている。

## 1 近代的防疫行政と内務省

コレラは日本の近代化を象徴する「病い」として社会に大きな衝撃を与えたが、それは地域社会に動揺を与えただけでなく、医療や救済の仕組みにも大きな変更を迫っていった。内務省衛生局はそうした課題に応えるために設置されるが、具体的な活動を担う地方行政組織は未整備であり、結果的に防疫活動の多くを依存することになる警察行政との役割分担も未確立であった。したがって、近代的な行政制度はコレラに対する防疫活動を通じて確立されたといっても過言ではなかった。

コレラの急激な流行と高い死亡率は、「施療」を基本とする「病い」に対する従来の対処法を無効にした。そこで、近代的な医療システムの確率が急がれるのであるが、その過程で「公衆衛生」という観念の定着が模索される。その担い手となる医師・衛生家の組織化も同時に進められるのである。これを主導したのも内務省衛生局であるが、その確立のためには警察行政主導の防疫対策との対立が避けられなかった。

また、「公衆衛生」という観念の定着と恒久的な衛生システムの確立の過程でもっとも大きな役割を期待されたのは、皮肉にも衛生組合といった任意の地域住民組織であった。それは「施療」の基礎となる近世的な町組織から、衛生行政の末端を担えるような近代的な

町組織への転換を促すことを意味したのである。人々のコレラに対する恐怖心は、地域社会の改編という困難な課題へ積極的に取り組む動機づけとなった。こうして近代国家の基礎となる地域社会が、防疫活動を通じて否応なく確立されていくことになるのである。

他方、このような急激な地域社会の改編や国家的な要請による対応は、地域社会に新しいひずみをもたらした。コレラに対する恐怖と警察行政を中心とする防疫活動の展開のなかで、社会的差別などを生み出すことになったのである。

## 1) 1890-1910 年代の内務省組織

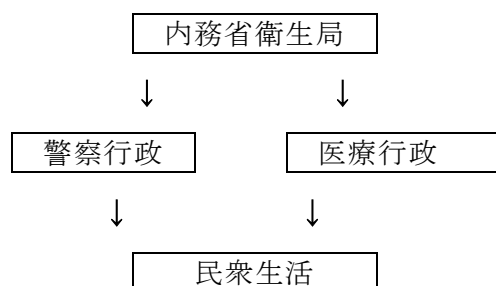
内務省（1873 年設置）

- ↓ 警視庁 内務省直属（1874 年設置）
- ↓ ■ 警視庁統計書（1891-1945 年）掲載の衛生取締事項
- ↓ ■ 「違警罪即決例」（明治 18 年太政官布告第 31 号）による取締
- ↓ ■ 違警罪裁判所における裁判請求・科料・拘留・保証金など
- ↓ 内務省社会局（1922 年設置）

厚生省（1938 年設置）

### ■ 衛生行政組織図の作成と民衆生活への影響の把握

- (1) 内務省から民衆に到達するまでのルート
- (2) 警察行政と医療行政の確執，論争の事実



内務省については大日方（2008）らの研究成果報告書を参考に概観したい。内務省は、

1873（明治6）年11月10日に設置された。1874（明治7）年1月9日に定められた初期の内務省組織では、後の大臣官房・総務局にあたる上局が設置され、さらに大蔵省から勸業寮・戸籍寮・駅逋寮・土木寮・地理寮が、司法省から警保寮<sup>1</sup>が、工部省から測量司が移管され構成されていた。1876（明治9）年に、庶務局（後の県治局）・衛生局などが新設され、1877（明治10）年には教部省の廃止により社寺局が移管され、1881（明治14）年に勸農局・駅逋局・山林局・博物局などの殖産興業部門機構が設置当初の農商務省に移管されるなど、たびたび大きな変動を蒙った。

1885（明治18）年6月25日に制定された内務省処務条例により、内務省は官房・総務局・県治局・警保局・土木局・衛生局・地理局・戸籍局・社寺局・会計局から構成されることとなった。同年暮れの内閣制度の実施に伴い、1886（明治19）年1月16日に内務省処務条例が改正され、戸籍局が廃止されて総務局に吸収された。この組織構成は、同年2月26日に制定された内務省官制においてもおおむね踏襲され、その後の内務省組織の原型をなしたものである。

大臣官房 秘書官二名

総務局 書記官五名

文書課 往復課 報告課 記録課（以上各省共通）

戸籍課 函書課

参事官八名（定員） 監獄巡閲官（参事官兼務）

県治局 府県課 郡区課 地方費課

警保局 警務課 保安課 監獄課

土木局 治水課 道路課 計算課

衛生局 衛生課 医務課

地理局 地籍課 地誌課 観測課

社寺局 神社課 寺院課

会計局 出納課 検査課 用度課

---

1 職制によると警保寮は「全国人民ノ凶害ヲ予防シ其権利ヲ保守シ其健康ヲ看護スル等行政警察ニ属スル一切ノ事務ヲ管理スルヲ掌ル」と広汎な権限をもっていた。人民の生活すべてについて警察が干渉するようになってきたと理解できる。川上武（1965）『現代日本医療史 - 開業医制の変遷 - 』勁草書房（1965.2 初版 1990年版参照），141。

これらの部局のうち、地方事務を専管する県治局と、警察行政を司る警保局が内務省行政の中心をなした。1887（明治20）年の人事データによると総ポスト338名で、秦任官以上のポストは41名であった。また、官房・総務局などの官僚機構管理部門が優位にあったことが読み取れる。

## 2) 衛生統計の中央集権化と医療保護

中央政府による全国人口の把握は、1871（明治4）年の「検戸ノ法」（戸籍法）による戸籍事務とは別に、文部省医務局（1873年）とその後継の内務省衛生局（1875年）を中心とした衛生行政部門においても、人口動態を把握するためのシステムが整えられていった。1874（明治7）年、「醫制」が東京、大阪、京都府に達せられると、三府は管区内の死亡数およびその死因を調査し報告することとされた。1876（明治9）年にはこの制度は全県に広げられ、全国的に死因統計を作成する体制が一応整ったことになる。内務省衛生局は1877（明治10）年より『衛生局年報』を発行し、その統計を公表している。1879（明治12）年の「府県衛生課事務条項」により各府県に衛生課が設置され、その所掌事務のひとつとして統計報告の事務が規定された。各町村における出産・死亡・流産（1870年から婚姻・離婚含む）の情報は、戸長から郡区長を経て府県衛生課に報告され、そこで集計、統計表の作成がおこなわれることとされた。

感染症については、死亡情報に加え、罹患者の発生を把握するための制度も導入されていった。1873（明治6）年の「悪病流行ノ節貧困者處分概則」により、各府県は流行の際には医員を派遣し、患者数、年齢、職業、疾病の性質など調査報告することが定められた。この規則は我国の最初の医療保護立法として登場したが、一概に貧困者の医療対策のみとはいえない。第1条で伝染病流行地への医師派遣と貧民救済について、第2条で派遣医師の給与、第5条では関連費用全体の処理についてふれている。第4条には「貧民ニテ薬価等弁シ難キ分ハ用薬日代価何程ト每一人詳細取調一村限り帳簿ニ記載スベシ」とあり、貧困者の医療保護の根拠となっている。しかし、その前の第3条に「医員派出ノ上ハ貧民ニ限ラス請求ニ応シ治療ヲ加ヘ身元可ナリノ者ハ必ス其薬価ヲ管轄庁ヘ納入セシムヘシ」とあるため、伝染病対策の特性から貧困者の医療保護にふれざるをえなかったのではないかと考えられる。そのうえ、この規則も1881（明治14）年の「流行病アル節貧民救療支弁方」によって廃止され、伝染病にかかった貧困者の治療は地方衛生費をあてるべしと地方財政

への負担転嫁がはかられたのである。明治初期の貧困層の医療対策は、伝染病流行と救貧のための応急的施策に終り、本格的な医療保護政策とはなり得なかったようである。

1875（明治 8）年のコレラ流行に対応した「虎列刺病予防法心得」では、醫師、行政担当者らによるコレラ患者発生届出を義務づけている。さらに、1880（明治 13）年の「伝染病豫防規則」においては、醫師が指定疾患 6 種を診断したときは 24 時間以内に町村衛生委員に通知し、さらに郡区長および警察を通じて府県庁に届け出る、府県庁はその情報を取りまとめ一週間ごとに内務省に報告することと決められた。1897（明治 30）年の「伝染病豫防法」により、ペストと猩紅熱が加わり八種、後にパラチフスと流行性脳髄膜炎が追加指定され、法定伝染病の届出が義務化された。明治後期から大正に入ると、衛生行政の範囲は急性感染症から慢性病へと広がるが、1919（大正 8）年の「結核予防法」においては、醫師が蔓延のリスクがあると判断した場合は届け出るという任意届出制が導入されている。

さて、内務省戸籍局と内務省衛生局とで別々に掌握されてきた人口動態統計事務は一本化され、内閣統計局（1883 年）が取り纏めることになった。また、1898（明治 31）年、従来の地方分査方式から中央集査方式に改められた。人口動態事象 1 件ごとに市町村で作成した小票を内閣統計局に送付し、当局が総計するというシステムが施行されたが、これは能率化と基準の統一を徹底する意図があったようである。このように近代日本において、疾病情報を収集・集計する制度は順調に発達してきたように見えるが、いくつかの問題点が指摘されている。(1) 本籍をもとにする戸籍局の統計と現住人の届出をもとにした衛生局の統計には誤差があり、全国死亡数についてみれば、1880（明治 13）年には前者の数字が後者のそれを 7 万あまり上回っていた。つまり、脱漏が認められ、死亡届出が完全に履行されていなかったことが推測される点 (2) 醫師の誤診の可能性などを考慮すると、死因についての情報、あるいは伝染病患者発生届出情報についても困難があったと推測できる点、特に伝染病患者の「隠蔽」は昭和に至るまで防疫上および統計作成上の難点として認識されており、総じて、1920（大正 9）年以前の政府の人口統計の信憑性は人口学者からも疑問視されている<sup>2</sup>。

1916（大正 5）年、政府は法定伝染病に限らず、乳幼児・若年死亡、結核、性病、ハン

---

2 衛生警察及び衛生統計について、萬國衛生会議出席と視察を終えた石黒軍醫の指摘「我邦の衛生事務中衛生警察と衛生統計とは殊に不十分の点多きに付第一に之に改良を加へるゝやに聞く」（朝日新聞 1888 年 9 月 12 日東京朝刊）。

セン病，精神病など広範囲にわたる学術的統計的調査を行う目的で「保健衛生調査会」を設置した。保健衛生調査会第一回報告書によると1918（大正7）年より全国各地方の代表的農村を選び，人口静態および動態事象，出産・育児風習，住民の体格，疾病（伝染病，寄生虫による地方病），食習慣，住環境，飲料水など多岐にわたる調査が実施されている。疫学的調査を予防・衛生政策の基礎にする必要性が認識されていくなかで，1921（大正10）年，内務省衛生局で改組があり衛生統計の専任課が復活した，しかし，衛生専門家養成も含めて，1938（昭和13）年の公衆衛生院の発足まではその進捗に相当の限界が認められたようである。

## 2 警察的衛生行政と民衆生活

1874年（明治7）1月の創設に際して，東京警視庁が担うべき行政警察の重要な一環に「健康ヲ看護シテ生命ヲ保全セシムル事」が位置づけられたこと，1876（明治9）年10月，東京府との間の権限問題に決着がつけられた際，伝染病予防規則の施行など，衛生関係事務については東京警視庁の所管であることが明確化されたこと，そして，これにもとづいて1877（明治10）年以後，屠場・売肉・牛乳搾取などに関する規則や，市街の掃除，便所の構造，尿尿汲取に関する規則が警察の手によって定められていった。では，衛生と警察の関係性についてコレラ予防対策に焦点をあわせ見ていくことにしたい。

### 1) 病名票と避病院

明治維新後のはじめてのコレラ流行<sup>3</sup>は，1877年西南の役に際してであった。この年8月，内務省から公布された「虎列刺病予防心得」（二十四箇条）は，冒頭6箇条を開港場向けに，第七条以下を一般地方向けにしたものであるが，その中には，発見した患者の届け出義務や消毒法の奨励，群衆の禁止など，その後のコレラ対策に受け継がれる基本的な条項が含まれていた。なかでも，第十六条は「委員ハ虎列刺病者アル家宅船舶ノ門戶入口

---

3 日本がはじめてコレラと遭遇したのは，1822（文政5）年のことであったが，その後，開国を経て1858年（安政5）に大流行を見，明治維新後，1877年，79年，82年，85年，86年，90年，91年，95年と流行を繰り返していく。とりわけ1879年と1886年の大流行はすさまじく，両年とも全国で患者16万人，死者10万人を超えた。

ニ著シク『虎列刺』伝染病アリノ数字ヲ記シテ之ヲ貼付シ、成丈ケ無用ノヒトノ交通ヲ断ツヘシ」として、患者の発生した家屋、船舶などに対する病名票貼付を義務づけた。当時のコレラ情報は新聞記事<sup>4</sup>でも確認することができる。

また、防疫策のなかでも重要な位置を占めたのは、隔離した患者を収容するために設けられた「避病院」であるが、治療法も定まらず、患者の大半が死亡していく現実の前では、避病院への収容を望む者は少なかった。例えば、京都の場合、東福寺、大徳寺など人里離れた寺院の境内や空寺を借り受けて仮設されることが多かったが、そうした設置の実態も患者や家族に不安を与えたことが推察される。磯貝（1999）は、人々の間には、早くから避病院への隔離収容を忌み嫌う傾向が見られた。府は取り締まりを強化し、警察力を動員して隔離を促すが、そうした手法がますます患者の隠匿を誘発することになったと解釈している。

東京での流行は 1877（明治 10）年 9 月 14 日にはじまった。警視庁史編纂委員会（1958:140-141）によると、東京警視本署では、9 月 20 日に患者の届出を命じた。21 日には、医師がコレラ病と診断した際は、その患者の家の入り口に「コレラ病アリ」という病名票を貼付させることとし、引続き死者の埋葬法・家族・同居人の外出制限や消毒法など、コレラ対策に関する指示を次々に発していったようである。

コレラ対策について、例えば「別紙醫學部内科教師ベルツ氏取調べ候コレラ治方概略心得ノ為報告ス 衛生局」（讀賣新聞 1877 年 9 月 25 日朝刊）として、公私の家屋内の厠と汚渠を清潔に掃除すること、不熟の果物と不良の蔬肉及び過度な飲酒を控えること、飲料水は煮沸することを警告している。また「コレラ予防法のデーニッツ教師の説明」（讀賣新聞 1877 年 10 月 21 日朝刊）という見出しで、第 1 に排泄物に触れたすべての物体の焼却と屍骸の火葬によってウイルスを撲滅すること、第 2 にコレラ患者発生の地域を閉鎖してその交際を遮断し、蔓延を鎮壓することが衛生警察の急務使命であると忠告した。

---

4 「コレラ病ニ罹リ死去埋葬ノ節ハ可成人家周密ノ道筋ヲ避ケ通棺候 明治十年九月廿一日 大警視川路利良」（読売新聞 1877 年 9 月 24 日朝刊）。「鹿児島縣下谷山郷ニ於テコレラ病流行ノ趣キ電報神奈川縣下横濱並ニ神奈川驛ニ於テモ同様流行ノ趣キ上申アリ付テハ衛生局第五號報告ニ示セル養生法等ヲ守リ能ク其身ノ保護ニ注意アランヲ要ス 明治十年九月十八日 衛生局」（読売新聞 1877 年 9 月 20 日朝刊）。「神奈川縣下横濱ニ於テ本月五日ヨリ虎列刺病流行シ十八日ニイタルマデ患者總員四十二名アリ其内十四人死去二人全治二十六人ハ治療中ノ趣ムキ報知アリタリ 明治十年九月十九日 衛生局」（同）。また「長崎ニ於テ本月初旬虎列刺病類似ノ處十日頃ヨリ眞ノ亜細亜虎列刺流行シ同日十七日マデニ患者七十八人アリ内十八人死去セル趣キ縣官ヨリ報知アリタリ 明治十年九月廿日 衛生局」（讀賣新聞 1877 年 9 月 22 日朝刊）など連日、新聞で報道されている。

翌9月26日には、各警察分署1名のこれら予防掛主任では足りないとして、署長以下全員で予防に当たるように指示している。10月4日、避病院が北品川洲先旧台場、市ヶ谷富久町、本郷向ヶ岡、本所緑町の四カ所に設置されたので、ここに隔離すべき患者に関する指示を発し<sup>5</sup>、10月12日には自宅療養を申し立てる者についても、警察が不相当と判断すれば避病院に強制入院させることとした。13日、吐瀉物を便所・芥溜などへ投入した者や感染したことを隠蔽している者を発見したら、警察分署や巡査に密告するよう命じ、また、管内にコレラ病が発生したら病人の家の前に巡査1名を配置して交通の制止にあたらせるよう各分署に命じた。さらに、警視庁(1973:188)は15日には各署に虎列刺病臨時巡回掛を設置して、日々各署の患者の家に赴いて視察・尋問にあたらせるとともに避病院へ搬送する際は、コレラ病と大書した旗を掲げるよう指示した<sup>6</sup>。大日方(1978:235-252)は、民衆は一方でコレラの脅威に迫られながら、他方で警察を先頭とする強権的な衛生行政に直面することになり。不安にかられる民衆は権力不信の中で流言を発生させ、権力の施策に対する反発を強めていったと考察している。警察はこうした民衆状況に直面するがゆえにこそ、いよいよもって強権的になっていったのである。流行は12月に入って終息した。この年の東京府下の患者は891人でうち死者は614人であった。こうして警察を先頭にたてた強権的撲滅体制によって、ようやくコレラは影をひそめるに至ったのである。

しかし、東京警視本署は早くも翌1878年2月2日、目下、大阪府・和歌山県方面でコレラが流行している、昨年<sup>7</sup>の指示通り下水・溝・芥溜などを清潔にし、飲食物など摂生につとめよと命ずることになった<sup>7</sup>。また5日には、前年同様、下水などを攪乱させないように区長・戸長に命じざるを得なかった。内務省もまた3月14日、東京警視本署と東京府に対して、今のうちに予防対策をとるよう具体的な基準を示して詳細な指示を発している。

---

5 「今般コレラ病避病院左ノ箇所へ設立候條此旨布達候事 明治十年十月四日 大警視川路利良」および「裏店長屋旅店等ニ於テコレラ病ニ罹ル者施療ノ儀甲第三十六號ヲ以テ布達候處其官私學校寄留生徒及ビ貸座敷ニ在テ感染スル者モ同様最寄避病院ニ於テ施療為致候條此旨更ニ布達候事 明治十年十月五日 大警視川路利良」(讀賣新聞 1877年10月6日朝刊)。

6 「コレラ病患者ヲ各所避病院ニ送致ノ節ハ必ズコレラ病ト大書シタル病名旗掲標候様可致此旨布達候事 明治十年十月十七日 大警視川路利良」(讀賣新聞 1877年10月19日朝刊)。

7 「目下大阪府和歌山縣等ニ於テハコレラ病流行致シ居候ニ付テハ明治十年相達シ置候通り」,不摂生によって再發伝播しないよう、下水溝渠芥溜厠等が不潔にならないよう掃除し、飲食物を始め摂生するよう注意されたい(大警視川路利良, 明治十一年二月二日, 讀賣新聞 1878年2月3日朝刊)。



その上で、コレラ流行の徴候があるときは各分署とも警部補以上、あるいは属官などで消毒・予防の趣旨に通暁している者を選んで検疫委員とし、患者発生の際はただちに処置すべしとして、その際の基準を示した。

同年6月19日には、伝染病予防事務に関して東京警視本署と東京府の間の事務分掌の調整がはかられ、警察側は次の4点を担当することとなっていた。①伝染病予防に関する諸規則を実施し、および患者の家に赴いてその摂生・予防法を視察・監督し、規則に抵触したり不十分なものには諭示して伝染病院に護送すること ②伝染病患者の家屋の門戸・店頭に病名を貼付し、交通を遮断すること ③臨時船着場を制限し、出入りの船舶の検査・消毒になどにあたること ④時々病院を巡回して患者の容体などを視察すること の4項目がそれであった。これに対して、東京府が担当するのは、①伝染病院の設置、患者の治療、死者の埋葬など患者の療養上に関する措置をとること ②各警視分署から護送されてきた患者の収容、入院・治療にあたること ③伝染病院・避病院の設置場所について、あらかじめ警視本署に協議すること ④予防法が不徹底で注意事項がある場合は警視本署に通知することであった。すなわち、具体的現実的な予防・衛生措置の実行はすべて警察の手に委ねられていたのである<sup>8</sup>。

一方、全国レベルでは、6月27日、内務省が起草中の伝染病全般に関する予防規則の中からコレラに関する部分を抜粋して、虎列刺病予防仮規則を布告していた。それは検疫委員に強力な権限を付与して、患者の強制隔離、感染者宅への病名票貼付、清潔法や消毒の実施、死者運搬の監督などを遂行していくことを定めたものであった。検疫委員は医師・衛生掛・警察官吏・郡区吏等から任命されることになっており、実質はともかく、警察のみが突出してコレラ対策にあたる仕組みにはなっていない。

しかし、東京の場合、前線における衛生行政の執行者はもっぱら警察であった。それは、この年6月28日の措置、すなわち、東京府との間で事務分掌の調整をはかり、警視本署、つまり警察側は予防法の設定、検疫事務、患者の護送、死亡者の処理、消毒法の施行にあ

---

8 「東京市府政 三多摩の伝染病・衛生警察実施・ペスト警戒を撤廃ほか」という見出しで、山根警察醫長の「悪疫豫防實況視察」視察報告が掲載された。また、警視廳では各署詰巡查中より衛生警察上講習生を募り已に本年第一部を卒業せしことは既報の如くなるが、右講習巡查の主務は飲食物及び同器具の試験又は救急療法等にして従前は之らの事務は第三部に於て直接試験を行いしも此ほど各署へ試験器械等を配置したれば近々府下一般の署に於ても之を實行する筈なりと」「東京市衛生常設委員會開催し水質実験報告の後、新佃島に汚物仮置場設置可決した」「ペスト豫防事務所閉鎖可決し散会した」（1902年9月5日讀賣新聞朝刊）。

たり、東京府、つまり一般行政側は患者の治療、避病院の事務、死者遺族の救恤を担当するとしたのである。前年の取決めはいつそう明確化された<sup>9</sup>。

当時を窺い知るものとして、1890年のコレラ大流行のとき防疫活動に携わり、後に署長となった寺坂藤楠は自警（1929年12月号）に当時の状況を載せている。

「当時私は日本橋坂本警察署の巡査だった。恰度明治二十三年の秋、コレラが全国的に蔓延し、全国で四万に近い患者が発生したことがあった。で、東京市内にも至る所でコレラ患者が発生してはばたばた死んだ。当時は防疫、衛生の仕事は警察の一手販売であった。で、合宿所員は足止めを喰らって、非番員は順を定めて次々に、コレラ患者の後始末に呼び出されるのであった。今考えても慄とするようなものだ。所が其の頃は、呼び出しの順番の来るのを楽しみに待って居たのだから恐ろしい。と言ふのは決して空元気や虚勢ばかりではない、面白い理由があるのであった。まず、警察に出て行くと、玄関に大樽の鏡を抜いて備えてある。行くより早く舌鼓を鳴らしてぐいぐいそれをあおる。ほろ酔いのいい気持ちになると元気が百倍するのだ。もう矢でも鉄砲でも恐ろしいものはない。それから病院に行くと小さなコップにブランデーを一杯貰うのである。それを一気にあおってこんどは死人を火葬場に運ぶ。すると、そこでもやっぱりコップにブランデーが出る。今でこそブランデーやウキスキーなどと言う洋酒の味もなんでもないが、其頃は却々別な味わいを有った魅力のあるものであった。」（警視庁史 1958：286-287）

1879（明治12）年の米価高騰と虎列刺流行が重なることで社会不安が醸成されるという危機感は全国各地で現実のものとなっていった。いわゆる「コレラ騒動」といわれる農漁民の一揆や集団行動が頻発したのである。そこで、1880年代になると、コレラをはじめとする伝染病の総合的な予防策が目指されるようになる。1880年7月の「伝染病予防規則」は、コレラ、腸チフス、赤痢、ジフテリア、発疹チフス、痘瘡（天然痘）の六種を明示し、その届出、報告、強制入院などを定めた。ただし、ここでも、「第八条 掛官吏ハ伝染病者

---

9 「府下の衛生警察」として、東京の衛生警察事務の現況は地方当局者の参考になるため、山根警察醫長の國家醫學會議での演説を列記し参考に供したいと飲食物及び器具の取締について、牛乳（脂肪含有量及牛乳中劇毒薬処方に関する取締として、牛体健康診断、乳牛の検査、牛乳搾取場の位置構造制限、牛乳の容器、搾取人の取締）と獣肉（屠獸及び賣肉の取締、警視庁は常に醫師化学技師細菌技術官等を派出して屠殺場の構造及び屠獸の監督、市内各肉店取締）などを掲載した（1901年12月30日朝日新聞東京朝刊）。

アル家ニハ其病名ヲ書シテ門戸ニ貼付シ、要用ノ外他人ト交通ヲ断タシムヘシ、但患者治癒死亡又ハ避病院ニ入りタル後相当ノ一消毒法ヲ行ハサルノ間ハ仍ホ本条ヲ遵守セシムヘシ」と、避病院への隔離と患者門戸への病名票の貼付を定めている。

さらに、同年9月の「伝染病予防心得書」は、これまでの予防法を整理し、より具体的な対処法を示した。「一、清潔法 病毒ノ萌動及ビ蔓延ノ因ヲ除却スルニアリ 二、摂生法 各人体中有スル所ノ感受性ナカラシムルニアリ 三、隔離法 病毒伝播ノ媒介ヲ隔離スルニアリ 四、消毒法 伝染病毒ヲ消滅スルニアリ」と、予防法が4項目に整理され、隔離だけではなく、消毒や予防的意味合いの強い清潔法などが防疫活動に取り入れられることになった。また、病名票に対する忌避感情が強いことを懸念して、中央衛生会などの場では、病名票の強制がかえって患者の隠匿の原因になるなどの議論が出され、1882年8月の太政官布告「病名票貼布ノ件ハ当分コレヲ実施シナイ」以後、徐々に行われなくなっていた。

## 2) 交通遮断法と過干渉

1880年代にもコレラは幾度か流行するが、1886年の大流行は、1879年流行と並んで近代日本最大の伝染病被害をもたらした。コレラによる死者は、全国で十万八千人余り（患者十五万六千人）に達したのである。この年内務省が定めた「虎列刺病予防消毒心得書」をみると、第一章「撲滅法」、第二章「検疫委員」、第三章「避病院」、第四章「遮断法実施」の四構成であり、病名票貼付を避けるために、広範囲な交通遮断法に依存するという傾向が生じている。

「第十八条 虎列刺病毒は患者僅少ナル時期ニ於テ撲滅セズ、一旦散漫セシムルトキハ之ヲ遏ムルコト頗ル難シ、故ニ其目的ヲスル所ハ之ヲ一人ニ於テ撲滅シ、若シ一人ニ於テ撲滅シ能ハザル時ハ一家ニ於テ撲滅シ、一家尚能ハザル時ハ一村一部落ニテ撲滅ス可シ、其撲滅ヲ謀ルニハ第一交通ヲ禁ジ病毒ヲ一所ニ遮断シテ其場所ヨリ之ヲ多ヘ流伝セシメザルヲ要ス」とあるように、1886年流行時において交通遮断法が流行抑制の切り札として重要な位置を占めていたことがうかがえる。

そもそも、前述の「伝染病予防規則」第8条によっても示されているように、患者家門戸への病名票貼付は、もともと交通遮断と表裏一体のものであった。いずれも、患者と非患者との接触を避けるための方策として相補いあいながら実施されるはずの措置であった。

1890年7月、日本公衆医事会においておこなわれた議論は、「一、防疫ノタメニ全ク人

ノ交通ヲ断ツコトハ、之ヲ実行シ、之ニ依リテ其目的ヲ達シタル正確ナ証例ナシ 二、防疫ノ為ニ人ノ交通ヲ妨クルコトハ政治理財上ニ有害ニシテ、第三ヲ除ク外衛生上ニ無益ナリ」(大日本私立衛生會 1890) など、防疫策が日常生活や経済活動に対して過度な干渉をおこなうことに対して抑制しようとするものにほかならなかったといえよう。

### 3) 貧民部落と「消毒的清潔法」

1879年流行に際しての防疫策の特徴は「隔離」の徹底にあり、その手段として病名票の貼付や避病院の設置が重視されてきたが、それについては患者や患家からの反発が強く、それに過度に依存することは防疫行政そのものに支障をもたらしかねなかった。実際、コレラ騒動の直接の原因に、「隔離」に対する忌避感情があったことは否定できない。そこで、1886年流行に際しては現実的な手段として交通遮断法に依存することになるが、市民生活や経済活動に対する過度な干渉を生む交通遮断法には多くの批判がなされることになる。

そこで重視されるようになるのは、流行を未然に防ぐ、文字通りの予防法の実施であった。具体的には、1877年の「虎列刺病予防心得」以来、常に規則や法令の中に盛り込まれながらも注目されてこなかった「清潔法」の施行である。全国的な規模で清潔法の実施を促進したのは、1890年に開かれた中央衛生会における長谷川泰らの建議であった。内務省は、中央衛生会などでの議論に動かされて全国の主要都市に清潔法をおこなうよう訓令を発し、とくに大阪・神戸など関西地区に海軍軍医大監実吉安純を派遣したほか、石黒直恵らを地方に派遣し周知徹底を図った。

さらに、実吉は、同年7月25日の大日本私立衛生会臨時常会で講演を行い、「虎列刺病の発生するは重もに貧民則ち生活の度低くして、狭隘の家屋に住し、卑湿の土地に居り、粗衣粗食に甘んずる者に於いて発生する者なれば、それ等の者の住する土地を目的として専ら清潔法を行はんとの準備なり」と清潔法の重要性を力説し、「虎列刺病予防法として最注意すべきは土地の清潔法、是なり」と結論づけた。

また、長与も「元来虎列刺病の侵襲するや必ず先づ貧民部落に発し、此に其蕃殖を遂げ漸次一般に蔓延の勢を為すこと普通流行の定則なる」とし、「貧民部落」に注意を促すことでコレラ予防の効果をあげることがを主張したのである。これは、特定の地域を問題化することによって予防効果をあげようとする試みであるが、小林(2001:30)は、結果として地域間格差や社会的差別を顕在化する役割を果たすことになったと指摘している。これに対し、田波(1967:8-10)は慢性の感染症対策は遅れ、法令等も皆無であった。つまり、当時

の衛生政策において、「明治前期の人々には、防疫以外のことはたとえそれが必要なことであったとしても、頭を向ける余裕はなかったのである」と指摘している。

急性伝染病が落ち着きをみせてきた明治後半になると、社会の安寧秩序、国際的な体面を重んじた対策が加えられた。すなわち、1900（明治 33）年娼妓取締規則の制定により花柳病の検診が行われ、同年精神病患者監護法の制定、食品衛生に関する法律の公布、1904（明治 37）年肺結核予防令、1907（明治 40）年癩予防法などの公布をみている。労働衛生に関しては、後藤新平を主査とする職業衛生調査会が発足し、その報告は1903（明治 36）年「職事情」として公刊されている。1911（明治 44）年紡績業を中心とする中小企業家の反対をこえて工場法が成立し、第一次大戦後の経済恐慌、ストライキ、小作争議への社会政策的行政の対応として1922（大正 11）年には健康保険法が成立している。防疫体制から出発した衛生行政は、その事務を道府県警察部が所管する警察的取締を主とするものであったが、昭和に入ると次第に国民体位の向上をめざすものへと変貌したのである。

### 3 衛生取締事項と違警罪即決

#### 1) 衛生取締事項

東京警視本署では、1880年4月21日、各分署に衛生警察専務を置いて、衛生事務を担当させるとの措置をとり、これは、翌81年1月14日、警視庁再設置の際、各警察署に配置された特務警員のうち、衛生掛に受け継がれていった。

「警視本署が各分署に衛生警察専務の設置と衛生警察事務の細目で達し」（讀賣新聞 1880年5月2日朝刊）という見出しで、溝渠の淤塞市街道路厠及び芥溜の不掃除若くは破損等、糞尿汲取規則等実行の有無、厩乳牛場諸鳥獸畜養場諸獸屠場魚類干物諸市場魚腸貯蓄場等の不潔又は悪臭を発する事に対する取締のみならず、無免状の醫師産婆製薬師薬舗等の営業取締、劇薬毒薬贗薬や賣薬阿片烟の取締、各種伝染病の起滅、種痘の行否などにも及んでいる<sup>10</sup>。

再設置後の警視庁もまた、夏のコレラ流行に向けて<sup>11</sup>、予防のための指示をしばしば

---

10 衛生警察の攻究について、山根警察署長が大阪にて衛生試験所、府立病院、府立黴院、避病院、水道水現地、貯水池、監獄、天保山消毒所、名護町筋長屋改築の模様を視察せり、京都大阪兵庫等を巡回し衛生警察攻究の材料を得る為なり（1894年4月29日朝日東京朝刊）。

11 「社説 夏季の衛生警察」として、夏季は四季中最も衛生思想の鼓吹に最適なときであ

発しているが<sup>12</sup>，特に 1885 年の流行の際の措置は強圧的であった。この年 8 月 29 日の達では，不心得者が無いよう衛生係特務巡查や巡行巡查に「厳密視察注意」にあたらせることとし，10 月 21 日には，期限内に下水・芥溜などの掃除にあたらぬものは違警罪をもって処分することとした。そして，この徹底をはかるため，翌日，つぎのような措置をとっている。巡查に下水を視察させ，日限内に不潔箇所の掃除・改修をするよう「懇篤説諭」させる。日限以後も掃除・改修しないものは警部・警部補が出向いて「諭示」する。なお実施しないものは違警罪をもって処分するというものであった（27 日，違警罪による処分ではなく，郡区役所に通報することとされた）。

清潔法の徹底については，1886（明治 19）年 5 月 10 日，私有地についても下水道の疎通・修理，塵芥溜・糞雪隠の修理，井戸の周囲の修理を命じた。ついで 21 日にはその手続を指示し，所定の期限までに実施しないものは，警察署に召喚して厳重に督促するとした。そして 30 日には違反者に対して刑法 426 条第 4 項を適用して，2 日以上 5 日以下の拘留，または五十銭以上一円五十銭以下の科料に処すと定めた。6 月 1 日にはこれを徹底させるため，巡查の派出，警部・警部補による視察などの手続を定めた。8 月 4 日にもあらためて違反者は刑法 426 条第 4 項をもって処罰する旨を明らかにしている。

こうして警察は権力装置としての具体的強制力のみならず，背後に法的強制力，すなわち国家の強大な力をかざすことによって，清潔な生活，衛生的な生活を民衆に強制していた。東京において実力的基礎を獲得した警察は，警察主導の衛生行政を確立せしめた。そしておそらく是全国的な警察力の確立，すなわち「地方自治」制に対応した地域警察力の定置を前提として，東京で成立をみたこの警察的衛生行政は全国化していったものと考えられる（大日方 1992:196）。

しかし、『獣醫警察』（1905），『食肉衛生警察』（1906），そして『牛乳衛生警察』（1907）の三書を著した津野慶太郎<sup>13</sup>（東京帝国大学農科大学教授・獣医学博士）は，牛乳衛生警察』（1907 年）の序言において「特ニ第二ノ國民タル兒童ノ生存ニ滋養ニ大關係ヲ有シ公衆衛生ニ密接ノ關係ヲ生シ来レル牛乳ノ行政的監督ハ重要ナリ然ルニ其衛生警察ハ莠態ヲ株守シ時世ニ伴ハサルモノ多シ」と警察的衛生行政に苦言を発している点はとりわけ興

---

り，衛生警察は床下の清掃よりも氷店の器物取締が急務であると掲載した（1903 年 8 月 11 日讀賣新聞朝刊）。

12 「警部長会議 内務省に於て 28 年度における各地方検疫事務の報告・意見交換と今夏流行病豫防の方法について協議する」（1896 年 4 月 5 日讀賣新聞朝刊）。

13 津野は 1892 年に『市乳警察論』初版を著し牛乳営業取締の必要性を説いた。

味深い。各界からの警察的衛生行政に対する評価を吟味する必要性が今後の課題のひとつであると言えよう。

## 2) 違警罪即決と「不服申し立て」

警察的衛生行政のなかでも特徴的な点は、「清潔保持ニ関スル取締規則」、ならびに「健康保護ニ関スル規則又ハ伝染病豫防規則ニ背ク」場合は、違警罪をもって処分されたことである<sup>14</sup>。

1880年公布の旧刑法には罪には重罪、軽罪、違警罪の三つの区別があったが、そのうち違警罪<sup>15</sup>とは、拘留または科料の刑にあたる軽い罪であった（旧刑法1条）<sup>16</sup>。違警罪即決例は、警察署長またはその代理の官吏が、その管轄内で冒された違警罪について、正式な裁判によらず即決処分により処罰しうることを認めたもので、即決処分に対して本人のほかその法定代理人・保佐人または配偶者も、本人とは独立して当該警察署に申立書を差し出せば、区裁判所の正式裁判を受ける道が開かれていた。当然、正式裁判の請求がない場合には、即決処分は確定し、確定判決と同一の効果を生ずるものとされていた<sup>17</sup>。

さて、違警罪については、新屋（2005:44-45）論文を中心に解釈を深めることにしたい。日本に近代的刑事手続をもたらした治罪法（1880年制定）の下では、治安裁判所、始審裁判所、控訴裁判所、大審院が置かれた。治安裁判所が違警罪裁判所として、ほぼ現在の軽犯罪法違反に相当する違警罪に関する事件を担当した（治罪法49条）。各裁判所には検察官が置かれ、捜査、訴追、裁判の執行、裁判における公益保護の役目を担った（治罪法33・34条）。検察官とは、検事長、検事、検事補、違警罪裁判所における公訴原告の職務を行う警部を総称した概念である。違警罪裁判所である治安裁判所においては、検察官の職務は、その裁判所所在の警部が行うものとされた（治罪法51条）。このような特例を認めた理由は、違警罪は軽微な事件であり審理を綿密にする必要がないので「簡易省費」を目的

---

14 警視庁（1997）「警視庁統計書」（復刻）、クレス出版の詳細データを閲覧利用した。

15 違警罪目については、明治14年12月28日東京府達甲第60号によって、街路取締規則、火葬場取締規則、畜犬規則、諸芸人取締規則、「醜体ヲ為シ路上ニ行歩シタル者」、「各署ニ榜示セル禁条ヲ犯シタル者」など18項目が定められた。警視庁史、173-175

16 讀賣新聞1881年12月29日（木）朝刊には、警視総監樺山資紀の名で「違警罪目左ノ通改定来明治十五年一月一日ヨリ施行候」「左ノ諸件ヲ犯シタル者ハ一日以上十日以下ノ拘留又ハ五錢以上壹圓九拾五錢以下ノ科料ニ處セラル可シ」として18項目の取締事項が掲載されている。

17 違警罪即決例「第1条 警察署長及ヒ分署長又ハ其代理タル官吏ハ其管轄地内ニ於テ犯シタル違警罪ヲ即決スベシ但私訴ハ此限ニ在ラス」。

としたとされる。しかし、違警罪は「其地方ノ安寧ヲ防スルモノ」だが安寧確保は警部（すなわち行政警察官）の役目であること、違警罪に対する告訴・告発がなされることはごく稀な上、私人による現行犯逮捕も許されないため（治刑法 105 条，なお 102 条 2 項），その摘発はほとんどが巡査により行われることになる。それ故，警部の職責とも合致し，実際上の便益があることを理由とする論者もある。いずれにせよ，違警罪の軽微・特殊な性格が，かかる特例の根拠とされたのである。

治刑法はそれまでは認められていなかった上訴制度についても整備し，違警罪（拘留刑に限る）・軽罪・重罪を問わず，控訴・上告の途を開いた。ところが，治刑法施行を翌年に控えた 1881 年，違警罪の上訴はゆるされないものとされ（明治 14 年太政官布告 44 号）<sup>18</sup>，さらに「三府五港ノ市区」すなわち東京・京都・大阪と函館・新潟・横浜・神戸・長崎を除き，違警罪の処理は府県の警察署及び分署において行うものとされた（明治 14 年太政官布告 80 号）。これは治安裁判所を多数設置することが財政上，過大な負担を伴うとの理由からであったと思われる。

ところがこれでは「压抑ニ流ルル懼レ」がある，あるいは軽微な事件でも「冤柱ニ陥ル無キヲ保セス」ということが考慮されたためか，正式裁判請求の途を開くこととされた。そのために制定されたのが違警罪即決例であった（明治 18 年太政官布告 31 号）すなわち，警察署長などは管轄地内で発生した違警罪を即決処分するが（違警罪即決例 1 条），被告人は，即決の言渡しに対して違軽罪裁判所に正式の裁判を請求することができることとされた（同 3 条）。これに伴い，違警罪の上訴禁止と警察裁判を規定していた先の太政官布告は廃止された。その後，違警罪即決例は犯罪捜査の手段として濫用されるが，制定の時点では不服申立てを保障するという限りで人権保障を目的としていた。もっとも，このような側面はやがて忘れられ，違警罪即決例の趣旨は「簡易手続にて軽微な科刑処分をなし，被疑者も無用の負担を免れ国家も無用の煩累を避けて而も国家の目的を万全に遂行しようとする立場からのもの」とされていった。

治刑法は当時としては極めて先進的な法律であったが，当時の司法界ではそれを使いこなすことはできなかったようであると，新屋（2005:45）は考察している。同法が施行されてみると様々な不備・欠点が痛感された由であった。そこで，大日本帝国憲法の制定（1889 年）に合わせ，治刑法は旧々刑事訴訟法にとって代わられた。同時に裁判所構成法が制定

---

18 「違警罪審判の手続は治刑法により，その裁判言渡しには上訴を許さず」と太政大臣三條實美の名で布告された（讀賣新聞 1881 年 9 月 22 日朝刊）。



され、従来は治罪法で規定されていた裁判所・検察の組織は裁判所構成法の定めるところとなった。これにより、日本の検察制度は一応の完成をみることになったようである。

裁判所構成法は、検事局を裁判所に付置するものとし（裁判所構成法6条1項）、検事局には相応な数の検事を置くこととした（同7条）。これに伴い、従来の検事補は裁判所構成法上の検事として扱われることとなり（明治23年勅令254号）、検察権限を行使する者は検事一本に絞られた。一方、違警罪は警察が管轄すべきものと考えられたためか、違警罪即決例が裁判所構成法・旧々刑事訴訟法により変更されることはなかった。

司法官ではなく行政官である警察官に違警罪の即決を認めるこの違警罪即決例は、警察官の権力強化を図ったもので、その目的は自由民権運動を初めとする社会運動の弾圧にあったが、以後、反体制思想犯対策としてしばしば濫用され、弾圧法として十二分に機能した<sup>19</sup>。そして戦後、裁判所法施行法により廃止される<sup>20</sup>。

さて、市中の取締が厳しさを増してくるのもこの時期である<sup>21</sup>。大日本私立衛生會（1912）においても次の情報提供を行なっている。「精神病者にして監置中のものは一層厳密なる監視を勵行すべきも此際不監置精神病者市中に徘徊することあれば甚だ不體裁なるのみならず平素自他に危険なきものと謂も這般の出来事に依り精神興奮の結果如何なる慘時を惹起するやも計られざるべく其れがため警視廳警察醫数名各地に巡廻して不監置精神病者に就き臨時診断施行中なり。」また、「多人数雑踏を見込んで各地より東京市内に参集する癩患者中浮浪徘徊するもの所謂乞食の徒は悉く之を引致して癩療養所に送致する目録見の由にて御大褒當日醜體を路上に散見するが如きは断じて無かるべしといふ」。

---

19 1925年公布の治安維持法（旧）の発動にあたっては、逮捕・捜査・取調・留置・取締・スパイ工作・右翼の利用等において、非条理きわまる濫用や無恥な拷問がもちいられた。逮捕する場合には、身柄の保護処分としての行政検束（「泥酔者、瘋癲者、自殺を企てる者その他救護を要すと認むる者」を「翌日の日没」まで結束する制度、1900年制定の行政執行法1条）を利用し、その時限がすぎると書類上だけで釈放して再検束し、あるいは違警罪即決処分（「一定の住居または生業なくして諸方に徘徊する者」を三〇日未満拘留、1908年制定の警察犯処罰令1条）にあてはめて、29日間の拘留処分にし、期限がすぎると警察署をタライ廻しにして留置をつづけた。法政大学社会問題研究所編（1956）『太平洋戦争下の労働運動』労働旬報社。

20 「第1条 明治23年法律第106号、大正2年法律第9号、昭和10年法律第30号、昭和13年法律第11号及び違警罪即決例は、これを廃止する。」

21 讀賣新聞 1882年11月14日（火）朝刊には、「人間の塵溜といふ横濱だけ有って先月ぢう横濱警察署にて處分されし違警罪人ハ五百四十二人でありました」、讀賣新聞 1883年5月18日（金）朝刊には、「一昨日浅草猿屋町警察署へ拘引に成りし違警罪犯人ハ九十名ありしと云ふ」。

当時の取締行政を伺い知ることができる史料発掘は勿論のこと、警視庁統計書に掲載された違警罪即決処断累年比較表、および違警罪即決処断細目表に纏められた違警罪犯の質量的分析を次なる課題としなければならない。

## 第4章 永井潜再考—優生学傾倒の深層と啓蒙活動の真相

### はじめに

優生学 (eugenics) は、人類の遺伝的組成を改善することを目的として、劣悪な遺伝形質の淘汰と優良な遺伝形質の保存・増加について研究する学問である。これは1883 (明治16) 年にイギリスのフランシス・ゴールトンによって提唱された。この学問分野は、今日では、否定的イメージを伴うものとなっている。旧ナチス・ドイツが、優生学的論拠に基づいて、優れたアーリア民族、ゲルマン人を作ろうとした一方、劣等民族としてユダヤ人と心身障害者を減らそうとして大規模な虐殺を行ったからである。

ゴールトンは、進化論で知られるダーウィンの従弟であり、彼に始まる優生学は、戦前はナチだけでなく、優生学運動としてヨーロッパはもとより、生物学者チャールズ・B・ダヴェンポート (Charles B. Davenport)<sup>1</sup> の手を通じてアメリカにも広く浸透した。セオドア・ルーズベルトをはじめ当時の進歩的改革者たちも、この大義をこぞって支持していたのである。「適者生存 (fitter family)」コンテスト<sup>2</sup> のような奨励的ないし勧告的な活動もあったが、この運動は望ましくない遺伝子の人々を強制断種する法律を作るようにも働きかけた。その結果、断種法は最終的には29州に広がり、6万人が断種された。連邦最高裁は、1927年に断種法の合憲性を認めたのである。

ヒトラーは1933年に政権を掌握すると遺伝病子孫予防法 (断種法)<sup>3</sup> を制定し、アメリカの優生学者たちは喝采した。ヒトラーは断種法だけにとどまらず、彼がそれを徹底的に押し進めて大量殺りくや大虐殺を行ったために、アメリカの優生学運動も退潮したが、戦後もすぐに消滅したわけではない。1940年代や50年代には強制的な断種は減ったものの、

---

1 山崎喜代子 (2008) 「米国優生学の開拓者—ダヴェンポートと遺伝学」山崎喜代子編『生命の倫理 2』九州大学出版会, 35-74 に詳しい。

2 KJ シャフナー (2004) 「良い血統の者と生まれなかった方がよかった者」山崎喜代子編『生命の倫理—その規範を動かすもの』九州大学出版会, 203-204 頁。および KJ シャフナー (2008) 「優生学時代の女性」山崎喜代子編『生命の倫理 2—優生学の時代を超えて』九州大学出版会, 103-107 に詳しい。

3 河島幸夫 (2004) 「ナチス優生政策とキリスト教会—遺伝病子孫予防法 (断種法) への対応—」山崎喜代子編『生命の倫理—その規範を動かすもの』九州大学出版会, 235-270. に詳しい。

70年代までそれが持続した州もあった。今日では、それに対して州知事による謝罪が行われた<sup>4</sup>。このような否定的な、そして優生学という言葉には否定的なイメージがつきまわっているが、それは国家的強制を伴うものだったからかもしれない。

それでは、断種が自発的に行われるのなら良いのか、そもそも優生学は悪いものなのかどうか。マイケル・サンデル<sup>5</sup>は以下のような問題提起を行った。例えばシンガポールでは1980年代に、高学歴で能力の高い女性に結婚や出産を奨励する政策を取る一方で、高校も卒業していない低収入の女性に対しては、なるべく子供を出産させないように不妊化政策が行われた。不妊手術を条件に、安価なアパートに入居する際の頭金4000シンガポールドルを付与したのである。これは強制的ではなく、経済的支援によって断種を促進するものなので「新しい優生学運動」の例である。

遺伝子の二重らせん構造の発見者の一人、ジェームス・ワトソン博士は「強制ではなく自由な選択に基づく限り、遺伝子の増強には何の問題もない」と考えており、優生学的な発想を示している。そして、現実には「ノーベル賞受賞者からの精子提供を募る」というような優生学的な目的を掲げた精子バンクの試みも存在した（1999年に閉鎖）。また、商業目的で、身体的・能力的に優れた精子を提供する精子バンク（カリフォルニア・クライオバンク社）も存在する。また、これまでは子どもは偶然の巡り合わせで生まれると考えられていたが、今日では、ダウン症なども出生前診断でわかるようになった。そのため、「そのような子どもを産むべきか否か」という選択が親に課されることになる。これは両親にとって非常に重たい判断である。

小林（2010:246-254）によると、核心は「善き生」についての道徳的議論が不可避であるという主張であり、サンデルの政治哲学の「善き生」を支える生命観は「贈り物」としての生命という考え方であるという。私たち人間は、「天賦の生命を善く生きる」ことを「目的」とする存在である。しかし、「どのような子どもが生まれるか」ということを操作できるようになると、より不運な人々に対する連帯感は減少してしまうのではないか。なぜならば、才能が贈り物だからこそ「リスクや資源などや運命を共有し、分かち合って扶助する」という相互の責務が生まれてくるからであるとサンデルは懸念する。

筆者はサンデルのこの議論を視座におきたい。併せて、健康であることは、すべての人々

---

4 オレゴン州知事、ヴァージニア州知事、カリフォルニア州知事、ノースカロライナ州知事、が謝罪。資料1「優生学年表」を参照。

5 小林正弥（2010）『サンデルの政治哲学〈正義〉とは何か』平凡社新書、246-254。

にとって基本的な願望であるが、健康を「生活全般が良好に営まれている状態」、すなわち自己実現に向けて、潜在的能力を可能な限り拡大し、安全で健康的なライフスタイルを獲得していく過程であると捉えることにしたい。人々が抱え込む「内なる優生思想」は、現実との葛藤を引き起こしかねない。今日では、的確な意思決定と行動選択を可能にし、一人ひとりが健康的なライフスタイルと新しい生命倫理規範を獲得することなしには、もはや自己実現の可能性すら矮小化することになりかねない。優生思想は、ナチス・ドイツなどに見られるようなごく限られた全体主義的集団の思想ではなく、プラトンにはじまり福沢諭吉、加藤弘之、海野幸徳、そして永井潜に至ってもなお生き残る普遍的な思想である。今日でもなお、大方の予想をはるか越えて、優生思想が社会的に普及し、日常生活に根強く影響しており、問題の深刻さを物語っている。

本稿では、近代日本において優生思想および優生学がいかに民衆の中に浸透していったのか、その社会的受容の経緯について、とくに東京帝国大学医学部生理学教室教授でありながら、断種法および優生学に傾倒した永井潜<sup>6</sup>の言説と啓蒙活動に焦点を絞り、再考を試みるものである。

## 1 永井潜研究

筆者は先に、近代日本における優生思想および優生学の歴史<sup>7</sup>を大きく①明治初期の欧化思想の影響を受け、人種改良を雑婚に求めた時期、②明治中期以降のゴルトン優生学流入

---

6 人種改良論に重点を置き、日本の優生学および優生政策制定の中心人物となったのが、東京帝国大学医学部生理学教室教授永井潜である。「人類をして佳良なる子孫を畜殖せしめ不良なる者を絶滅せしめようと思うたならば、先づ第一に其種子則ち遺伝によりて子孫の形質を定むべき単位性質に目を著けねばならぬ」とした。そして、最先端の遺伝学や優生学の知見によれば、人間の性能や形質を規定するのは、主として遺伝であるが故に、遺伝による性能や形質の変化は未来の子孫に伝達できるが、教育をはじめとする環境による変化は一代限りであるが故に、教育は人種改良にはまったく役に立たないものであるとも説いた。

7 通史という脈絡を見失わずに文脈を辿る意味で、藤野（日本ファシズムと優生思想、かもがわ出版、1998）の次期区分も極めて重要である。藤野研究は、わたしたちのくらしの周辺に障害者福祉の基点を見定め、妊娠した女性と産科系医学による胎児診断、受精卵検診、かつての羊水診断、それらによる出産か中絶への判断の揺らぎなどと、戦後の「優生保護法」や現行の「母体保護法」のさまざまな現実の世相とを交叉させ得る。そこに「存在に値する生命」と「存在に値しない生命」という選別があり、優生思想が今なお生き続けている現実と、ここに至る経緯を正しく記憶しておくことを指摘した。

に呼応して、最先端の学問として優生学が流行した時期、③大正期以降、優生学の研究体制づくりと啓蒙運動が盛んになった時期に分け、その誕生の経緯を明確にするため、特に明治初期に焦点を絞り、戦前と戦後への乖離よりはむしろ多くの連続性や同質性が存在することを指摘した<sup>8</sup>。

その過程の中で、「優生学の父」と称される永井潜の足跡を辿るにつれ、書き残した著述類の分析と咀嚼に困難を極めた。そして何よりも人物像の曖昧さを払拭できずにいたのである。35歳の永井（1911）は博士論文「冬眠動物の新陳代謝に就いて」で医学博士号を取得したものの、生理学に関する研究論文や学会発表などの研究業績を作っていない。また、歴代の東大教授退官記念論集は、本人の研究業績と共に当該教室の同僚・弟子のなかでもとりわけ精鋭隊が寄稿する論文集であるにもかかわらず、永井の場合は医学全般の『日本生理學文献』であった。さらに、福山誠之館高校（広島県福山尋常中学校）同窓会資料室に永井潜関連の所蔵品数点があり、人物誌に「生命学者、東京帝国大学教授、日本性学会会長、医学博士」、「一八九五年第一高等学校大学予科第三部（医科志望）に無試験入学」と記載されているものの、同資料室の精度の高い史料分析と比較して不明瞭さが気になる点、東京大学医学部教授としては類がないほどの叙勲歴がある点、などから漠然とではあるが、東大医学部生理学教室教授でありながら実質的にはその職責を果たせず、優生学の啓蒙活動に向かわざるを得なかったのではなかったかという永井像であった。

岡田（2008）は、平塚らいてうの優生思想形成過程を追うなかで、平塚が日本女子大学校時代に東大医学部生理学教室初代教授大澤謙二の講義を聴いたこと、大澤の後継者である永井潜も、同時期に大澤講義を通して結婚制限に研究関心を待つことに至った経緯を明らかにしている。また、永井に代表される東大医学部の一群がナチ断種法に傾倒していく経緯を年表で提示し、東大教授永井が優生学研究と断種法制定運動に没頭する理由を明らかにしようとした。しかし岡田は、平塚らいてうの優生思想形成過程については8割程度まで明らかにできたが、平塚の好敵手で「日本の断種法制定運動のリーダー永井潜」については彼が多弁多作であるにもかかわらず、不思議な位に生身の自己を語る章はなく、その生涯と活動を辿るには3～4年の年月を費やさねばならないだろうと永井像の把握の困難さを指摘している。つまり、永井研究を進めていく過程で、高潔な人格者にそぐわない側面が見えはじめ「積極的な社会活動への参加、郷里の仲間や同僚・弟子への丁寧な物腰、

---

8 中馬充子、近代日本の衛生思想成立過程における優生思想、生命の倫理2 優生学の時代を超えて、九州大学出版会、2008年4月

師への律儀さ、妻を対等に扱う姿勢、子どもに示す深い愛情など」評価が二転三転した点、残された証言記録を権力掌握と生理学後継者問題から、次のような永井像を指摘している点は興味深い。①大澤が「自分の後継者として橋田（邦彦）<sup>9</sup>を望む、よろしく援助をたのむ」との遺言を親友の東大医学部教授である小金井良精に託さざるを得なかった理由②京都大学医学部雑誌刊行責任者に永井が圧力をかけ、山宣の好評を博していた性教育論文の掲載中止に追い込んだ手口。性教育の第一人者と目されつつある山宣を排除し、キンゼイ翻訳には真っ先に飛びつく。永井がどの程度、どれほど訳行に参加したのかは疑問であるが、研究倫理が問われる所以である点。

さらに岡田（2008:33）は「この大澤の考えを継承したのが永井潜である」と指摘している。つまり、大澤は結婚禁止対象者へ「去勢術」を受けることを条件に結婚を許可するという断種法の基本的枠組みを示し、共同の利益の為に去勢術の実施例として、「法定去勢の最大目的は人種改良である」（スイス、ネッケ氏）、およびインディアナ州では1907年3月9日に去勢法案が通過したこと2点を根拠にした。いわゆる「生理学研究に不向きな永井」が優生学と断種法制定を先導することになる第一の機会が大澤であったことは明白である。永井潜は朝日新聞の「学界余談」において、「恩師大澤謙二先生」と題して3回に亘って回顧している。東京帝国大学において従来西洋人のみによる教授であった本課生に対して、大澤は、村岡理学博士とともに日本人初の大学教員として正式に講義をした点（東京朝日新聞、1927年1月16日）、我国各種食品の消化吸收の良否を検査した実験報告は有益性が高く「我国栄養学の元祖」であり、「我国生理学の父」であると同時に、「我国医学の母」というべきであると絶賛している点（同、1月17日）、そして、加藤弘之が意見を求めたことにより発した「右利左利」の研究を「萬國生理學會」（1899年、伊國ツリン）で演説した点、また、「遺傳生學性病豫防等」にも多大の興味を有し、『通俗結婚新説』（1909年）への研究成果発表、および国民の保健衛生にも多大な貢献を行った点（同、1月18日）を紹介しているが、去勢術や断種法に関する大澤の見解には全く触れていない。

---

9 橋田邦彦は永井帰国直後の1908年卒業、1909年から1914年まで助手を勤め、1918年にスイスから帰国する。橋田は欧文専門誌を刊行し、国際的に日本を代表する研究者として名実共に大澤の跡継ぎと目されつつあった。事実、永井は予定通り1915年に大澤の後任として生理学教室の第一講座教授就任を果たすが、大澤は退官後も第二講座の講義を担当し、橋田を実質的な後継にする準備を整えていく。岡田（2008）39-40。

## 2 永井潜の思想と実践

### 1) メディアと永井潜

昭和期に入ると永井は「日本民族衛生学会」設立(1930年)に尽力し、その理事長に就任する。永井が「優生学」(eugenics)ではなく「民族衛生」(Rassenhygiene)という語にこだわったのは、ゴルトンの優生学をドイツに紹介した、ドイツのアルフレート・プレッツ(『民族衛生学の基本方針』,一八九五年)の流れを受けている点を強調するためであったようである。事実、機関誌『民族衛生』第1巻巻頭言に「今猶民族衛生の第一線立って奮闘しつつある独逸の碩学、アルフレッドプレッツと同じ心事を以て立ち、同じ覚悟を以て進まん」と表明している。日本民族衛生学会は生理学者の永井潜を理事長に立てているものの、医学系の学術団体というよりもむしろ社会運動を担う組織であった。会員には吉田茂や鳩山一郎などの政治家、法学者、軍関係者、ジャーナリスト、そして大正期に「安全第一」を日本に根付かせた内田嘉吉なども名を連ねており、研究活動よりも啓蒙活動に主眼があったといえる。

1935年、池田を中心とする優生学者たちの活動により、断種法の制定が「日本民族優生保護法」として国会に提出されたが、審議未了に終わっている。しかし、永井潜らは断種法の必要性をさらに強調して建議案を内閣に提出し、結果、1940年に、断種法は「国民優生法」として議会を通過した。その第一条は「本法ハ悪質ナル遺伝性疾患ノ素質ヲ有スル者ノ増加ヲ防御スルト共ニ健全ナル素質ヲ有スル者ノ増加ヲ図リ以テ国民素質ノ向上ヲ期スルコトヲ目的トス」と謳い、翌年の「施行令」や「施行規則」などにより断種手術の対象者が具体的に定められている。特に厚生省豫防局(1941)による「国民優生図解」には、手書きの統計的図表が描かれており、「国民素質の低下を防止して社会の不安と家庭の悩を一掃せねばならぬ」、あるいは「遺傳を支配するものは何か、それは遺傳子である」として染色体(小熊氏原図)や遺伝子(東京帝大脳研究所)が図示されている。とりわけ図「国民優生法」は当時の厚生省豫防局の到達点と言えよう。

また、讀賣新聞には立法化の経緯と共に「要は悪質遺傳の素質を有するものを防遏し健全なる素質を有するものの増加をはかり国民素質の向上を期さうといふ最大目的にかはりはない。」(讀賣夕刊1940年3月9日)と永井潜のコメントが掲載されている。

当時の状況を伺い知るものとして、「讀賣新聞」(1938年1月28日)は永井潜が中心となって立法化を提唱していた「断種法」が立案に向けて前進したという記事を掲載している。



紙面には永井の顔写真とともに「断て！ 悪い血の泉」「時代の欲望“断種法”を厚生省がいよいよ取り上げ」という見出しが掲載されているが、今日と違って購読者数に限界があるものの、当時のマスコミは断種法を時局に適った政策として歓迎し、永井潜も時代の寵児となっていた。

その制定準備を本格的に進める初めての「民族衛生協議会」が、22日午後1時から陸海軍、司法及び精神病学界の権威者を集めて開催された。現臺北帝大医学部長永井潜の姿はなく<sup>10</sup>、代わりに高野豫防局長の顔写真と共に「断種法をここまで運んだ努力の第一人者高野六郎博士は“首途の辞”を左の如く語った。『いよいよ協議会を開くまでに漕ぎつきました、問題が問題だけに急いではいかん、慎重を期したいと思ふ、…断種が一般にはいろいろと誤解されているようだ……多くはどうぞこの画期的立法がうまく進むようにと願って来ているよ』（讀賣夕刊 1938年4月23日）と報じた。

新聞記事によるメディア報道においても、やはりその先導を果たしたのが永井潜であったと言えよう。管見の範囲で新聞紙上、優生学に触れた永井潜の言説は、1913（大正2）年11月8日に青年会館で開催された読売記念講演会の講演録に始まる。加藤弘之<sup>11</sup>、新渡戸稲造ら錚々たる顔触れのなかで永井潜は、「人種改善学ユーゼニックスの必要を論ず」と題し、最高最大の理想を実現し得る為には、「実験遺傳學」を根拠とした極めて新しい「人種改善学」が必要であることを主張した。また、日本には統計処理ができていないが、「合衆國に於いて悪い種が蔓って行くという立派な統計」があり、「カリフォルニア」や「インディヤナ」における断種の実態を紹介している（讀賣新聞 1913. 1117）。永井潜の情報源について確証はないものの、アメリカ優生学研究協会創立によるユーゼニカル・ニューズ（Eugenical News）創刊（1913年）、第一回国際優生学会議開催（1912年ロンドン）、C.ダ

---

10 官秘第 3991 号 昭和 13 年 12 月 15 日 拓務大臣 八田嘉明内閣総理大臣 公爵近衛文麿殿 海外出張の件 台北帝国大学教授（一等）永井潜 右の者外務省文化事業部ノ委嘱ヲ受ケ衛生施設状態調査ノ為本年 12 月 21 日ヨリ翌 14 年 1 月 30 日迄 41 日間ノ予定ヲ以テ中華民國へ出張ヲ命シ度旨台湾総督ヨリ稟申有之条々御認可相成度及稟請候也 追テ本件ニ関スル旅費ハ外務省ニ於テ支弁ノコトニ相成候。 官秘第 2111 号 昭和 13 年 6 月 20 日 拓務大臣 大谷尊由 内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿 海外出張に関する件 台北帝国大学教授（一等）永井潜 右の者医事衛生状態調査並北京帝国大学医学部復興事務に關シ協力の為 6 月 29 日ヨリ向ふ 85 日間ノ予定ヲ以テ中華民國へ出張せしめ度旨台湾総督ヨリ稟申有之条々御認可相成度及稟請候也 追テ本件ニ関スル旅費ハ外務省ニ於テ負担のものに付申添候。

11 日本で最初の人種改造論を説いた高橋義男（福沢の弟子）と加藤弘之の雑婚論争は、福沢諭吉を巻き込みながらベルツが決着をつけたかたちで収束した。中馬充子（2004）「近代日本の優生思想と国家保健政策」山崎喜代子編『生命の倫理』九州大学出版会、285。

ヴェンポート（1911）による『Heredity in Relation to Eugenics』（優生学に関わる遺伝）の発刊などによるものと推測される。

では、永井潜の優生思想を支えたものは何であったか、何を根拠に押し進めたのか。米国の人類改善財団会長ガスネーによる「敬愛せるドクトル永井よ。我等は、最近、貴国内務省が、優生学的断種法についての調査を命じたと云ふことを、多大の興味を以て伝聞した」で始まる書簡には参考に供したいと、合衆国における1933年1月1日に至るまでの断種に関する調査成績が同封されていた<sup>12</sup>。さらに、同財団発行の小パンフレット「人間の断種」(Human Sterilisation) (齋藤文学士譯述) を日本民族衛生学会発刊の『民族衛生叢書』第二巻に添付している。近代日本の洋行経験をもついわゆる日本人エリートたちは、他の誰よりも強い自尊心を抱き西洋へ渡った人々であった。しかしながら「黄色」である限り「人種的ジレンマ」を払拭することができず、西洋からの承認を得ることはできないという認識を払拭することに注意を注いだ。つまり、欧米の有識者と肩を並べ、同等の価値観を共有することは自己の優秀性を証明することに外ならず、永井潜も例外ではなかったと言えよう。新聞記事においても、言説においても、そして寄稿においても、永井潜の啓蒙活動の根幹には「人種的ジレンマ」が際立っていたと考えられる。したがって、ガスネーの「敬愛せるドクトル永井」に応えるべく優生思想の啓蒙活動に傾倒していくことになったものと解釈できる。

1930年代の後半には社会事業家や精神科医の諸団体からも「断種法」制定への積極的推進活動が展開された。日本精神衛生協会、公立及代用精神病院協会、救治会は、内務大臣の「精神病対策確立に関する陳情書」(1936年)のなかで、国公立精神病院の設置・拡充などに加えて「断種法」の制定を陳情した。また日本精神神経学会は「精神病に関する遺伝調査委員会」(1938年)を設置した。このような動向のなかで、1935年から国家主義、民族主義の政治家たちが数度にわたって帝国議会に提出していた「民族優生保護法案」は、1940年に政府案「国民優生法」として可決成立したのである。

## 2) 反対論と慎重論に対する永井の反論

もっとも日本の精神科医達は単純な断種法促進論を展開したわけではない。1938年の第一回全国公立精神病院長会議は、「遺伝が確実な場合に限り、本人または家族の申請によ

---

12 永井潜(1934)「人類改善財団と其の創立者ガスネー」日本民族衛生学会『民族衛生』3巻, 72-76.

って断種が行い得るように法律を制定するのは、極めて望ましい」との意見で一致した。しかし、田辺（1981:875-883）は、精神神経学会は反対論ないし慎重論に傾き、とくに金子準二は、永井潜を中心とする「民族優生保護法」の制定に対して反対論を唱え続けたと指摘している。讀賣新聞は金子の反対意見と共にこの経緯を次のように掲載している。「数年前永井潜博士らによって“断種法”制定の運動が起こされた頃から犯罪精神学者の立場から“断種法”は国家を滅亡さす理想論なりと絶対反対的立場に立っていた警視庁医務課の金子潤二博士を始め、東京地方裁判所断種鑑定医菊池甚一博士、……精神病学界の諸権威の間に意外に強い反対意見があるのに鑑み、かかる立法の性質上出来得る限り各方面の摩擦を防ぎ円満に仕事を運ぼうとの厚生省及び委員側の意見から反対意見の緩和を図るため第二回委員会は無期延期されることになった。」（讀賣新聞夕刊 1938.0513）

永井（1934）は反論「断種法に對する反對の反對」において、「断種法の根本精神を徹底せしめる為には、どうしても強制的でなければならぬ」と主張しており、「国家が其の権力によって国民の生活に基準を示し、個人の我勝手を抑圧して民衆の社会生活をして、安寧幸福たらしめんが為に外ならんのであって其の意味から言えば、法律の前には国家社会が第一義であり、個人は第二義的存在であらねばならない」と反論している。加えて、ゴスナー、ホペノエー等の多数の資料を根拠に、「被術者」に不利になるどころか幾多の幸福を恵むことが明瞭であり、これを行わないで放置しておくことこそ、却って「残忍」であるとも述べている。

中谷（2000:60）は、日本における断種法の論争をまとめて、国家の中枢に近く、海外の動向に敏感な大学アカデミズムの指導層が推進論に与したのに対して、一般の精神病院医師の多くは民族改良という優生政策の目的に関心が薄かったと纏めている。また、ドイツに比して実施件数が少なかった理由として、法の強制力の弱さ、精神科病床が少ないための系統的処理の難しさに加え、現場の精神科医が消極的であったことを挙げた。

### 3 永井潜の影響力

#### 1) 日本学術振興会と永井潜

日本学術振興会第8常置委員会（医学・衛生）に設置された（小委員会）研究班にて、永井潜は「アイヌの医学的・民族学的研究」について、三宅鉦一は「優生学的遺伝問題」に

ついて調査を行っている。1934年、永井潜を委員長として「斯の大切な人間資料の調査研究」に着手され、「アイヌの三大病と云はるゝ結核・梅毒・眼疾を主として診療班を設置し、斯の不幸なる民族をして最新治療の恵沢に浴しめん事を企て」北北海道沙流郡平取村において、第一回調査会が行われた。藤野（1998:240-241）は「優等民族」の科学者が「劣等民族」を見る視点であると指摘している。アイヌを「不幸な民族」とみなし、優生学の研究対象としてその墓を暴き、埋葬されている骨を骨格標本として持ち去るという行為が学問の名のもとに、ごく当然のこととして実行されたのである。この調査に対して「今回学術振興会より研究費の補助が決定」されたと述べられ、学術振興会の理事林春雄とともに永井が冬の北海道へ出かけることも報じられている。学術振興会による調査研究は、同時に民族衛生学会の事業の継続拡大という側面も合わせもっていたといえよう。永井潜は「毎日、わが日本民族とは最も深い血族関係にある滅びゆく民族アイヌの優生學的研究に餘念もないがこの研究が何時完成するか判らない」（讀賣新聞 1934年5月16日）と答えているが、「世界に誇るべき多くの業績をあげ、ここに始めて人種学上の謎の扉が開かれるにいたった」（讀賣新聞 1938年2月11日）と4年後にその解散が報じられている。

## 2) 大学設置と永井潜

永井潜は北海道帝国大学医学部設置<sup>13</sup>の創立委員として、1918（大正7）年から組織・人事・設備等の構想を進め、附属病院の設置開業を経て、1922（大正11）年4月、初めて医学部第一期学生67名を迎えている。創立期の教授陣のほとんどすべてが東京帝大の出身であり、少壮の医学者が多数を占めていた<sup>14</sup>。また、1926（大正15）年、日本医科大学の設置により戸塚武彦が初代教授に着任し生理学講座が発足したが、東京帝大医学部時代、永井潜と橋田邦彦に師事しており、専門は電気生理学・刺激生理学であった。また、金沢医科大学生理学第一講座初代教授の上野一晴は、1918（大正7）年12月東大医学部卒業後、直ちに同大学生理学教室永井潜教授の門に入り、1920（大正9）年より欧州諸国に留学、主として英国のラングレー教授のもとで研究を重ね、1923（大正12）年10月帰国後直ちに金沢医大（現金沢大学大学院医学系研究科循環医科学専攻血管分子生理学教室）に赴任した。生理学の授業時間数は今日と大差ない年間200余時間に及び。特に20年にわたる

---

13 北海道大学（1982）「第五章 北海道帝国大学の創設（1918-1930）」『北大百年史通説』209.に詳しい。

14 生理学担当には宮崎彪之助が着任している。前掲北大百年史 215-216.

心臓に関する研究では、ケンブリッジ製心電計を駆使し新知見を挙げるなど研究にも精力的に臨んでいた。1932（昭和7）年7月に、第12回日本生理学会大会が上野の当番幹事の下に金沢市にて開催され、出演総数206、参加者数約200名であった。上野は、永井潜と同様の学歴と研究歴、および留学経験を有しているが、双方の生き方の相違は明白である。当時の東京帝国大学医学部出身者の多くは、上野に準じている。

### 3) 占領下における大学医学部と永井潜

1937（昭和12）年3月に定年退職を迎えた永井潜を送る会が、還暦祝いと渡支送別会を兼ねて開催されたが、新聞紙上に次の記事が載せられた。「最近我に日支関係が逼迫して支那の一部では“対日開戦論”まで上がっているとき、日支外交の“癌”とされる北支へ“科學の使途”として赴く博士は同時に“平和の使途”とも期待されるわけだ、これは外務省對支文化事業部並に同仁會の斡旋で費用はすべて外務省持ちで話が整った、……博士の講座担当は三回に分かれて第一回は本年四月から七月まで、次は来年一月から三月、最後は同年九月から十二月までとしこれで生理學総論、各論の講義を完成する予定、従って博士は三度渡支するわけで博士は永年のよき助手荒金學士を伴い来る廿日午後八時半東京発で西下する」（讀賣新聞 1937年4月16日）。

1937年（昭和12）日中戦争が始まると、若い医師が軍医あるいは徴用医として北支、中支に召集され、医師の不足を補う目的で1939年5月に七帝国大学及び六官立医科大学にそれぞれ臨時附属医学専門部が設置され、同規定が制定された。

北京大学醫學院<sup>15</sup>の主席教授として他の教授の監督にあたったのは永井潜であった。当時植民地であった台湾の台北帝国大学医学部の初代医学部長三田定則が総長になったため、永井が東京帝国大学退官とともに第二代の医学部長に就任することになる。台北帝大医学部は、1936年に設置・開校されたばかりで、永井は医学部の運営とともに講座の増設・拡充といった草創期の重責を負うことになる。しかし、医学部長に就任して間もない時期に、永井はその行政的手腕を買われて国立北京大学医学院に是非にと招聘され、1938年に主席教授となった。

---

15 永井は次の6項目について提案している。(1)医学院学制改革に関する件 (2)研究院創設に関する件 (3)北大医学院に於ける教職員補充 (4)研究院に於ける教職員の任命 (5)医学院拡充に伴う経費の増加に関する件 (6)医学院拡充に要する費用増加の総括。永井潜案秘「國立北京大學醫學院改革擴充ニ關スル件」1938(昭13)年8月8日(国立公文書館蔵)

永井潜着任前年の1937年7月7日には廬溝橋事件が勃発し、北平は7月28日陥落したが、『北京大学校史』(1981:213)は日本軍の北京大学占拠を以下のように記している。「八月二十五日、日本の憲兵隊が北京大学に入り、第二院長室に来て検査を行い、売国奴組織の治方維持会もまた北京大学等の大学責任者を招集して談話をした。九月三日、日本軍は、北京大学第二院と「灰楼」という新宿舎に進駐した。十月十八日、地方維持会は北京大学を「保管」という布告を第二院校門に掲げた。北京大学はこれより八年の長きに亘り日本軍とその手先の手に陥った。「红楼」はひとたび侵略者の憲兵隊本部となるや、その地下室は愛国志士を拘禁・迫害する所に利用された。中国語学文科の入口には、「小隊附属将校室」の門札が掛けられ、文学院院长室扉の標識は、「南隊長室」となった。北京大学は、日本の侵略者の破壊と蹂躪をこうむる所となった。」

占領時の様子について、北京にいたエドガー・スノー(1956:2)は次のように描写している。「日本軍が北京を占領すると、この町から脱出しようと気違いじみた足掻が始まった。しかしもう手遅れであった。北京をとりまく古いダッタン(大タン)の城壁も、占領前には虚しいながら安心感を与えていた。しかしこの冷酷な現実と直面すると檻になってしまった。天啓の時代がやってきたのだ。人々は宣告を待つ囚人のような気持ちになった。」

1936(昭和11)年8月に北平大学医学院を訪問した東京帝大医学部長・永井潜の視察談によれば、訪問時の正教授21名のうち10名が元日本留学生で、千葉と九州出身者が四名ずつ、岡山と京都が一名ずつであった。一方、同仁会<sup>16</sup>が1930年に発行していた『中華民國日本医薬出身者名簿(第四版)』には、1100余名が掲載されている。そして、「中国における新医の現在数は如何と見るに、およそ5千名と註せられている。そのうち3千560名は中国内の諸学校卒業生であるというから、残りの千四五百名が諸外国に留学したも

---

<sup>16</sup> 同仁会とは1902(明治35)年6月、医事衛生の事業を通して近隣のアジア諸国と文化提携をしようという目的で、財団法人として設立されたもので、具体的には近隣諸国に対し、医学、薬学及びこれに付随する技術を普及して民衆の健康を保護し、病苦を救済し、併せて彼我の交誼を図り、東洋の平和を確保し、近代文明の域に誘導しようというのが目的であった。その設立の当初は、圈内の道、府、県に支部を設けたほか、上海、漢口、營口など中国大陸の各地にも支部を設け、医師、助産婦などを派遣した。その範囲は韓国、満州。中国の主要都市をはじめ、バンコック、シンガポール、木曜島などのいわゆる「大東亜共栄圏」全域に及んでいた。いわば日本のアジア文化施策の一環となっていたといえる。斯様にして同仁会の対支防疫事業は太平洋戦争終了まで続けられ、その目的を十分に達しえたが、特に中支における医学部防疫事業には、多くの北大出身者あるいは北大関係者が参加し、戦場における兵士と同じように幾多の困難と戦いながら活躍し、目覚ましい成果をあげている。

ので、その三分の二が日本医薬学の出身者ということになる。何とすばらしい勢ではないか」と永井潜（1936:102）のコメントが添えられていた。また、永井潜（1936:108）は「残念なことに現在日本は負けている。中国の医事衛生を左右する力はほとんど英米派に握られている。（略）英米の力が跋扈しているのであるが、かように日本派の圧迫されている主な原因は何処にあるかといえば、どうも足並みの揃わないことでもあります。中華民国の卒業生と母校との間に密接な連絡をつけた民国文化の事業に関係ある諸団体相互の協同工作が、最も大切でありましょう。由来中国に対する日本の政策の失敗は、軍部と外務との調子が揃わなかったためだとさえ言われているではありませんか」と指摘している。さらに、永井潜（1936:102）は、北平大学医学院教授の4名が千葉出身であったことについて、「千葉は夙に医専時代から中国の留学生には大いに同情し関心を持たれていたもので、所謂蒔いた種が今芽を出したので、千葉出身者は中国では多数重要な位置にあるのであります。（略）中国・青島で同仁会が第一回医学大会を開いた際、千葉出身の日本人教員、元留学生、青島の衛生課に勤めている若い人が多く出席し、同窓会である「猪の鼻会」が開かれるなどしており」同学出身者教育の事業が非常に楽しい、実に意味深いものである事を痛切に感じたのでした」と述べている。

盧溝橋事件からちょうど一年経った1938年夏、北京で日中の学者たちが集い、相互連携をもって、両国の文化的連携を強固にし「東亜學術」振興を謀ることを目的とする「東亜文化協議会」が創設された。永井潜も同時期に北京大学で講義を行うとともに、北京大学医学院長として、中国人医師の養成に尽力している。しかし東亜文化協議会は日中戦争下の日本が主導して立ち上げた組織として、後に批判を蒙る組織でもあった。つまり、元留学生たちは日本との友好連携を模索しながらも、1930年代末から40年代の政治力学の中で、結果として「日本の文化工作の協力者」として悲劇的局面に立たされていくことになる。

#### 4) 暉峻義等と小酒井光次 そして家族

婦人問題や女性労働研究の先駆的存在といえる大原社会問題研究所設立（1919年）に貢献した暉峻義等<sup>17</sup>は、東京帝国大学において大澤謙二・永井潜・富士川游などの授業を受

---

17 暉峻の学会発表に次の2点がある。第10回日本医学会総会（1938年）特別企画「戦時体制下医学講座」体力問題（65）、講演 暉峻義等「労働関係について」。第11回日本医学会総会（1942年）東京帝国大学（66）、講演 暉峻義等「産業と結核」。

講した。続けて大学院の永井潜生理学研究室で研究を行う傍ら、警視庁と内務省から調査を受託し東京の貧民街本所を調査するなど、医学と社会科学を融合させ、社会衛生研究の分野では最先端の貧民街研究を行った。大原社研に「医学専門家」として職を得た暉峻は、石川知福（永井研究室）や八木高次（北里研究所）、桐原葆見（富士川推薦）らを採用し、労働科学研究所の基礎を築いている。また、暉峻の著『社会衛生学』には社会衛生学の研究方法と補助科学として、統計的方法、人類学的生体測定、経済学、法律学、心理学、民族衛生（人口と優生）の六項目をあげているが、暉峻編集の『社会衛生年鑑』（1920年5月～1952年）の内容構成もほぼ類似している。例えば文献25分類の中には「性の衛生」「遺傳及び體質」「人種衛生」も含まれており、米国における優生学と人種秩序（異人種間結婚禁止法や断種法）に関する情報なども瞥見できる。

加えて、永井潜に影響を受けた人々のなかには次の三者もいた。福岡健男は1940～1950年代の性教育運動家、ならびに開業整形外科医であり、性科学研究所と日本性教育協会を設立した青年運動家でもあった。永井潜を尊敬し「性は生、性は聖なり」、ならびに遺稿『キンゼイ報告と日本女性の性行動』などがある。横山正松は命令された生体実験を拒否し、非人道的な行為を回避した軍医であり、恩師川村麟也教授（東京帝国大学医科大学卒、恙虫研究第一人者）から生理学を学び、新潟医科大学1939年3月卒業後の1939年に国立北京大学醫學院生理学教室助手として就任したが、永井潜は1938年より同醫學院主席教授として在籍していた。

そして小酒井不木であるが<sup>18</sup>、彼の商業誌デビューは1911（明治44）年に京都『日出新聞』に売り込んだ連載小説「あら浪」であった。処女出版は大正4年、25歳の時に書き下ろしで出版した『生命神秘論』とされているが、当時彼は帝大大学院の学生で、永井潜教授（生理学）に師事していた。『生命神秘論』版元の洛陽堂は永井潜の『生命論』なども出版しており、永井の推薦もあって出版が決まったものと推測できる。その後小酒井は、大学での研究中心の生活や海外留学先での結核の療養といった状況が重なり、1920（大正9）年にフランスから帰国した。しかし、結局1年間の休暇期間を経ても結核が治らず、任地に赴く事が出来ぬまま東北帝国大学教授の職を辞し、活路を執筆業に見出さざるを得なかったようである。

---

18 2004年2月22日（日）13:30～15:30に於蟹江町産業文化会館3F会議室で開催された講演録に小酒井の名がある。



#### 4 永井潜の言説と啓蒙活動

東京帝国大学医学部の生理学教室教授であり、「日本の断種法制定運動のリーダー」と誰もが認める永井潜は、なぜ彼の専門分野である生理学の研究ではなく、優生学および断種法に傾倒せざるを得なかったのか。筆者はかなりの時間をかけて、その実像について彼の言説と啓蒙活動の深層から、「歴史の闇に埋没した作者の問いを発掘する」作業を試みたものの思うに任せず、論文執筆を終えてみると所詮は螻蛄の斧であった。時代背景も然る事ながら、相手は巨大・複雑に過ぎたと臍を噛む思いである。永井潜がメディアを通していかに啓蒙しようとしたのか、特に新聞記事を取り纏め、1957（昭和32）年5月17日の訃報から遡ることによって、これまで見えていなかったものを新たに見出そうと試みたが、そこから見えてきたものは、藤野豊や岡田英己子によって明らかにされた歴史的事実と、その解釈の行間をわずかに埋める程度のものでしかなかった。

まず、永井潜の東京大学医学博士としての発言は、一般には権威者のそれと受け取られ、メディアの優生学報道を暴走させるには充分過ぎたと言っても過言ではない。とりわけ、1913（大正2）年11月8日の讀賣新聞創刊四十周年「讀賣記念講演会」における永井潜の講演「人種改善学ユーゼニックスの必要を論ず」は決定的であったと言えよう。「実験遺傳学」を根拠においた「人種改善学・ユーゼニックス」なる新しい学問を展開しながらも、一方で、「悲しいかな所謂雑草は能く蔓るのでありまして、悪い奴が兎角増えて行く傾向が認められ」、「良い遺傳物質を選つて悪い物質を排除しなければ吾人の目的を達することはできない」、「精神病や結核、あるいは不具になる傾倒を世の中から排除しなければならず、… そのための法律も必要でありませう」と指摘する。当時39歳であった永井潜の東京大学医学博士としての言説は、相当にセンセーショナルなものであったに違いない。学術的立場から中立性を装う流暢な語り口で時折発せられた人間社会の「闇」の部分は、永井潜自身の「光」と「闇」の二面性を如実に表していたとも解釈することができよう。この讀賣記念講演会における講演が、永井潜がその後に辿る道を決定づけてしまったと言っても過言ではなからう。1913（大正2）年当時39歳だった彼の言説は、その後20年余りを経た1936（昭和11）年12月「断種法愈よ議會へ」の新聞報道で、「民族の花園を荒す雑草は断種手術によって根こそぎに刈取り日本民族永遠の繁榮を期さねばならぬ」と主張した61歳の永井潜と何ら変わることはなかったのである。

また、永井潜の社会的影響力の大きさを示す史実としては、臺灣と北京に指導者として赴き、現地の医学教育を方向付けることになったことも挙げられる。永井潜案の『秘「国立北京大學醫學院改革擴充ニ關スル件」』（1938年8月8日）は、それを物語る史料の一つである。北京の大学醫學院の首席教授として他の教授の監督に当たるのみならず、醫學院の施設拡充とカリキュラムにも影響を及ぼした形跡が認められる。しかし、同秘案の文書中には、優生学に基づく記述を確認することはできなかった。

一方、永井潜は我が国における社会衛生研究の対象領域にも少なからぬ影響を及ぼしている。婦人問題や女性労働研究の先駆的存在といえる大原社会問題研究所設立（1919年）に貢献した暉峻義等の『社会衛生年鑑』（1920.5-1952）には、「性の衛生」「遺傳及び體質」「人種衛生」が連載され、米国における優生学と人種秩序（異人種間結婚禁止法や断種法）に関する情報なども瞥見できるからである。

さて、永井潜について師弟や家族との関係を纏めると、師弟たちからは恩師として敬愛され、子供たちからは父親として尊敬に値する人物であったことが窺える。弟子の小酒井不木から古畑種基への書簡（1912年7月15日）には、永井のことが次のように記述されている。「僕は来学期は生理学助教授の永井潜博士の好意によって同先生方に寄宿して勉強することになったから、多少今後は奮発の効果が占められるゝことゝ思ふ。同先生には君等が九月早々生理総論の講義を聞くことになっている。いづれ君も親しく逢ふ折があるであらう。」また、不木の葬儀の折、『新青年』において追悼特集（1929年6月号）が組まれることになり、別室を借りて急遽行われた座談会には、不木の恩師、永井潜、後輩の古畑種基、江戸川乱歩、森下雨村など十名が顔を揃えた。さらに、『犯罪学雑誌』（1929年6月号）には、不木の「私の敬愛する永井潜先生と三田定則先生（再録）」に加えて、永井潜「噫小酒井光次君」ほか19本の追悼文が掲載されている。

永井潜は、北京大學名誉教授専任時の1942（昭和17）年7月26日に、三女多壽子を喘息性狭心症で亡くしている。永井潜編集の「限なき感謝の念を以つて亡き娘の遺稿を搦下に捧げ奉る 永井潜」と記した『ガーベラの花』<sup>19</sup>には、多壽子が四歳の時から喘息発作に苦しめられ、疫痢、盲腸炎等々、様々な大患に苦しめられたこと、臺灣に帯同して以来、一層烈しい喘息発作に悩まされたことが綴られている。また、日本女子大學附属高女を懐かしみ、東京に帰りたいが口癖となり、「今にして思へば、何故臺灣へ連れて行ったかと夫

---

<sup>19</sup> 永井潜（1943）『ガーベラの花』（非売品 500部限定）（国立国会図書館蔵）

れのみ残念に堪へません。」と悔いている。この遺稿には永井一家と親交の深い七名が多壽子への弔文を寄せているが、それによると多壽子は、「私は父の人格とその勤勉とには本當に心服せしめられるわよ、お父さんは眞劍に皆さんの事を心配していて、夜も眠れない事すらあるのよ」<sup>20</sup> と語っていたようである。そして「主人も一生の事業にすると申しますし、皆さまも先生の事業を助けるというて電車賃も自辨ではたらいてくれますので感謝しています、私どもの素人考へでももつと知識があつたら避けられたらうと思ふ悲惨な例がよくあります、一般に徹底させるためには讀んだり、聞いたりするよりも目で見の方がわかり易いと思ひますので幻燈にうつすのが一番良いだらうと考へています。」<sup>21</sup> と、永井の運動を援護する啓蒙団体「結婚衛生普及會」を組織する花江夫人が傍にいた。

歴史上、各時代に現れる多くの制度や組織や論説は、なぜその時代に現われ、編まれたのか、あるいは、その時代に生きた人々は何のためにそのような制度や組織をつくろうと考へたのか、制度や組織や論理をつくった「作者の問い」に史料から迫るところに、歴史研究の醍醐味があり意義があるのではなからうか。

我が国は1996（平成8）年まで、本人の同意に基づかない強制優生手術をある一定の者に対して為し得た。その根拠とされた法律たる「優生保護法」の改正が遅れた理由の一つに、我が国においては精神障害者に関して、常に個人が有する自己決定権の例外として論じられる向きがあつたことが挙げられよう。なお、同法律はその第一條「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止する」という公益上の目的に適うよう準備されたものであり、これらは明らかに優生思想に裏打ちされたものであつたと言わざるを得ない。また、優生手術規定の適用手続については県主導とされており、患者の意見に対する配慮が欠如したものであつたと評価されよう。そして、このような手続が正当化されたのは、まさに「強制優生手術」であると解釈され、適用されことに起因していると思われる。

大学に残る場合、しばしば「研究か、教育か」という問題につき当たる。このときに引き合いに出される「フンボルト理念」、つまり「よい研究者はよい教育者になれる。よい教育者は同時により研究者になれる。よい研究をしてその研究成果を教育で伝えていく」<sup>22</sup> ことが求められるが、東京大学という最高学府における生理学教室教授としての永井潜は、

---

<sup>20</sup> 富田三郎（1943）（国立北京大學醫学院内科學教授）「君を憶ひて」、永井潜『ガーベラの花』（非売品）163。

<sup>21</sup> 讀賣新聞 1935年2月25日（朝刊）掲載。

<sup>22</sup> 有馬朗人監修（2000）『研究者』東京図書、22-23。

その根底にある優生思想の問題性に限定して評価する限り、そのいずれの責務も果たすことができなかつたと言えよう。

以上の点から、近代日本における優生学の由来について、永井潜の啓蒙活動と言説を遡って得られた事実は、いわゆる「斷種法」に対する反対論や慎重論はあったものの、当時の政府が国家の管理運営上求めていたものに外ならず、永井潜はその先導的役割を担った手先の一人に過ぎなかつたと結論づけることができよう。

## 第5章 後藤龍吉と『ユーゼニックス』および継続誌『優生学』

### はじめに

『ユーゼニックス』及び継続後誌『優生学』は、兵庫の医療ジャーナリストで、後に『関西医事』（1929～41年）を刊行した後藤龍吉が主宰した日本優生学会の機関誌である。本誌は、1924（大正13）年から1943（昭和18）年まで20年にわたり刊行された息の長い雑誌であった<sup>1</sup>。

1914（大正3）年、第一次世界大戦が勃発すると、各国の政治的・帝国主義的競争が激化する。そのような歴史の中で「民族の改良」という新たな思想が生み出された。海外の動きに倣い、日本でも優生学研究体制の必要性が叫ばれるようになり、その活動をまとめるものとして、後藤は『ユーゼニックス』<sup>2</sup>を創刊する。創刊の趣意は次の通りである。

「日本優生学会は、何事を為さんとするのであるか。そは生物学的に将又心理学的に、形質遺伝の法則を研究し、優劣両種族の生産消長を闡明し、人種改良の意義を確立し、進んで其目的達成に路を開かん為め、茲に先づ、公的協同の機関雑誌『Eugenics』を発刊」

その執筆者は、医学博士、理学博士、法学博士、文学博士、精神科医、内務省技官、ハンセン病療養所職員、児童相談所職員などと幅広く、そのために本誌に登場するキーワードも、「遺伝」「人種改良」「産児制限」「結婚」「人口問題」「心理」「性」「犯罪」「障碍」「血液型」「健康」「衛生」「身体」「栄養」「児童」など実に多様である。

『ユーゼニックス』及び継続後誌『優生学』は、当時刊行された数少ない専門誌の一つとして、時代をリードした広範な研究者の考え方を取り込んだものであった。後藤は『優生学』の出版のみならず、学術と実際との連携を目的とした『関西医事』の刊行を通して、医学情報提供と共に医事行政や医学界に対する警告を発し続けていく。後藤がなぜ、日本

---

1 『優生学』については、東京大学医学部図書館および九州歯科大学図書館の蔵書を利用した。なお、すべての復刻が済んでいる。不二出版（2015）『『優生学』解説・総目次・索引』1924（大正13）年1月～1943（昭和18）年4月。

2 『ユーゼニックス』（第1巻第1号～第2年第2号）から『優生学』（第2年第3号～第20年第4号）に雑誌名を変更している。

優生学会を主宰し刊行するに至ったのか、その背景を明らかにするとともに、日本優生学年表と後藤の『優生學』および『関西醫事』関連を纏めた（資料4）<sup>3</sup>。

## 1 後藤龍吉と人物考

後藤龍吉は1888（明治21）年3月26日、大分県北海部郡臼杵町に生まれ、1930（昭和5）年12月に東京市小石川区水道町より、兵庫県武庫郡大社村森具六六七番地に転籍している。ここは後藤の自宅兼日本優生学会が置かれていた住所である。

後藤は「六十余年前になるが、九州の片田舎の中学一、二年生の頃」に誰かが毎号送ってくれた「平民新聞」の、「京大教授の川上肇氏の論文」は専門的で解らなかったが、境枯川とか荒畑寒村、幸徳秋水の短編などは非常に簡素明快で面白く読んでいたと遺稿『一庶民の書いた随想録より — 公害日本民族の危機』（1972年秋）の中で回顧している。また、後藤は自らを「劣生」あるいは「劣生坊」と称しているが、『優生學』の編集後記にさまざまな「眩き」を載せている。

「優生學の時代があんまり早く来すぎた」「実は劣生が大正十三年に劣生學を初めた当時は優生學のユ-の字は幽的のユ-の字と間違へられ粗なくらいで、テンデ問題にされなかった」「マー五年や十年ではものになるまい、が食糧問題や人口問題の喧しくなってくる位は見当をつけた、そして医学も教育も政治も社会問題も思想問題もチョットも解決されそうな気配が見へない、やるならこの根本問題だ、やらざるを得ぬと身ぶるいしたもんだ」「困ったもんだ、今が買出しの潮時だが、講演会、宣伝ビラの一つやっても当ること請合だが、元手なければ商売もならず、劣生が抵当では貸し手もなし」「中には編集後記だけは目を通す、大抵それ切りだト云ふ知人もある、力ぬけがして終ふ、六年来編集後記ばかり読んで呉れて居る癖にして、何一つ有形的に助太刀もよこさぬ奴！」「関西醫事社の事務室で、劣生學の原稿締切りには月の中に三日とかけられぬ忙しさ、どうも申訳ないが、実際良い原稿を依頼して歩く暇すらなくなった、残念な事だ」

---

3 資料4「日本優生学年表（1917-1943）と日本優生学会（後藤龍吉主宰）機関誌『優生學』（1925-1943）および『関西醫事』（1929-1941）」を参照のこと。なお、年表作成に要した文献は可能な限り年表内に明記した。

あるいは、一九四〇年一月に誕生した長男彪のことに触れながら、『彪の創生期』を尻切りトンボで失敬しましたが、…何しろ毎日々生活に追はれ通しで、肝腎の仕事に振向く日がないのです」「自然本誌の編輯もなほざり勝ちで、月のうちにせいぜい五日…実は三十分位は休みます、倒れて休んでいるんです」「劣生學は、一世紀や二世紀の仕事ではないので幸ひ御寛暇を祈ります。勿論氣永に願ひます!」

また、1930（昭和5）年2月には、「劣生の末弟後藤新君が昨春東大農学部畜産科を卒業農林省の青森種鶏場に勤めて以来、寝食を忘れてこの日本一の最高産卵記録鶏を出してくれました」など、35歳で『優生學』、その5年後に『関西醫事』を発行し始めた後藤の孤軍奮闘と人となり垣間見ることができよう。

さて、当時の状況を窺い知るものとして「讀賣新聞」（1927年9月25日）は、十二回シリーズ「研究に全力を捧げて」の最終回に後藤龍吉を「優生學普及の先駆者」「大和民族の改良 其理論と實際を説く『優生學』」として顔写真入りでつぎのように紹介している。

「無病長寿、美と健康、優秀な性能、卓抜な氣質を獲得し、個人としても国家社会人としても、世界の競争場裡に立って、最優秀者としての地位を確保しようと思へば、どうしてもこの配偶者の合理的選択と適性教養と生活環境社会組織の改善、種子と畑と手入れ、この三拍子を揃わせなければなるまい」。

池田林儀（1926）による日本優生運動協会の標語「よい種子（よい両親）」「よい畑（よい社会）」「よい手入れ（よい教育）」を引用するとともに、「血統調査」や「遺伝法則」の研究を進めて実践し、将来的に極めて公正な「民族運動」を起こすこと、発起人には醫、理、法、農らの代表的知名の士の署名を得ていること、「人口食糧問題」や「産児制限問題」に関する同誌の見解は信頼性が高いこと、創刊以来三年猶予ながら現会員数は五百餘名に過ぎないものの、毎月十数名の増加が得られていることなど紹介されている。讀賣新聞は同時期に、『優生運動』一周年記念号の広告、および「人口食糧問題調査会」や「永井潜」「産児制限」など、優生学に関する記事を積極的に掲載していたことから、『優生学』と後藤龍吉に関心をもったものと推測できる。

後藤は月刊誌『優生学』と『関西醫事』のほかに2冊の著書、『醫政論叢』（1936年、関西醫事社）と『日本医学会發達史』（1938年、関西醫事社）を刊行していた。とりわけ、

後藤の主要著書『醫政論叢』には醫界重鎮5名が序言を寄せている。日本医師会会長の北島多一（1936:1）は「後藤龍吉君は関西醫事の主宰者として常に侃々諤々の議論をなし、醫界の指導者として重きをなせり」「其の論ずる所、醫育、結核、民族衛生等の諸問題より醫業生活、醫療制度の改善、国民健康保険等の時事問題に涉り、達眼を以て縦横の筆を揮ふ」。また、『京都市醫師会五十年史』編纂委員の菅野弘一（1936:2）は、後藤龍吉君は夙に「機略縦横清濁併呑の奇才」を以って文章報国を志し「関西醫事」を創刊して醫文界に雄飛し名声籍甚たり。さらに古瀬安俊（1936:3-4）は序文を快諾した所以は、「関西醫事の後藤君」が説く所に共鳴する点が多く、氏の論説は常に「醫師に対する深い同情」から出発しており、基本的信念が「日本主義医療機構」に立脚していることを知るが故に尊敬の念を懐持していた結果に外ならぬと述べ、「社會局」に籍を置く吾等にとって、「社会保険問題」及び「国民保険法案」の批判に対しては首肯すべき論点があるとの理解を寄せている。渡邊房吉（1936:7-8）は広範囲に亘る内容を掲げたうえで、その中には「皮肉」「常識」「主張」「政治」「批評」「献策」「指導」「警告」「不平」「憤慨」もあり、いずれにしても多種多方向の題材および諸問題について多年の観察と討究との結果を羅列凝縮したものである。「流暢達意」の行文の間に「後藤君のあふのつくらした容貌がほの見える」もので、本書は実に「後藤君の個人作品展覧会とも称すべきもの」と序している。

## 2 『優生学』の主張 — 「人口問題」「優生結婚」「人種改良」そして「遺伝」

『優生學』で語られた後藤の特筆すべき主張は、「人口問題」「優生結婚」「人種改良」「遺伝」に集約できよう。

特に、廃刊間際を書いた人口問題については紹介しておきたい。後藤（1941）は巻頭言（第18年5号）で「我が国の人口動態」について問題提起するとともに、第5回国税調査による人口動態の確定数について、「府県別の増加」「減少は十四県」「各都市の増加率」「初調査以来の人口増加趨勢」「人口都市集中」そして「人口増加力率減退の兆」についての「検定」を試みている。重大な問題は「人口の自然増加力価の遞減」であり、国運の将来に対し一刻も速かに対策を確立するべきであると指摘した。続けて「財團法人人口問題研究會」主催による「人口問題全国協議会」では大東亜民族対策検討を行なっているが、注目される研究報告としてつぎの点を紹介している。「他民族との混血は避くべし」（九大教授、水



島治夫),「優生法取締に行き過ぎを生じるな」(東大教授,白木正博),「不妊婦を国家管理せよ」(醫博,谷口弥三郎),「邦人結核の特異性は脚気に関係なきや」(慶大教授 宮島幹之助,瓜生英二).後藤は(1943),さらに2年後の第6回にも着目し,大東亜建設に処する民族人口政策に関する建議については「結婚促進に関する建議」を取上げ「誤れる結婚観を是正し結婚の国家的意義の啓発普及に努め,結婚の促進,斡旋及指導を積極的に行なふこと,その他妻の手当の増強,妻に対する控除額の増額」「国営結婚保険制度の創設等」を掲載している.

後藤が指摘する人口問題については,人口の質の向上と数の増加を主題に置いた「人口問題研究所」の機関誌『人口問題研究』とも連動していると思われる.『人口問題研究』の創刊号(1940年4月)には「第三回人口問題全国協議会」(1939年11月6・7日)の情報が掲載されているが,厚生大臣小原直の諮問「人口政策上特に留意すべき国民生活安定に関する具体的方策」について答申するなど,同研究所は一定の位置を占めていたと評価できよう.そこで,第三回研究発表者における『優生學』掲載数を確認すると,北岡寿逸は3本,古屋芳雄は11本,川上理一は19本,青木延春7本,揮峻義等2本,田口英太郎,齋藤潔,竹内茂代,佐伯矩らは各1本,そして人口問題研究所は1941年に2本を寄稿していた.

総じて『優生学』は優生思想に世論を喚起することに一定の成果をあげたと言えよう.なお,『優生學』および『関西醫事』以外の後藤の主要著書と論文は下記の通りである.

後藤龍吉(1933)「医業制度の将来と合理的対策」『新齒科醫報』196.

後藤龍吉(1936)『醫政論叢』関西醫事社.

後藤龍吉(1937)「社会と国家」『社會福利』21(9).

後藤龍吉(1938)『日本医学会發達史』関西醫事社.

後藤龍吉(1951)「暑中御見舞申上候」『関西醫界』12.

後藤龍吉(1972)「遺稿 一庶民の書いた随想録より — 公害日本民族の危機」(自費限定版)

### 3 後藤龍吉の分析

優生思想ないし優生学はいかに民衆の中に浸透していったのか,この考え方が日本社会

に受容されていく経緯については、在野における医療ジャーナリストであった後藤龍吉の分析が注目に値する。後藤龍吉は、我が国で初めて発行された優生学に関する雑誌『優生学』の出版だけでなく、学術と社会的実践との連携を目的とした『関西醫事』の刊行も行った。彼はそれらの活動を通して、医学情報提供と共に医事行政や医学界に対する警告を精力的に発し続けたのである。なぜ彼が日本優生学会を主宰し、2雑誌の刊行を行うに至ったのか、その背景を明らかにすることは、我が国における優生思想の社会的受容の経緯について考察することにつながるものと思われる。

後藤龍吉は1941（昭和16）年1月、『関西醫事』（第517号）の巻頭言に「謹賀新年」と題して、「新聞雑誌聯合統制」の国策に順応するため「廃刊届」を提出したこと、幸い「醫界進歩誌」と合併することになり、新体制が整い次第、改めて御挨拶致しますという記述を、「関西醫事社 社員一同」の名で掲載している。

2年後の1943（昭和18）年4月、『優生學』の廃刊に際しては、巻頭言に「廃刊す!」と題して、次のように述べている。「凡そ人類は、単なる生物としての本能生活から未だ甚だ遠くを経過したものではない。その日常生活に於て、その生存意識に於て、殊にその先天性、血統能力、素質に於て、後の如何なる養護も、教育も、総てこれより改善すべき第一歩を踏出した程度のもので在る。一方に於て、功利的自己本位の物我生活より離脱し得ざるのみならず、他面人類の理想生活に甚だしき障碍を與ふるものが在る。これらの雑草を蔓除し、選ばれたる血統、素質の先天性を助長し、繁栄せしめん為には、有ゆる人智を総動員して、人類の科学的改善優生學に邁進する外はないのである。」そして「創刊以来滿二〇年、荊棘の途を啓かんと孤軍奮闘した。刀折れ矢蓋き本誌終焉の筆を置かんとするに際し後圖を日本臨床誌に委し、大方の恩を鳴謝するものである!」と結んでいる。筆者が管見する限り、その後の文献中に、後藤の筆による記述は見当たらない。

『優生學』は我が国で初めて刊行された優生学に関する雑誌でありながら、そこで取り上げられた思想に関する従来の研究は、不十分な段階に止まっていた。これは研究者の怠慢によるものというよりも、全号を所蔵する図書館や研究機関が存在せず、研究者がこれらを容易に手に取ることが難しかったという、今日から考えれば、やむを得ない事情によるものと言うべきであろう。

近年、革新的な出生前診断（無侵襲的出生前遺伝学的検査）が本格実施されるようになり、その社会的影響が話題になっている。近未来に予想されている生命科学の長足の技術進歩によって、ひと昔前には全く予想できなかったような新たな事態が次々に現実化し、

現行のままの制度下では、様々な社会的混乱をもたらすに違いない。そのような事態をなんとか回避するためにも、生命倫理に関する問題がますますクローズアップされ、社会制度がうまく現実の動きに追随して機能できるよう、有益な議論が活発に行われるよう期待したい。

## おわりに

### 1 総合考察 — まとめ

#### 1) 生命倫理と優生思想および優生学

生命倫理は、医療工学を応用する上での人間の行動規範であり、その内容は各時代の医療工学技術の進歩の程度に左右される。医療活動に関する生命倫理研究の契機となったのは、個人の持つ基本的人権を無視したナチスの恐るべき人体実験と臨床研究であったと言われる。また、生命倫理の取り上げられ方は、その根拠となる価値観が、歴史、文化、宗教、政治経済など、社会背景となる複数の要素に大きく影響を受けている。

近年の目覚ましい医学の発展は、それを支える医療工学技術の飛躍的進歩に依存しており、社会がそれらの急速な技術進歩の影響を適切に受け止めるには、検討時間が絶対的に不足しているため、新たな混迷の時代を迎えている。個々の医療技術、医療工学技術の進歩に即して、それらを社会においていかに活用すべきか、健全な人間社会を維持するための社会規範を整備し、患者、その家族、周りの社会に無用な誤解と社会的混乱を引き起こすことがないように、高い人権意識の下にあるべき姿を明確に示す新たな社会規範を定めることが、今日的課題となっているのである。

20 世紀末以降、今日までの期間に急速に進歩した医学工学技術としては、ゲノム解析、遺伝子改変技術、胚操作、クローン胚作成技術、脳高次機能解析技術などの生命操作技術をあげることができる。これらの応用により生じた新たな生命倫理上の課題としては、①被験者への有害事象の増加 ②遺伝子的あるいは経済的に有利にある者の顕在化 ③未来世代に対する自己責任の増大 ④臓器細胞移植などのための人体組織の商品化 ⑤急速に進むグローバル化が招く価値観の対立や強制などがある。さらにまた、一度は否定された優生思想の復活、「いのち」や「こころ」の概念の破壊、クローン人間の誕生、生態系の不調和など、すでに我々の視野に入り始めている新たな生命倫理上の諸問題にも配慮するべきである。

他方、優生思想、および優生学に関する従来議論は、戦前と戦後を対照的に捉える視点に依拠しすぎていたようである。実は戦前から戦後への乖離よりはむしろ、多くの連続性や同質性が、優生思想、保健思想、教育・教育学あるいは生命倫理観についても認められるのである。したがって、可能なかぎり学際領域を意識しながら、科学史、生物学史、

統計学史はもちろん、人種学、社会衛生学、精神病学、人類遺伝学、生命論といった文脈の中に科学史的課題を探る調査・分析が要請されよう。これにより、科学技術の悪用、善用という二分法によって生じる混沌を超え、生命科学技術と社会科学の双方のバランスのとれた観点の中に新たな豊かさの可能性を追求できるのではなかろうか。

人々が抱え込む「内なる優生思想」は現実との葛藤を引き起こす。的確な意思決定と行動選択を可能にし、一人ひとりが健康的なライフスタイルと新しい生命倫理を獲得することなしには、もはや自己実現の可能性すら矮小化することになりかねない。

## 2) 草創期における優生思想

草創期における公衆衛生は、健全な労働力、兵力の確保の観点から政府の殖産興業、富国強兵策の重要な柱と考えられており、地方行政府の決定に則って行使される警察権力を用いて国民に強制的に実施された。警察官は、消毒・隔離の名の下に有無を言わず、個人宅に踏み込んだ挙げ句、家族を拉致して隔離病院へ送り込んでおり、人々はこのような措置の対象となることをたいへん恐れていた。患者の隔離に伴う治療は名ばかりで、患者が隔離病院を退院して元の生活に戻れる見込みはおろか、生きて自宅に帰れる見通しさえ立たないというのが、周知の事実だったからである。

近代日本の衛生思想成立過程において、警察的衛生行政の展開を主軸に分析検討した研究は存在しないため、その実相を解明しようとすることは、本研究の大きな特徴の一つとなっている。本研究では、購読者は限られているものの、朝日新聞と讀賣新聞の1876年より今日に至るまでの報道記事を取り纏め全貌を概観した。また、いわゆる「衛生警察」はドイツ警察のポリツァイを基点とするという解釈が一般的であったが、「日本警察の父」と称される川路利良大警視の記述を通して、パリ警察のポリスからの影響も受けている可能性を示唆する新たな視点を浮上させることができたことは、本研究の画期的発見と考えることもできよう。欧州視察に関する資料の確認が、本研究の新たな課題として加わることになったが、残念ながらその関係史料の入手には限界があり、容易に解決できない課題であることも明らかとなった。

本研究の重要な成果として特筆される要点は、次の2項目に纏めることができよう。

(1) 新たな視点として、川路利良大警視が著した『警察手眼』の冒頭には、「行政警察の本旨は、公共の福祉を増進するためにあり」「行政警察は国民を罪に落とさないよう予防が第一だ」などという記述が認められる。これらは、筆者にとって予定外の発見であり、

本研究における分析の方向性と対象領域を拡大する要因となった。川路利良大警視は、警察制度研究のため、1872年9月8日から1873年9月6日に実施された欧州視察で得られた知見を基に、パリ警視庁のポリスを模範とした東京警視庁（現警視庁）を創設した。また、初代大警視（現警視総監）となり、日本の「近代警察制度」の基礎を作り上げたことは周知の史実である。川路利良大警視による手書き資料、例えば「フランス警察取調べメモ」「警察制度改正の意見書」「ウィーン警察年報（1879年4月発行）の翻訳版」「ベルリン警察庁の聞書き」（21項目）「セーヌ県知事、区長などの職掌」（フランス警察に於いて）などが存在することは確認したものの、複写および写真撮影も警察図書館の許可が得られていない為、現段階では詳細な検討を行うには至っていない。

警察関係の史料については、『観察眼』『日本警察新聞』『法医学会雑誌』『警察』『警察協会雑誌』『中央獣医会』『化学の友』『弥生会医務月報』『現行法令輯覧』などの関連誌における「警察的衛生行政」の史料として、8割程度を蒐集した。本史料を検討することからも、「公共の福祉」を主眼に展開されたとされる警察機構の構築過程で、「警察的衛生行政」の実相がいかなるものであったのかを解明することに大きな意義があることを確信することができた。

（2）警察的衛生行政の中で特筆するべきは、「清潔保持ニ関スル取締規則」、ならびに「健康保護ニ関スル規則又ハ伝染病豫防規則ニ背ク」場合は、違警罪をもって処分されたことである。違警罪即決例としての処分は、犯罪捜査の手段として濫用されることになるが、制定時点では不服申立てを保障するという限りで、人権保障を擁護する側面も有していた。しかし、やがてこのような民主的側面は忘れられ、違警罪即決例の趣旨は「簡易手続にて軽微な科刑処分をなし、被疑者も無用の負担を免れ国家も無用の煩累を避けて而も国家の目的を万全に遂行しようとする立場」に変更された。筆者は「人権蹂躪の温床」と指摘される違警罪について、公衆衛生の観点から新たな検討を加える必要性を強く認識するに至った。

「違警罪」に関する報道のアウトラインとしては、「違警罪裁判は当分府県警察署で行なう／太政官司法省」（讀賣 1882.0106 朝）、「科料に不服と控訴。違警罪の控訴は初めて／治安裁判所」（讀賣 1889.0402 朝）、「警視総監が違警罪を犯す」（讀賣 1900.1130 朝）、「警視庁扱いの年間違警罪 14 万人、警察犯処罰令廃止案で政務会調査」（讀賣 1909.0121 朝）、「新違警罪即決令に早くも欠陥暴露す」（讀賣 1931.0910 朝）などが挙げられる。

また、「衛生警察」に関する報道としては、「警視局の第 5 課を廃し、第 2 課に新設の衛

生掛に仕事を引き継ぐ」(讀賣 1879.0123 朝),「衛生警察事故一覧表を定める／警視局」(讀賣 1880.0618 朝)などに始まる史料が挙げられ, これらを検討することにより, 一般大衆に対して強制的に実施された警察による取締行政の実像を把握し得たと言えよう.

### (3) 今後の課題と問題点

筆者のこれまでの調査研究により, 「警視廳警察醫数名各地に巡廻して不監置精神病者に就き臨時診断施行中なり」, また「多人数雑踏を見込んで各地より東京市内に参集する癩患者中浮浪徘徊するもの所謂乞食の徒は悉く之を引致して癩療養所に送致する目録見の由にて御大褒當日醜體を路上に散見するが如きは断じて無かるべしといふ」など, 当時の衛生取締行政を窺い知ることができる史料の全貌が見えるに至った. しかし, その全てに十分な検討を加えるには至らず, 警視庁統計書に掲載された違警罪即決処断の累年比較表, および細目表に纏められた違警罪犯の質的量的分析についても, 今なお十分とは言い難い. 警察による衛生行政については, まだ周辺領域の史料を蒐集できたに過ぎず, これまで多くの研究者が指摘してきた通り, 様々に手をつくしたものの, 警察内部史料の入手には大きな壁があることを, 筆者も認めざるを得ない結果となった.

明治後半になると, 急性伝染病が様々な政策効果の浸透により落ち着きをみせるようになり, 社会の安寧秩序, 国際的な体面を重んじた政策目標が加えられるに至った. その結果, 娼妓取締規則の制定により花柳病検診が公的に開始され, 精神病者監護法の制定, 食品衛生に関する法律の公布, 肺結核予防令, 癩予防法などの公布が実現した. 労働衛生については, 後藤新平を主査とする職業衛生調査会が発足し, 「職事情」が公刊され, 工場法が成立し, 第一次大戦後の経済恐慌, ストライキ, 小作争議への社会政策的行政の対応として健康保険法が成立した.

防疫体制から出発した衛生行政は, その事務を道府県警察部が所管する警察的取締を主とするものであったが, 昭和に入ると次第に国民体位の向上をめざすものへと変貌したのである. そこに内在する衛生思想の基本的原理においては, 国家政策的側面が強調され, 西欧衛生学の展開基礎である「公衆衛生」における市民自治や人間性重視などの視点は大幅に希薄化されていたといえよう.

当時の支配層が付与しようとした衛生思想とは, かくして純潔な布や熱湯消毒などといった技術的改善を目指すものであったが, 非民主的イデオロギーを色濃く有しており, そこに大きな矛盾があったと言えよう. 母体保護の観点から墮胎せざるを得ない, あるいは「近代的」出産を望んでも, 経験豊富な産婆を頼むなど, 出産に十分な準備を整えられな

い貧困者は衛生思想に乏しく、そのために不潔で非衛生な存在と考えられていた。

第二次世界大戦における我が国の敗戦は、「資質かくれたる者」の戦死と「劣弱なる素質者」の生存、さらに後者が「悠々結婚して、子どもを生子得る点に於いて、由々敷逆淘汰」がもたらされるという認識に基づいて、永井潜は大いに日本社会の将来に危機感を募らせ、「今後の日本に於ける民族衛生学の役割は、頗る重要」と主張した。優生学的考え方が普及した戦後の民主社会で、彼の理想が実現したというのは、誠に皮肉な結果とも考えられる。

### 3) 戦後の優生政策

戦後の優生政策の中核を担うものとして登場したのが「優生保護法」（1948～1996年）である。優生保護法は、「優生上の見地から不良な子孫の出生を防止すること」を目的とし、「不良の子孫」を産み育てる恐れがあると見なされた人々に対しては、不妊手術や人工妊娠中絶（以下、中絶）を施すよう促した。ここで出生抑制の対象となったのは、遺伝性疾患を有する者だけでなく、癩疾患（ハンセン病）をもつ者や、「遺伝性のもの以外の精神病または精神薄弱に罹っている者」（1952年改正より）など、非遺伝性疾患の患者も含まれていた。

警察を始めとする行政組織によって、非遺伝性疾患を有する人々も、子どもを養育し教育する責任を全うする能力が欠如している存在と見なされたと考えられる。このような考え方に沿って実施された政策は、1960年代後半～70年代には、数多くの自治体によって積極的に推進された<sup>1</sup>。優生保護法が成立した1940年から1950年代までは、社会防衛的観点から優生政策が推進されたが、1960年代には「人口資質の向上」という新たな目標が登場し、優生政策の推進は福祉国家の実現に不可欠であるという立場が明確に示された。

厚生省人口問題審議会の「人口資質向上に関する決議」（1962年）は、福祉国家の実現のため、経済活動が「体力、知力および精神力の優秀な人間」によって担われるべきことが明記されている。出生率の低下によって、次世代の労働力人口の担い手たるべき若壮年人口の割合が低下し、将来の労働力不足が危惧される。しかし、労働力の適正かつ有効な配置が達成されていない現況下で、安易に人口増加政策を行うことは「賢明であるとは考え

---

1 例えば、兵庫県が実施した「不幸な子どもの生まれない施策」では、優生目的の不妊手術が推進され、非遺伝性の精神疾患や精神薄弱に罹っている者に対する不妊手術（保護者の同意と医師の申請によって実施されるもの）の費用を県費で負担していた（山本 2010:14）。



られない。」このため、若壮年層の死亡率低下を図ると共に、「欠陥者の比率を減らし、優秀者の比率を増す」事に資する政策が望ましいとしている。

同決議の具体策としては、①健康増進と体質の改善、②幼少人口の健全育成（幼児の一斉検診の徹底、農村での保健婦ネットワークの確立、妊娠中毒等による妊産婦死亡率の低下対策など）、③国民の遺伝素質の向上（遺伝相談の専門家育成）、④障害者への支援育成対策（治療と訓練による社会復帰支援）などが盛り込まれた<sup>2</sup>。

1963年には、厚生省人口問題研究所に「人口資質部」が設置され、人口問題研究が開始された。人口資質部の部長に就任した篠崎信男は、1950年代以降に進行した「量的少産は常に質的安産によって補償された優生的配慮を伴わねば無意味となるおそれがある。」と述べている（篠崎1968：36）。急速な出生率低下と乳児死亡率低下により、少産少死の時代に突入したことも、人口資質に対する優生学的な関心が高まった大きな要因と言えよう。

優生保護法に基づいて、戦前よりも戦後に優生政策が強化された実態があるとはいうものの、「優生手術（優生目的の不妊手術）」は、実際どの程度実施されたのだろうか。優生保護法（第4条、第12条）に基づき、遺伝性疾患、非遺伝性の精神疾患、精神薄弱などに罹っている者に対し、当時の人口過剰論を背景とする医師の申請を根拠に、本人の同意なく実施された可能性のある不妊手術の実施数は、1955年の1,362件をピークとして、その後で著しく増加したが、1960年代以降になると急速に減少した。他方、本人の同意による遺伝性疾患をもつ者の不妊手術の実施数についても、1955年の491件がピークで、それ以降は徐々に減少している（市野川1996：380）。

因みに、以上のような観点から不妊手術を受けるに至ったのは、男性よりも女性の方が多かったとされる。1955年に、本人の同意によって不妊手術を受けた遺伝性疾患をもつ者に占める女性の割合は82%、同年の「医師の申請」による不妊手術を受けた女性の割合は60%を占めていた。

1970年代になると、遺伝性疾患の防止を目的として実施された不妊手術と中絶の件数は激減して、専門家によって「やけ石に水程度」の効果しかないと評価されるに至った（今泉1980：21）。優生目的の不妊手術がこのように激減した要因としては、終戦直後に高まった人口過剰論や、逆淘汰防止という社会防衛的反応が、1960年代には消滅した事、1970年代以降には優生政策批判の声が徐々に高まった事が挙げられる。

---

2 社会保障研究所編(1968)『戦後の社会保障 資料』至誠堂。

## 2 研究の意義と課題

本研究は、筆者がこれまでに行ってきた研究の成果を基礎に、新たな考察を加えながら再構成したものである。近代日本における優生思想および衛生学の歴史について、大きく5期に分けて分析し、それらの考え方がどのような過程を通じて、日本社会を構成する人々の意識に浸透していったのか、その社会的受容の経緯を明らかにしようと試みている。

本研究で取り上げた優生思想は、決して過去の遺物ではない<sup>3</sup>。優生学は「新優生学」として、私たちも気付かぬうちに社会に浸透している。生命倫理学の学際的研究に位置づけられる本研究は、優生思想に基づいて実施された国家による排除・差別・管理・選択を詳細に分析すると共に、批判的に検討する試みであるが、それは社会福祉の倫理と基本的思想に通底するもので、社会福祉学にあっても、正面から向き合うべき課題であろう。そのような意味で、本研究のような優生思想の社会学的・歴史学的研究は、社会福祉の学術的発展に資する意義を有していると考える。

しかも、我が国の従来为社会福祉研究が、福祉国家の持つ生活保障の側面のみに着目し、国家や専門家などが弱者たる国民の生命・生存に介入を深めていく側面を明らかにする視点を欠きがちであったことを顧慮すると、優生思想（あるいは優生学）の大衆意識への浸透を課題とする研究分野は、決して蓄積が厚いとはいえない、いわば未踏の研究分野であり、本研究の意義は決して小さいものとは言えないであろう。

新優生学は、妊婦が「自己決定」によって出生前診断や着床前診断を受け、その結果胎児に障害があれば「自己決定」によって中絶するというリプロダクティブ・ライツ（ヘルス）の側面を強調する点において、誤解を恐れずにいえば、国家による強制を伴う優生政策よりも大きな危険性を孕んでいると言える。真の福祉国家は、障害児の出生を予防することではなく、障害を持って生まれた子どもや保護者に「生きづらさ」を感じさせないための支援に手を尽くす国家であろう（森永 2012:49）。

福祉国家とは、すべての者に人間らしい最低限の生活を保障すると共に、人間の生命の維持や生殖に国家が深く介入する性格をもっている。しかし、1970年代以降には、法律に規定された疾病を持つ人々に、優生目的の中絶や不妊手術を促すようなタイプの優生政策

---

3 市野川(1999)は「優生学というのは(敗)戦後になって、むしろ説得力をもつ思想だ」と述べている(市野川容孝「福祉国家の優生学—スウェーデンの強制不妊手術と日本—」『世界』5月号)。

の遂行力は弱まり、「障害の発生予防」という新たな対策として重視されるようになる。福祉コストの増大を抑制するため、先天異常の発生を防止することが目指されたのである。

1970～80年代になると、障害者の「福祉の増進」と「障害の発生予防」が、障害者対策の柱となる一方で、障害者団体の抗議運動を契機として、1970年代以降に優生保護法に基づく優生政策に対する批判、さらには障害の発生予防対策の根底にある優生思想に対しても徐々に批判が強まった。出生前診断・着床前診断が一部の人々に受容される一方、これらが生命を選別する優生思想につながるという批判も根強く、日本ではそれらの適用が限定的である。

このように見てくると、日本の近現代史の中で、優生政策・優生思想の受容が大きく進むのは、終戦直後から1960年代の短期間に限られていたと言えるかもしれない。優生思想批判の高まりによって、1996年には優生保護法が改正され、優生に関する規定が全面削除された「母体保護法」が成立した。

しかし、我が国では今日でも優生思想（あるいは優生学）を巡る問題は決着しておらず、未だに我々はこの問題に向き合い続けなければならない（山本 2010:22-23）。優生学の存在や医学の名の下に、個人の基本的権利と尊厳に対する過剰な屈辱と侵害を加えるいかなる介入の試みにも加担してはならない（矢野 2014:194-195）。我々は不運にも排除された人々、自由に多くの声を発することのできない人々が、個人としての尊厳を保持できず、社会の裏側で日々苦しんでいる事に思いを馳せるべきである。福祉に関する学問に身を置く者の一人として、筆者もこの現実に敏感でありたい。

但し、社会思想や社会制度に関する歴史研究の意義は、現在の価値規範に基づいて、過去の事実やその責任者を一方的に断罪する事にあるのではない点にも留意すべきである。我々が過去の事実を詳細に研究し、理解を深める必要があるのは、現在および将来の課題にいかに対処するかを検討する上で、予め認識しておくべき有益な要点が、歴史的事実の中に少なからず存在するからである。優生思想をめぐる様々な議論の中で、本研究がそのような役目の一端を担うことができれば、望外の幸せである。

## 【文献】

- 朝倉書店『社会医学事典』（2002）朝倉書店.
- 朝日新聞 1888年9月12日東京朝刊.
- 朝日新聞 1894年4月29日東京朝刊.
- 朝日新聞 1901年12月30日東京朝刊.
- 池田林儀（1926）「われ等の念願」『優生運動』創刊号， 2.
- 池田林儀（1927）「結婚してならぬ人々」『優生運動』 2(9), 2.
- 磯員元編著（1999）『明治の避病院一駒込病院医局日誌抄』思文閣出版， 24, 50, 117.
- 市野川容孝(1996)「優生手術=不妊手術について」江原由美子『生殖技術とジェンダー』勁草書房， 379-386.
- 市野川容孝(1999)「福祉国家の優生学—スウェーデンの強制不妊手術と日本—」『世界』5月号). 167-176.
- 伊東重（1894）『養生新論』南江堂.
- 伊東重（1897）『養生哲学』南江堂.
- 今泉洋子(1980)「遺伝的側面からみた日本人口の資質」『人口問題研究』第125号， 6-25.
- 海野幸徳（1911）『興国策としての人種改造』博文館， 13.
- エドガー・スノー（1956）森谷巖訳『アジアの戦争』みすず書房
- 江守敬書（1882）『衛生要談』文海堂， 206.
- 岡田英己子（2008）『新・旧優生学とナチ断種法批判に関する日独比較史—平塚らいてうの優生思想の再考から』2005～2007年度，科学研究費補助金（基盤研究(C)）研究成果報告書. 緒方正清（1907）『婦人の家庭衛生』丸善， 4, 8, 69, 72, 87, 90, 123, 178, 182, 198.
- 荻野美穂ほか編（2000）・解説『性と生殖の人権問題資料集成』 15，不二出版.
- 小熊英二（1995）『単一民族神話の起源』新曜社， 84.
- 小野芳朗（1977）『清潔の近代』講談社， 134.
- 大日方純夫（1978）『「コレラ騒擾」をめぐる民衆と国家—新潟県を事例として』民衆史研究会編『民衆史の課題と方向』 235-252.
- 大日方純夫（1992）『日本近代国家の成立と警察』校倉書房， 196.
- 大日方純夫（1993）『警察の社会史』岩波新書， 77-80, 86-90, 91.
- 金子尚政訳・高橋敬十郎編（1875）『小学授業必携』慶林堂.
- 片山国嘉（1885）『衛生阜』 1.
- 加藤博史（1969）『福祉的人間観の社会史—優生思想と非行・精神病を通して』晃洋書房.

- 加藤弘之（1990）「日本人種改良の弁」大久保利謙ほか監修・上田勝美ほか編者『加藤弘之文書講演全集第一冊』同朋舎出版，33.
- 川上武（1965）『現代日本医療史-開業医制の変遷-』勁草書房（1965.2初版 1990参照）141.
- 河島幸夫「ナチス優生政策とキリスト教会 - 遺伝病子孫予防法（断種法）への対応 -」山崎喜代子編『生命の倫理 その規範を動かすもの』（九州大学出版会、2004年）235-270.
- 菱尚中ほか（2002）『思考をひらく』岩波書店，10.
- 姜克實（2008）「後藤新平の国家衛生思想—初期の思想と著作をめぐって」『岡山大学文学部紀要』50，59-77.
- 姜克實（2009）「後藤新平の国家衛生思想—初期の思想と著作をめぐって（2）」『岡山大学文学部紀要』51，89-108.
- 官秘第3991号（昭和13年12月15日）「拓務大臣 八田嘉明内閣総理大臣 公爵近衛文麿殿 海外出張の件 台北帝国大学教授（一等）永井潜」.
- 官秘第2111号（昭和13年6月20日）「拓務大臣 大谷尊由 内閣総理大臣公爵 近衛文麿殿 海外出張に関する件 台北帝国大学教授（一等）永井潜」.
- 北里柴三郎（1892）「待染病研究所設立の必要」『大日本私立衛生会雑誌』110，501-509. 『細菌学雑誌』229，872-874.
- 北島多一（1912）「前年中海外衛生上の報道」（第30次報道速記録（付録））『大日本私立衛生会雑誌』.
- 北島多一（1936:1）「序」『醫政論叢』関西醫事社. 『衛生会雑誌』351，12-13.
- 教科教育百年史編集委員会（1985）『原典対訳米国教育使節団報告書』建吊社.
- 桑原真木子（2003）「優生学と教育—『教育的』環境操作がたどりつくところ」『現代思想』31（11），220.
- 警視庁編（1997）『警視庁統計書』（全50巻復刻）クレス出版.
- 警視庁史編纂委員会編（1958）『警視庁史』中和印刷，140-141.
- 警視総監官房記録課編（1894）『警視庁史稿』上巻（復刻1973を参照）188.
- KJ シャフナー「良い血統の者と生まれなかった方がよかった者」山崎喜代子編『生命の倫理 その規範を動かすもの』（九州大学出版会、2004年）203-204.
- KJ シャフナー「優生学時代の女性」山崎喜代子編『生命の倫理2 優生学の時代を超えて』（九州大学出版会、2008年）103-107.

- 厚生省豫防局（1941）『國民優生図解』（国立国会図書館蔵）。
- 紅杏華館主人（1891）『一夕養生談』英蘭堂。
- 小酒井不木（2004）講演録，2004年2月22日（日）13:30～15:30 於蟹江町産業文化会館 3F 会議室。
- 後藤新平（1882）『国家衛生原理』忠愛社。
- 後藤龍吉（1933）「医業制度の将来と合理的対策」『新齒科醫報』196。
- 後藤龍吉（1936）『醫政論叢』関西醫事社。
- 後藤龍吉（1937）「社会と国家」『社會福利』21（9）。
- 後藤龍吉（1938）『日本医学会発達史』関西醫事社。
- 後藤龍吉（1951）「暑中御見舞申上候」『関西醫界』12。
- 後藤龍吉（1972）「遺稿 一庶民の書いた随想録より — 公害日本民族の危機」（自費限定版）
- 後藤龍吉（1941）「巻頭言」『優生學』18（5），1。
- 後藤龍吉（1943）「結婚促進に関する建議」。
- 池田林儀（1926）「創刊の辞」日本優生運動協会『優生運動』。
- 小橋一太（1912）「衛生思想の普及」『大日本私立衛生会雑誌』352, 477-481。
- 小林丈広（2001）『近代日本と公衆衛生』雄山閣出版，30。
- 小林正弥（2010）『サンデルの政治哲学〈正義〉とは何か』平凡社新書。
- 坂西友秀（2005）『近代日本における人種・民族ステレオタイプと偏見の形成過程』多賀出版，iv。
- 佐々木成吉（1889）「遺侍論」『大日本私立衛生会雑誌』73，382。
- 佐藤富次郎（1918）「性慾教育ヲ論ズ」大日本学校衛生協会機関誌『日本学校衛生創刊五周年記念号』231。下回歌子（1906）『女子の衛生』富山房，1，9，134。
- 侍醬法眼松本良順誌・隠士山内豊城校補注（1864）『養生法』。
- 篠崎信男（1968）「人口資質の現状と人口問題」『人口問題研究』第168号，30-43。
- 社会保障研究所編（1968）『戦後の社会保障 資料』至誠堂，692-695。
- 人口問題研究所（1940）「第三回人口問題全国協議会（1939年11月6・7日）」『人口問題研究』創刊号。
- 新屋達之（2005）「副検事」制度の成立と課題」『大宮ローレビュー』創刊号，44-45。
- 菅野弘一（1936）「序」『醫政論叢』関西醫事社。
- 鈴木善次（1983）『日本の優生学』三共出版，32。
- 園田英弘（1999）「日本イメージの演出」吉田光邦編著『図説万国博覧会史 1851-1942』

- 思文閣出版, 143-144.
- 園津健雄 (1912) 「種族衛生の基礎及現状」『大日本私立衛生会雑誌』 352, 470-477. 「雑録、第一回高園人種改良會議」(1911)『動物学雑誌』 278, 50-52, 716-718 .
- 大日本私立衛生會 「臨時常会記事」『大日本私立衛生會雑誌』 86, 24.
- 大日本私立衛生會 「精神病者看護取締中外彙報」『大日本私立衛生会雑誌』 352, 504.
- 大日本私立衛生會 「癩患者の取締中外彙報」『大日本私立衛生会雑誌』 352, 504-505.
- 大日本私立衛生會 (1890) 「日本公衆医事会の議決」『大日本私立衛生會雑誌』 86.
- 大日本私立衛生會 (1912) 「中外彙報 精神病者看護取締」『大日本私立衛生会雑誌』 352, 504.
- 大日本私立衛生會 (1912) 「中外彙報 癩患者の取締」『大日本私立衛生会雑誌』 352, 504-505.
- 高橋義雄 (1961) 「日本人種改良論」『明治文化資料叢書 6 社会問題編』 風間書房, 15.
- 瀧沢利行 (1991) 「明治期における『衛生教育』概念とその理論」『学校保健研究』 33(9), 405.
- 瀧沢利行 (1993) 『近代日本健康思想、の成立』 大空社
- 武昌吉 (1883) 「梅毒ノ蔓延ヲ防遏スルノ策」『大日本私立衛生会雑誌』 6, 6.
- 田中聡 (1994) 『衛生展覧会の欲望』 青弓社, 29-30, 31.
- 『中外商業新報』 (1926) (大正 15 年 7 月 25 日) 神戸大学附属図書館新聞記事文庫.
- 田辺子男 (1981) 「日本の精神医学 100 年を築いた人々」『臨床精神医学』 10, 875-883.
- 田波幸男 (1967) 『公衆衛生の発達—大日本私立衛生会雑誌抄』 日本公衆衛生協会, 8-10.
- 玉井真理子 (1997) 「世界保健機関 WHO による遺伝医療に関するガイドラインと『優生学』」『信州医療技術短期大学部紀要』 23.
- チーゲノレ講述, 大井玄洞訳 (1880) 『衛生汎論』 東京.
- 中馬充子 「近代日本の優生思想と国家保健政策」山崎喜代子編『生命の倫理』(九州大学出版会 2004 年) 285.
- 中馬充子 (2008) 「近代日本の衛生思想成立過程における優生思想」山崎喜代子編『生命の倫理 2』九州大学出版会.
- 中馬充子 (2015) 「解説 後藤龍吉と『優生學』」『『優生學』解説・総目次・索引』不二出版, 5-33.
- 津野慶太郎 (1907) 『牛乳衛生警察』 長隆舎.

- 津野慶太郎（1892）『市乳警察論』長隆舎.
- 津野慶太郎（1905）『獣醫警察』長隆舎.
- 津野慶太郎（1906）『食肉衛生警察』長隆舎.
- 手塚義明（1943）『赤十字読本』日本赤十字社，31.
- 暉峻義等（1938年）「講演 労働関係について」第10回日本医学会総会特別企画「戦時体制下医学講座」体力問題（65）.
- 暉峻義等（1942年）「講演 産業と結核」『第11回日本医学会総会』（1942.0325-30）東京帝国大学（66）.
- 電子展示「博覧会から見えるもの J『博覧会関係資料』東京大学図書館所蔵.
- 傳染病研究所（1937）『傳染病研究所案内』槍山兼次郎，非売品（東京大学医科学研究所記念館所蔵） 8-9.
- 東京師範学校教師金子尚政・筑摩懸師範学校編纂（1874・1876）『上下小学授業法細記』.
- 東京大学医科学研究所（1992）『傳染病研究所・医科学研究所 100年の歩み歴史編』メジカルビュー社， 2, 7, 11.
- 東京大学医科学研究所（1974）『医科研八十年の歩み』 40-59, 357-358.
- トク・ベノレッツ編・菅沼竜太郎訳（1962）『ベルツの日記』岩波書店.
- ドクトル・ベノレッツ（1886）「日本人種改良論」『大日本私立衛生会雑誌』 43, 2.
- 永井潜（1915）「人種改善学の理論」『人生』 11（7），247.
- 永井潜（1934）「人類改善財團と其の創立者ガスナー」日本民族衛生学会『民族衛生』3巻, 72-76.
- 永井潜（1934）「斷種法に對する反對の反對」日本民族衛生学会『民族衛生』3巻, 39-51.
- 永井潜（1938）『永井潜案秘「國立北京大學醫學院改革擴充ニ關スル件」』（1938年8月8日）（国立公文書館蔵）.
- 永井潜（1936）「中華民國医界視察談」『同仁』1936年10月号.
- 中谷陽二（2000）「戦前の日本における斷種法をめぐる論争」『精神医学史研究』 3, 60.
- 長興専齋（1884）「婚姻弊害論」『大日本私立衛生会雑誌』 11, 1.
- 長興専禁（1894）「博覧會の準備」『大日本私立衛生會雑誌』 132, 421-439, 469-474.
- 日本赤十字社（1928）『参考館報』 3,
- 沼田次郎・荒瀬進共訳（1968）「ポムペ日本滞在見聞録」『新異国叢書 10』雄松堂書店.
- 根村直美（2000）「WHOの〈健康〉の定義」『現代思想』.
- 服部知文訳（1967）『教育に関する考察』岩波書店.



- 伴忠康（1987）『適塾と長与専斎—衛生学と松香私志』創元社， 38（下巻 227） .
- 一橋出版（1997）文部省検定済教科書『保健体育』.
- 一橋出版（2002）文部省検定済教科書『保健体育』.
- ひろたまさき（1998）『差別の視線—近代日本の意識構造』吉川弘文館 139, 10, 103.
- ひろたまさき（2001）『近代日本を語る—福津諭吉と民衆と差別』吉川弘文館 92-93.
- 藤野豊（1998）『日本ファシズムと優生思想』かもがわ出版， 258-259, 240-241.
- 古瀬安俊（1936）「序」『醫政論叢』関西醫事社.
- 北京大学（1981）末永恵子訳『北京大学校史 1989-1949』上海教育出版社.
- 法政大学社会問題研究所編（1956）『太平洋戦争下の労働運動』労働旬報社.
- 保健衛生調査會（1917）「保健衛生調査會第一回報告書」（国立公衆衛生院附属図書館蔵）.
- 北海道大学（1982）「第五章北海道帝国大学の創設(1918-1930)」『北大百年史 通説』.
- 堀口良一（2000）『生と死の社会史—生きる義務と死ぬ義務』春風社， 152.
- 眞嶋亜有（2004）「黄色人種」という運命の超克—近代日本エリート層の肌色をめぐる人種  
的ジレンマの系譜」栗山茂久・北津一利編著『近代日本の身体感覚』青弓社， 110, 122,  
132. 松原洋子（2000）「戦後の優生保護法という名の断種法」，米本昌平ほか共著『優生学  
と人間社会』講談社， 172.
- 松原洋子（2003）「新遺伝学 J における公と私」『現代思想』 31(11) , 88.
- 松山棟庵（1883）「演説衛生法普及ノ考案」『大日本私立衛生会雑誌』 6, 2.
- 宮入慶之助（1906）『新篇養生訓』明治講齋會， 5, 150.
- 三宅秀講述（1901）『家事衛生』大日本女臯會， 4, 13, 209, 217.
- 室伏友作編（1916）『福翁漫言』玉友社出版部， 24-28, 194-198
- 森昭三（1967）『健康教育学』逍遙書院.
- 森田忠諒（1905）『通俗家庭衛生学』朝陽堂書店， 1, 86, 90, 92.
- 森永佳江（2012）「福祉国家における優生政策の意義—デンマークとドイツを比較において  
—」『久留米大学文学部紀要』第 12 号， 37-52.
- 文科省（1999）高等学校学習指導要領解説.
- 矢野聡（2014）「福祉と優生学」『政経研究』 51（2） 173-199.
- 山崎喜代子「米国優生学の開拓者—ダヴェンポートと遺伝学」山崎喜代子編『生命の倫理  
2』（九州大学出版会、2008 年） 35-74.
- 山崎元愔（1884）「乳母選定法 J」『大日本私立衛生会雑誌』 12, 34.
- 山本起世子（2010）「障害児福祉政策と優生保護—1960 年代以降を中心にして—」『園田学

- 園大学論文集』第44号, 13-26.
- 湯沢薙彦ほか(2006)『百年前の家庭生活』クレス出版, 17, 172. 182-183.
- 湯本敦子(1999)「長野県における近代産婆の確立過程の研究」(信州大学大学院人文科学研究科修士論文).
- 横山雅男(1912)「我邦の国勢調査沿革(従前)」『大日本私立衛生会雑誌』137-149, 347, 350, 355.
- 吉川万雄(1959)「訓子府町に於ける精神薄弱者の優生手術について一家族計画の一環として」『日本公衆衛生雑誌』6(3), 136-137.
- 吉田光邦(1986)『万国博覧会の研究』恩文閣出版, 139.
- 米本昌平・棚島次郎・松原洋子共著(2000)『優生学と人間社会』講談社現代新書.
- 讀賣新聞 1877年10月6日朝刊.
- 讀賣新聞 1877年10月19日朝刊.
- 讀賣新聞 1878年2月3日朝刊.
- 讀賣新聞 1881年9月22日朝刊).
- 讀賣新聞 1881年12月29日(木)朝刊.
- 讀賣新聞 1882年11月14日(火)朝刊.
- 讀賣新聞 1883年5月18日(金)朝刊.
- 讀賣新聞 1896年4月5日朝刊.
- 讀賣新聞 1902年9月5日朝刊.
- 讀賣新聞 1903年8月11日朝刊.
- 讀賣新聞 1927年9月25日.
- Rene Dubos, *Mirage of Health. Utopias, Progress & Biological Change*, (1959), 田多井吉之介訳(1977)『健康という幻想』紀伊国屋書店.
- <http://www.who.int/en/> World Health Organization (アクセス 2016.10.13).
- 渡邊房吉(1936)「序」『醫政論叢』関西醫事社.



## 資料 1

# 警察的衛生行政関係年表（1865-1948 年）

※警察関係は主に大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』（1992）掲載年表（全国）を転載した。  
衛生関係は手元で確認した文献史料の、優先順位の高いものを加筆した。又、衛生思想に影響を及ぼした優生学関連も適宜掲載した。

年号	警察関係	衛生学関係
1865（慶元）		メンデル 植物雑種の研究発表 ゴルトン 人間能力の遺伝論発表 ダーウィン『飼育動物および栽培植物の変異』
1868(M1)	軍務官・刑法官設置閣 4.21	
1869(M2)	出版條例制定 5.13 弾正台設置 5.22	ゴルトン『遺伝的天才』
1870(M3)	新律綱領制定 12.20 三府並開港場取締心得を定める 12.24	
1871(M4)	府県官制制定（聴訟課等を設置） 10.28 県治条例制定（警察・裁判事務を管轄する聴訟課を設ける） 11.27	ダーウィン『人間の由来』
1872(M5)	諸県兵を解除し、捕亡吏を設置 1.10 司法職務定制制定（地方邏卒兼逮部職制・捕亡章程） 8.3 司法省に警保寮を設置 8.28 大警視川路利良、西欧の警察制度調査のため出発 9.8 警保寮職制制定 10.20	福沢諭吉『学問のすゝめ』 文部省「医務課」設置 緒方惟準『衛生新論』：西洋近代医学に基づく健康形成論の表題に「衛生」概念が適用された初例、これまでの定説と違い、近世後期養生論における「衛生」概念や在来医学における「衛生」概念の存在とは別に、「衛生」概念や近代西洋医学にもとづいた健康形成概念として、長与専齋以前に緒方によって先行して使用されていた「医務課」が「医務局」に改称拡充、長与専齋局長
1873(M6)	改定律例を頒布 6.13 邏卒・取締組・捕亡吏等を番人と改称するよう通達 6.24 地方違式卦違条例を制定 7.19 川路利良、欧州視察にもとづき警察制度改革を建議 9.- 内務省設置 11.10	1873 年「悪病流行ノ節貧困者處分概則」
1874(M7)	司法省警保寮を内務省に移管 1.9	菱川信近『北卿談』で進化論紹介

<p>警保寮職制並事務章程制定 1.14  検事職制章程司法警察規定制定 1.28</p>	<p>ゴルトン『イギリスの科学者、その氏と育ち』  「医制」公布（76条）於東京・京都・大阪：2条「医政ハ即人民ノ健康ヲ保護シ疾病ヲ療治シ及ヒ其学ヲ興隆スル所以ノ事務トス」、4条「全国内ニ衛生局七所ヲ設ケ大中小ノ衛生局ヲ置キ文部省ノ旨趣ヲ奉シテ地方官ト協議シ其区中一切ノ医務ヲ管理セシム」</p>
<p>1875(M8) 行政警察規則制定，捕亡吏・取締組・番人等の称を邏卒に統一 3.7  地方官會議開催（6.20-7.17），地方警察制度について論議  新聞紙条例・讒謗律制定 6.28 出版条例改定 9.3  邏卒を巡察と改称 10.24  府県職制並事務章程制定（第四課が警察事務担当） 11.30  府県巡察懲罰例・警察出張所設置方・巡察召集規則・月報送致手続・警部巡察給与規則制定 12.22</p>	<p>医学教育行政を残して，衛生行政事項全般は文部省から  内務省中に新設された「衛生局」に移管，初代局長長与専斎  松森胤保『求理私言』で進化論紹介  ヴァイスマン 生殖質連続説提唱</p>
<p>1876(M9) 売淫取締懲罰を警視庁と各地方官に委任 1.12  内務省警保寮，警保局と改称 4.17  遺失物取締規則制定 4.19  司法警察規則廃止 4.20  新聞雑誌雑報の国安を害すると認めるものは発行禁止・停止とする 7.5</p>	
<p>1877(M10) 内務省警保局を警視局に改める 1.19  警察出張所を警察署，屯所を分署に改める 1.26  コレラ，10月にかけて各地に蔓延 8.-</p>	<p>10万人以上の犠牲者を出すコレラ大流行は草創期衛生行政における最大の懸案事項となる  東京大学に生物学科，モース進化論講義  マルサス『人口の原理』の邦訳  虎列刺病豫防心得（24箇条） 1877.8  『衛生局年表』（統計公表）発行</p>
<p>1878(M11) 集会・結社禁止命令権を地方長官に与える 7.12  府県会規則により府県警察費は府県会の議決事項となる 7.22  竹橋事件 8.23  集会取締りに関する警察官の心得，取締り法を定める 12.4</p>	<p>パリ万国博覧会参加  東京生物学会創立</p>
<p>1879(M12) 松山にコレラ発生，以後全国に蔓延 3-  各地にコレラ騒動おこる 8-</p>	<p>福沢諭吉『民情一新』伊沢修二『生種原始論第一編』  海外からのコレラ菌の侵入遮断を目的に，衛生局の諮問機関として「中央衛生会」設置  「中央衛生会職制及事務章程」布告，同時に地方衛生行政制度を整備  各府県に衛生課設置（府県衛生課事務条項）  「衛生は健全な労働力，兵力の確保の観点から殖産興業，富国強兵政策の重要な柱と考えられており，  地方行政組織の上によって警察力を背景に強制された。人々は消毒・隔離の名の下に有無をいわず，  家の中に踏み込み，隔離病院へ家族を送り込む警官の方を恐れていた。それは隔離病院とは名ばかりで，  医療はほとんど行われず，生きて帰れる者が極めて少なかったからである。」</p>

79年、東京大学医学部講師チーゲルは、日本で最初の大学医学部における衛生学講義を行い、「衛生警察学」を紹介している。衛生学と体育という新しい科目は、主に欧州で発達して日本の進歩的な改革者たちによって、いち早く取り入れられたのであるが、全国の国民を医療の対象として構築し、日常生活すべての領域にわたる規範を発達させた。しかし、同時にこれらの規範は国家的政策を直接、個々の人間の身体に組み込むことになり、次第に衛生学は人間の監視と規制へと拡張したのである。」

1880(M13) 集会条例制定 4.5  
府県の第四課を警察本署と改称 4.12

■刑法（重罪・軽罪・違警罪）・治罪法公布 7.17  
集会条例改正 12.23

田中亀吉・小川鏡三郎共著『衛生要論』：衛生とは健康を保護し生命を延長するの法にして其成績たる能く人をして身体の發育を完全にし其生涯を健康に経過し以て天賦の幸福を受けしむ其道たる廣且大これを小にしては一人之幸福これを大にしては国家の富強悉皆包括せざるはなし、衣服飲食住家空気運動疾病の際心得及びコレラ予防法とを左に各論し付するに衛生委員設置の主旨を以てし小にして一人之幸福大いにして国家之富強に小補あらんを希望す(pp.1-3)  
伝染病豫防規則 1880.7（医師は6種通知届出る）

1881(M14) 内務省警視局を警保局と改称。陸軍に憲兵設置 1.14  
府県警察費への国庫下渡金の割合を定める（東京 6/10、その他 3/10） 2.28  
憲兵条例公布 3.11  
銀行諸会社及人民等より巡査配置を請願する者の取計方を定める 4.18  
石油取締規則制定 8.13  
各府県に警部長を置き警察本署長とする 11.26  
密売淫取締懲罰を警視庁及び地方官に委任 12.9  
東京以外の府県に警部補設置 12.28

福沢諭吉『人間の能力の遺伝を論ず』  
神津専三郎『人祖論』

1882(M15) 刑法・治罪法施行 1.1  
警察諮問会（警部長会議）開催 4 -  
コレラ大流行（12月までに死者 33784人） 5 -  
集会条例改正 6.3  
警察联合会規則を制定 6.30  
行政官吏服務規律を制定 7.27  
「病名票貼布の件は当分これを実施しない」 1882.8 -  
福島事件 12.1  
府県会議の連合集会・往復通信を禁止 12.28

加藤弘之『人權新説』：スペンサーの社会進化論に影響、「優勝劣敗適者生存」の原理を指示

1883(M16) 巡査召募規則廃止（巡査採用方法は各府県が定める） 3.17  
新聞紙条例改正 4.16  
出版条例改正 6.29  
古物商取締条例を制定 12.28

「大日本私立衛生会」発会式挙行 会頭 佐野常民、副会頭 長与専斎 幹事 石黒忠轟、長谷川泰、松山東庵、三宅秀ら当代一流の医学者を中心に、内務省衛生局、陸海軍衛生関係者、医科大学、地方衛生局者、一般医師までを結集し組織、1500名の全国規模で発足、『大日本私立衛生会雑誌』創刊（のち『公衆衛生』と改題）（～大正元年、通巻 356号）

- 1884(M17) 賭博犯処分規則を制定 1.4  
質屋取締条例を制定 3.25  
群馬事件 5.13  
加波山事件 9.23  
秩父事件 10.31  
火薬取締規則・爆発物取締罰則を制定 12.27
- 1885(M18) 警官練習所を開設 4-  
■違警罪即決例を定め、警察署長に即決処分権を与える 9.24  
大阪事件 11.23  
内閣制度発足 12.22
- 1886(M19) 巡査教習規則標準・巡査訓授令を制定 4.8  
  
夏・秋にかけてコレラ大流行（死者 108405 人）5-  
内務省、街路・乗合馬車・営業人力車・宿屋の  
各取締規則標準を定め、これに準拠して規則を  
定めるよう府県に訓令 6.14  
地方官管制制定（警察本署を警察本部と改め、  
各郡区に警察、署を置く）7.20
- 1887(M20) 警察巡閲規則を制定 6.11  
官吏服務規律を改正公布 7.30  
逃亡犯罪人引渡条例を公布 8.10  
条約改正など政府の施策に反対して各地の代表上京し、元老院・諸大臣に要求を提出 8-  
山県内相、不穏な言動をなす者の嚴重取締を声明 9.20  
建言を名とし官吏に面謁口陳を求め抗論喧擾に渉る者処分方を公布 9.29  
保安条例公布、即日公布 12.26  
新聞紙条例・出版条例を改正。版權条例・脚本楽譜条例を制定 12.29
- 1888(M21) 山野火入取締規則標準を定める 3.15  
市制・町村制公布 4.25  
府県警察費に対する国庫下渡金の割合を改める（東京 4/10、その他の府県 1/6）遊郭の賦金を地方税に編入 8.7  
警察賞与規則を制定 10.12  
警察官吏配置及勤務概則公布 10.31
- ロンドン万国衛生博覧会に参加
- 加藤弘之と高橋義雄の黄白雑婚論批判、福沢再批評  
ドクトル・ベルツ 演説「日本人種改良論」、大日本私立衛生会雑誌第 43 号、  
：日本で最初の人種改造論を説いた高橋義雄と加藤弘之の雑婚論争は、福沢諭吉を巻き込みながら、  
ベルツが決着をつけたかたちで収束した。……  
ベルツの「日本人種改良論」は高橋・加藤論とはまったく異なる視点からの指摘であった。  
体格で虚弱体質か否かの判断はできない、したがって日本人が虚弱であるとは断言できない、  
日本人の多くは壮健で勤勉でよく働くので、生存競争を恐れることはない、虚弱なのはむしろ上流階級であって、  
生活法を正しく、適良の教育を行い、遺伝を考慮し配偶者を選択せよ、と指摘している。  
とりわけ、ベルツ論のなかで最も重要視しなければならない視点は、  
「予測できない不確実の事を行うことは、甚だ危険である」という警告であろう。」  
「人類学会報告」創刊
- 大日本私立衛生會総会（第 5 回）「衛生参考品展覧会」東京築地本願寺

密売淫取締・懲罰の府県委任を廃止（以後、刑法第 425 条にもとづき警察署が担当） 12.4

1889(M22) 大日本帝国憲法発布, 文相森有礼刺殺される 2.11  
警官練習所廃止 3.3  
賭博犯処罰規則廃止 6.11  
監獄則改正 7.3  
暴風雨により多摩川・利根川・荒川など氾濫 9.11  
外相大隈重信, 襲撃される 10.18  
警察官及消防官帯剣の制を定める 12.3

後藤新平『国家衛生原理』: 近代衛生論の原理的領域を特定の論じ, 最も体系的かつ長期間購読された著書である。ダーウィン進化論は国家の衛生原理として機能しうる, 衛生法は生理的動機に発して自然淘汰の過程と人為的淘汰の過程を経て健康を享有する方法である, 「優勝者」と「劣敗者」間に生じる階級分化に起源する諸矛盾は, 優勝者側の道徳的自制によって回避できる, 労働者の健康と長寿を労働力の経済的価値に即して理解する, と明快に説いている。江守敬壽『衛生要談』: 国家の発展の基礎は「人民の健康」の保護と体格の向上および精神の振起に求められ, 国家は人民の集合体である, 「優勝劣敗」原理が国民総体の健康状態の評価原理であり, 健康の保護と生命の維持が国家と個人とにおける統一義務である, 第 11 章 房事は之を生理上より論ずれば人類永世継続せしむる為に房事を行ふに外ならず, 其の毒を子々孫々にまで伝ふるが故にコレラよりチフスより一層忌むべきは梅毒なり, 第 12 章 遺伝病梅毒肺病脳病喘息瘰癧中風皮膚病等を有する者及び血族婚姻の如きは其害や殊更に甚し, 我一族の弱きに他族の強きを以て平均補充するは能ず, 一大危険を醸成し, 不妊流産虚弱奇形精神病白痴及び其他の諸疾病を子孫に伝へ, 血脈を断つに至らん, 十分の注意を如へ男女互に年齢健康知識品行学術及び財産等までも探索を遂げ婚礼を行ふべし

1890(M23) 東京以外の府県に巡査部長を置く 3.28  
府県制・郡制を公布 5.17  
米価高騰のため, 東京・大阪・京都などで窮民増加 5-  
長崎にコレラ発生し, 全国に蔓延 6-  
第 1 回衆議院議員選挙施行 7.1  
集会及政社法公布 7.25  
刑事訴訟法公布 10.7  
窃盗罪処分公布 10.9  
地方官管制改正 (警察本部を警察部に改め, 警部補廃止) 10.11  
第 1 回帝国議会招集 11.25

後藤新平『衛生制度論』

1891(M24) 警視庁統計書 (1891-1945 年)

シャルマイヤー『文化人種に迫る肉体的低下』  
紅杏華館主人『一夕養生談』: 「富国強兵」の前提として身体の「強健」が求められ, その「富国強兵」理念は「優勝劣敗」原理にもとづく国家的規模での生存競争の前提として位置づく

1892(M25)

石川千代松『進化新論』  
伊東重『養生新論』: 個人の健康を増進する手段を養生とする, 公衆に関するものを衛生とする, 資力・体力・脳力を総括して「人類の競争力」とし, 余裕を求める, 養生は「生存競争優勝劣敗ノ原理」にもとづき, その目的を「競争力に余裕を生ずる」点に置く, 既存の無病長生を至高の目的とする養生思想とも, 忠義孝道を養生の論拠とする養生思想とも異なる



- 1893(M26)  
1894(M27) ウォーレス『人為淘汰』  
パリ萬國衛生博覽會
- 1895(M28) ドイツ、プレッツ『民族衛生学の基本方針』  
1896(M29) 福沢諭吉「人種改良」立花鉄三郎『生物始源、一名種源論』  
1897(M30) 伊東重『養生哲学』: 前書に比して西洋近代科学の知見を導入, 余裕を「エネルギー」と解釈, 「国家は生活せる有機体」「国家は人體的なり」国家における三力が教育・軍備・殖産産業とし, 明治政府の政策的意図を積極的に肯定  
伝染病豫防法(8種 法定伝染病途届義務)  
駒込病院新改築(東京市)
- 1898(M31) ゴビノー『人種不平等論』ドイツ語訳  
1899(M32) 国立伝染病研究所 駒込病院医局当直日誌 (M32-42)
- 1900(M33) 牛乳営業取締二關スル施行規則 警視廳令第31號 (M33.7)  
牛乳営業取締規則 内務省令第15號 (M33.7)  
娼妓取締規則制定により花柳病検診実施  
精神病者監護法制定, 食品衛生に関する法律公布
- 1901(M34) 三宅秀講述『家事衛生』: 余は専ら本邦の風俗習慣等, 社交的日常生活の間に在る衛生事項を集め, 家事衛生の名を下して之を講述し大いに注意を促さんとす(pp.4), 體質に強壯・虚弱の二種あり, 父祖の身体に在る弱点を子孫に伝ふるを遺伝といふ, 然るに今日遺伝病に関する学説は従来のもので大いに其趣きを異にし, 彼の肺病癩病梅毒の如きは古来遺伝病と称する所なりしが今日病理学の研究によれば此れ等の病は先天的父祖の病を引き受くるにあらずして, 多くは出生後伝染するものなりと伝へり, 今日の所謂遺伝病と称するは精神病癩癩盲啞其他一二の奇形なり, 結婚の際に十分家筋を選みたりとて, 十分に己を慎まざれば子孫に遺伝病を胎すが如き不祥を来すことあり(pp.13-14), 八種伝染病とは痘瘡・発疹チフス・猩紅熱・虎列刺・赤痢・腸チフス・ジフテリア・ペスト是なり(pp.209), 家内に瘋癲病者を生ずるときは直ちに之を届け出
- 1902(M35)  
1903(M36) 森鷗外『人種哲学梗概』ゴビノーの人種論批判 職業衛生調査会(後藤新平主査)報告「職事情」公刊  
小栗ら『社会改良実論』  
シャルマイヤー『遺伝および淘汰の社会的, 政治的意義』  
ヨハンゼン「純系説」, モーガン『進化と適応』
- 1904(M37) 肺結核予防令  
丘浅次郎『進化論講話』横井時敬『稻作改良論』  
東京帝国大学医科大学教授 大沢謙二『社会的衛生 體質改良論』

1905(M38)

雑誌『人性』創刊 他誌に先駆け優生学について内外の論説を紹介

森田忠諒『通俗家庭衛生学』: 陸軍軍医廣瀬伊三「衛生は国家の基礎なり豈に寸時も忘るべけんや蓋し本書の如きは衛生思想の普及充実を図るに足るべきの良書なり」「吾人共存の国家、吾人一人の健否は既に一家の貧富の上に関係を及ぼして引て一國の盛衰強弱に関係を及ぼすのであります、此故に吾人國民たるものは悉く皆健康でなければ家を富まし、國を富まし、兵を強くすると云ふことは出来ぬのであります、是家庭に於ける衛生の勿論に附すべからざる所以であります(緒言)、衛生と云ふ事は文字の如く命をまもり長命をするの謂であります、生命をまもり長命をするには身体の諸機關を強固にし機能を健全ならしめ体格を強壯にして始めて長命できるのです、直接衛生法は各個人が常に心得行ふべき方法であり、主に家庭衛生の本領であります、間接衛生法は公衆の上に行うべき方法で少なくとも一部落一町村の、例へば伝染病患者の隔離、一汎消毒清潔法の実施、共同汚物排除の方法を行う等の類であります、又社会団体の上に応用さる衛生を区別して、学校衛生・工場衛生・監獄衛生・劇場衛生・公会場衛生・旅館衛生といたします(pp.1-2)、胎児は精神體質の遺伝を受くるものなれば妊娠中母体に感ぜし事柄は精神的感伝すべきものであります故、妊婦はなるべく善良快闊なる話を聞き英雄豪傑の伝を讀ましめ不良の事柄は耳にせざる様注意するがよろし(pp.86)、小児養育と単に云ふときは体育知育徳育の三点につき論ず、小児時たる發育期に於いて誤らぬ様に体育はせんではなりません、そうして健全の身体にあらざれば健全の知識がやどりませぬことを忘れてはなりません(pp.90)、母乳を与えるが最も善良であります、若し乳汁を吞つくしたるとき、乳房乳頭等異常にして哺乳し難とき傳染病其他急性病に母が罹りしとき、又母が痛風白血病梅毒結核骨病乳癌骨軟症疥癬癩癪精神病に罹り又身体の衰弱せしとき、身体精神を過勞したるとき、精神に異常の感動を受けしとき食后直ちなるときは母乳を与へることができませぬ(pp.92)」

1906(M39) 津野慶太郎『食肉衛生警察』長隆舎書店 1906.11 発行

- 1 肉食歴史及食肉衛生警察法沿革 (日本帝国・清國及韓國・泰西諸國及北米合衆國)
- 2 食肉衛生警察の組織及其機關 (屠畜検査員及警察官・屠場・家畜市場)
- 3 獸體検査法 (屠殺前の検査法・屠殺及解体法・屠殺後の検査法・魚、鳥鳥及野獸の検査法)
- 4 肉検査法 (肉の組織及理香学的性質・顕微鏡の検査法・化学的検査法 擬廣肉鑑識法・輸入肉検査法)
- 5 屠病畜の疾 (法律に規定したる獣疫・法定獣疫以外の家畜伝染病 中毒及自身中毒・動物寄生虫)
- 6 肉學 (屠畜及他の動物肉・生理的肉質異常・屠殺後の肉質異常 食肉中毒)
- 7 精肉品及貯肉法 (精肉品及其検査法・貯肉法)
- 8 屠畜保険法

下田歌子『女子の衛生』:

- 上編 1 衛生の概要(生理の概要・衛生の務べきこと・積極的衛生・女子の務べき衛生),  
2 空気と光線(空気の必要・空気の清潔と不潔・換気法・光線の必要・注意),  
3 衣食住(衣服・付属品其他・寝具・飲物・食物・食事・住宅・庭園),  
4 運動と睡眠(運動の利益・程度・方法種類・睡眠の利益・時間),  
5 精神の作用(精神と肉体との関係・滋養物・加持祈祷の効験),  
6 遺伝と伝染病と(遺伝の恐るべき事・結核・伝染病の予防消毒・)
- 下編 1 妊娠(妊娠の事・妊娠中の飲食物・衣装・居住・動静・腹薬・胎教),  
2 出産(準備・産室・分娩・産科医産婆・産湯),  
3 産後(産褥・飲食物・衣装・節養・動静),  
4 哺乳(母乳哺育・乳母哺育・人工哺育),  
5 母親の節養(飲食物・衣装住居・睡眠と運動・疾病薬用),  
6 小児の節養(發育・介抱・衣食住・動静)

「衛生とは吾人が身体を安く保つために種々の注意加養をなして尚且其健康の増し進むやうにすることを云うのである、ある点に於いては女子が體質上特別に注意せねばならぬこともある(pp.1)。

衛生の目的は疾病を未發に防ぐのみならず体力を強きが上にも強くして能ふべきかぎり人の寿命を長くしようとするのである(pp.9),

遺伝は氣質を遺伝し體質を遺伝するものであるから最も祖血統に注意せねばならぬ、直接遺伝・間接遺伝・精神病者白痴聾啞盲等は多くは血族結婚の結果である、早婚の弊は子孫に虚弱白痴の者を出す、結婚者の注意(結核患者など)、大抵の疾病は兎角遺伝するものが多いが、最も遺伝し易いのは精神病神経病である、殊に大刑を犯したる血統の遺伝、故に吾が日本國民が忠君愛國の精神も亦必ず我らが祖先よりの遺伝と思わるのである(pp.134-138)」

宮入慶之助『新篇養生訓』:

福岡医科大学教授医学博士宮入が、内務省衛生局の委嘱を受けて起草、「國民日常の生活上の心得と衛生思想の普及を旨、衛生学は治療医学に対して予防医学である衛生は經濟策なるが故に、一切の衛生事業は算盤勘

定に照らし幾分かの利益なくてはなりませぬ(pp.5-6)

寄生物処置 生殖器粘膜に花柳病といふ微毒、痲病、軟下疳の三つが宿ります(pp.150)」

1907(M40) 津野慶太郎『牛乳衛生警察』長隆舎書店 1907.12 発行

第1編 市乳警察法

- 1 市乳警察沿革 (日本帝国・欧米諸国)
  - 2 市乳警察の綱領 (乳牛衛生及畜牛舎取締法・牛乳の管理及其容器取締法)
  - 3 警察的牛乳検査法 (検乳標本採取法・市乳検査通則・牛乳比重検定法・乳脂検定法)
  - 4 牛乳の廣造及異物の有無検査法 (牛乳酸度検査法・加水及脱脂の検査法・牛乳の汚物及保存力検査法・防腐薬鑑識法・牛乳と煮乳附殺菌乳検査法・牛乳中の異物鑑識法)
  - 5 牛乳定量分析法
  - 6 細菌検査及顕微鏡検査法 (細菌検査法・顕微鏡検査法)
- 第2編 市乳警察
- 7 乳学 (牛乳・他動物乳・人乳)
  - 8 變敗乳 (細菌的變敗乳・乳質異常)
  - 9 有毒乳 (獸疫・乳疫)
  - 10 牛乳消毒 及滅菌法 (牛乳消毒法・牛乳滅菌法・消毒及滅菌牛乳と生乳との優劣)
- 第3編 乳製品

含んで居る者であるが、其素質は両親の身體と最も親密な関係を有つて、一部は彼れより造られ、又養はれる者で其體質は勿論非常な影響を受ける者である、其他胚種には変化が無いとしても生まれた後か若しくは受胎後に母の胎内で遭遇する感動に依って發生する所の畸形若しくは身體の異常を起す者があるけれども、此等の關係に就ての学説は寧ろ正確ではない(pp.90-91)、廿五歳位の婦人が三十五六歳の男子と結婚するが最も適當のように思はれる(pp.122)、萬国動物学会でのシエンク氏の男女両性の由来についての演説(pp.123)、

微毒・結核・精神病の遺傳、不妊症と人工妊娠法・男子の不妊・痲毒と不妊・精虫の注入、概括した所では矮小な日本婦人は身體の雄大なる西洋婦人と比較すれば生殖器の發育が不良で従つて妊娠しても流産及墮胎を起し完全な子孫を挙ぐる事が困難であると言う点に帰着するようである、大體人工妊娠法は英米二國に於いて唱へらる者で佛獨等の國では一笑に附して居る(pp.178-81)、不妊の為に家庭内の權利を奪われ又は離婚されるという時は十分に精密な医師の診断を受け不妊の原因を決定せなければならぬ、昔猶太では不妊婦を癩病や盲目と同一視していた事がある(pp.182-183)、婦人の眞価意義は能く妊娠し能く児を挙ぐるにある、婦人としては生殖機能の完全した者が一番貴く其機能の益々旺盛なのが必要である、彼の生存競争に依つて益々進歩すべき今の世の中に於いては益々此感を深くするに相違ないのである(pp.198)

1908(M41)

1909(M42)

癩予防法公布

緒方正清『婦人の家庭衛生』：妊産婦の心得、初生児の摂生、恩師ヘーガル氏の褥婦の摂生等を付し、欧羅巴に於ける先進的婦人衛生の方針を示す、谷本富：眞の女性的女子の天分は好配偶を獲て之と婚し良妻たり又やがて賢母たるべきに外ならずと信ぜり、哲学者ジュヴェリナリウスが健康なる精神は健康なる身體に寓すとの至言は洵に是殊に女子教育に於て永く全科玉條たるべきなり(pp.4-5)、エレンケイ女史『児童の世紀』説、児童の教育は胎内にある時に始まらず父母結婚の時に生まれりとす。而して児童の教育を完成ならしめんと欲せば先づ自家配偶の選択に注意し、男女互いに健全強壯なる者を取るべしと伝へり、英人ゴルトン亦善種学の新説を出し、人種改良は結婚の注意に由つて期待し得べき事を唱導せりと伝ふ(pp.8)、本書の主旨たる結婚の注意、配偶の選択、血族結婚の利害、色欲の利害、遺傳病の説明、花柳病の伝染、家庭の融和、妊婦産婦及び褥婦摂生法、育児の方法より通常婦人の家庭に対する必要なる項條を学理に基きて通俗的に説明し一般婦人をして衛生的知識の發展に努め改善法を希望するにあり(自序 pp.2-3)、

開明國の婦人は廿四五歳で、野蛮國は十二歳以内でも結婚する、其結婚を定める時には選択に選択を重ね、體質学力人格等に重きを置き、強壯なる男女の間に於いてこそ強壯なる子孫の發生を望み得べき(pp.69)、虚弱な男女の結婚は遂に虚弱な子孫を作るのみならず家庭の円満をも欠き或は精神病を起し親子短命にして終わるといふ道理である(pp.71-72)、結核とか癩病とか因襲的に恐むべき病気に就いては結婚前に之を研究するけれども、微毒や痲病は左程に恐れて居らぬ傾があるが之は大なる誤り(pp.72)、血族結婚の弊害に関する統計が公にされ、我國の民法第79條の制定となつたので、之は三等親内の結婚を禁じた法律でまことに結構な次第(pp.87)、隔代遺傳側系遺傳、両親の胚種は祖先と同様な素質の僅一部分を

戸山亀太郎「人類の根本的改造」(読売新聞)

元良勇次郎「遺傳と教育」、

1909年2月、『人性』(第5巻2号～6巻2号)において、「ダルウィン記念生誕百年記念祭」と

名著『種の起源』出版五十年が特集されている。主幹富士川游は勿論のこと、永井潜や加藤弘之「精神的及び社会的進化」、藤井健治郎「進化論と倫理的研究」、あるいは丘浅次郎「國體の生存競争」などが、それぞれの視点でダーウィンの進化論を語っている。人間やその社会をダーウィンの原理を通して解釈しようとする試み、いわゆる社会ダーウィニズムを展開しているのである。

このように中で翌 10 年、海野幸徳は『日本人種改造論』を発表し、日本人種改造の急務を訴えたのである。日露戦争に勝利した日本が、欧米諸国との生存競争に打ち勝つためには、ゴルトンの「逆淘汰」の考え方を基礎に、優生学研究と優生政策の実施が必要であることを主張したのである。さらに、翌 11 年の『興国策としての人類改造』では次のように述べている。「若し不具者悪質者のみを残留し、身心の健全なるものは悉く戦争に従事し戦場の露と消えたならば、我国は白痴の日本帝国、精神病者の日本帝国、聾啞者の日本帝国と言ふことになったであらう。……戦争の害悪はかくの如きものである。我神聖なる東洋の大帝国を養護するには、良形質を破壊し国家的価値を滅殺する戦争は避けなければならぬと」。堀口は、海野論について、個人ではなく国家や社会のために、終戦後の国力回復を逸早く問題視し、優生学の観点から提言した最初の一例であると指摘している。一方、丘浅次郎は「民主改善学の実際価値」(第 7 卷 5 号)において、eugenics には善種学とか優良種族学とか人種改良学などの訳語があるが、「民種改善学」を採用していることを示し、次のように述べている。「人種を改良しようということは今から二十数年前に我国でも一度唱へられたが其時の人種改良は、日本人よりも優れた西洋人と雑婚して、西洋人の血を日本人に加へて人種を改良しようという考えであった。……此度唱へらるる民種改善学も人間を改良することを目的とするのであるが、……一言で云へば生物学上の理を人類社会に応用しようと企てるのである。」

1910(M43)	海野幸徳『日本人種改造論』、大澤謙二「体質改良ニ就イテ」
1911(M44)	第 1 期国定理科書：伝染病は人からうつるものであり、衆人一致して清潔法・消毒法等を要する／ 人体構造・血液循環・食物・消化・呼吸・排泄・皮膚・神経系・感覚器・衛生 戸山亀太郎「人類改良学と生物改造学」、阿部文夫「ゼネチックスの方法及範囲」 丘浅次郎「民主改善学の実際価値」、 沢田順次郎『民種改善模範夫婦』：優生学が新興学問分野として広く認知され始めた時期の大著 ドレスデン萬國衛生博覧会、日本から内務省・文部省・陸軍・海軍が共同出品した紡績業を中心とする中小起業家の反対をこえて工場法成立
1912(M45)	第 1 回国際優生学会議 (ロンドン) 第 1 回萬國人種改良会議 (1912.7.24 - 30) (動物学会誌 278 号)
1913(T2)	
1914(T3)	内務省衛生局技師氏原佐蔵『民族衛生学』 ドイツ国民衛生協会綱領発表
1915(T4)	日本育種学会創立、山内繁雄『遺伝論』、福原義柄『社会衛生学』 永井潜『人種改善学の理論』：人種改良論に重点を置き、日本の優生学および優生政策制定の中心人物となったのが、東京帝国大学医学部生理学教室教授永井潜である。「人類をして佳良なる子孫を繁殖せしめ不良なる者を絶滅せしめようと思うたならば、先づ第一に其種子則ち遺伝によりて子孫の形質を定むべき単位性質に目を著けねばならぬ」とした。そして、最先端の遺伝学や優生学の知見によれば、人間の性質や形質を規定するのは、主として遺伝であるが故に、遺伝による性能や形質の変化は未来の子孫に伝達できるが、教育をはじめとする環境による変化は一代限りであるが故に、教育は人種改良にはまったく役に立たないものであると説いている。
1916(T5)	永井潜『生物学と哲学との境』、ゴルトン『遺伝的天才』邦訳、 永井威三郎メンデル論文邦訳
1917(T6)	東京大学に遺伝学講座開設、山内繁雄『人類の遺伝』、田中義麿『蚕の遺伝と品質改良』 明峯正夫『作物育種学』、サンガー『産児調節』 平塚らいてう・山田わか・山川菊栄：避妊の可否を論ず『日本評論』、優生学的理由での避妊は大いに必要としつつ、一般的な避妊行為は「不道德」であり、「貞潔な妻や恋人までも娼婦同様」

1918(T7)	に扱うものと嫌悪を表した。
1919(T8)	
1920(T9)	1920年代は、優生学の研究体制づくりと啓蒙運動が盛んになった最盛期である。 山内繁雄「人生の遺伝」(心理研究), 永井潜「最近の大戦争と人種衛生」(東洋学芸雑誌) 藤井健次郎遺伝のイット説提唱, 日本遺伝学会創立, コンクリン『遺伝と環境』
1921(T10)	第2回国際優生学会議(ニューヨーク)「優生学・遺伝学・家族」「人種と国家における優生学」2巻 「遺伝学雑誌」創刊, アメリカ合衆国優生委員会組織, アメリカ優生協会(AES) ニューマン『進化論・遺伝学・優生学』 タイラーハーバー『ドイツ・ユダヤ人の滅亡』 沢田順次郎『妊婦及避妊の新研究』: 避妊は一種の流行病でありこれを予防するには出産を奨励し, 国民に父母たる義務をつくさせることは肝要であると主張
1922(T11)	サンガー夫人来日, 山本宣治・東京生活研究会がパンフレット(Family Limitation)作製 日本産児調節研究会設立・機関誌「小家族」1号のみ発刊 新マルサス主義および産児調節国際会議開催(ロンドン) 沢田順次郎『実際に於ける避妊および産児制限の新研究』では「第1に生活苦を救い, 第2に虚弱, 若しくは病弱なる婦人を救い, 第3に夥しく生まるる貧兒, 若しくは 病兒の出産を止めて, 優良種を造る上から, 新マルサス主義を宣伝する」と論調を一転させている 健康保険法成立(第一次大戦後の経済恐慌, ストライキ, 小作争議に対する社会政策的行政の対応)
1923(T12)	
1924(T13)	
1925(T14)	
1926(T15)	
(S1)	池田林儀 日本優生運動協会設立, 池田林儀『応用優生学と妊娠調節』(1926.9), 『通俗応用優生学講話』「優生学的社会改造運動」(パンフレット), 『優生運動』創刊号(1926.11)~第5巻第1号(1930.1) よい種子(よい両親)・よい畑(よい社会)・よい手入れ(よい教育)をスローガンにし, 病人, 精神薄弱者のない家庭をつくる, 体格と体質の改良, 長生不老の実を遂げる, 配偶者の選択に注意して結婚の改革を期する, 住み良い社会をつくることを目的とした 愛国精神の鼓吹, 議会の改革, 婦人参政など,
1927(S2)	
1928(S3)	
1929(S4)	
1930(S5)	日本民族衛生学会創立, 昭和に入ると永井は「日本民族衛生学会」設立(1930年)に尽力し, その理事長に就任する。永井が「優生学」(eugenics)ではなく

「民族衛生」(Rassenhygiene) という語にこだわったのは、ゴルトンの優生学をドイツに紹介した、ドイツのアルフレッドブレッツ (『民族衛生学の基本方針』, 1895 年) の流れを受けている点を強調するためであったようである。日本民族衛生学会は生理学者の永井潜を理事長に立てているものの、医学系の学術団体というよりもむしろ社会運動を担う組織であった。会員には吉田茂や鳩山一郎などの政治家、法学者、軍関係者、ジャーナリスト、そして大正期に「安全第一」を日本に根付かせた内田嘉吉なども名を連ねており、研究活動より啓蒙活動に主眼があったといえる。

1931(S6)	「民族衛生」創刊, ライト 集団遺伝学に成果, ニューヨークで国際優生学大会
1932(S7)	
1933(S8)	
1934(S9)	日本民族衛生学会 断種法案起草, 瀬木健「唯物論研究」で断種法批判
1935(S10)	日本民族衛生協会設立, 研究所設置および断種法に関し建議, 第 67 議会「日本民族優生保護法案」上程, 審議未了
1936(S11)	
1937(S12)	日本学術振興会内に国民体力問題考査委員会優生学部委員会設置 (委員長・永井潜),
1938(S13)	国立公衆衛生院設立, 木原均 小麦の研究に成果
1939(S14)	国立人口問題研究所設立
1947(S22)	日本公衆衛生学会創立
1948(S23)	優生保護法制定, 国民優生法廃止, 駒井卓『日本の資料を主とした進化学』

裁判所法施行法第 1 条「明治 23 年法律第 106 号, 大正 2 年法律第 9 号, 昭和 10 年法律第 30 号, 昭和 13 年法律第 11 号及び違警罪即決例はこれを廃止する」5.3



34		36		
2 ・ 2	1911 2 ・ 3	9 ・ 1	11 ・ 8	1913 11 ・ 17
朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	讀賣・朝
學位授與式、二日左の九氏に對し授與式を行はるべし皆論文提出なり	學位授與式、二日左の九氏に對し授與式を行はれたり皆論文提出なり	出版界、「生命論（永井潜著） 近時の出版界に於ける最も有益有趣味の好著なり」	讀賣記念講演會／當日の出演者は加藤弘之、新渡戸稲造、嘉納治五郎、永井潜ほか	人種改善學ユーゼニックスの必要を論ず、醫學博士永井潜／實驗遺傳學を根拠として、之に依つて吾々の最高最大の理想を實現し如うと云ふのであります。…合衆國に於て悪い方の種が扨つて行くと云ふ立派な統計が出来て居りますから、…體質の改良、良い遺傳物質を選つて悪い物質を排除すると云ふことでなければ吾人の目的を達することが出来ない、夫れにはどうしたら宜いか、…若し精神病の系統であるとか、結核に罹り易い系統であるとか、或は不具になる系統、成るべくさういふ系統を世の中から排除するといふ方針を以て進まなければならぬのである、…現に亞米利加の或る州の如きは法律でもって結婚を制限して居る…悪い種を有つ者には生殖のできないやうな方法を取る、即ち子を造る種のある所、男で云えば辜丸、女で云えば卵巢を切つて子供の出来ないやうなことを實際やつて居る、或は避妊法をやらせる、悪い種の者と結婚しないやうにする、殊に社會の木鐸となる新聞紙、即ち四十年を御祝ひになる所の讀賣新聞の如き有力なる新聞に筆を執らるる人は斯ういふ大きな問題を以て社會を教育する必要があると思ふ（青年會館にて）
	医学博士學位授与「冬眠動物ノ新陳代謝ニ就イテ」	叙従六位		
			一九二二 第一回国際優生学会議 於ロンドン 一九一〇 アイオワ州断種法法制化、ドレスデン万国衛生博覽會（内務省・文部省・陸海軍が共同出品） 一九一〇 海野幸徳「日本人種改造論」大澤謙二「體質改良ニ就イテ」	



37			39					40			年齢		
1・27	3・21	1914 9・20	1915 12・17	4・24	5・7	5・9	5・14	8・6	9・8	1916 9・12	2・1	3・17	発行日
朝日・朝	朝日・朝	読賣・朝	読賣・朝	読賣・朝	朝日・朝	読賣・朝	読賣・朝	朝日・朝	朝日・朝	読賣・朝	朝日・朝	朝日・朝	新聞・刊
文部辞令(二十六日)	東京帝国大学教授、永井潜「人種改善学の理論」	平三郎にして、 石川千代松、丘浅次郎、山内繁雄、遠藤隆吉、永井潜、亀高德平の諸博士及び高島	著者講演會／十八日午後五時より日比谷圖書館に於開會、永井潜氏「内分泌と精神作用」	よみうり抄、永井潜氏の新著「生物學と哲學との境」愈々今廿四日洛陽堂より發賣	出版界	心理學通俗講話會／十三日午後一時より帝大法醫學教室於開會、精神と身体との關係(永井潜)ほか講演あり	體操は：(永井潜似顔繪)	私の健康法(五)冷水浴と體操／醫學博士永井潜氏、離床(夏五時半、冬六時半)後直ちに上厠。次に浴室に赴き、裸體にて體操を行ふこと約五分にして、冷水浴を行ふ。冷水浴は既に二十五年間続けて居りますが、小生の健康は全く此の賜である。	出版界	最後の醫術開業試験、六十七歳の老人も受験、卅三年續いて施行された／試験委員の一人なる醫學博士永井潜氏は語る「今回の愈々開業試験と云ふものは無くなつた、是まで永い間受験して及第の出来なかつた者の為には氣の毒であるが、政府も是まで出来るだけ寛大な處置を執つて来たので、受験者には不平はない筈である……」	廣告 醫學博士永井潜先生著「人性論」定価二圓三十錢(挿絵七十枚挿入)	醫學博士永井潜	學界消息
二・二十七	從五位勲六等	醫學博士永井潜外三名齒科醫師試験委員任命(内総寺内正毅)	一九一六 叙從五位勲六等瑞宝章	七・二十二 保健衛生調査會第三次會議にて「ユーゼニックス」提案するが採用されず	一九一五・九・十九 大日本學術協會祝賀會來賓として出席	一・二十五 東京帝国大學醫科大學生理學第一講座主任教授	永井潜「人種改善学の理論」『人性』一一卷五・六・七・九号	一九一四・七・一 永井潜「生命に關する思想の變遷」第十四回関西醫師大會に於ける特別講演要旨、ユーゼニックス第一号第六號	一九一七・一・十六 「大日本優生會」発足、保健衛生調査會第一回報告書	一九一六 内務省保健衛生調査會 第三次會議「ユーゼニックス」に關する調査事項の設置を提議するが採用されず	六 内務省衛生局に保健衛生調査會設置	優生學関連	

見出し・記事

永井備考

優生學関連

40			41								
8・23	1917 11・8		3・10	4・8	5・17	5・18	6・9	1918 9・1	1・16	2・16	3・20
讀賣・朝	讀賣・朝	朝日・朝	讀賣・朝	朝日・朝	讀賣・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	讀賣・朝
永井博士勅任、廿二の閣議に於いて決定せる文部省所管人事一件は東京医科大学教授醫學博士永井潜氏勅任教授に陞叙せるものなり	感化院長會議(第二日)／内務省：院生に課すべき實科の種類及時間の配當、假退院者の成績及其の職業に関する件：醫學博士永井潜氏の兒童心理に関する講話ありて四時散會せり。	感化院長協議會	皇族講話會、東伏見宮妃周子殿下の御主催にて、昨九日午後二時より霞ヶ関離宮に皇族講話會御開催御在京各宮妃、姫宮方御參集、文學博士細川潤次郎男の「婦人道」醫學博士永井潜氏の「動物學に就て」の両講話を聴召され：	隈川学長 昨夜逝去 遺骸は解剖 葬儀は十日／門下二百人 青山博士以後の人望家 永井潜博士談／博士の功績 完成せず逝つた白米病の研究 太田孝之博士の談	食糧増殖會議／農商務省會議室に開催各地方廳農業技術官並に農事試験場長等約百廿餘名出席：十七日午後よりは帝國大學教授醫學博士永井潜氏の「食物の榮養價と經濟的關係」と題する講演ある筈	食糧増殖會議	理科教育講習會	青鉛筆	白米食の節約を奨励する會	半搗米を奨励 名士連が集まつて議會へ法令制定を請願 阪谷男が奨励の演説 昨日催した日本主食會の發會式	筋肉と神經との關係／「人間は機械である」と云ふ標語は近世生理學の唯物的出發點である。：即ち人間は智慧に依つて自分の筋肉の仕事の約九倍の仕事をするのである。筋肉が軍隊なら、神經は參謀、神經中樞は參謀本部である。優れた參謀は最も經濟的に軍隊を用いると同じく、神經もなるべく經濟的に筋肉を働かせなければならぬ。
				二・二十 從五位勲六等醫學博士永井潜外三名齒科醫師試驗委員任命(内総 寺内正毅)				一九一八 勲五等瑞宝章			一九一九・二・二十五 從五位勲六等醫學博士永井潜外三名齒科醫師試驗委員任命の件右謹テ奏ス(内総 原毅)
											一九一八・十『廓清』八卷九・十合併号の特集「遺伝と環境号」で優種學が展開される





49	50			51			年齢
6・6	1926 12・26	1・16	1・17	1・18	11・25	1927 12・19	2・27
讀賣・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	讀賣・朝	讀賣・夕
<p>麦を枕に死んだ、作兵衛の話、永井潜博士の講演／今日「學者と犠牲的精神」といふ題の下に講演を放送する永井潜氏は帝大醫學部の出身で言ふ迄もなく生理學に於ける世界的泰斗であるこれ迄の氏の著作の中では「生命論」「人生論」などが特に有名である。</p>	<p>學界余談／死／醫學博士 永井潜</p>	<p>學界余談／恩師大澤謙二先生(一)／醫學博士 永井潜</p>	<p>學界余談／恩師大澤謙二先生(二)／醫學博士 永井潜</p>	<p>學界余談／恩師大澤謙二先生(三)／醫學博士 永井潜</p>	<p>讀書ページ／松村松年博士の快著『進化と思想』／醫學博士 永井潜</p>	<p>永井潜博士の新著「内分泌」を讀む、京都府立醫大教授醫學博士越智眞逸／◇次に第三章、即ち各個の内分泌腺に就て其の名称を擧げ、極めて簡單に其の機能を記して居るのみで其の解剖的組織的關係の如きは殆ど全く省略して居る。是は専門的見地から論ずれば、體を成さないと云ふ非難があるかも知れないが、讀者を醫學者以外の人に求めんとする場合、止むを得ぬことであらう。：要するに専門的見地からすれば、之を以て深遠際涯なき内分泌學說の全般を網羅したとは云へないであらう。◇行文も亦實に流麗温雅で恰も若草もゆる春の野を渉るそよ風に面を吹かる、の思ひがあり、或はさゞ浪美しき琵琶湖上に偵帆片帆の静かに来応するの趣きもあつて、少しも難解の嘆なからしむるとは、博士の如き巨腕によつて初めて實現せられたるものと信ずる。加ふるに編中多數の趣味深く奇抜な挿畫を加へて、説明を補つて居るので讀者の欣びもさぞかしく想像せられる。</p>	<p>學術の花を飾り帝都に十九會、興味を中心は傳導説、二博士の大論争あらん／毎年四月の櫻時を期し全國的に開かる、醫學大會：學會興味を中心は何といつても例の傳導學說の出来る生理學會で、永井潜博士を會長とし四月一日から東大醫學部で幕を切つて落とさる、筈だが京大の石川慶大の加藤二博士はその後互に沈黙を守つて一意研究に精進しているだけに今度は火の出るやうな偵劍の論争が行はる、だらうと期待されているが…。</p>
							見出し・記事
							永井備考
							優生學関連
						<p>一九二七・十二・十二 東京帝国大学教授永井潜任命の件、人口食糧問題調査会臨時委員(内総 田中義一)</p>	<p>一九二七・十 内務大臣から日本医師会へ「民族衛生施設ニ関スル意見如何」諮問(衛生局所管)</p> <p>七 人口食糧問題調査会設置</p> <p>四・五 花柳病予防法公布</p>
							<p>一九二六・十 『太陽』三十二卷十二・十三号に著名人対象の産児調節に関するアンケート結果が掲載される</p> <p>池田林儀・日本優生運動協會設立『優生運動』創刊号(一九二六・十一)第五卷第一号(一九三〇・一)通卷三七号</p>

51		52			
7・14	10・31	11・29	1928 12・8	7・11	1928 8・16
	朝日・朝	讀賣・朝	朝日・朝	讀賣・朝	讀賣・朝
産兒制限、是非、人口問題調査會特別委員會／十三日午後一時半より永田町首相官邸に開會、藤村委員長外各委員長出席優生運動産兒制限問題を議題に供しまづ川西幹事より 一、産兒制限の是非に對する世論の傾向 二、産兒制限国際協議會 三、各国における産兒制限の傾向 四、我國における産兒制限運動の現況 五、産兒制限と優生問題 につき詳細なる説明あり各委員より：等種々の意見陳述あり結局 一、優生學上のある種の法律的制限又は宣傳による制限をなすこと是非 二、産兒制限を人口問題の解決として提唱すべきや否や 三、産兒制限の根本問題の是非は別として現在の産兒制限の相談所、方法、販売している器具、薬品等に就き取締を加ふる必要ありや否や、の點に關し永井潜、永井亨、福田徳三の三博士を小委員とし更に調査審議を進むることとして同四時半散會、次回は三小委員の具体案を練つた上秋頃開く予定		産兒制限は國法上公認すべきや否や、國家當面の問題でもあり一般婦人にとつてはなほさら重大問題／人口食糧問題調査會における優生問題に關する小委員會では刻下の問題として我が國に産兒制限を公認すべきかどうかに就いて先月末首相官邸に長岡社会局長および福田徳三、永井潜、永井亮の各博士を委員とする小委員會を開いて各自意見を交換したが結局答申案を作る迄に至らなかつた： 産兒制限を奨勵は出来ぬ、外國の例と日本の場合で、優生問題小委員會／人口食糧問題調査會優生問題に關する小委員會は三十日午後一時半首相官邸に開會、永井潜、永井亮、福田徳三の三小委員並に長岡社会局長官以下各關係官出席、：			

一九二九・六・十四 帝大教授永井潜 学事視察ノ為 欧米各国へ出張ヲ命シ：永井教授ハ八七月下旬：大学經費より支払可致ニ付（内 田中義一）。

一九二九 暉峻義等『産兒調節論』  
ローマで国際優生学会議

一九二八 池田林儀「東京生物化学研究所」(目黒開設)

米優生協會の機関誌  
Eugenics: A Journal of Race Betterment 創刊

五・一（二十一） 参考館で「民族衛生展覽會」開催

53										年齢	
1・13	1・15	1・16	1・26	5・16	6・22	6・23	7・6	10・10	10・15	発行日	
朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	大阪時事 新報	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	新聞・刊	
五九回朝日民衆講座 欧米視察講演会 十五日夜六時、本社講堂	朝日民衆講座 欧米視察講演会 十五日午後六時より本社講堂にて	本社民衆講座、満員の盛況	人口部特別委員会「人口統制に関する諸方策」の答申案決定。結婚出生避妊に関する医療上の相談に応ずる為適當の施設をなすこと……。	読書ページ／「生命の科学」／永井潜	大衆科學／血族結婚の最近の學說（一）／醫學博士永井潜／支那には同姓めとらずといふおきてがあるが：動物でも同族生殖の結果は大抵不良である。人間でも廢疾者や、つんぼ、盲、白痴、若死等は、血族結婚者の子孫には、然らざる者に較べて遙かに多い。…然るに最近實驗遺傳學の躍進によって如上の見解に大なる變革が起つて来た。…メンデル説によると…	大衆科學／血族結婚の最近の學說（二）／醫學博士永井潜／なぜ血族結婚の子孫には、忌むべき結果が頻々として現れてくるのであらうか。…かく血族結婚は、その家系が優秀である以上、寧ろ望ましいものであるが、併しそれはまれに見る例外であつて多数の場合には、忌むべき遺傳質が、たとひ外見上には現れないでも、劣性として隠れて居て血族結婚を行ふ場合、それが濃厚になり、悲しむべき結果を招来することになるのであるから避け得らるる限り避けた方が間違ひない。（終）	大衆科學／血族結婚の最近の學說（三）／醫學博士永井潜／なぜ血族結婚の子孫には、忌むべき結果が頻々として現れてくるのであらうか。…かく血族結婚は、その家系が優秀である以上、寧ろ望ましいものであるが、併しそれはまれに見る例外であつて多数の場合には、忌むべき遺傳質が、たとひ外見上には現れないでも、劣性として隠れて居て血族結婚を行ふ場合、それが濃厚になり、悲しむべき結果を招来することになるのであるから避け得らるる限り避けた方が間違ひない。（終）	読書ページ／「生理学汎論」を読む／永井潜	精神病者と天刑病者は避妊手術で子孫を斷つ、民族衛生の立場から實施する、内務省の産兒制限法／内務省衛生局では民族衛生の立場から産兒制限法の研究を重ねていたが：…大遺傳病患者に斷種を採用することに決定し男性は輸精管の緊縛、女性はレントゲンの放射を行つてこれ等病者の子孫を斷ち病原の根絶を圖るわけである。／内務省衛生局の談、『慘酷』の説は當らぬ／「醫學者の間で多年是非が唱えられていたが社會的の廣い立場から斷種を採用することにした。この産兒制限法は世間でいふいはゆるパースコントロールと違つて奢侈、淫の爲ではなく優生學によるものであつて永井潜博士等も熱心に力説している…」	学校に齒科医を置く 学校衛生調査会で可決	見出し・記事
										日本民族協会会長	
										永井備考	
										優生學関連	
										一九三〇・四・八 厚生省資源局「総動員基本計画綱領」 厚生省（内務省衛生局・同社会局・通信省簡易保険局が移管、体力局・衛生局・予防局・社会局・労働局・臨時軍事援護部・保健院が設置）予防局に予防課（結核・トラホーム・ハンセン病・性感染症・寄生虫病）／防疫課（急性感染症）／優生課（精神障害・慢性中毒・脚氣・癌担当）一 池田林儀、資金難により『優生運動』廃刊（五卷一号）	

54			55			
1930 11 ・ 30	8 ・ 26	1931 9 ・ 29	3 ・ 31	7 ・ 22	8 ・ 26	11 ・ 22
朝日・朝	朝日・朝	讀賣・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝 大阪時事 新報
日本民族衛生學會發會式／日本民族衛生學會は三十日午後一時半から日比谷公會堂において發會式をかねて記念講演會が開かれる、安達内相、田中文相、櫻井帝國學士院長の祝辭があり、杉田直樹、古屋芳雄、三宅鑑一、永井潜、下村宏、石川千代松諸博士の講演がある予定、同會は永井潜博士を理事長として設立されたので、各種の優生運動並びに日本人體質遺傳の根本的調査をなす計畫であり、九大教授田中義磨博士、金沢醫大教授古畑種基博士等を始めとして地方理事二十数名を任命している。	身の遺傳、優生學の大家…	結婚／生活を幸福にするには遺傳の調査が肝腎、年頃の子をもつ兩親への注意、東大教授醫學博士永井潜	趣味の科學知識、忘れ勝ちな精神の遺傳（後六時三十分）／永井潜（写）…遺傳の關係が重きをなすのであるからそれが優生學の非常に大切な目的で、その目的を達するには實際上何が一番必要であるかといふ點について述べて見たいと思ふ／紙上アナウンスAK二十六日放送者／永井潜氏 明治三十六年東大醫學部生理學科出身の遺傳、優生學の大家…	家庭／ある婦人の身に起つた不幸な事件への批判、卅日の本紙『女性相談』の質問に就て、識者の代表的意見を聴く…：来年大學を出る立派な愛人をもつた處女が「盗人に妊娠させらる」といふ…：／血統を断ちたい——優生學の立場から（永井潜）この婦人に對して直ちに違法的行為を行へといふ事は私の立場としてははいれませんが、…かういふ場合があるからこそ私達は民族を優秀にしたいとの考へから極悪人には斷種させる法律を速かに作りたいと奔走している位です（顔写真）	けふの放送番組 七時三十分講演「メンデルと遺傳學說」東大教授醫學博士永井潜（顔写真）	母の血液の酸性度で生れる子の性別が判る 学界に發表された…サ博士の研究

一九三二・八・二十 日本生理學文獻（一八七三）一九三〇年）日本生理學文獻調查會編纂 東京帝國大學教授永井潜先生御在職廿五年記念出版 東京帝國大學醫學部生理學教室 代表者 橋田邦彦

一九三二 プロイセン斷種法案（廢案）、第三回國際優生學會議 於ニューヨーク 十一月二十 第二回日本民族衛生學會（東京、永井潜會長）

一九三一・十・十一 第一回日本民族衛生學會（東京、永井潜會長）



56								57	年齢
1932 12 ・ 1	3 ・ 13	5 ・ 20	5 ・ 31	6 ・ 13	9 ・ 13	10 ・ 13	1933 10 ・ 20	2 ・ 1	発行日
読賣・朝	大阪毎日 新聞	朝日・朝	読賣・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	新聞・刊
破婚の悲劇を救ふ、結婚衛生相談所、東大永井博士の贈入りで来春早々から無料で公開／本邦生理學の泰斗として知られている永井潜博士を會長とする東京帝國大學生理學部内日本民族衛生學會では、今回日本民族の民族向上と民族衛生の實施指導の第一歩として来年早々から結婚遺傳調査及び避妊方法の實際について、無料で廣く一般市民の相談に應ずる	血統浄化の大旗 不妊化運動起る 全国に魁け名古屋市中合法的産制の啓蒙十一日午後七時から名古屋市中心亭で開かれた民族衛生学の權威東大教授永井潜博士を中心とする座談会に端を發したもので：	職業指導講座 医学上より見たる職業の選択 医博 永井潜（写）	婦人／因襲を排し優生學の立場から結婚相談所を新設／…今度永井潜博士の民族衛生學會ではそれに付属した結婚相談所をはじめるといふことになりました。象牙の塔の中の研究だけではならないといふので、場所も日本橋白木屋の三階を借りうけ…来月十五日から開く豫定	た。…一件三圓（文書一圓）の料金で相談に應ずる事になった（永井博士の談）	人生論（三） 第二放送 人類の繁殖／醫博 永井潜	良縁をむすんで、よき子を生め、結婚や育児のことなら何でも新看板、優生結婚相談所／帝大教授永井潜博士を理事長とする日本民族衛生學會では今度結婚、育児の諸問題に関して優生學と醫學の見地から適切な相談と輔導とを行ふのを目的に「優生結婚相談所」を設けこの二十日から日本橋白木屋醫務室で店開きすることになった。	優生運動の立法化、「斷種法」を制定、悪疾絶滅へ、民族衛生學會が乗出して来議會へ建議案／日本民族衛生學會では優生運動を積極的に起すことになり…立法運動にまで展開すべく、同會では會長永井潜醫博以下「斷種法建議案」（名称未定）の草案を起草中である。／永井潜談「来議會には學會の建議案として提出するつもりです、内務省の方でもそれまでにまとまれば、官民合同でやれるわけですが…日本は無論國情に適するようにせねばならず、殊に人道的に非難されぬやう、始めはもちろん反對もある事とせう。一度や二度では通るまいが根氣よくやらねばならぬ仕事です」	総合的研究に進む人口問題調査会 上田博士を新に評議員に	新しい時代の女性を養成 学校を出てお嫁入までに役に立つ家庭学を
一九三二・十一・二 於大阪市中ノ島朝日會館、日本民族衛生學會講演会、「優生學」第九年第十二号（永井潜講演写真掲載）					永井潜「體質ニ就テ」（原稿未着）臺灣醫學會雜誌資料庫七〇〇二二九編號		一九三三・十一・一 永井潜談「民族の血を科学的に浄化せんと斷種法建議案、今議會に愈々提出」ユーゼニックス第十年第十一號	永井備考	十一・四〇十二・十七 日本赤十字社と日本民族衛生學會共催「結婚衛生展覽會」
									二 第六十五回帝國議會に初めて「民族優生保護法案」提出
									一九三三・七・十四 独ナチスにより斷種法制定 遺傳病子孫予防法（ナチ斷種法）制定（一九三四・一・一施行）

57			58						
5・16	6・14	9・10	1934 12・21	2・25	5・25	6・22	7・20	10・9	
読賣・朝	東京日日新聞	読賣・朝	朝日・朝	読賣・朝	読賣・朝	朝日・夕	朝日・朝	朝日・朝	
<p>東大醫學部に生理學を講ずる永井潜博士、心のオアシスを書藏美術品に求め一切の娯樂はやらない（顔写真）</p>	<p>優生結婚相談所開所一カ年の成績 永井潜博士等、多数の優生學者をメンバーに持つ日本民族衛生学会付屬優生結婚相談所は昨年六月開所以来、わが国優生運動の第一線に立つて来たが、相談所が力を注いでいる健康証明書の交換等は一向実行されそうもない：</p>	<p>けふから開講の新講座／婦人よ自らを知れ 医学博士永井潜</p>	<p>東大醫學部長永井潜博士推薦／長與博士の東大総長就任に供なふ後任醫學部長候補者選挙の結果廿日醫學部教授会で永井潜博士を推す事に内定、博士は停年まで二年余（顔写真）</p>	<p>東大の醫學部長に永井潜博士當選（顔写真）</p>	<p>夫君の運動助けて御歴々の夫人達 斷種法制定の掩護射擊生れ出た・民族衛生學會の夫妻團體 悪い病氣の子は産むな／日本民族衛生學會のうしろ楯としてその運動を掩護射擊する結婚衛生普及會といふ啓蒙團體が、學會員の奥さん連の手でできあがり、この四月に發會式を擧げる（写真は永井潜博士夫人）：永井女史の話 初代會長に決定している永井花江（四五） 女史は中野區大和町七〇の自宅で語る「主人も一生の事業にすると申しますし、：」</p>	<p>白痴・不良の撲滅に人間の頭腦改造、篤志の二十万圓で東大に我國最初の研究所</p>	<p>不老長生の夢、愈実現か 空の偉人リンディ大佐 心臓、肺臓人工に成功／大成功！ 永井潜博士談（写真）</p>	<p>学校の照明研究 特別委員を挙げ調査に決す学校建築設備評議會</p>	<p>豆戦艦 十月の雑誌／文藝春秋</p>
			<p>一九三四・十二・二十七） 一九三七・三・三十 東京 大学医学部長</p>				<p>日本民族衛生協會の外郭団体「日本優生結婚普及會」設立</p>		
								<p>一九三五・八・二十六） 九・一 国際人口會議（ベルリン）「純粹に科学的の會議」 八・九十七 第十五回万国生理学会大会（レニングラード&amp;モスクワ） 四・一〇二 第四回日本民族衛生学会（大阪、田結宗誠會長） 二・二十二 第六十七議會「日本民族優生保護法案」再提出審議未了 一九三四 日本民族学会成立 十一・二十 内務省にて開催 保健衛生調査會民族衛生特別委員會 斷種法制定 に關し意見交換 十一・十 本郷鉢の木にて發起人会を開催 日本民族衛生学会 斷種法案起草 七・三十〇八・四 ロンドン第一回人類学民族学國際會議（姉崎・岡出席） 七 スイス・チューリッヒ優生学団体國際會議 四・二〇三 第三回日本民族衛生学会（東京、永井潜會長）</p>	

59					60			年齢	
1935 12・8	1 ・ 15	3 ・ 28	10 ・ 14	10 ・ 19	11 ・ 27	12 ・ 4	12 ・ 9	発行日	
読賣・夕		読賣・朝	読賣・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	新聞・刊	
これはきついい！、悪質男女の斷種、法律で強制せよ、女の名流ずらり並べ優生結婚普及會けふ誕生／「結婚衛生思想の普及および涵養」つまり真面目な結婚をして頭のい、丈夫な子供をつくりませうといふので、永井潜博士を中心とする日本民族衛生學會員の奥さん連の「日本優生結婚普及會」、その發會式を兼ねた記念講演會が七	これはきついい！、悪質男女の斷種、法律で強制せよ、女の名流ずらり並べ優生結婚普及會けふ誕生／「結婚衛生思想の普及および涵養」つまり真面目な結婚をして頭のい、丈夫な子供をつくりませうといふので、永井潜博士を中心とする日本民族衛生學會員の奥さん連の「日本優生結婚普及會」、その發會式を兼ねた記念講演會が七	悪質の遺傳病者に子を産ませぬ法律 斷種法・愈よ議會へ 健全なる日本人を作る／悪質民族根絶の一手段として永井潜博士を中心とする生理學者が多年主張、宣傳に努めてきた優生學上の「斷種法」の法制化については、内務省をはじめ異説の醫學者や道學者間にいろいろの反對がありその具体化は困難とされていたが：（松村、永井、荒川、八木の諸氏顔写真）同法案の骨子は：なほ一般に遺傳すると信じられているレブラ、肺病、癌患等は現代の醫學では傳染性と認定されているため同法の適用を受けないことになっている：	爆彈聲明果然波紋、眞鍋教授を向ふに猛烈なる論争へ、内職、停年問題にも飛火か注目されるけふの教授會	私の待望の書である永井潜博士の『優生學概論』慶大醫學部 川上理一／邦語で書かれた優生學の良書は少なくない、：一見常識とは相反する如き主張を、現代遺傳生物學上の理論を以て明快に説かれているのに刮目される。（永井潜顔写真）	病魔の侵蝕甚しく国民の体力低下す。健康日本、建直し評定 非常時に暗影／報告書の概要	けふの番組（東京J O A K）／三・一〇教師の時間「國民の保健問題」醫博・永井潜「凡ての問題は過去よりも現在よりも将来に懸っている、一國の隆昌は何よりも國民の保健に在る、その意味において私は次代國民の指揮者となり、その運命のハンドルを握って居られる尊敬すべき教師諸君に向つて、國家興隆の大本たる國民保健に關して卑見を陳述する心算である」	東京医師禁酒會 來春一月誕生	日独醫學協會八日に發會式	見出し・記事 ニュース縮刷版／醫學の日独協定（写）
								永井備考	
								優生學関連 一九三六・七・六〇七 第五回日本民族衛生學會（札幌、永井潜会長）	

12・12	1936 12・13	3・8	3・21	4・16	4・22	5・25	8・17	8・18	8・19	8・23	10・17	
讀賣・朝	讀賣・朝	朝日・朝	朝日・朝	讀賣・朝	朝日・朝	讀賣・夕	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	讀賣・二夕	
画期的な法の産聲 悪血の泉を断つて護る民族の花園 研究三年、各国の長をとつた。断種法、愈よ議會へ／日本民族衛生協會（理事長東大醫學部長永井潜博士）が中心となり：永井潜談「この法案は各国の立法例を侯爵し我が國情にも照し合わせて作つたから極めて無理のないものだ、もちろん反對論もあるが：民族の花園を荒す雑草は断種手術によつて根こそぎに刈取り日本民族永遠の繁榮を期さねばならぬ」	断種法の社会的関心	悪質の根絶から唱えられる断種どんな者に必要か	東大醫學部異動	た（永井潜写真）	眠り病（日本脳炎）の洋行 ゲッチンゲン大学 二〇〇年祭に桑木・竹内両博士出席（写）	長を始め約四十名出席した	北支随想／北平の思い出（一）／永井潜	北支随想／北平の思い出（二）／永井潜	北支随想／北平の思い出（三）／永井潜	ラジオ／聴きもの解説／青年の夕に時局を反映 豊富な特輯内容	ラジオ／聴きもの解説／青年の夕に時局を反映 豊富な特輯内容	灣大へ永井潜博士、まづ醫學部長で返り咲き／第三代總長候補に、去る三月停年後支那から招聘され北京大學名譽教授として活躍中の東大名譽教授永井潜博士は支那事變勃發のため中途帰朝、こんど臺北大教授として再び教壇に返り咲くことになり在京中の二令嬢だけを東京に残し一家をあげて臺灣に移住すべく廿五日赴任の途につくことになった、：行政的手腕にかけては定評のある學者だけに：。（永井潜顔写真）
											東京大學名譽教授 十 永井潜「血と文化と日本民族」いのち 五（二〇） 二六一 叙正三位 一九三七・十・九 任官 台北帝國大學醫學部長	
											一九三七・七・十五 日本學術振興會國民体力考查會優生學部委員會（永井代表）から民族衛生振興の具體策が提出	
											四・十五 第六回日本民族衛生學會（仙台、永井潜會長） 三・四 第七十回帝國議會に民族優生保護法案提出するが議題とならず	

60	61					年齢	
10・26	1937 11・21	1・28	1・30	2・11	4・23	発行日	
朝日・朝	東京・夕	読賣・夕	夕 読賣・二	読賣・夕	読賣・夕	新聞・刊	
永井潜博士、赴任	禍はアメリカ映画 注目すべき昨年度の出産激減 内務省驚いて警告	<p>時代のホープ／「斷種法」の第一歩 権威を網羅、けふ厚生省に初の協議會ひらく／悪血の遺傳を斷つて日本民族の純血を護り地上から精神異常者を根こそぎにしよ うといふ「斷種法」はさきに非常時保健國策の一つとして厚生省の重要課題にとり あげられたが、現臺北帝大醫學部長永井潜博士の不参を見ただけで予定の顔ぶれ が揃ひ、斷種法をこゝまで運んだ努力の第一人者高野六郎博士は「首途」の辯を …。(高野豫防局長写真)</p> <p>興味ある五年の成果／アイヌは白色人種だ／文豪トルストイもその一人業績あげ て研究會来月解散／人種學上の謎といはれるアイヌ人種に對し醫學的、民族生物學 的方面から研究のメスを当てこれに解決の鍵を興ふべく日本學術振興會で第八小委 員會を設け全國各大學の権威を動員…委員長臺大醫學部長永井潜博士…。</p> <p>「生態トーカー」の河石博士臺大へ／「生態レントゲン・トーカー」の發明者名古屋 醫大助教授河石九二夫博士は臺北帝大の永井博士から懇望され来る四月から開講す る同大醫學部外科学第二講座担任教授としてちかく發令赴任することになった。</p> <p>断て！ 悪血の泉、時代の要望「斷種法」を厚生省がいよいよ取上げ、委員會を設 け立案に着手／この「斷種法」は精神薄弱者、早發性痴呆症、躁鬱症及びアルコー ル中毒、ヒステリー症、兇悪な犯罪者などの變質者、癲癇、癩患者、聾啞者、盲者 などを一般的対象として醫學的切斷の方法によってその悪血遺傳を防止、民族の血 の浄化をはかろうとするものだが、豫防局ではこれらの悪血遺傳のうち特にわが國 に精神病者が最も多い点に鑑みて同病者の根絶を最大目標に法の立法にあたること になった／「悪血の泉を斷つて民族の正しき血を護れ」の叫びは數年前から永井潜 理事長の日本民族衛生協會を中心とする學界から揚げられ「斷種法」施行の實踐運 動となつて…(永井潜、八木、三宅顔写真)／學術振興會でも元東大教授三宅鑽一 博士を委員長とする優生委員會を組織し純良なる種族保存について本腰となつて研 究に乗出したが、厚生省では議會後同委員會及び日本民族衛生協會を母体に諮問機 関を設置して積極的に法案の検討に入ることになった</p>					見出し・記事
一九三七・十二・十六 臺 北帝國大學教授永井潜外五 名任命ノ件(内総 近衛文 磨)	一九三七 學術振興會内に 國民体力問題考查委員會優 生學部委員會設置、永井委 員長	<p>永井備考</p> <p>上妻秀雄、永井潜他共著 「日傘類ノ遮光度ニ就テ」 臺灣醫學會雜誌資料庫〇一 四八二七編號／永井潜「北 京滯在中ノ所見」(原稿未 着) 臺灣醫學會雜誌資料庫 〇一四八八五編號</p> <p>優生學関連</p> <p>四・十三 臺北帝大 日本 民族衛生協會學術大會 四・二 第七回日本民族衛 生學會(京都・田宮猛雄會 長)</p>					



63	64					65	66	71	年齢
1940 11・9	1・8	1・9	1・10	1・11	1941 1・26	1942 8・14	1943 9・22	1947	発行日
朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	朝日・朝	新聞・刊
永井潜博士、東上	大陸文化報告／中国文華の遺伝質／永井潜	大陸文化報告／中国文華の遺伝質／永井潜	大陸文化報告／中国文華の遺伝質／永井潜	大陸文化報告／中国文華の遺伝質／永井潜	結婚の書と文化的反省／林蘅	東亜文化協議会 八名など	北京十三日発同盟／東亜文化協議会第六次協議会は来る三十一日北京で開会、日本側評議員として北京大学医学部名誉教授永井潜博士ほか六十五名並びに中国側六十八名など	北京大学教授永井潜博士母堂茂乃自は十九日午前八時五〇分目黒區三谷町二二の自宅で死去した。享年八十八、葬儀は二十五日午後二時から三時まで青山斎場で執行する	見出し・記事
勲一等瑞宝章						北京引揚	一九四三・十一・十一 永井潜「ガーベラの花」限なき感謝の念を以つて亡き娘の遺稿を捧げ奉る	永井備考	優生学関連
								一九四七・一・一～一九四九・八・一 群馬優生協会編「優性新聞」	
								一九四一・十一・十二 精神病院院長事務打合会 国民優生法施行に関する件について指示事項あり 六・十二、十三、十四 厚生省全国社会課長会議 同右 四・二十二 厚生省所管警察部長会議 同右 七・十三 大日本民族科学協会発会 七・一 国民優生法施行 三 厚生省予防局「国民優生図解」国民優生法ほか 一・八 文部省体育局誕生	

永井潜再考

朝日・読賣等新聞掲載記事に見る永井潜

72	73	76	77	80	年齢
1948	1949	1952 11・27	1954 6・27	1957 5・17	発行日
		讀賣・夕	讀賣・夕	讀賣・朝 讀賣・夕	新聞・刊
		性学会大会ひらく／日本性学会大会は二十七日朝十時から讀賣ホールで本社後援により第一回総会と研究発表会とを開いた、総会では会長永井潜博士、副会長安藤画一博士、同館稔氏以下二十四氏の役員を指名で選出	ラジオ週評／永井潜の「生命とは何か」（NHK毎週木曜日第二）は、二十四日で第四回がすんだが、その該博さ、おもしろさ、熱情には敬服する。同じ第二毎週金曜日の「科学談話室」も相変わらずおもしろく、ためになる。	永井潜氏、東大名譽教授、永井潜氏は十七日午前一時四〇分藤沢市鶴沼六七一五の自宅で脳軟化症のため死去。八十歳。葬儀は二十一日午後一時、告別式は同二時都青山葬儀所。広島県生まれ、明治三十五年東京帝大医学部を卒業、独、仏に留学し大正四年東大教授。定年後台北帝大医学部長などを歴任。また生前までは日本性学会、日本民族衛生協会、日本性教育協会の各会頭だった。明治、大正、昭和にかけて性教育問題を医学上の立場からひろめた。主著に優生学概論、新生命論、民族の運命などがある（顔写真）。	見出し・記事
		九州大学講師	一九五二・十一・十五 永井潜「醫師の倫理」内科懇話會において、日本醫事新報第一四九〇號	一九五五・八 編集主幹に永井潜をむかえ『薬石日報』（第七五九九号）を継承し復刊。（株）薬石日報社設立。	永井備考 死去、旭日大綬章（中野文庫、旧・勲一等旭日大綬章受章者一覽）
		一九四九 国立遺伝学研究所設立 一九四八・七・十三〜一九四六 優生保護法制定		一九五六 日本人類遺伝学会創立 国際遺伝学会議開催（東京・京都）	優生学関連



<p>一九四三年</p>	<p>◆二月二〇日 日本体質研究会『日本体質學雜誌』第一二卷第二号 森茂樹「時局と學術雜誌の使命」 「医学関係のものにては大体三十余種の分科に分割発表せられている」「体質、体育、栄養、優生等の一般的な民族作業力に根幹を置く学科名を雑誌名とするものもある」</p>
<p>◆断種法は現行維持／「断種法は近親の申告によらず国家の命令で行ひ、民族の純潔を保つては如何」と二十二日午後の薬事法委員会で赤間氏が質したが、小泉厚相は「精神病者の凶暴性のもものはその趣旨……近來この精神病者であるか否か区別のつかぬものが増加しつつあるので……近く成案を得ると思ふ」(『朝日』朝二月二三日)</p> <p>◆結婚の相手 どんな人がよいか／優生学上から見た適応性／早婚奨励が国策となつているが、どんな気質、体質の人を選べばよいか、優生学から見た解説を厚生省優生結婚相談所長医博安井洋氏にきく。人間の気質は大体三つの対照型に分けられる、粗と密、軟と硬、遅と速である。……優生学的立場からは対照型の人々の結婚が、つまり剛毅な男は柔和な女と、柔和な男はただけしい女との結婚が最も望ましい(『朝日』朝五月一日)</p>	<p>しませう 民族の増強へ妊娠能力が第一／厚生省母子課青木延春医博のお話。個人の幸福とか満足といふ立場からではなく、国家的見地から決定せねば(『読売』朝二月一日)</p> <p>号 後藤生「日本人の軽薄面」 ◆一月一日 『優生學』第一九年第一号「巻頭 本誌の使命！」 ◆二月一日 『優生學』第一九年第二号「巻頭 本誌の使命！」</p> <p>◆一月一日 『優生學』第二〇年第一号「賀正」 ◆二月一日 『優生學』第二〇年第二号「巻頭 本誌の使命！」 ◆三月一日 『優生學』第二〇年第三号 後藤龍吉「巻頭言 廃刊す！」 ◆四月一日 『優生學』第二〇年第四号「余瀝！」後藤龍吉「優生学的二、三の問題」 廃刊 ◆六月二五日 『日本臨牀』第一卷第一号 日本臨牀社発行(月刊)「発刊の辞 殊に医学は前線銃後を貫きて直接国力戦力の増強に至大の関係を有するものなることは敢えて賛弁を要せざる所なり、此秋に当り関西在籍発行の臨牀医学雑誌八社(大阪医事新誌社、現代之医学社、実験治療社、中央医学社、日本優生学会、日本臨牀医学社、臨講社、臨牀と薬物社)は国家の現状を達観し、自発的に……株式会社日本臨牀社を創立」</p>

※年表については、山崎喜代子編『生命の倫理3—優生政策の系譜』(九州大学出版会、二〇一三年四月)の中馬充子、K・J・シャフナーによる「優生学年表」を参考にした。

年	
<p>日本優生学関連</p>	<p>一九四二年</p> <p>◆満州医科大学解剖学教室で「最も新鮮にして健康なる北支那人成人男性脳」を用いた人類学的研究を実施（一九四三年）</p> <p>◆米産児制限連盟は米国家族計画連盟に改名</p> <p>◆九月一四日 E・ガスニー死去、人類改善財団が解体</p>
<p>新聞報道・見出し・記事</p>	<p>が評定（『読売』朝六月五日）</p> <p>◆優生法施行令けふ公布 全国に審査会／現今この優生手術を……三〇万人……本年度申請数は約三千件の予定（『読売』朝六月七日）</p> <p>◆優生法 悪用者は厳罰 手術を受けても秘密は守られる 輝く民族行進の門出（『読売』朝六月七日）</p> <p>◆日本民族の繁栄へ・優生法実施／悪質遺伝を減少 健全者の産児制限を防遏 よい子をどしどし産む／厚生省床次優生課長（『読売』朝七月一日）</p> <p>◆初島を優生学で解剖／島国日本のサンプル……厚生科学研究所国民優生部長川上博士が六日来島（『読売』朝七月七日）</p> <p>◆優生法の逆用防ぐ 手術七日前に届出るやう改正／施行以来三月末の九ヶ月間に手術処置などの届出が一万九千件（『読売』夕九月一日）</p> <p>◆紙上結婚相談 厚生省優生結婚相談所長安井準／悪質遺伝の根絶へ（『朝日』朝一〇月二三日）</p> <p>◆紙上結婚相談／癩は遺伝ではない 曾祖父の罹病心配なし（答）優生学結婚相談所長安井洋（『東京朝日』朝一〇月二七日）</p> <p>◆健康診査書の交換結婚には是非実行</p>
<p>『優生学』・『關西醫事』</p>	<p>◆七月一日 『優生学』第一八年第七号 「国民優生法解説」「優生結婚貸金貸付産児奨励金交付」「優生結婚相談所」</p> <p>◆八月一日 『優生学』第一八年第八号 後藤生「優生法施行並優生手術申請書其他参考様式一覧」「諸学者の研究（一）」</p> <p>◆九月一日 『優生学』第一八年第九号 後藤生「諸学者の研究（二）」</p> <p>◆一〇月一日 『優生学』第一八年第一〇号 後藤生「永久に記録さるべきもの」</p> <p>◆十一月一日 『優生学』第一八年第一一号 後藤生「民族科学協会成立延ぶ」</p> <p>◆三月一日 『優生学』第一九年第三号 「大東亜建設譜」</p> <p>◆四月一日 『優生学』第一九年第四号 「英米思想の残渣」</p> <p>◆五月一日 『優生学』第一九年第五号 「都市膨張の限度」</p> <p>◆六月一日 『優生学』第一九年第六号 「各人尊重！」</p> <p>◆七月一日 『優生学』第一九年第七号 「巻頭言 結婚と生活！」</p> <p>◆八月一日 『優生学』第一九年第八号 「日本の性格！」</p> <p>◆九月一日 『優生学』第一九年第九号 「錬成の秋！」</p> <p>◆一〇月一日 『優生学』第一九年第一〇</p>

<p>一九四一年</p>	<p>◆一月八日 文部省體育局誕生</p> <p>◆三月 厚生省豫防局「国民優生図解」国民優生法ほか</p> <p>◆六月一二～一四日 厚生省全国社会課長会議にて国民優生に関する件指示事項・説明あり</p> <p>◆六月一六日 安井洋著『優生結婚』（広文堂書店）一九四一年刊行 「近ごろ世間一般に優生問題への関心が高まつて来た結果として優生学や遺伝学に関する通俗書は相当世間に行なわれている」「余りに遺伝に拘泥して、遺伝恐怖症に罹っている人たちにその真相を披露して安心を与へたい」「精神薄弱者に対して優生手術を行ひ子種を残させないようにすることは極めて必要」「健康証明書の交換」「将来優生政策の最も穩健な発達を遂げる国はほかでもなく我が日本であろうことを信ずる」</p> <p>◆七月一日 国民優生法施行</p> <p>◆七月一三日 日本民族科学協会発会</p> <p>◆一一～一二月 精神病院長事務打合会にて国民優生に関する件指示事項あり</p> <p>◆一一月二四日 岡崎文規著『結婚と人口』（千倉書房）一九四一年刊行 「子孫の繁殖上好ましくない強度の悪疾遺传的疾患ならびに伝染病あるものの結婚はむ</p>	<p>〔読売〕朝 一月二三日）</p> <p>◆生活科学問答／国民的自覚を起せ 道徳教育にも民族優生学を／（問）自由学園教授羽仁説子氏（答）厚生科学研究所教授川上理一氏（『東京朝日』夕 一月二四日）</p> <p>◆生活科学問答／婚姻法制定が急務 全国民が優生学的に目覚めよ／（問）自由学園教授羽仁説子氏（答）東大医学部脳研究所教授吉益脩夫氏（『東京朝日』朝 一月二九日）</p> <p>◆国民優生連盟生る／強い良い子を（『東京朝日』朝 二月一八日）</p> <p>◆民族の純血確保に生まれる断種裁判 優生法審査委員に加る判、検事（『読売』夕 四月三日）</p> <p>◆春の学会から（二）特異な業績 第一回厚生科学研究会 日戸修一（『東京朝日』朝 四月二一日）</p> <p>◆学会余滴／民族優生の確立へ 野口弥吉／人類の優良化もまた遺伝学の基礎に立てば可能のことであつて、ただ人類遺伝の研究は種々の困難な事情が伴うのでそれほど進んでいない。一大遺伝学研究所設立して民族優性の基礎を定めることが現下の急務ではないか（東大教授、農博）（『東京朝日』朝 五月二二日）</p> <p>◆結婚の五条件 優生法実施に十四權威</p>	<p>位の御寛恕に依り、二十余年来大過なく経過する事が出来た」</p> <p>◆一月一日 『優生學』第一八年第一号「年頭に際して」</p> <p>◆一月四日 『關西醫事』第一三卷第一号「謹賀新年 二六〇一年正月元旦 關西医事社社員一同 旧冬来、新聞雜誌廃合統制の国策に順応のため、一応一般と共に廃刊届を提出しました幸ひ医界進歩誌と合同成り新使命に名鑑致しまして内容外観、有ゆる新体制の規格を尽し近く独特の更正誌を送呈したいと目下昼夜兼行の準備中であります」</p> <p>◆一月一日 『關西醫事』第一三卷第二号「医師会改組の根柢 医師法に欠陥があり、医師会に非難紛糾の絶へない今日、革正改組の起る可きは当然である」</p> <p>◆一月二五日 『關西醫事』第一三卷第四号「合併改題に付謹告 今般新体制即応のため關西医事・医界進歩両社合同を好機に題号を『臨牀醫報』と改題し、発行所名も「日本臨床医学社」と改称することとなりました」</p> <p>◆二月一日 『優生學』第一八年第二号「事変下の人口問題」</p> <p>◆五月一日 『優生學』第一八年第五号 後藤生「我が国の人口動態 人口増加率減退の兆・国運の将来に一刻も速かに対策を確立せぬと」</p>
--------------	---	--	---

年	
日本優生学関連	
新聞報道・見出し・記事	<p>保健所長に通達予定（『読売』夕 七月五日）</p> <p>◆ 仲人役も致します ゆくゆくは費用も国 家持ちで 粹をきかず「国立結婚相談所」 ／厚生省優生課は従来の優生学的見地か らの結婚指導を一步進めて結婚媒介事務、 結婚貸付金制度の準備開始（『読売』朝 七月二三日）</p> <p>◆ デパートで結婚相談／東京市厚生局で は十月上旬京橋、四谷両方面館に結婚媒 介所を付設開設（松屋・伊勢丹）（『読売』 夕 九月二六日）</p> <p>◆ 優生民族の確立に十四氏撰ばる 来月 四日に断種評定／民族の優秀性がいかに モノをいうかは今回の欧州対戦における ドイツの驚異的勝利によってハッキリ認 識されるところだが、七十五議會を通過 した国民優生法……厚生省当局は来年度 からの実施を目指して着々諸般の準備を 進めている（『読売』夕 九月二六日）</p> <p>◆ 来夏から任意断種 優生法、アルコー ル中毒は除外／健全な大和民族建設をめ ざす国民優生法実施について厚生省では 去る九月以来精神病、一般疾患の各小委 員会を開いて断種適用の疾患範囲を決定。 決定した該当疾患名はつぎの通り／遺伝 性精神病・遺伝性病的性格・遺伝性身体 疾患・皮膚疾患・眼疾患・遺伝性奇形</p>
『優生学』・『關西醫事』	<p>◆ 一〇月一九日 『關西醫事』第一二卷第 四二号「社説 新体制と医界 公益優先 事業の二・三殊に国運の資源として、 人口対策の過半は、医師団及医師会が当 然担任し、解決して行く可き使命を持つ て居る。例へば家系表を作成せしむると か家族の健康台帳を用意せしむるとか、 適性検査表を準備さすとか、優生結婚、 優良多産、育児カードを設備するとか、 悉く皆、医師及医師会の主要任務に關す る」</p> <p>◆ 一〇月二六日 『關西醫事』第一二卷第 四三号 暉峻義等「労務者住宅対策に就 て」</p> <p>◆ 一月九日 『關西醫事』第一二卷第四 五号「優生法の不徹底 拡大強化よりも 審査基準確立の急務 明年七月一日より 実施さるゝ筈の断種法は、關係方面待望 のものとして多大の関心を持たれて居り十 七年来率先露払ひをして来た記者に取っ ても実に欣快に堪へない所であるが、之 れを以て優生法と通称するのは甚だ潜在 の沙汰であると遺憾千万に思つて居る」</p> <p>◆ 一月三〇日 『關西醫事』第一二卷第 四八号「報道陣の新体制 吾らの覚悟 業界雑誌の新聞紙法に依るものは、或は 廃刊し又は合同し、東京に於ては十二社 が四社となつて居る……記者は、幸ひ各</p>

	<p>一九三九年</p> <p>◆七月二十八日 厚生大臣諮問機関として国民体力審議会発足(保健衛生調査会、体育運動審議会、国民体力管理調査会を統合) 国民体力管理法と優生断種法案の提出準備が目的</p> <p>◆八月 国立人口問題研究所設立</p> <p>◆十一月二日 第八回日本民族衛生学会(於台湾、会長永井潜)</p>
	<p>一九四〇年</p> <p>◆三月一五日 「癩予防法中改正案」が政府提出される。現行「癩予防法」を改正し断種可能ならしめる法案であるが審議未了により不成立</p> <p>◆五月一日 「国民優生法」制定(一九四一年七月一日施行) 国民優生法の成立によって、らい患者の強制断種を除外、しかし療養所では暗黙裡に断種が続けられる</p>
	<p>◆若き「第二のメンデル」驚異の新法則発見(写真) 席上遺伝学の大家川上理一博士が「誠に感嘆すべき世界的大発見である」と舌をまいて賛辞を述べ学界に旋風(『東京朝日』朝一月三〇日)</p> <p>◆上野で遺伝展覧会/日本遺伝学会と東京科学博物館共同主催、断種優生学の遺伝学的意義、血液型の遺伝、農作物の品種改良など、東大教授古畑種基、同野口弥吉両氏講演あり(『東京朝日』朝一月一四日)</p> <p>◆官製「結婚相談所」店開き/我が国最初の国立「優生結婚相談所」三越本店六階(看板写真)(『読売』夕五月二日)</p> <p>◆国民優生講演会/厚生省主催、共立講堂で、同省高野予防局長、林公衆衛生院長、田中日本遺伝学会会長、下村宏博士等が優生学に関する各種の講演を行う(『東京朝日』朝五月九日)</p> <p>◆創刊早々に続々廃刊一年間で既に四千種を淘汰 愈々嚴重な出版統制(『東京朝日』夕六月三〇日)</p> <p>◆優生結婚の鉄則 相談所が権威と評定/国立「優生結婚相談所」すでに二百六十七組の優良夫婦が国家の保証付で興亜の銚後に人生の門出をした、厚生省では「結婚鉄則」を決定し、全国八十余ヶ所の</p>
	<p>(在)</p> <p>◆一月一日 『優生學』第一六年第一号 民族衛生研究会「優生断種法とは何か」</p> <p>◆九月一日 『優生學』第一六年第九号 後藤龍吉「人口問題の研究に就て」 春秋生「不良家系と優良家系の調査に就て」</p> <p>◆一〇月一日 『優生學』第一六年第一〇号 厚生省「民族優生方策」 後藤龍吉「優生学の理論と實際に就て」</p> <p>◆十一月一日 『優生學』第一六年第一一号 青木延春「優生断種に就いて」 後藤龍吉「優生学的結婚問題」</p> <p>◆七月六日 『關西醫事』第一二卷第二八号「社説 他山の石 二〇年来の医事記者生活で、五百何篇か社説やら評論やら書いたが、連載した日本医学の本質論は云わばこれらの総決算であり、乏しい私書が今書き得るエキスでもあった」</p> <p>◆七月二七日 『關西醫事』第一二卷第三一号「社説 医師会改組案を繞ぐる両面観」</p> <p>◆九月七日 『關西醫事』第一二卷第三六号「社説 新体制と医界 医師界を解消し、大学、府県衛生課、災害扶助保険、軍当局などと共に、国民医療、予防、体位向上、能率増進、優生人口対策等、關聯する有ゆる医療国策に専念一意、衷心より協力の実を挙げねばならぬ」</p>

年	
<p>日本優生学関連</p>	<p>ラー(財団寄付)</p> <p>◆四月一日「国家総動員法」公布／「人的及物的資源を統制運用」と明記される。東京市厚生局牧賢一は「人的資源」とは国家社会が必要とする精神的技術的能力を有し「健康な肉体」をもつ人間を意味すると説明する</p> <p>◆四月二日 第七回日本民族衛生学会大会(於京都、田宮猛雄会長)</p> <p>◆四月二〇日 予防局優生課が民族衛生協議会を開催し断種法制定問題を協議</p> <p>◆四月二二日 厚生省予防局第一回民族衛生協議会での議題二件「断種法実施の可否如何」「実施する場合の方法如何」</p> <p>◆四月二八日 日本學術振興会の第一回「優生遺伝研究委員会」開催、「優生問題を徹底的に検討して我が民族将来のために画策することとなった」</p> <p>◆六月一八日 第二回民族優生協議会において満場一致の賛成を得て「断種法」の制定が可決された</p> <p>◆六月二九日 第一回全国公立精神病院長会議で「断種法」が協議される</p> <p>◆十一月一六日 民族衛生研究会(優生課内) 発会趣意書にて遺伝素質の改善による国民の平均素質の向上をめざす</p>
<p>新聞報道・見出し・記事</p>	<p>〔読売〕夕 四月(二九日)</p> <p>◆「断種法」を猛爆撃 精神病学の權威金子博士が近く委員会で反対声明 (1)人類の遺伝学的研究は現在不完全なものであり、従つて精神病が遺伝するか否かについては幾多の疑問がある (2) 遺伝の決定が困難である (3) 精神病者といへども環境さえよくなれば再生して社会適應性を増加する (4) 断種法の制定は精神病的素質者間の結婚を増加する (5) 統計によれば精神病的遺伝素質者は減少する傾向があることなど廿四項目に亘る反対理由を上げる(金子顔写真)〔読売〕夕五月(一三日)</p> <p>◆断種法是非(三) 近代人類遺伝学の評価／古屋芳雄／断種法反対論者中に「人類遺伝学の知識はまだ甚だ浅い。かくの如きものを根拠にして人間の大切な子胤を奪ふとは怪しからぬ」という論がある。……以上余は断種法反対の反対の如きものをものしたが〔東京朝日〕朝 六月一〇日)</p> <p>◆断種への反対論(二) 我々の知識は余りに乏しい／藤本直〔東京朝日〕朝 八月(一七日)</p>
<p>『優生学』・『關西醫事』</p>	<p>は明治四年十月二十二日、岩倉大使一行が欧米視察に派遣……長與専斎を文部省少丞に任じ……医学教育調査の名目を以て随行せしめたに初まる。「編者註 本編は……近き将来更に各分科発達史をも起稿し改めて一冊に単行上梓せんと欲するもの」</p> <p>◆五月一日 『優生学』第一五年第五号 文部省教学部「八紘一字の精神」 「資料 断種法本格的軌道に乗る」</p> <p>◆六月一日 『優生学』第一五年第六号 「口絵 第一回民族衛生協議会」 児玉昌「白痴と去勢手術」 厚生省保険院「国民健康保険法の解説」</p> <p>◆七月一日 『優生学』第一五年第七号 南亮三郎『大地』に現はれた人口思想「海後宗臣「北支の子供を観る」 「断種法制定を繞りて」</p> <p>◆九月一日 『優生学』第一五年第九号 小峰茂之「断種に就ての所感」 金子準二「精神病に於ける断種問題」</p> <p>◆十一月一日 『優生学』第一五年第一一号 池見猛「優生結婚か、断種か」 古屋芳雄「北陸地方農村結核の現状(二)」</p> <p>◆十二月一日 『優生学』第一五年第一二号 池見猛「優生結婚か、断種か(二)」 古屋芳雄「北陸地方農村結核の現状(三)」 内閣統計局「内地人口統計(十月一日現</p>

<p>一九三八年</p>	<p>◆一月一日 厚生省誕生、国立公衆衛生院設立</p> <p>◆一月二五日 第七三回帝国議会上に民族優生保護法案提出</p> <p>◆一月二八日 第七三回帝国議会で、初代厚生大臣木戸幸一は「人口増殖の問題」に対する答弁で「遺伝学」に基礎をおいた「優生的施設」の調査研究を行い「悪質」を取り除く方向性を示唆した</p> <p>◆二月二二日 国民健康保険法案特別委員会に厚生大臣木戸は「国民の体位を向上する」ために体力局、予防局、衛生局の三局に拡充したと述べる</p> <p>◆三月二三日 第七三回帝国議会で、断種法が刑法の傷害罪に抵触するか否かの議論が展開されるなかで、衆議院「民族優生保護法案委員会」は、厚生省や司法省の見解を追求した</p> <p>◆三月 国立公衆衛生院設置（ロックフェ</p>	<p>◆日本民族衛生協会を母体に諮問機関を設置して積極的に法案の検討に入る（『読売』夕一月二八日）</p> <p>◆サンガー夫人入京／三度目の来日、日本産児調節婦人同盟・東京産婦人科医学会の人達に迎えられて（『東京朝日』朝八月二六日）</p> <p>◆時代のホープ／『断種法』の第一歩 権威を網羅、けふ厚生省に初の協議会ひらく／悪血の遺伝を断つて日本民族の純血を誇り地上から精神異常者を根こそぎにしようといふ『断種法』はさきに非常時保健国策の一つとして厚生省の重要課題にとりあげられたが、……現台北帝大医学部長永井潜博士の不参を見ただけで予定の顔ぶれが揃ひ……。『読売』夕四月二三日）</p> <p>◆遺伝研究の父は語る「断種法は人道的ぢゃ」けふ優生遺伝、初の委員会／厚生省の「民族優生協議会」と呼応して日本学術振興会「優生遺伝研究委員会」開催／東大名誉教授三宅鉦一博士委員長、厚生省予防局長高野六郎博士、金沢医大教授古屋芳雄、慶大教授川上理一、脳研究所吉益脩氏ほか、優生遺伝に関する学界総動員ともいふべき総合的調査研究機関</p>	<p>◆一月六日 『關西醫事』第九卷第四二号 後藤龍吉「主張 産業組合の本質を検討し医師購買組合の設立を懇願す（一）」</p> <p>◆一月一三日 『關西醫事』第九卷第四三号 後藤龍吉「主張 産業組合の本質を検討し医師購買組合の設立を懇願す（二）」</p> <p>◆一月二〇日 『關西醫事』第九卷第四四号 後藤龍吉「主張 産業組合の本質を検討し医師購買組合の設立を懇願す（三・完）」</p> <p>◆一月一日 『優生學』第一五年第一号 川上理一「遺伝の考察（一）」 杉田直樹「男女の本質的差別に就て」</p> <p>◆三月一日 『優生學』第一五年第三号 桜井方策「癩菌に関する最近研究の一瞥と感染問題」 エス・オー生「断種法制定準備に就て」 「米国に於ける断種実施概要」</p> <p>◆四月一日 『優生學』第一五年第四号 フリードレンダー「配偶者選択の考察」 牧野千代蔵「反対論者の言 断種法反対論」</p> <p>◆四月二日 『關西醫事』第一〇卷第一三三号（第十回日本医学会記念号） 後藤龍吉「日本医学会発達史」 「目次 緒言 一、古代の医療 二、漢方医療三、西欧医学の渡来 四、和漢洋医学の軋轢 五、欧風医学の発展 六、医育機関の勃興 七、医政の濫觴……衛生制度の萌芽</p>
--------------	---	--	---

年	
日本優生学関連	<p>一九三七年</p> <p>◆三月四日 第七〇回帝国議事に民族優生保護法案を提出するが議題とならず</p> <p>◆三月三〇日 母子保護法公布</p> <p>◆四月一五日 第六回日本民族衛生学会大会（於仙台、永井潜会長）</p> <p>◆七月 學術振興会内に国民体力問題調査委員会優生学部委員会設置、永井委員長</p> <p>◆八月 第七一回帝国議事に優生課に関する建議提出される</p>
新聞報道・見出し・記事	<p>護る民族の花園 研究三年各国の長をとつた「断種法」愈よ議会議会へ／日本民族衛生協会（理事長東大医学部長永井潜博士）が中心となり……永井潜談「この法案は各国の立法例を講釈し我が国情にも照し合わせて作つたから極めて無理のないものだ、もちろん反対論もあるが……民族の花園を荒す雑草は断種手術によつて根こそぎに刈取り日本民族永遠の繁栄を期さねばならぬ」（『読売』朝二二月二二日）</p> <p>◆社説／断種法の社会的関心 従来日本の人口政策は生めよ殖やせよの一点張りであった。しかし盲目的な人口増殖政策は大きな矛盾に衝きあたるは必然（『読売』朝二二月二三日）</p> <p>◆断て！ 悪血の泉 時代の要望「断種法」を厚生省がいよいよ取上げ 委員会を設け立案に着手／この「断種法」は精神薄弱者、早発性痴呆症、躁鬱症及びアルコール中毒、ヒステリー症、兇悪な犯罪者などの変質者、癲癇、癩患者、聾啞者、盲者などを一般的対象として医学的切断の方法によつてその悪血遺伝を防止、民族の血の純化、特に精神病者の根絶が最大目標／學術振興会でも元東大教授三宅鉦一博士を委員長とする優生委員会を組織、新設厚生省では議会后同委員会及</p>
『優生學』・『關西醫事』	<p>善問題、明日の医療機構、人口の都市集中と医療問題</p> <p>◆四月一日 『優生學』第一三年第四号 大西義衛「優等児研究の重要性に就て」</p> <p>◆九月一日 『優生學』第一三年第九号 池見猛「乖離性精神病の遺伝学的研究（二）」八木高次「本邦優種運動の先覚について」 エニツド、チャールズ「産制運動の悪影響」 日本民族衛生協会「国民体位向上の根幹は民族衛生の発展にあり」</p> <p>◆一月一日 『優生學』第一三年第一号 池見猛「癲癇の遺伝学的研究（2）」 長尾美知「血液型と結婚問題」</p> <p>◆一月一日 『優生學』第一四年第一号 後藤龍吉「皇紀二六〇〇年を奉祝紀念す可く家系譜の作成を望む 即ち体格、性質、健否、寿命などの身体的特徴と、性能、特技、特徴の精神的方面並氣質關係で分明するものを記載する」 「断種法議會へ」</p> <p>◆九月二五日 『關西醫事』第九卷第三八号 後藤龍吉「主張 社会と国家 社会的意義及行為の認容限度に就て」</p> <p>◆一〇月一日 『優生學』第一四年第一〇号 後藤龍吉「社会と国家」</p>



<p>一九三六年</p>	<p>◆八月二六日～九月一日 国際人口会議 (於ベルリン)「純粹に科学的の会議」</p> <p>◆七月 日本學術振興会内に国民体力問題 題考査委員会発足</p> <p>◆七月六～七日 日本民族衛生学会第五回 大会(於札幌、永井潜会長)</p>
<p>◆悪質のいふ遺伝病者に子を産ませぬ法 律 断種法・愈よ議會へ 健全なる日本 人を作る／悪質民族根絶の一手段として 永井潜博士を中心とする生理学者が多年 主張、宣伝に努めてきた優生学上の「断 種法」の法制化については、内務省をは じめ異説の医学者や道学者間にいろいろ の反対がありその具体化は困難とされて いたが……(松村、永井、荒川、八木の 諸氏顔写真)『読売』朝 一月一五日)</p> <p>◆私の夢／遺伝学研究所 日本人を科学 的に検討理博駒井卓／真の特異性科学 的検討によつて始めて分るものだ。この 意味で日本人の生物学的研究、其の遺伝 的特質を研究する機関がほしいのだ(『東 京朝日』朝 四月二六日)</p> <p>◆画期的な法の産声悪血の泉を断つて</p>	<p>所(『読売』朝 六月二二日)</p> <p>◆これはきつい！ 悪質男女の断種 法律 で強制せよ 女の名流すらり並べ優生結婚 普及会けふ誕生(『読売』夕 二月八日)</p> <p>◆科学者の夢 染色体図式を結納代わり に 医学博士古屋芳雄(金沢医大教授、 衛生学)／正に百パーセントの結婚合理 化だ。然るに遺憾千万、人類には二十四 対の染色体がありその遺伝質的構造に至 つては色盲や血友病の因子……外殆ど全 く手が着いて居らぬ(『東京朝日』朝 一 二月二二日)</p>
<p>◆一月一日 『優生學』第一三年第一号 鈴木直光「優等生と劣等生(一)」金子 しげり「新しき母性の道」</p> <p>◆二月一日 『優生學』第一三年第二号 金子準二「望まれない児童」</p> <p>◆三月一日 『優生學』第一三年第三号 左座金蔵「犯罪者と断種」池見猛「体型 の遺伝」児玉昌「人口増加とシグモイド 曲線」</p> <p>◆三月二六日 後藤龍吉著『醫政論叢』 (関西医事社) 発行 目次 医育問題、学 会問題、結核問題、民族衛生問題、政治 問題、医療組合問題、社会保険問題、東 京府医師会問題、医薬分業問題、藥物問 題、医師会片々、クローリッチ管球特許權 問題、時事一題録、医業生活問題、国民 救済法案、国民健康保険案、医療制度改</p>	<p>見猛「性格遺伝論反対の反対」小山隆 「結婚年齢と職業」</p> <p>◆一〇月一日 『優生學』第一二年第一〇 号 三輪田元道「新しい結婚機関」大 沢一六「養子に関する優生的思想」田中 作三「結婚上注意すべき遺伝病並に畸形」</p>

年	日本優生学関連	新聞報道・見出し・記事	『優生学』・『關西醫事』
一九三四年	<p>◆十一月四日～十二月十七日 日本民族衛生学会、日本赤十字社と共催で結婚衛生展覧会開催（於芝公園赤十字博物館）</p> <p>◆四月二～三日 日本民族衛生学会第三回学術大会開催（於東大工）永井潜特別講演「断種法の反対に反対する」</p> <p>◆七月三〇日～八月四日 第一回人類学民族学国際会議（於ロンドン）姉崎・岡出席</p> <p>◆十一月一日 日本民族学会成立（於本郷、発起人会開催）</p> <p>◆一月二〇日・二月二二日 保健衛生調査会民族衛生特別委員会開催、断種法制定に関し意見交換（於内務省）</p> <p>◆日本民族衛生学会、断種法案起草</p>	<p>情に適するやう、殊に人道的に非難されぬやう、始めはもちろん反対もある事でせう」（『東京朝日』朝一〇月一三日）</p> <p>◆若き男女に悩みあり 優生学上より観てこの結婚に異議ありや……そこで日本民族衛生学会付属結婚相談所の先生方にお願ひしその厳正な批判解答を得ましたので御参考に……（問の一）近親の娘に色盲の男性 答（一）結婚は不賛成 生まれる子は必ず色盲を遺伝する。色盲は伴性劣性遺伝をなすもので男子に多く現れます（問の二）従妹の身内に唾がいます 答（二）唾よりも寧ろ隠れた素質の有無が問題（『読売』朝八月一七日）</p>	<p>◆一〇月二八日 『關西醫事』第五卷第三八号 「医業制度の将来（一四）信念なき衛生当局 国民の身体生命を非医師の魔手に委ねんとす」</p> <p>◆一月一日 『優生学』第一一年第一号「巻頭言 聖寿万歳 皇統連綿として万古不変、……吾々日本人ほど恵まれた国民は世界に類例を見ない。……聖寿万歳！吾々は日本人の先天性を誇り、之をより理想化せねばならぬ。遺伝血統を尊重せよ！」</p> <p>◆五月一日 『優生学』第一一年第五号 石川千代松「胎教と科学」 田中義麿「生物の行く方！」</p> <p>◆二月一日 『優生学』第一一年第二二号 石川千代松「良い親」 目黒八朗「体質と環境に就て（完）」</p>
一九三五年	<p>◆二月 第六七議會「日本民族優生保護法案」上程審議未了</p> <p>◆四月一～二日 第四回日本民族衛生学会（於大阪、田結宗誠会長）</p> <p>◆七月四日 中央衛生總會（於内務省）</p> <p>◆七月一〇日 内務大臣より財団法人日本民族衛生協会設立の許可を得る</p> <p>◆八月九～一七日 第一五回万国生理学大会（於レニングラード・モスクワ）</p>	<p>◆広告／花柳病予防薬マドンナ錠／東京京橋木挽町四ノ三（泰聖ビル）日本優生学協会（『読売』朝一月二三日）</p> <p>◆夫君の運動助けて御歴々の夫人達 断種法制定の掩護射撃 生れ出た・民族衛生学会の夫妻団体 悪い病氣の子は産むな（『読売』朝二月二五日）</p> <p>◆白痴・不良の撲滅に人間の頭脳改造 篤志の二十万円で東大に我国最初の研究</p>	<p>◆一月一日 『優生学』第一二年第一号 光本天造「精神遺伝と結婚問題」 「独自の遺伝病の去勢と優生裁判」</p> <p>◆五月一日 『優生学』第一二年第五号 大西義衛「異常児精神的研究の重要性」 加藤寛二郎「崩れゆく公娼制度（二）」</p> <p>◆七月一日 『優生学』第一二年第七号 八木高次「身体的諸測度の可変性との之に關与する外的諸条件の發育論的考察」 池</p>

<p>一九三三年</p> <p>◆七月一四日 独ナチスにより「遺伝病子孫予防法」(ナチ断種法) 制定(一九三四年一月一日施行)</p> <p>◆六月 日本民族衛生学会、優生結婚相談所を白木屋に開設する</p> <p>◆一〇月 内務省の人口問題研究会、財団法人となる</p>	<p>一九三二年</p> <p>◆三月二二日〜二三日 第三回国際優生学会議(於ニューヨーク)</p> <p>◆一月二〇日 日本民族衛生学会第二回学術大会開催(於東大医) 永井潜会長特別講演「民族の混血に就て」</p> <p>◆日本学術振興会設立</p>	<p>代松・富士川游・三宅驥一・馬島儼ほか 『読売』朝 七月二二日)</p> <p>◆婦人評論 優生運動の街頭進出を促す 医学博士石崎仲三郎/凡て学理はそうであるが、特に優生学は研究室で学者達の甲論乙駁の対象である間はその学理の準備時代で、真に民衆のものとなつて初めて効果を發揮するものである。病魔を駆逐し精神肉体ともに優良な人類の世界の出現を望む者はどうして優生学を民衆のものとする努力「優生学の街頭進出運動」を願わず(『読売』朝 一〇月二四日)</p> <p>◆人口問題研究に、内務省が常設の機関を創立/我国の人口が益々激増しつつある傾向に鑑み、内務省社会局では民間の有力者と協力、委員を永井潜、安部磯雄、吉田茂、……(『東京朝日』朝 一月二二日)</p> <p>◆結婚の悲劇を救ふ 結婚衛生相談所 東大永井博士の肝入りで来春早々から無料で公開(『読売』朝 一月二二日)</p> <p>◆良縁をむすんで、よき子を生め、結婚や育児のことなら何でも新看板、優生結婚相談所/日本橋白木屋医務室で店開き(『東京朝日』朝 六月一三日)</p> <p>◆優生運動の立法化「断種法」を制定、悪疾絶滅へ、民族衛生学会が乗出して来議会へ建議案/会長永井潜談「わが国</p>
<p>◆七月一五日 『關西醫事』第五卷第二四号 大阪外島癩療養所長 村田正太「癩患者に同情せられる方は必ずお読みください」</p> <p>◆一〇月二二日 『關西醫事』第五卷第三七号「医業制度の将来(一三) 衛生省設立の急務」</p>	<p>◆二月一日 『關西醫事』第四卷第五号「臨講 京都帝国大学教授 岡林秀一 特に結核患者に人工妊娠中絶と避妊手術とを同時に行ふ定型的術式に就て」</p> <p>◆五月二二日 『關西醫事』第四卷第一五号「巻頭言 医療組合運動と医業生活の将来 診療行為は医師会に、管理は組合員へ、の鉄則を樹立せよ」支局開設 一、東京支局 東京神田三崎町三ノ一四〇 二、京都支局 京都市伏見区深草町西出二〇 關西医事社」</p> <p>◆七月一日 『關西醫事』第四卷第一九号「巻頭言 遂に第百号」</p> <p>◆八月二二日 『關西醫事』第四卷第三四号「急告 近来、弊誌に紛らはしき肩書の名刺を以て医家の玄関を訪れ金品を強要する者あるやに聞及びますが、」</p> <p>◆一月二二日 『關西醫事』第四卷第三三号「巻頭言 医師法改正と社会性」</p>	<p>◆二月一日 『關西醫事』第四卷第五号「臨講 京都帝国大学教授 岡林秀一 特に結核患者に人工妊娠中絶と避妊手術とを同時に行ふ定型的術式に就て」</p> <p>◆五月二二日 『關西醫事』第四卷第一五号「巻頭言 医療組合運動と医業生活の将来 診療行為は医師会に、管理は組合員へ、の鉄則を樹立せよ」支局開設 一、東京支局 東京神田三崎町三ノ一四〇 二、京都支局 京都市伏見区深草町西出二〇 關西医事社」</p> <p>◆七月一日 『關西醫事』第四卷第一九号「巻頭言 遂に第百号」</p> <p>◆八月二二日 『關西醫事』第四卷第三四号「急告 近来、弊誌に紛らはしき肩書の名刺を以て医家の玄関を訪れ金品を強要する者あるやに聞及びますが、」</p> <p>◆一月二二日 『關西醫事』第四卷第三三号「巻頭言 医師法改正と社会性」</p>

年	
一九三一年	<p>◆三月二三日 日本民族衛生学会機関誌『民族衛生』創刊</p> <p>◆六月 日本精神衛生協会発会式、三宅鉦一会長</p> <p>◆七月二五日 日本精神衛生協会主催の歓迎晩餐会でR・ジョンソンが「米国各地に於いて実施しつつある精神薄弱者に対する断種状況」講演</p> <p>◆一〇月一日 日本民族衛生学会第一回学術大会開催（於東大医）永井潜会長特別講演「断種法の過去及び現在」</p>
新聞報道・見出し・記事	<p>◆新時代への門出 昨日誕生した婦人団体二つ「産児調節連盟」国際産調連盟に加入を決議（『読売』朝 一月一八日）</p> <p>◆羅馬教皇の結婚及び産児制限に関する教勅（上）（『読売』朝 二月二四日）</p> <p>◆羅馬教皇の結婚及び産児制限に関する教勅（下）（『読売』朝 二月二五日）</p> <p>◆結婚禁止の範囲を「いとこ同志」迄延長せよ ドイツ学界に起こった優生運動（『読売』朝 五月二五日）</p> <p>◆優生学の応用で、人種改良を説く学者日本を講演旅行〈写真〉／「アメリカ優生学協会」は日本における優生運動を助けるため、優生学の世界的権威、ピッツバーグ大学教授ロスウェル・エチ・ジョンソン博士を日本に特派し……人口問題から始めなければならない（『東京朝日』朝 七月一九日）</p> <p>◆日本優生学協会相談部開設／米国前優生学協会会長ジョンソン博士の来朝を機として、性生活、性教育、結婚媒介、性能教育の各部。顧問は安部磯雄・石川千</p>
『優生学』・『關西醫事』	<p>て永久の生活を営む社会の為にどうしても本気に考へて貰はねばならぬ十大問題である」広告「本邦唯一の研究雑誌 月刊『優生学』（一部三〇銭 年三円五拾銭 郵税共）」</p> <p>◆一月二〇日 『關西醫事』第三卷第二号 広告「本邦唯一の研究雑誌 月刊『優生学』（一部三〇銭 年三円五拾銭 郵税共）」</p> <p>何人も未だその理解すら無かりし時代より孤軍奮闘七年の星霜を文字通り……人口食糧問題に、産児調節問題に、又は適性教育問題に、職業撰択問題に、更に社会改良の根幹に対して不断の論陣を張り来りたる本誌の如きは国民保健衛生の天職に在る諸家」</p> <p>◆七月一日 『關西醫事』第三卷第一六号 「社説 北里先生の追憶 殊に業界に与ふる影響の甚大性を杞憂す 吾ら何の幸運か斯の偉人に面接する事漸次、その感銘、その印象殊に新なる今日」</p> <p>◆一〇月一日 『關西醫事』第三卷第二六号 「巻頭言 民族優生運動 癡見謬論を排して漸く真剣に考究されんとす」</p> <p>◆一〇月二一日 『關西醫事』第三卷第二七号 「巻頭言 再び民族優生運動に就いて」</p>

	<p>◆三月八日 保健衛生調査会総会で東京帝国大学医学部衛生学教室教授横手千代之助が提案した「民族衛生に関する特別委員会」の設置が決定</p> <p>◆四月八日 厚生省資源局「総動員基本計画綱領」(資源とは国力の進展に資すべき一切の事物を抱擁する・婦人、老幼者及不具疾病者) 人間が「資源」である以上、良質かつ豊富であることが求められる</p> <p>◆五月一日 第五八回帝国議会で中馬與丸が「帯患者結婚制限法に関する建議案」を提出</p> <p>◆一月三〇日 日本民族衛生学会 永井潜が理事長に就任し、ドイツのA・プレッツ『民族衛生学の基本方針』(一八九五年)を強調</p> <p>◆暉峻義等『産児調節論』</p>
<p>／医学博士永井潜／なぜ血族結婚の子孫には、忌むべき結果が頻々として現れてくるのであらうか(『東京朝日』朝六月二三日)</p> <p>◆精神病患者と天刑病者は避妊手術で子孫を断つ 民族衛生の立場から実施する内務省の産児制限法／内務省衛生局では……二大遺伝病患者に断種を採用することに決定し男性は輸精管の緊縛、女性はレントゲンの放射……子孫を断ち病原の根絶を図る／内務省衛生局の談「惨酷」の説は当らぬ(『読売』朝 七月六日)</p> <p>◆日本民族衛生学会発会式／三十日午後一時半から日比谷公会堂において発会式をかねて記念講演会、安達内相、田中文相、桜井帝国学士院長の祝辞があり、杉田直樹、古屋芳雄、三宅鉦一、永井潜、下村宏、石川千代松諸博士の講演がある予定(『東京朝日』朝 一月三〇日)</p>	<p>宗誠 最近、カリフォルニア州優生学協会長ゴスニー氏よりの通信に依れば、同州立病院に於て千九百二十九年一月一日迄の断種手術を施行したる例数左の如しと</p> <p>◆七月五日 『關西醫事』第二卷第一三三号 卷頭言「医学の趨移 治療医学―予防医学へ 社会衛生―民族衛生へ」</p> <p>◆九月五日 『關西醫事』第二卷第一七号 「卷頭言 日本民族衛生学会成る 筆者は大正十三年以来なけなしの私財を蕩蓋し日夜の力行で僅に『優生學』と題する月刊小雑誌を経営して来たが「早く生れ可くして生れ得ざりし 日本民族衛生学会成る 謳化心酔文化中毒の過渡期 日本人は先づ自己を知れ……理事長 東大教授 永井潜 理事 東大名譽教授 石川千代松 報知新聞記者 池田林儀……地方理事 九大教授田中義 磨 金沢医大教授古畑種基 日本優生学会主幹 後藤龍吉 台北大学教授 阿部文夫(其他交渉中)」</p> <p>◆一月五日 『關西醫事』第二卷第二一号 「癩病を撲滅せよ 廿一日午後、安達内相官邸で癩病予防協会開催」</p> <p>◆一月二〇日 『關西醫事』第二卷第二二号 「卷頭言 肉体衛生より精神医学へ 社会医学の新領域 民族優生の根幹問題 私に決して矯傲な言辞を弄して得々たらんとする者ではない……之れは吾々自身の子孫の為に、又民族自体の為に、而し</p>

年	
日本優生学関連	<p>一九三〇年</p> <p>◆一月 池田林儀、資金難により『優生運動』廃刊、第五巻第一号</p> <p>◆一月一日 厚生省設置（内務省衛生局・同社会局・通信省簡易保険局が移管、体力局・衛生局・予防局・社会局・労働局・臨時軍事援護部・保険院を設置）／予防局に予防課（結核・トラホーム・ハンセン病・性感染症・寄生虫病）／防疫課（急性感染症）／優生課（精神障害・慢性中毒・脚気・癌担当）</p>
新聞報道・見出し・記事	<p>て手を下すことをやめ、改めて市立病院又は方面委員をして一つの産児制限相談所の形式で応じさせようとの議が熟し白上助役はその準備を進めている、併しこれに対しても内務省内に強硬な反対意見を持つ人が多く、近く省議を以て態度を決そうとしている（『読売』朝 一月二五日）</p> <p>◆市の産児制限には干渉せず きのうの府会／東京府会は二日午後四時から開催牛塚府知事、丸山警視総監より既報昭和五年度府並に警視庁予算について説明があつて為藤五郎氏から市の産児制限に対し警視庁の干渉につき質問あり 古川保安部長から市の産児制限に関して警視庁が干渉した事実は絶対に無い（『読売』朝 一二月三日）</p> <p>◆血族結婚の最近の学説（一）医学博士永井潜／支那には同姓めとらずといふおきて……動物でも同族生殖の結果は大抵不良。人間でも廢疾者や、つんば、盲、白痴、若死等は血族結婚者の子孫には然らざる者に比べて遙かに多い。……然るに最近実験遺伝学の躍進によつて如上の見解に大なる変革が起こつて来た（『東京朝日』朝 六月二二日）</p> <p>◆大衆科学／血族結婚の最近の学説（二）</p>
『優生学』・『關西醫事』	<p>するであろう。と」</p> <p>◆一月二〇日 『關西醫事』第二二号 暉峻義等「劳研饅頭に就て」</p> <p>◆二月五日 『關西醫事』第二三号「東京支局開設に付謹告 東京市芝区西久保巴町五六 支局長 缶勇次」</p> <p>◆二月二〇日 『關西醫事』第二四号「歳晩の辞 惟へば年初発刊を策してより満一年、二十四号第一巻を終らんとする」</p> <p>『優生学』本誌は大正十三年創刊、毎月一日発行、既に満六年七十余号を発行するものでありますが何分資能薄弱、経営苦難、全く眇たる小雑誌に過ぎません。しかし…… 兵庫県香櫨園森具六六七 発行所 日本優生学協会 主幹 後藤龍吉」</p> <p>◆一月五日 『關西醫事』第二巻第一号 東京伝染病研究所 医学博士 小島三郎「産児制限と優生学」</p> <p>◆一月二〇日 『關西醫事』第二巻第二号 卷頭言「嗤ふ可き産児制限俗論」</p> <p>◆二月五日 『關西醫事』第二巻第三号 暉峻義等「第二回産業衛生協議会に対する社会局長諮問事項に関する答申」</p> <p>◆二月二〇日 『關西醫事』第二巻第四号「米国の断種術 瀧生会病院 医博田結</p>

六日)

◆全女性への重大問題／市が計画中の産児制限に政府筋の意向を聞く或は重大化するか／東京市社会局は極貧者に対して産児制限の手段を教えることに決め、目下具体案の作成中であるが……中産階級以上の国民に伝播するは必然と見られている以上、問題は国家的に見て可なり重大問題であるが、これに対して監督官庁たる内務省は一体どう観ているか当局者の意見を紹介する／国の消長にも拘わる大問題 早速取り調べる 大塚警保局長談(『読売』朝一〇月二六日)

◆公開状／田所あい子「何のための産児制限」子供が五人生まれても十人生まれても生まれた子供を満足に育てて行くことが出来るなら産児制限なんと云う問題は起る訳はありませんが……私は市の理事者にお尋ねしたい……市は今度細民カードの人達に産児制限を行なうそうですが……「子供が生まれたから貧乏なのか、貧乏人の家へ余計子供が生まれるから貧乏なのか」と(『読売』朝一〇月二六日)

◆市の産児制限案に内務省、態度を決定可否を究めたのち実行すべきと 省内を風靡する反対論／さきに東京市の白上助役が提唱して内務省衛生局の氏原博士との間に睨み合いを演じていた産児制限案はその後東京市側が直接その方法につい

なかつた……第二号からは五二五〇部」

◆六月二〇日 『關西醫事』第一二二号「編輯後記 斯うなつたらモウ無我夢中のもので、ヒル飯を忘れたり終電車の時間を取外したり……今歳は四十二の大厄だ、こころで編輯も一段落、イノチには代へられぬ、一兩日をグツスリ寝込んで静養を許し玉へ」

◆七月五日 『關西醫事』第一二二号 田結宗誠「アメリカに於ける意志薄弱者に対する優生学的断種術」

◆七月二〇日 『關西醫事』第一四号「編輯後記 マトモな仕事を懸命にやると云ふ事は恐ろしいもので、予定より五割もページを増し、部数も実に六千五百まで達した、平均しても月に一万部、年十二万の雑誌を作ることになった訳だ」

◆八月五日 『關西醫事』第一五号「暑中御見舞申上候 大阪市北区中之島ビル三号館 關西医事社社員一統」

◆九月五日 『關西醫事』第一七号「優生学の教授 ロー博士帰米 ミシガン師範大学の優生学教授シー・ロウ博士……筆者に左の如き所感を漏らされた……日本の結婚の仕方は欧米の習慣に較べて至つて優生学的に感ぜられる……優生学乃至優生学運動そのものに関しては無意識状態に置かれてある、不思議な事だ……今後世界をリードするものは優生学の知識と応用だ、これなきものは民族的に落伍

年	日本優生学関連	新聞報道・見出し・記事	『優生学』・『關西醫事』
一九二九年	<p>◆七月 人口食糧問題調査会人口部特別委員会の調査項目の中で、優生問題について永井潜・永井亨・福田徳三の三委員からなる小委員会が審議開始する</p>	<p>◆『読売』朝一〇月三十一日        ◆人口食糧問題調査会における優生問題に関する小委員会では刻下の問題として我が国に産児制限を公認すべきかどうか        『読売』朝一二月二九日        ◆優生問題答申要綱 人口部特別委員会の審議／人口食糧問題調査委員会人口部特別委員会は七日午後一時半から内務省社会局において開かれ、永井潜、永井亮、福田徳三、下村宏氏の各特別委員会他に大野社会部長、川西職業課長以下関係官出席 ◇遺伝学上から科学的に研究す、民族衛生に関する調査宣伝機関の設立……天才精神病その他病的素質等の特殊な素質の調査又病毒その他結婚年齢、血族結婚、産児制限等の調査機関の設置◇実行的施設 結婚および産児相談所の設置◇法規の制定 合理的避妊乃至妊娠中絶又は断種的手術を必要に応じて許容する、結婚に関して健康証明書を必要とする、不合理なる避妊法を取り締る法規の制定        『東京朝日』朝一二月八日</p>	<p>◆三月一日 『優生学』第五年第三号（特輯民族衛生研究号） 後藤生「各国の優生学運動」「民族衛生施設に関する一考察」        ◆六月一日 『優生学』第五年第六号大阪府医師会「民族衛生施設に関する答申」        ◆七月一日 『優生学』第五年第七号京都市府医師会「民族衛生施設に関する答申」        ◆一〇月一日 『優生学』第五年第一〇号「編輯後記 来年はいよいよ満五週年だ、……記念講演会、宣伝ピラ、記念出版！」        ◆十一月一日 『優生学』第五年第一一号「巻頭言 生きる楽しみ 人間として生きる楽しみを探し求めぬものがあるだろうか。生きる楽しみ、より良く生きる永遠の楽しみ、之れはドウしても外に方法がない、只だ優生学の活用あるのみ！」「編輯後記 石の上にも三年とか云ふが、底無しの泥沼の底で足かけ六年、一寸ツラかった話サ、然しフラ／＼ながら頭をあげて見ると世間は案外優生時代！……俺以上の優生子許りの癖に！ドウしてコンな劣生にやらせて置くのだ」</p>
	<p>◆一二月一九日 人口食糧問題調査会第四回総会で人口部会答申案「人口統制に関する諸方策」が決定（九 優生学的見地よりする諸施設に関する調査研究を行うこと）</p>	<p>◆人口統制方策の答申案決まる 産児制限、優生問題にも及ぶ 人口食糧特別委員会／首相官邸に藤村委員長・永井亨・永井潜・福田徳三出席、死亡率甚だ高く人口対策緊急九課題（『読売』朝一月二</p>	<p>◆一月一〇日 『關西醫事』創刊号「巻頭言……学術と実際との連絡機関たる治療雑誌乃至医事誌」        ◆二月五日 『關西醫事』第三号「創刊号は四五〇〇部も刷ったのに七二〇部足り</p>



<p>一九二八年</p>	<p>◆七月二〇日 人口食糧問題調査会第一回総会開催／人口増加による食糧需要の増大に対する食糧の安定供給が課題</p> <p>◆一〇月二八日 内務大臣から日本医師会第六回総会へ「民族衛生の施設に関する意見如何」諮問</p>	<p>◆研究に全力を捧げて(九) 日本民族の学 その処女林を拓く雑誌『民族』／『民族』の創刊に力を尽した柳田国男氏〈顔写真〉(『読売』朝 九月一日)</p> <p>◆研究に全力を捧げて(一二) 大和民族の改良・其理論と實際を説く「優生学」／優生学普及の先駆者後藤龍吉氏〈顔写真〉(『読売』朝 九月二五日)</p> <p>◆優生運動と人口食糧の調節 政府の新政策に就いて 府立第一高等女学校長市川源三氏談／第一は予防優生学、即ちレイスポイズンを予防すること、第二は精神病者、低能者畸形不具者などを隔離して生殖力を絶つ(『読売』朝 九月三〇日)</p>	<p>◆産児制限 是非人口問題調査会特別委員会／十三日午後一時半より永田町首相官邸に開催、藤村委員長長外各委員長出席 優生運動産児制限問題を議題に供しまつ川西幹事より (1)産児制限の是非に対する世論の傾向 (2)産児制限国際協議会 (3)各国における産児制限の傾向 (4)我国における産児制限運動の現況 (5)産児制限と優生問題につき詳細なる説明あり各委員より……等種々の意見陳述あり(『東京朝日』朝 七月一四日)</p> <p>◆産児制限を奨励は出来ぬ 外国の例と日本の場合で 優生問題小委員会／人口食糧問題調査会優生問題に関する小委員会</p>
<p>◆池田林儀「東京生物化学研究所」(目黒)開設</p> <p>◆米優生協会の機関誌 <i>Eugenics: A Journal of Race Betterment</i> (優生学：人類改善の機関誌) 創刊</p> <p>◆三月二五日 「花柳病予防法案」可決成立(九月一日より一部施行)／内務省衛生局予防課長高野六郎「本法の主要な目標は私娼である。その私娼をして性病治療の便宜を得せしめ彼等をして予防手段を慣用させようとするのが法の眼目である」</p> <p>◆五月一～二一日 参考館で民族衛生展覧会開催</p>	<p>◆禁酒大観」外務省情報局「米国の禁酒法問題(三)」古畑種基「酒と親子の問題」</p> <p>◆四月一日『優生學』第四年第四号 春秋生「昔の優生学的思想」日本毒学会「亡国病の一掃運動」下村海南「人口食糧問題」後藤生「科学的家系表」</p> <p>◆六月一日『優生學』第四年第六号 暉峻義等「産児調節論批判」</p> <p>◆七月一日『優生學』第四年第七号(特輯遺伝と犯罪) 後藤生「犯罪の種々相」</p> <p>◆八月一日『優生學』第四年第八号(性格異常) 後藤生「精神病と性格異常」</p> <p>◆九月一日『優生學』第四年第九号(結婚と遺伝) 駒井卓「近親婚と離婚」</p>	<p>◆一月一日『優生學』第五年第一号(第五週年紀念産児制限批判号) 後藤生「産児制限に対する史的綜合的考察」「統計集 人口漸減の兆あり」「産児制限の理論と實際」後藤龍吉「年頭謝辞」石川千代松「自然淘汰と産児制限」田中義磨「サンガー夫人との応酬」安部磯雄「産児制限は不道徳ではない」賀川豊彦「戦争防止、失業防止」山本宣治「我等の主張」</p> <p>◆二月一日『優生學』第五年第二号(特輯始祖礼讚号) 後藤生「優生学始祖」XYZ「米国に於ける結婚禁止法及生殖不能手術の現況」</p>	<p>今禁酒大観」外務省情報局「米国の禁酒法問題(三)」古畑種基「酒と親子の問題」</p> <p>◆四月一日『優生學』第四年第四号 春秋生「昔の優生学的思想」日本毒学会「亡国病の一掃運動」下村海南「人口食糧問題」後藤生「科学的家系表」</p> <p>◆六月一日『優生學』第四年第六号 暉峻義等「産児調節論批判」</p> <p>◆七月一日『優生學』第四年第七号(特輯遺伝と犯罪) 後藤生「犯罪の種々相」</p> <p>◆八月一日『優生學』第四年第八号(性格異常) 後藤生「精神病と性格異常」</p> <p>◆九月一日『優生學』第四年第九号(結婚と遺伝) 駒井卓「近親婚と離婚」</p>

年	日本優生学関連	新聞報道・見出し・記事	『優生学』・『關西醫事』
一九二六年	<p>て終刊</p> <p>◆一〇月五日 第九号より『産児調節評論』は『性と社会』に改題</p> <p>◆十一月 池田林儀 日本優生運動協会設立</p> <p>◆十一月一日 『優生運動』創刊号（一九二六年十一月）（第五卷第一号（一九三〇年一月）通卷三七号／日本優生運動協会の目的と事業 目的…日本優生運動協会は、日本人をして、将来、すべての点において、世界の第一線に立たしめることを理想として、(1)病人のない家庭、精神薄弱者のない家庭をつくること (2)体格と体質の改良を示すこと (3)長生不老の実を遂げること (4)健康増進をはかること (5)配偶者の選択に注意して結婚の改革を期すること (6)協同生活を平和円滑ならしめるため団体的組織的行動に慣らすこと (7)住み良い社会をつくること、を以て目的とす。標語―よい種子（よい両親）・よい畑（よい社会）・よい手入れ（よい教育）</p>	<p>市外に立籠る山本宣治氏／宇治町花やしきの新宅に産児調節評論社を起してパンフレットの発行を（『読売』朝二月二一日）</p> <p>◆産児制限の相談所激増 警視庁で取締の内面を発す（『読売』夕二月一日）</p> <p>◆人口問題と産児制限 政府の社会政策よりは積極的（『読売』朝五月一日）</p> <p>◆妊娠調節の相談に来る人々 中央産児調節相談所が見た最初の面白い統計（『読売』朝六月二五日）</p>	<p>伝」丘浅次郎「悪質遺伝の防止」</p> <p>◆三月一日 第二年第三号より『優生学』に改題</p> <p>◆二月一日 『優生学』第三年第一号 富士川游「異常児の教養とその取扱方の誤り」金子準二「不良少年は何処から生れる乎」</p> <p>◆三月一日 『優生学』第三年第二号 後藤龍吉「優生学とはどんな学問か 生物学や社会学、乃至遺伝学などの科学に考証して確実なものにしようとする、この科学的探求が即ち謂ふ所の優生学といふものになるので御座います」</p> <p>◆一〇月一日 『優生学』第三年第九号 川上理一「遺伝学並に眼の遺伝（五）」金子直一「優生学の起源」池田林儀「新たに起る優生運動」</p> <p>◆二月一日 『優生学』第三年第一号 川上理一「遺伝学と統計学との関係」XYZ「医師は如何なる場合に流産術を行ふ乎」</p>
一九二七年	<p>◆三月 日本癩学会創設</p> <p>◆四月五日 花柳病予防法公布</p> <p>◆七月七日 人口食糧問題調査会設置</p>	<p>◆研究に全力を捧げて（六）人類学雑誌／東京人類学会の創立者故坪井博士〈顔写真〉（『読売』朝八月二〇日）</p>	<p>◆三月一日 『優生学』第四年第三号（特輯酒害研究号）ロンブローゾー「天才に潜在せるアルコール中毒」福沢諭吉「古</p>

<p>一九二三年</p>	<p>◆三月一〇日 サンガー夫人来日 山本宣治・東京生活研究会がパンフレット (Family Limitation) 作製</p> <p>◆日本産児調節研究会設立『小家族』一号のみ発刊</p> <p>◆R・ジョンソン、P・ポペノー『応用優生学』照沼哲之助邦訳</p>	<p>◆サ夫人は条件附で上陸を許されさう (『東京朝日』朝二月二三日)</p> <p>◆実は貴族院に睨まれたサ夫人 物議の中にけふ上陸、警保局長真相を語る (『東京朝日』朝三月一〇日)</p> <p>◆産児制限問題に就いて (下) 法学博士河田嗣郎／マルサスの人口論とサンガー夫人一派の新しき運動を併せて考へ、人口問題として、同時に社会問題として此の問題を見る時には或る程度の人口制限、産児調節は正当なる理由を持ち得る。しかし…… (『東京朝日』朝三月二一日)</p>	<p>◆一月二〇日 『ユーゼニックス』創刊号 日本優生学会「宣 悦びの声を揚げて」永井潜「ユーゼニックスに就て」山本治郎平「ユーゼニックスの使命」古瀬安俊「医学上より見たる産児調節」春秋生「産児制限論の欠陥と人種改良学の立場」</p>
<p>一九二四年</p>	<p>◆七月二八(三)日 第三回国際癩学会 (仏) 全生病院長光田健輔出席、日本の癩統計・癩皮膚反応などについて発表、国際癩学会会頭に推される、会議の帰途ブルリヤ療養所を視察して十坪住宅のヒントを得る</p>	<p>◆「実行へ」移った産児調節の相談／医者 者の無知を皮肉に笑ふ 相談所長飯島銀次郎氏／下目黒に妊娠調節相談所といふものが設けられ同じく実行方法を個人的に授くることになった (『読売』朝 九月一八日)</p>	<p>◆一月一日 『ユーゼニックス』第一二二号 ダヴェンポート「先天的精神病の遺</p>
<p>一九二五年</p>	<p>◆二月一五日 『産児調節評論』創刊号(第一四卷(一九二六年五月二五日))をもつ</p>	<p>◆京大の講座をなげうち産児調節の研究 (警察側の圧迫も動機の一つか) 京都</p>	<p>◆一月一日 『ユーゼニックス』第一二二号 ダヴェンポート「先天的精神病の遺</p>

年	
<p>日本優生学関連</p>	<p>一九二二年</p> <p>二〇年五月（一九五二年）「性の衛生」「遺伝及び体質」「人種衛生」も含まれており、米国における優生学と人種秩序（異人種間結婚禁止法や断種法）に関する情報なども瞥見できる</p> <p>◆大日本学術協会発行「教育学術会」第四一巻第六号秋季倍大号「優生学諸問題の究明」</p> <p>◆六月二二日 保健衛生調査会総会で永井潜ら提出の「民族衛生ニ関スル調査ノ件」が全会一致で可決、さらに「大正十年度保健衛生調査予定事業」に「優生学及優境学と結核問題」を掲げる</p> <p>◆九月二二（二八日）第二回国際優生学会議（於ニューヨーク）</p>
<p>新聞報道・見出し・記事</p>	<p>に宣伝したい（『東京朝日』朝一〇月二日）</p> <p>◆優生学の研究 教育の改善より人間の改造 才能者の出産は少なく低能者は急激な増殖（上）理学博士五島清太郎（『東京朝日』朝二月九日）</p> <p>◆同（下）一九二二年国際優生学会第一回がロンドンで開かれて以来、之に関する各方面での研究が長足の進歩をした。（『東京朝日』朝二月一〇日）</p> <p>◆第二回万国優生学大会（上）中山啓／第一回とは違い、遺伝学・家族・人種・実行方法の四部門（『東京朝日』朝八月三一日）</p> <p>◆同（下）人種進歩の動員の中で一番重要なものは結婚関係―それに先立つ配偶者淘汰である（『東京朝日』朝九月二日）</p> <p>◆体育研究所の設立運動起る 専門学者を集めて心配な日本人の体格（『東京朝日』夕 九月二〇日）</p>
<p>『優生学』・『關西醫事』</p>	

<p>一九二〇年</p>	<p>併号で特集「遺伝と環境号」優種学を展 開</p>
<p>◆三月一〇日 大日本優生会第四回結婚 問題後援会開催 ◆五月一日 大日本優生会 優生学講演会 開催 ◆暉峻義等編『日本社会衛生年鑑』(一九</p>	<p>一九二九年</p> <p>◆六月一日 大日本優生会第一回結婚 問題後援会開催(婦女新聞社主催)市川 源三講演「結婚と遺伝」、三輪田元道「現 代の結婚制度を如何に改善すべきか」 ◆一〇月四日 大日本優生会第二回結婚 問題後援会開催(婦女新聞社主催)永井 潜講演「青年男女と性的生活」永井曰 「ユーゼニックス、即ち人種改善論者の唱 へる如く、国家が之に加はるべき必要が あり、此結婚に対する干渉を加へる、さ うして之を導くことが是非必要であると 信じる」(『婦女新聞』第一〇一九〜一〇 二三号、第一〇二六〜一〇二八号) ◆十一月四日 大日本優生会第三回結 婚問題後援会開催(婦女新聞社主催)山 内繁雄講演「結婚と悪疾遺伝」</p>
<p>◆産児制限の新運動を起こして婦人の覚 醒を促すと 新婦朝の石本恵吉男爵夫人 が熱心に抱負を語る／日本では産児制限 (バースコントロール)と優生学(ユーゼ ニックス)とを混同している、知識階級</p>	<p>下／この戦争が将来人間の素質に及ぼす べき悪影響も大なる損害として挙げねば ならぬ、戦争の生んだ悲劇に依る精神上 の大打撃、戦線に於ける兵士の受けたる 強弾病、小児の栄養不足、これらは著し く交戦国民の体質に影響し……(『東京朝 日』朝 九月一八日)</p> <p>◆学界消息／米国ロング・アイランドの 人種改良研究所長ダヴェンポート博士は ガルトン会の会頭をも兼ねている有名な 学者だが一九一〇年以来人種改良論並に 遺伝学に関する夏期講習会を開催しロー リン博士と共に大に斯学発展の為に努力 を続けている(『東京朝日』朝 五月二八 日)</p>

年	日本優生学関連	新聞報道・見出し・記事
一九一七年	<p>◆二月一六日 「大日本優生会」発足 発起人…阿部文夫・山内繁雄ほか (1)設立趣旨…教育・境遇・素質、人間の品質改良、素質の改良、結婚の改良、優生学提唱は国家の為に急務 (2)人種改良の手段として「断種」は問題にせず「結婚の改良」中心、女子教育実践（性教育・結婚指導）(3)会名・会則で「優生」「優生学」を使用、以前はユーゼニックス・民種改善学・善種学・優種学・人種改善学・人種改良学など</p> <p>◆一二月二五日 大日本優生会会報第一号発行</p> <p>◆平塚らいてう・山田わか・山川菊栄…避妊の可否を論ず『日本評論』、優生学的理由での避妊は大いに必要としつつ、一般的な避妊行為は「不道德」であり、「貞潔な妻や恋人までも娼婦同様」に扱うものと嫌悪を表した</p> <p>◆保健衛生調査会第一回報告書によると一九一八年より全国各地の代表的農村を選び、人口静態および動態事象、出産・育児風習、住民の体格、疾病（伝染病、寄生虫による地方病）、食習慣、住環境、飲料水など多岐にわたる調査が実施される</p>	<p>◆衛生教材改纂着手／高木、永井、林、横手の四博士及中川衛生局長は三十一日午後二時より文部省に渡辺図書課長及赤司普通学務局長を訪問し現行国定小学教科書中の衛生、生理に関する教材…保健調査会の決議により学問上不合理なる点を改纂せんとするものにして（『読売』朝二月一日）</p>
一九一八年	<p>◆一〇月 『廓清』第八卷第九・一〇合</p>	<p>◆精神病調査委託／内務省は近く保健調査会第八部の決定を経次第左記要項に依り精神病者の調査を委託すべく地方長官其他に通牒を發する由 一、各郡市若くは警察管内私宅監護中の精神病者及疑似患者…三、感化院、癲癲養所、瀑布所在地、行路病人収容所…四、官公私立病院脳病院官公私立病院精神病室脳病室に在院中の同上者…（『読売』朝二月一日）</p>
◆大戦四年間の犠牲（五）人間素質の低		『優生學』・『関西醫事』



## 優生学年表

西暦	日 本		米 国
1839	天保 10		<ul style="list-style-type: none"> <li>• S. モートン (Morton) が『アメリカの頭蓋骨』 (<i>Crania Americana</i>) で頭蓋骨を量って、身体的相違が人種の知能、性格特性や道徳性と関係があると主張</li> </ul>
1847	弘化 4		
1848	弘化 5 — 嘉永 元	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 森立之が『遊相医話』で癩病は父母先天の遺毒と記す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ノイズ (Noyes) はオナイダ・コミュニティを創立し (1881年まで)、彼らは複合結婚 (complex marriage) と優良種養殖 (stirpiculture) を行った</li> </ul>
1850	嘉永 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 船曳卓堂が J. J. プレンク (Plenck) の産婦人科書 (蘭訳) を翻訳した本邦初の刊本訳『婦人病論』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• L. アガシ (Agassiz) が学会で多元出生説 (異なる人種は異なる祖先から発生した) を主張</li> </ul>
1853	嘉永 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 帆足万里が『癩風弁』を著し大風子により10分の2～3は治ると記載</li> </ul>	
1854	安政 元		<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ノット (Nott) と G. グリッドン (Gliddon) が『人間のタイプ』 (<i>Types of Mankind</i>) でアフリカ系アメリカ人の頭蓋骨容積と劣性の関係を主張</li> </ul>
1857	安政 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 緒方洪庵が C. W. フーフェランド (Hufeland) の『扶氏経験遺訓』 (<i>Enchi vidion Medicum</i>) を翻訳、全30巻。明治初期に至るまで最もひろく用いられた西洋医書の一つ</li> </ul>	
1859	安政 6		
1864	元治 元	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 松本良順・山内豊城『養生法』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• テキサス州ベルトン市で強姦罪有罪の黒人が去勢され罰せられた</li> </ul>



英：イギリス      伊：イタリア      奥：オーストリア      蘭：オランダ      瑞：スイス  
 典：スウェーデン      捷：チェコ      丁：デンマーク      諾：ノルウェー      芬：フィンランド  
 仏：フランス      露：ロシア      白：ベルギー

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• T. シュワン (Schwann) が動物について細胞説を提案。前年 M. シュライデン (Schleiden) の植物の細胞説の提起に続き細胞説を確立</li> </ul>	1839
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：P. ルカ (Lucas) 『自然的遺伝に関する哲学的・生理学的論考』 (<i>Traité philosophique et physiologique de l'hérédité naturelle</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• I. ゼンメルヴァイス (Semmelweis) が産褥熱の感染症研究により消毒法を発見</li> </ul>	1847
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• H. ヘルムホルツ (Helmholtz) が神経伝達速度の測定をした</li> </ul>	1848
			1850
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：A. ゴビノー (Gobineau) 『人種の不平等についての試論』 (<i>Essai sur l'inégalité des races humaines</i>)</li> </ul>		1853
			1854
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：A. モレル (Morel) 『変質論』 (<i>Traité des dégénérescences</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. コリカー (Kolliker) がミトコンドリアを発見</li> </ul>	1857
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英：C. ダーウィン (Darwin) 『種の起源』 (<i>On the Origin of the Species</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• C. ダーウィン (Darwin) は前年に A. ウォーレス (Wallace) とリンネ学会で発表をした後、『種の起源』を発刊</li> </ul>	1859
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英：H. スペンサーが『第一原理』 (<i>Principles of Biology</i>) を出版し社会進化論を主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• G. メンデル (Mendel) がメンデルの遺伝法則をブリュン自然協会で発表した</li> </ul>	1864

優生学年表

西暦	日 本		米 国
1865	慶応元		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4/9 南北戦争終戦</li> <li>• ハワイにいるハンセン病患者の隔離対策が始まり、モロカイ島に移住させられる</li> </ul>
1869	明治2		
1871	明治4	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 文部省「医務課」設置／長與専齋局長</li> <li>• 後藤新平「壬申戸籍」</li> <li>• 8/28 「賤民廃止令」により旧賤民と平民の結婚が可能になる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• V. ウッドハル (Woodhull) 小冊子「子ども：彼らの権利と特権」(Children — Their Rights and Privileges)</li> </ul>
1872	明治5	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 緒方惟準『衛生新論』で西洋近代医学に基づく「衛生」概念が初めて表題に適用される</li> <li>• 8/ 学制公布により「養生法講義」が示され、翌9月公布の小學教則によって「養生法」は下等小学第5・4・3級で『養生法』『健全學』等ヲ用テ教師縷々口授ス」る</li> </ul>	
1873	明治6	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/1 内務省設置</li> <li>• 「悪病流行ノ節貧困者處分概則」(我国の最初の医療保護立法) 第1条の伝染病流行地への医師派遣と貧民救済は貧困者の医療保護の根拠となっている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/3 避妊・中絶、及び猥褻な資料の郵送を禁じたコムストック法 (Comstock Act) 制定 (42年の間に3600人もの逮捕者が出た)</li> </ul>
1874	明治7	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「医制」公布2条「医政ハ即人民ノ健康ヲ保護シ疾病ヲ療治シ及ヒ其学ヲ興隆スル所以ノ事務トス」</li> </ul>	
1875	明治8	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 医学教育行政を残して、衛生行政事項全般は文部省から内務省中に新設された「衛生局」に移管、初代局長長與専齋</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• コネチカット州、農業実験ステーション設立</li> </ul>
1876	明治9	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4/17 内務省警保寮、警保局と改称</li> <li>• 馬場吉人『人體問答附養生問答』で「遺傳病は父母若は其先祖の不心得にて此病毒疥癩梅毒等を醸し子孫に伝へし者なれば其罪は先人に存るなり」ほか1875～77年に約60冊の人體問答教科書が出版される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 白痴と精神薄弱者のための施設で働く医師会 (Association of Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-minded Persons) がペンシルベニア州のエルウィン訓練校にて初会議を開催</li> </ul>
1877	明治10	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10万人以上の犠牲者を出すコレラ大流行は草創期衛生行政における最大の懸案事項となる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. ダクダール (Dugdall) 『ジューク家：犯罪、貧困、病</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
	<ul style="list-style-type: none"> <li>英：J. ブルメンバッフ (Blumenbach) の論文が英語に訳された。人類をコーカサス人, モンゴル人, アメリカン, マライ人, ニグロの人種に分類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>G. メンデル (Mendel) が「植物の交雑雑種の実験」を刊行し, メンデルの遺伝法則を発表</li> <li>I. メチニコフ (Mechnikov) が白血球の貪食作用を発見</li> </ul>	1865
	<ul style="list-style-type: none"> <li>英：F. ゴールトン (Galton) 邦訳書『天才と遺伝』 (<i>Hereditary Genius</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>L. ランゲルハンス (Langerhans) が膵臓ランゲルハンス島の記載</li> </ul>	1869
<ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ帝国成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英：C. ダーウィン『人間の進化と性淘汰』 (<i>Descent of Man and Selection in Relation to Sex</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>F. ミーシャー (Miescher) が膿から核酸とタンパク質を単離しヌクレインと命名</li> </ul>	1871
	<ul style="list-style-type: none"> <li>英：C. ダーウィン『人間および動物の表情』 (<i>The Expression of the Emotions in Man and Animals</i>)</li> <li>英：W. バジヨット (Bagehot) 『自然科学と政治学』 (<i>Physics and Politics</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>G. ハンチントン (Huntington) がハンチントン病の病態を記載</li> </ul>	1872
	<ul style="list-style-type: none"> <li>諾：2/ A. ハンセン (Hansen), らい菌を発見, らいが伝染病であることを臨床上立証</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A. シュナイダー (Schneider) が有糸分裂を記載</li> </ul>	1873
	<ul style="list-style-type: none"> <li>英：F. ゴールトンが双子の研究を発表する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>W. ヒズ (His) が『発生における体形と生理の問題』 (<i>Unsere Körperform und das physiologische Problem Ihrer Entstehung</i>) を刊行し, 実験発生学分野の展開を示唆</li> </ul>	1874
		<ul style="list-style-type: none"> <li>O. ヘルトウィグ (Hertwig) がウニの受精は精子と卵の核の結合であることを観察</li> </ul>	1875
	<ul style="list-style-type: none"> <li>英：H. スペンサー (Spencer) 『社会学原理』 (<i>Principles of Sociology</i>) (~ 1896年)</li> <li>伊：精神科医 C. ロンブローゾ (Lombroso) 『犯罪人論』 (<i>L'uomo delinquente</i>) で身体的・精神的特徴によって犯罪者の確定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R. コッホ (Koch) が細菌純粋培養に成功し, 炭疽菌を発見</li> <li>W. キューネ (Kühne) がトリプシンを発見</li> </ul>	1876
<ul style="list-style-type: none"> <li>E. ヘッケル (Haeckel) と R. フィルヒョー (Virchow) が学校での進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仏：A. エスピナス (Espinas) 『動物社会』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>E. アッベ (Abbe) が顕微鏡光学理論を発展させる</li> </ul>	1877

優生学年表

西暦		日 本	米 国
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/19 内務省警保局を警視局に改める</li> <li>• 8/ 「虎列刺病予防心得」(24 箇条) 公布</li> <li>• 9/24 E. S. モース, 東京帝大で進化論を講義</li> </ul>	<p>気と遺伝に対する研究』(<i>The Jukes: A Study in Crime, Pauperism, Disease and Heredity</i>)</p>
1879	明治 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 海外からのコレラ菌の侵入遮断を目的に衛生局の諮問機関「中央衛生会」設置, 地方衛生行政制度を整備</li> <li>• 東京大学医学部講師チーゲルは, 日本で最初の大学医学部における衛生学講義を行い, 「衛生警察学」を紹介</li> </ul>	
1880	明治 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7/17 刑法 (重罪・軽罪・違警罪)・治罪法公布</li> </ul>	
1881	明治 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「流行病アル節貧民救療費支弁方」伝染病にかかった貧困者の治療は, 地方衛生費をあてるべし (地方財政への負担転嫁)</li> <li>• 1/14 内務省警視局を警保局と改称。陸軍に憲兵設置</li> <li>• 7/ C. ダーウィン『人祖論』(<i>Descent of Man and Selection in Relation to Sex</i> の部分訳)</li> <li>• 12/9 密売淫取締懲罰を警視庁及び地方官に委任</li> </ul>	
1882	明治 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 後藤昌直, ハンセン病の単行本『難病自療』発行。ハンセン病は伝染病であることを記載</li> <li>• 江守敬壽『衛生要談』で遺傳病や血族婚姻は害甚しく婚礼時は年齢健康知識品行学術財産の探索要とする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/6 中国人排除法を制定 (1934 年まで)</li> </ul>
1883	明治 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「大日本私立衛生会」発会式挙行 会頭 佐野常民, 副会頭 長與專齋, 幹事 石黒忠轟, 長谷川泰, 松山東庵, 三宅秀ら『大日本私立衛生会雑誌』創刊 (のち『公衆衛生』と改題) (～大正元年, 通巻 356 号)</li> <li>• 『大日本私立衛生会雑誌』誌上, 武昌吉「梅毒ノ蔓延ヲ防遏スルノ策」(第 6 号) にて「遺傳」という語が初見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11/13 A. ベル (Bell) は『人類における聾者の種形成に関する学術報告』(<i>Memoir upon the formation of a deaf variety of the human Race</i>) で難聴は遺伝性ゆえ, 聴覚障害者の結婚を禁止することを推奨し, 全米科学アカデミーで発表した</li> </ul>
1884	明治 17	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 長與專齋「婚姻弊害論」(大日本私立衛生会雑誌第 11 号) で癩病癩癩等の「遺傳病」には十分注意すべきであると説く</li> <li>• 高橋善雄『日本人種改良論』刊行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カリフォルニアに精神薄弱者訓練施設「ソノマホーム」(Sonoma Home) 設立</li> </ul>
1885	明治 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 9/24 違警罪即決例を定め, 警察署長に即決処分権を与える</li> <li>• 荒井作がハンセン病専門の東京衆済病院開設</li> </ul>	

ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 暦
化論教育をめぐって、ドイツ自然科学者医者会議で論争	( <i>Des sociétés animales</i> )		
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• H. フォル (Fol) がヒトデの受精の正確な観察</li> <li>• W. フレミング (Flemming) は細胞分裂の際の染色体の挙動を観察し、染色質 (chromatin) という用語を作る</li> </ul>	1879
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：E. ゴーティエ (Gauthier) 『社会ダーウィニズム』 (<i>Le darwinisme social</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ジェリノー (Gélineau) がナルコレプシーを記載</li> </ul>	1880
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：J.-L. ラネサン (Lanessan) 『生存のための闘争と闘争のための協同』 (<i>La lutte pour l'existence et l'association pour la lutte</i>)</li> <li>• 仏：E. ペリエ (Perrier) 『動物コロニーと生体の形成』 (<i>Les colonies animales et la formation des organismes</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. コッホ (Koch) が感染症の3原則を提示</li> <li>• L. パスツール (Pasteur) が炭疽菌ワクチンを開発</li> </ul>	1881
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 瑞：米国への大規模移民を危惧し、人類学と地理学のためのスウェーデン協会が人口調査を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. コッホ (Koch) が結核菌を発見</li> <li>• S. リンガー (Ringer) が生理的食塩水の使用</li> </ul>	1882
<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ヴァイスマン (Weismann) は生殖細胞において変化したものだけが次世代に遺伝すると主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 墺：L. グンプロヴィッチ (Gumplowicz) 『人種闘争』 (<i>Der Rassenkampf</i>)</li> <li>• 英：F. ゴールトン 『人間の知性とその発達』 (<i>Inquiries into Human Faculty and its Development</i>) の中で「優生学」(eugenics) という名前を付けた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. コッホがコレラ菌発見</li> <li>• E. ベネーデン (Beneden) は回虫の減数分裂における染色体削減を記載</li> <li>• A. ヴァイスマンは生殖細胞における変化のみが遺伝すると主張</li> </ul>	1883
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英：H. ジャクソン (Jackson) 『神経系の進化と解体』 (<i>Evolution and Dissolution of Nervous System</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• W. パンコースト (Pancoast) が無精子症の夫のかわりに人工授精を行う</li> </ul>	1884
<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ヴァイスマン 『遺伝について』 (<i>Über die Vererbung</i>)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• W. ルー (Roux) はカエル2細胞期の1個の細胞から個体を発生させ、実験発生学を開始</li> </ul>	1885

優生学年表

西暦	日 本		米 国
1886	明治 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 流行第1期：ドクトル・ベルツ 演説「日本人種改良論」，(大日本私立衛生会雑誌第43号)，日本で最初の人種改造論を説いた高橋義雄と加藤弘之の雑婚論争は，福沢諭吉を巻き込みながら，ベルツが決着をつけたかたちで収束した</li> <li>• 帝国大学医科大学に本邦初の精神医学講座が開かれる(初代教授 榊俣)</li> </ul>	
1887	明治 20		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国立衛生研究所(National Institutes of Health)の前身となる衛生研究室がMarine Hospital Service(MHS)内に設置される</li> </ul>
1888	明治 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12/4 密売淫取締・懲罰の府県委任を廃止(以後，刑法第425条にもとづき警察署が担当)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• V. ウッドハル『優良種養殖』(Stirpiculture)</li> </ul>
1889	明治 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/11 大日本帝国憲法発布</li> <li>• 5/ テストウイド神父ハンセン病患者救済のため神山復生病院を御殿場に設立，日本最初のハンセン病療養所</li> <li>• 後藤新平『国家衛生原理』：ダーウィン進化論は国家の衛生原理として機能しうる。「優勝者」と「劣敗者」間に生じる階級分化に起源する矛盾は，優勝者側の道徳的自制によって回避できると説いた</li> <li>• 10/18 外相大隈重信，襲撃される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• デボラ・カリカック(Deborah Kallikak)，ヴァインランド訓練施設入居(1978年まで)</li> </ul>
1891	明治 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 小田耕作が『癩病病弁妄』を著し「癩病は遺伝毒(胎毒)」とし感染説を否定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• V. ウッドハル，パンフレット『不適合者の迅速な増加』(The Rapid Multiplication of the Unfit)で優生学的な主張</li> </ul>
1892	明治 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 北里柴三郎，大日本私立衛生会附属伝染病研究所開設。福沢諭吉らが支援する</li> </ul>	
1893	明治 26		<ul style="list-style-type: none"> <li>• V. ウッドハル『人類の科学的繁殖』(The Scientific Propagation of the Human Race)</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ヴァイスマンは獲得形質の否定と生殖質連続説提起</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：V. ラプージュ「遺伝」(フランス語における優生学(ユージェニック)という語の初出)</li> <li>• 仏：E. ドリュモン(Drumont)『ユダヤのフランス』(<i>La France juive</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ホースレー(Horsley)はクレチン病がサルの甲状腺切除によって起きることを証明</li> </ul>	1886
			1887
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• W. ヴァルダイヤー(Waldeyer)が染色体(chromosome)という新語を作った</li> </ul>	1888
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英：A. ウォーレス(Wallace)『ダーウィニズム』(<i>Darwinism</i>)</li> <li>• 英：F. ゴールトン『自然的遺伝』(<i>Natural Inheritance</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• O. ミンコフスキ(Minkowski)とJ. メーリング(Mehring)がイヌの膵臓を除去して糖尿病を発症させ、膵臓と糖尿病の関係を解明</li> </ul>	1889
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 医師 W. シャルマイヤー(Schallmayer)がエッセー「文明人を襲う身体の退化」(<i>Über die drohende körperliche Entartung der Kulturmenschheit</i>)で社会問題の解決策として優生学を奨励し、婚姻届提出の際に病歴記録書の添付を提案</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• W. ヴァルダイヤーがニューロン(neuron)という用語を提案</li> </ul>	1891
<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ヴァイスマン『生殖細胞-遺伝の理論』(<i>Das Keimplasma: eine Theorie der Vererbung</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 瑞：精神科医 A. フォレル(Forel)が断種手術を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ヴァイスマンが生殖質連続説を提唱</li> <li>• E. メチニコフ(Metschnikoff)が免疫の体液説を否定し、細胞説を提起</li> </ul>	1892
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 白：E. ファンデルヴェルデ(Vandervelde)とJ. マッサー(Massart)『生物</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 北里柴三郎がペスト菌を発見</li> <li>• L. リード(Reed)はペー</li> </ul>	1893

優生学年表

西暦	日 本		米 国
1894	明治 27		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 移民制限同盟 (Immigration Restriction League) 創立</li> <li>• ハンセン病療養所がレイジアナ州カーヴィルに設立</li> </ul>
1895	明治 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11/ ハンナ・リデル, ハンセン病患者救済のため熊本県下立田に回春病院を設立</li> </ul>	
1896	明治 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 福沢諭吉が『福翁百話』(八十五)を発刊し, その中で人種改良を論じる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/18 プレッシー対ファーガソン判決。分離平等対策の理論</li> </ul>
1897	明治 30	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 6/ ハンセン病患者に関する第1回一斉調査。北海道を除き2万3660人(人口1万人に対し5.5人)</li> <li>• 10/ 第1回国際癩会議(ベルリン)に土肥慶蔵, 北里柴三郎出席, ハンセン病が伝染病であることの国際的知見が確立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 移民向け「識字テスト」法案についてクリブランド大統領が拒否権行使</li> </ul>
1898	明治 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10/ コール神父, ハンセン病患者救済のため熊本市島崎町に琵琶崎待労院を設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• C. ダヴェンポートがコールドスプリングハーバー生物学実験所所長に就任</li> </ul>
1899	明治 32	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/1 「北海道旧土人保護法」成立</li> <li>• 3/2 「内地雑居」を控え衆議院でハンセン病対策を議論</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/2 議会が Marine Hospital Service にハンセン病を調査するように指示</li> </ul>
1900	明治 33	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10/2 娼妓取締規則制定により花柳病検診実施</li> <li>• 精神病患者監護法制定, 食品衛生に関する法律公布</li> <li>• 12/ 内務省, 第2回ハンセン病患者数調査(患者数3万359人)</li> </ul>	
1901	明治 34	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 三宅秀講述『家事衛生』: 体質に強壯・虚弱の二種あり, 父祖の身体に在る弱点を子孫に伝ふるを遺伝といふ, 今日所謂遺伝病と称するは精神病癩癩盲啞其他一二の奇形なり, 結婚の際に十分家</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ロックフェラー研究所設立</li> <li>• A. カーネギー (Carnegie) は鉄鋼会社を4億2千万ドルで売却</li> </ul>



ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 暦
	的寄生と社会的寄生』 ( <i>Parasitisme organique et parsitisme social</i> ) を出版	パークロマトグラフィー法による物質分離法を発明	
	• 仏：G. ル・ボン (Le Bon) 『民族進化の心理法則』 ( <i>Les lois psychologiques de l'évolution des peuples</i> )	• F. ニッスル (Nissl) が神経細胞を特異的に染色するニッスル染色法を発見	1894
• A. プレッツ (Ploetz) 『わが民族の優秀性と弱者の保護』 ( <i>Die Tüchtigkeit unserer Rasse und der Schutz der Schwachen</i> ) の中で Eugenik (優生学) ではなく Rassenhygiene (民族衛生学) という用語を採用	• 英：K. ピアソン (Pearson) はコミュニティカレッジロンドンに「生物学測定研究所」(Department of Applied Statistics) を設立	• W. レントゲン (Röntgen) がX線を発見 • G. オリヴァー (Oliver) は副腎髄質から活性物質を抽出	1895
	• 仏：V. ラプージュ『社会選択』 ( <i>La sélection sociale</i> ) • 仏：P. ロバン (Robin), 再生連盟 (Ligue de la régénération humaine) を設立	• 平瀬作五郎がイチョウの精子を発見 • 池野成一郎がソテツの精子を発見	1896
		• E. ブフナー (Buchner) が酵母抽出液でアルコール発酵に成功し、生気論を否定 • F. ホフマン (Hoffman) がアスピリンの合成に成功	1897
		• T. ボヴェリ (Bover) がウマ回虫染色体削減を観察 • C. ゴルジ (Golgi) がゴルジ体を発見	1898
		• S. ネイヴァシン (Navashin) は植物の重複受精を発見し、胚乳細胞は3倍体であると結論	1899
• 鉄鋼財閥のF.クルップ (Krupp) の資金による懸賞論文コンテストの1等をシャルマイアの論文「諸民族の生命過程における遺伝と淘汰」が獲得し、1903年に出版		• H. ド・フリース (De Vries), C. コリンス (Correns), E. チェルマック (Tschermak) によるメンデルの遺伝法則の再発見	1900
	• 英：K. ピアソンが <i>Biometrika</i> を発刊 • 英：メンデルの研究は英語に訳され、発表された	• H. ド・フリースが突然変異 (mutation) という用語を使用 • 外山亀太郎がカイコの形	1901

優生学年表

西暦	日 本		米 国
		筋を選んだりとして、十分に己を慎まざれば子孫に遺伝病を胎すが如き不祥を来すことあり	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 6/ C. ダヴェンポート「雑種の分岐についてのメンデル法則」(Mendel's Law of Dichotomy in Hybrids)</li> </ul>
1902	明治 35	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12/1 「國勢調査に関する法律」制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カーネギー財団とカーネギー研究所設立</li> <li>• MHS が再編され Public Health and Marine Hospital Service と改称する</li> <li>• ハンセン病の調査報告により、21州に278人の患者がおり、その内186人が米国で感染したと判断された。72人しか隔離されていなかったため、ハンセン病病院の増設が提案された</li> </ul>
1903	明治 36	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11/8 日本體育會に於いて國勢調査施行準備研究會總會が開かれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アメリカ育種家協会 (American Breeders Society) 設立</li> <li>• 国立標準局設立</li> </ul>
1904	明治 37	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 肺結核予防令</li> <li>• 10/ 大澤謙二は『社会的衛生體質改良論』で去勢術を紹介した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/19 C. ダヴェンポートがカーネギー財団からの基金で実験進化研究所 (Station for Experimental Evolution) をニューヨーク州コールドスプリングハーバーで設立し、初代所長に就任</li> </ul>
1905	明治 38	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11/ 渋沢栄一が提唱して「癩予防相談会」を開催。ハンナ・リデル「日本における癩患者を如何にすべきや」光田健輔「癩患者に対する処置について」講演。その席上、窪田静太郎内務省衛生局長は「癩予防法政府案」の用意を示唆</li> <li>• 森田忠諒『通俗家庭衛生學』で「健全の身體にあらざれば健全の知識がやどりませぬ」とユベナリウス論を引用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• インディアナ州 精神的欠陥者・遺伝病患者・アルコール依存症患者の結婚禁止、上記に該当しない者でも結婚する際に健康証明書提出が義務化される</li> </ul>
1906	明治 39	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/24 「癩予防法ニ関スル件」法案が山根正次代議士より衆議院に提出、可決されたが貴族院の議決を見ず不成立</li> <li>• 4/ 内務省、第3回ハンセン病患者一斉調査(患</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ケロッグ (Kellogg) がミシガン州バトル・クリークで人種改善財団 (Race Betterment Foundation) を設立</li> </ul>

ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 暦
		質がメンデル遺伝することを発見 (1906年刊行) • 高峰讓吉が結晶アドレナリンを抽出	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：E. デ ユ ク ロ (Duclaux) 『社会衛生学』 (<i>L'hygiène sociale</i>)</li> <li>• 英：A. ガロド (Garrod) はアルカプトン尿症がメンデル遺伝をすることを発見</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• W. サットン (Sutton) が次世代の減数分裂時、遺伝形質は各相同染色体によって独立に配分されるという染色体説を提示</li> <li>• F. ホフマイスター (Hofmeister) と E. フィッシャー (Fischer) はタンパク質はアミノ酸が重合してできると提唱</li> </ul>	<b>1902</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• W. シェルマイアー「諸民族の生命過程における遺伝と淘汰」 (<i>Vererbung und Auslese im Lebenslauf der Völker</i>)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• I. パプロフ (Pavlov) が条件反射の実験に成功</li> <li>• W. ヨハンセン (Johansen) が純系種を選抜しても環境による変異が起こることを見だし純系説を提唱</li> </ul>	<b>1903</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. プレッツら編集『民族・社会衛生学 — 民族・社会衛生学雑誌』 (<i>Archiv für Rassen- und Gesellschafts-Biologie einschließlich Rassen- und Gesellschafts-Hygiene</i>) 創刊 (1944年まで)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：フランス社会衛生連合 (<i>Alliance d'hygiène sociale</i>) 設立, 第1回社会衛生会議</li> <li>• 仏：A. ピナル (Pinard) 『女子校における道徳的・実用的教育』 (<i>Éducation morale et pratique dans les écoles des filles</i>)</li> <li>• 英：ユニバーサルシティカレッジロンドンにゴルトン研究所が設立された</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ブレイクスリー (Blakeslee) が菌類の有性生殖の存在を発見</li> <li>• H. デール (Dale) は神経伝達物質アセチルコリンを発見</li> </ul>	<b>1904</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 6/22 A. プレッツと E. リューディン (Rudin) がベルリンでドイツ民族衛生学会 (<i>Deutsche Gesellschaft für Rassenhygiene</i>) を設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：精神発達遅滞児識別のため、ビネー・シモン知能尺度が完成された</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• W. ベーツソン (Bateson) が遺伝の連鎖現象を発見</li> </ul>	<b>1905</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• E. ヘッケルと A. カルトホッフ (Kalthoff) がドイツ一元論者同盟 (<i>Deutscher Monistenbund</i>) (1933年解散) を創立し、反キ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英：K. ピアソンがゴルトン国民優生学研究所所長に就任</li> <li>• 諾：J. ミューン (Mjøen)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• W. ベーツソンが新生物学分野として遺伝学 (<i>Genetics</i>) を提唱し、対立遺伝子、ホモ接合体、ヘテ</li> </ul>	<b>1906</b>

優生学年表

西暦	日 本	米 国
	<p>者数2万3815人、人口1万人に対し5人)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 4/10 雑誌『人性』創刊 (~ 1918/12/1)</li> <li>• 10/ イギリス大使、重症ハンセン病患者の行き倒れを見、外務省に施策の貧困を語る。療養所開設の契機となる</li> <li>• 下田歌子『女子の衛生』で「早婚は子孫に虚弱白痴の者を出し、最も遺傳しやすいのは精神病神経病である、殊に大刑犯罪者の血統遺傳に注意すべし」と説く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アメリカ育種家協会に優生学委員会設置 (1910年委員会を課に格上げする)</li> <li>• 白痴と精神薄弱者のための施設で働く医師会はアメリカ精神薄弱研究協会 (American Association for the Study of the Feeble-minded) に改称</li> </ul>
1907	<p>明治40</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/19 法律第11号「癩予防ニ関スル件」が公布される (1909/4/1より施行)</li> <li>• 緒方正清『婦人の家庭衛生』で「婦人の真価意義は能く妊娠し能く児を挙ぐるにある、婦人としては生殖機能の完全した者が一番貴く其機能の益々旺盛なのが必要である」と説く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• インディアナ州で米国初の断種法が可決 (三人の医者によって不治と診断されたら、州立施設で収容され、「犯罪者、白痴、強姦犯、痴愚」の断種が許された)。1907~1917年他の15州も法制化</li> <li>• 日米紳士協定 (Gentleman's Agreement) により日本人の入国が制限</li> </ul>
1908	<p>明治41</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 米心理学者 H. ゴダード (Goddard) 仏人のビネー・シモン知能尺度を導入し、ニュージャージー州の精神薄弱少年少女訓練施設で実施</li> <li>• 最初の「優良赤ちゃんコンテスト」(Better Babies Contest) がルイジアナ州で実施</li> </ul>
1909	<p>明治42</p> <p>流行第2期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ 『人性』(第5巻2号~6巻2号)が「ダルウィン記念生誕百年記念祭」と名著『種の起源』出版五十年を特集。主幹富士川游、永井潜、加藤弘之「精神的及び社会的進化」、藤井健治郎「進化論と倫理的研究」、丘浅次郎「國體の生存競争」らが各々の視点でダーウィンの進化論を語る</li> <li>• 4/1 「癩予防ニ関スル件」施行、大阪、香川、熊本、東京、青森の五カ所に連合府県立癩療養所を設立 (ベッド数1050床)</li> <li>• 大澤謙二『通俗結婚新説』でスイスの断種と去勢術を紹介し、「結婚を禁ぜらるゝ者は同時に子を作る可き能力をも奪却されねばならぬ、是れ去勢術の必要なる所以」と断種法の基本的枠組みを示した</li> <li>12/ 第二回国際癩会議 (ノルウェー、ベルゲン)。北里柴三郎ら出席 (デンマークのA・レルス博士、日本のハンセン病政策を批判)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カリフォルニア州で断種法制定、施設の収容者が対象。後の1913年と1917年にさらに改定される</li> <li>• C. ダヴェンポート『人間社会に関する遺伝の影響』(<i>Influence of Heredity on Human Society</i>)</li> <li>• C. ダヴェンポートは年報の中で「ヒトの遺伝の実験的コントロールは不可能であり、実験進化ステーションの研究課題としては適切性に欠け除外すべき」と述べる</li> <li>• この年以降、優生学が大学カリキュラムに積極的に取り入れられる</li> </ul>
1910	<p>明治43</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 海野幸徳は『日本人種改造論』を発表し、日露戦争に勝利した日本が、欧米諸国との生存競争に打ち勝つためには、ゴルトンの「逆淘汰」の考</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 梅毒の原因発見により、精神薄弱と梅毒との関係を強調、隔離政策が拡大する</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
リスト教的世界観, 自然科学至上主義, 優生思想を宣伝	が Vinderen Biological Laboratory という民間の研究機関を開設	ロ接合体等の用語を提唱 • A. アルツハイマー (Alzheimer) がアルツハイマー病を記載	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英: 優生学協会が設置された (1926 年優生協会に改称, 1989 年にゴルトン協会に改称する)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. ハリソン (Harrison) がカエル中枢神経の培養に成功</li> <li>• C. ダヴェンポート (Davenport) 夫妻がヒトの目の色がメンデル遺伝をすることを証明</li> <li>• A. グルストランド (Gullstrand) は視像と光の屈折の関係を明らかにした</li> </ul>	1907
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏: ビネー・シモンが知能尺度の改訂版で精神年齢を導入した</li> <li>• 諾: J. ミューンがオスロ大学で開催されたノルウェー医師会で民族衛生プログラムの概略を述べる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• G. ハーディ (Hardy) と W. ワインベルグ (Weinberg) はそれぞれ独立に, 個体集団の中での遺伝子構成の変化速度についてハーディ・ワインベルグの法則を提唱</li> </ul>	1908
<ul style="list-style-type: none"> <li>• ドイツ民族衛生学会は会員を白人または北方人種 (ノルディック) に限定した</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英: 4/26 『優生学評論』 (<i>Eugenics Review</i>) がロンドンの Eugenics Education Society により創刊</li> <li>• 英: F. ゴルトン 『優生学におけるエッセー』 (<i>Essays in Eugenics</i>) 出版</li> <li>• 英: A. ガロド 『先天性代謝異常』 (<i>Inborn Errors of Metabolism</i>) 発刊</li> <li>• 典: 民族衛生協会設立</li> <li>• 瑞: スウェーデン人種衛生協会設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• G. シュル (Shull) がトウモロコシの品種改良を行う</li> <li>• F. ヤンセン (Janssen) が減数分裂時の相同染色体間の交鎖を発見</li> <li>• W. ヨハンセン (Johansen) が遺伝子 (gene) という用語を提唱</li> </ul>	1909
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 典: R. ラルソン (Larsson) がメンデル協会を設立</li> <li>• 瑞: メンデル協会設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• T. モーガン (Morgan) はショウジョウバエの遺伝研究で白目系統が伴性遺伝で</li> </ul>	1910

優生学年表

西暦		日 本	米 国
		え方を基礎に、優生学研究と優生政策の実施が必要であると主張した	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ハリマン (Harriman) 夫人の支援で C. ダヴェンポートが優生記録局を組織、副局長に H. ロフリン (Laughlin) が就任</li> <li>• 『米国育種家雑誌』 (<i>American Breeders Magazine</i>) を発刊</li> </ul>
1911	明治 44	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/6-10/ ドレスデンで萬國衛生博覧会開催、日本から内務省・文部省・陸軍・海軍が共同出品した</li> <li>• 丘浅次郎は「民主改善学の実際価値」(『人性』第7巻5号)で、eugenicsには善種学とか優良種族学とか人種改良学などの訳語があるが、「民種改善学」を採用し生物学上の理を人類社会に応用すると述べた</li> <li>• 海野幸徳は『興国策としての人種改造』で「若し不具者悪質者のみを残留し、身心の健全なるものは悉く戦争に従事し戦場の露と消えたならば、我国は白痴の日本帝国、精神病者の日本帝国、聾啞者の日本帝国と言ふことになったであらう」と述べた</li> <li>• 沢田順次郎『民種改善模範夫婦』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アイオワ州断種法法制化(最も厳しい内容)</li> <li>• 優良児コンテスト(アイオワ州、～1949年、AES後援、後に優良家族コンテスト(Fitter Families Contest)に発展する)</li> <li>• C. ダヴェンポート邦訳書『人種改良学』(<i>Heredity in Relation to Eugenics</i>)</li> <li>• 優生学記録機関誌『優生学記録紀要』(<i>Eugenics Record Office Bulletin</i>) 発刊</li> </ul>
1912	明治 45 — 大正 元	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7/24-30 第1回萬国人種改良会議を動物学会誌278号で紹介</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 9/ H. ゴダード『カリカック家の人々——精神薄弱者の遺伝的研究』(<i>The Kallikak Family: A Study in the Heredity of Feeble-mindedness</i>) その後1916, 1919, 1935, 1939年と版を重ねる</li> <li>• C. ダヴェンポート『人の発達における遺伝と環境』(<i>Trait Book</i>) 発刊</li> </ul>
1913	大正 2		<ul style="list-style-type: none"> <li>• C. ダヴェンポート「優生学に照らして結婚の選択を制限する州法」(<i>State Laws Limiting Marriage Selection Examined in the Light of Eugenics</i>)</li> <li>• メリーランド州法：白人と黒人の異人種間結婚を「永久禁止・破廉恥罪」とする</li> </ul>
1914	大正 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4/ 第1区府県立癩療養所全生病院院長光田健輔が大正博覧会にハンセン病治療成績写真を出品、注目される</li> <li>• 内務省衛生局技師氏原佐蔵『民族衛生学』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ハーヴァード、コロンビア、コーネル、ブラウン大学などで優生学講義開講</li> <li>• 米国育種家協会は米国遺伝学会 (<i>American Genetic Association</i>) と改称</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
	(スウェーデン初の遺伝学協会)	あることを発見 • P. エールリッヒ (Ehrlich) が梅毒の治療薬サルバルサンを合成	
	• 英: F. ゴールトン死去。ロンドンでゴールトンの寄付金により優生学教授職が設立された	• F. ラウス (Rous) がニワトリ肉腫はビールス性であることを発見 • W. ロバートソン (Robertson) が染色体のロバートソン融合を発見 • A. カレル (Carrel) はニワトリ結合組織の培養に成功	1911
• O. ユリウスブルガー (Juliusburger) が犯罪者・精神病者の強制断種を主張	• 7/24-30 第1回萬國人種改良会議 (於ロンドン) • 9/24-30 第1回国際優生学会議 (International Congress of Eugenics) (於:ロンドン) • 仏: フランス優生学協会 (Société française d'Eugénique) 設立 • 瑞: 精神障害者の結婚を禁止する法を制定	• A. カレルがニワトリ胚の細胞培養・継代培養法を確立 • F. ホプキンズ (Hopkins) がビタミンの存在を発見	1912
• E. フィッシャー (Fischer) 『レホボターの混血者と人類における混血問題』 ( <i>Die Rehobother Bastards und das Bastardierungsproblem beim Menschen</i> )	• 仏: C. リシェ (Richet) 『人為選択』 ( <i>La sélection humaine</i> ) • 英: 精神薄弱法 (Mental Deficiency Act) 「精神薄弱者」や「道徳的欠陥者」の断種が法制化されなかったが、登録と施設隔離が決められた	• E. イースト (East) と R. エマーソン (Emerson) はトウモロコシの形質が多遺伝子性であり、生育環境によって多様化することを発見	1913
• H. ゴダード著のドイツ訳 <i>Die Familie Kallikak: Beiträge zur Kinderforschung und Heilerziehung</i> (1912年米国欄参照)		• C. リットル (Little) は組織移植拒否が遺伝的要因であるとした	1914





ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西暦
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 典：知的障害，精神病患者などの結婚禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• F. トウオート (Twort) がファージを単離</li> <li>• 山際勝三郎と市川厚一がウサギの耳にタールを塗布して化学物質による発癌に成功</li> </ul>	1915
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 諾：オスロ大学で遺伝研究所が設立，R. フォークト (Vogt) が所長</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• H. マラー (Muller) がショウジョウバエで遺伝的干渉現象発見</li> </ul>	1916
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• E. マクカラム (MacColum) らがビタミン A を発見</li> <li>• T. モーガンが「遺伝子説」(The Theory of the Gene) を発表</li> </ul>	1917

優生学年表

西暦	日 本	米 国
1918	<p>大正 7</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 大日本優生会会報第2号発行（婦女新聞社内に顧問部設置）</li> <li>• 10/ 第1区府県立癩療養所全生病院長光田健輔，草津湯ノ沢部落（ハンセン病者の集落）において希望者十数名に断種手術を実施</li> <li>• 10/ 『廓清』8巻9・10合併号で特集「遺伝と環境号」，優種学を展開</li> <li>• 1918年より全国各地方の代表的農村を選び，人口静態，出産・育児風習，体格，疾病，食習慣，住環境など多岐にわたる調査実施（保健衛生調査会第一回報告書）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P. ポペノー（Popenoe）と R. ジョンソン（Johnson）邦訳書『応用優生学』（<i>Applied Eugenics</i>）</li> <li>• ゴールトン協会設立</li> <li>• F. バトラー（Butler）「ソノマホーム」所長就任後，男子隔離から断種政策へ変更</li> </ul>
1919	<p>大正 8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/27 「精神病院法」「結核予防法」「トラホーム予防法」制定</li> <li>• 4/ 内務省，第4回ハンセン病患者一斉調査（患者数1万6261人，人口1万に対し2.91人，ベッド数1430床，入所者数1491人）</li> <li>• 6/11 大日本優生会第1回結婚問題後援会開催（婦女新聞社主催）市川源三講演「結婚と遺伝」，三輪田元道「現代の結婚制度を如何に改善すべきか」</li> <li>• 10/4 大日本優生会第2回結婚問題後援会開催（婦女新聞社主催）永井潜講演「青年男女と性的生活」</li> <li>• 永井曰「ユーゼニックス，即ち人種改善論者の唱へる如く，国家が之に加はるべき必要があり，此結婚に対する干渉を加へる，さうして之を導くことが是非必要であると信じる」（婦女新聞第1019～1023号，1026～1028号）</li> <li>• 11/14 大日本優生会第3回結婚問題後援会開催（婦女新聞社主催）山内繁雄講演「結婚と悪疾遺伝」</li> <li>• 12/19-20 内務省保健衛生調査会に出席したハンナ・リデルほか私立宗教病院長らは，断種には反対しながらもハンセン病患者の出産を認めない発言を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• C. ダヴェンポート『海軍軍人：遺伝と発達』（<i>Naval Officers: Their Heredity and Development</i>）</li> <li>• 2/6-11 労働組合がシアトルゼネラルストライキを決定，これを契機に優生学者らの反南・東欧移民感情が高まる</li> </ul>
1920	<p>大正 9</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1920年代は，優生学の研究体制づくりと啓蒙運動が盛んになった最盛期である</li> <li>• 6/ 日本遺伝学会創立</li> <li>• 9/ 内務省保健衛生調査会，ハンセン病予防対策（1万床計画，不良患者収容の国立療養所設立。自由療養区設置，行政官庁の措置権限，家族の生活援護など）を決議</li> <li>• 10/1 第1回国勢調査実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 優良家庭コンテスト（カンザス州トピカ市）始まる</li> <li>• 断種手術3233件（そのうち2016件，すなわち63%はカリフォルニア州で行われた）</li> <li>• R. ストッダード（Stoddard）『白人優位社会に逆らう有色人種の増加』（<i>The Rising Tide of Color Against White Supremacy</i>）発刊</li> </ul>
1921	<p>大正 10</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 沢田順次郎『妊婦及避妊の新研究』にて避妊は一種の流行病であり，これを予防するには出産を奨励し，国民に父母たる義務をつかさねることが肝要であると主張</li> <li>• 6/22 保健衛生調査会総会で永井潜ら提出の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/19 ヨーロッパからの移民を制限する緊急時限立法が通過</li> <li>• 9/22-28 第2回国際優生学会議（於：ニューヨーク）</li> </ul>

ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 暦
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11/ ドイツは第一次世界大戦に敗北し、革命の結果、君主制から共和制（ヴァイマル共和国）に移行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英：3/26 M. ストープス (Stopes) 邦訳書『結婚愛』(<i>Married Love or Love in Marriage</i>) で避妊について言及</li> <li>• M. ストープス 邦訳書『賢明な親の性生活』(<i>Wise Parenthood: a Book for Married People</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• H. シュペーマン (Spemann) がイモリ胚の原口上唇の胚形成能を発見し、組織誘導現象の研究の起点となる</li> <li>• H. マラーはショウジョウバエにおいて平衡致死現象を発見</li> </ul>	1918
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 8/11 ヴァイマル憲法制定。第120条「子どもを肉体的・精神のおよび社会的に有能なものになるように教育することは、両親の最高の義務であり、かつ自然の権利であって、その実行については国家共同社会がこれを監督する」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 典：3/ H. ルンドボルグ (Lundborg) が展覧会を企画（於：ストックホルムほか4都市）、ノルディック人種の優越を唱え、同年展覧会の写真集『スウェーデンの人種タイプ』(<i>Svenska folktyper</i>) 発刊</li> <li>• 伊：イタリア遺伝学・優生学協会 (Società Italiana di Genetica et Eugenia) 設立</li> <li>• 仏：第一次大戦のため休止していたフランス優生学協会、活動を再開</li> <li>• 白：ベルギー優生学協会 (Société belge d'eugénique) 設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• C. ブリッジズ (Bridges) がショウジョウバエの染色体重複を発見した</li> </ul>	1919
<ul style="list-style-type: none"> <li>• K. ビンディング (Binding) と A. ホッヘ (Hoche) 邦訳書『「生きるに値しない命」とは誰のことか』(<i>Die Freigabe der Vernichtung lebensunwerten Lebens</i>)</li> <li>• 6/ 戸籍法改正により、婚姻届出予定者に婚前医学検査のパンフレット配布を義務付け</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：第一次大戦のため休止していたフランス優生学協会、活動を再開</li> <li>• 瑞：スイス断種法制定</li> <li>• 露：ロシア優生学協会がペトログラードとモスクワで2つの支部を開く</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• T. ツンベルグ (Thunberg) が細胞内における酸化過程を発見</li> <li>• A. ヒル (Hill) が筋肉による熱の産生について明らかにした</li> </ul>	1920
<ul style="list-style-type: none"> <li>• E. バウル (Baur), F. レンツ (Lenz), E. フィッシャー『人間遺伝学・民族衛生学概説』(<i>Grundriss der menschlichen Erblichkeitslehre und Rassenhygiene</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英：3/17 M. ストープスがロンドンで最初の産児制限クリニックを開設</li> <li>• 英：11/9 マルサス連</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• F. バンティング (Banting) らがインシュリンの分離</li> <li>• O. ワールブルグ (Warburg) が呼吸酵素を発見</li> </ul>	1921

優生学年表

西暦	日 本	米 国
	<p>「民族衛生ニ関スル調査ノ件」が全会一致で可決、さらに「大正十年度保健衛生調査予定事業」に「優生学及優境学と結核問題」を掲げる</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11/10 M. サンガーがアメリカ産児制限同盟 (American Birth Control League) を設立、ニューヨーク市にて、初めての産児制限会議を開催</li> <li>• ルイジアナ州のハンセン病療養所が連邦政府の管理下に</li> </ul>
1922	<p>大正 11</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 沢田順次郎『実際に於ける避妊および産児制限の新研究』では「第1に生活苦を救い、第2に虚弱、若しくは病弱なる婦人を救い、第3に夥しく生まる貧児、若しくは病児の出産を止めて、優良種を造る上から、新マルサス主義を宣伝する」と論調を一転させている</li> <li>• 3/10 M. サンガーが来日し、各地に産児調節研究会発足、山本宣治と東京生活研究会がパンフレット (Family Limitation) 作製</li> <li>• 日本産児調節研究会設立、『小家族』1号のみ発刊</li> <li>• R. ジョンソン, P. ポペノー『応用優生学』照沼哲之助邦訳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 合衆国の優生学委員会設立</li> <li>• 優生記録局 H. ロフリン『米国における優生学的断種』(Eugenical Sterilization in the U. S.) 米国の断種法を調査し、断種モデル法案作成</li> </ul>
1923	<p>大正 12</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 7/28-31 第3回国際癩学会 (仏) 全生病院長光田健輔出席、日本の癩統計、癩皮膚反応などについて発表。国際癩会議会頭に推される。会議の帰途ブルリヤ療養所を視察して、十坪住宅のヒントを得る</li> <li>• 8/ 『らい患者の告白』発行 (発病当初の苦心、病気を隠蔽する苦心、将来に対する希望等各療養所患者の告白を収録したもの)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ウィッガム (Wiggam)『新・科学の十戒』(The New Decalogue of Science) 米ベストセラー</li> <li>• C. ダヴェンポートがコールドスプリングハーバー生物学実験所所長退任</li> </ul>
1924	<p>大正 13</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/20 後藤龍吉による日本優生学会が『ユーゼニックス』創刊 (1925年3/より『優生学』に改称し1943年3/まで刊行)</li> <li>• 荻野久作が『日本産婦人科学会雑誌』に「排卵ノ時期、黄体ト子宮粘膜ノ周期的変化トノ関係、子宮粘膜ノ周期的変化ノ周期及び受胎日ニ就テ」を発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/20 ヴァージニア州が人種統合法 (Racial Integrity Law) を制定し、結婚時には人種登録証明書を要求</li> <li>• 同日同州 精神薄弱者の断種を実施する法律制定 米30州で、精神的欠陥者の結婚を禁止する法律が議会を通過した</li> <li>• 5/26 『出身国別移民制限法案』可決 Johnson-Reed Immigration Act</li> <li>• 全米断種手術数 5922 件</li> </ul>
1925	<p>大正 14</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/ 日本 MTL (The Mission to Lepers) 発足 (1969年に日本基督教救癩協会と改称)</li> <li>• 4/ 衛生局長通達で癩療養所入所基準が拡大され、有資力者も入院できるようになる。</li> <li>• 11/ 内務省ハンセン病患者一斉調査 (患者数1万5351人。人口1万に対し2.27人、入所者数2176)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 優生学委員会がアメリカ優生協会 (American Eugenics Society [AES]) に改称し、1973年に社会生物学研究のための協会 (Society for the Study of Social Biology) に改称</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
	<ul style="list-style-type: none"> <li>盟がロンドンで産児制限クリニックを開設</li> <li>伊：イタリア王立衛生協会 (Reale Società Italiana D'Igiene) 設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>C. ブリッジズはショウジョウバエの一倍体を発見</li> <li>F. バンティングと C. ベスト (Best) はインシュリンの精製</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>典：ウプサラ大学に民族生物学研究所 (Statens institut för rasbiologi) 設立 (H. ルンドボルグ所長)</li> <li>伊：ローマでイタリア衛生・保険・社会扶助研究所 (Istituto Italiano di Igiene, di Assicurazione et de Assistenza Sociale) 設立</li> <li>露：優生学局 (Bureau of Eugenics) がロシア科学アカデミー (Russian Academy of Sciences) の下に設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>F. バンティングらは精製したインシュリンによって糖尿病患者の治療に成功</li> <li>R. フォイルゲン (Feulgen) と H. ローゼンベック (Rosenbeck) が DNA の特異染色方法の確立</li> <li>C. ブリッジズがショウジョウバエで染色体転座を発見</li> </ul>	1922
<ul style="list-style-type: none"> <li>大学で初めての優生学講座 (F. レンツ教授) がミュンヘン大学に置かれる</li> <li>医師 G. ベーターズ (Boeters) が「劣等者」の断種を合法化する法案をザクセン州政府に送る</li> <li>大インフレーション</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>奥：オーバーエスターライヒ民族衛生協会 (Oberösterreichische Gesellschaft für Rassenhygiene) 設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>T. スベドベリ (Svedberg) が超遠心機を開発</li> <li>A. スタートバント (Sturtevant) がモノアラガイの渦巻きの母系遺伝を発見</li> </ul>	1923
<ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツ各地に民営の結婚相談所が開設されはじめ、優生思想や性と生殖に関する助言を与える</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仏：国民社会衛生局 (Office national d'hygiène sociale) の設立</li> <li>蘭：オランダ精神衛生協会 (Nederlandsche Vereniging ter Bevordering van Geestelijke Volksgezondheid) 設立</li> <li>奥：ウィーン人種保護協会 (Wiener Gesellschaft für Rassenpflege) 設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>H. ベルゲー (Berger) がヒトの脳波測定に成功</li> <li>C. チャイルド (Child) が胚発生や再生における勾配説を提起</li> </ul>	1924
<ul style="list-style-type: none"> <li>M. グラント著のドイツ訳 <i>Der Untergang der grossen Rasse</i></li> <li>優生学の啓蒙組織としてドイツ民族改良・遺伝啓蒙同盟 (Deutscher Bund für Volksaufartung und Erbkunde) が設立される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジュネーブ議定書締結 (生物・化学兵器の使用を禁止)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>F. バーンシュタイン (Bernstein) は ABO 式血液型が対立遺伝子によって決定されることを提唱</li> <li>O. マイヤホフ (Meyerhof) が筋肉抽出液</li> </ul>	1925

優生学年表

西暦	日 本		米 国
		人, ベッド数 2308 床)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P. ポペノー『現代の結婚』(<i>Modern Marriage</i>)</li> <li>• 全米断種手術数 6244 件</li> <li>• 7/10-21 テネシー州で「進化論」教育を禁止する「スコープス裁判」(通称, モンキー裁判)</li> </ul>
1926	大正 15 — 昭和 元	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11/ 池田林儀「日本優生運動協會」設立「よい種子(よい両親)・よい畑(よい社会)・よい手入れ(よい教育)／日本人をして, 将来, すべての点において, 世界の第一線に立たしめることを理想として, 1. 病人のない家庭, 精神薄弱者のない家庭をつくること 2. 体格と體質の改良を示すこと 3. 長生不老の実を遂げること 4. 健康増進をはかること 5. 配偶者の選択に注意して結婚の改革を期すること 6. 協同生活を平和円滑ならしめるため團體的組織的行動に慣らすこと 7. 住み良い社会をつくることを以て目的とす」</li> <li>• 11/1 池田林儀『優生運動』創刊号～第5巻第1号(1930年1/)刊行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• E. ガスニー(Gosney)が人類改善財団設置(Human Betterment Foundation)設置, 1928年に法人化</li> <li>• 弁護士 C. ダロー(Darrow)が「優生学カルト」(“Eugenics Cult”)という記事で優生学が「非常識で恥知らず」であると批判</li> <li>• AES『優生学問答集』(<i>A Eugenics Catechism</i>)</li> <li>• AESが教会説教コンテストを企画, 1928年にも実施</li> </ul>
1927	昭和 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/ 日本癩学会創設</li> <li>• 4/5 花柳病予防法公布</li> <li>• 7/7 人口食糧問題調査会設置</li> <li>• 10/28 内務大臣から日本医師会第6回総会へ「民族衛生の施設に関する意見如何」諮問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/2 最高裁「バック対ベル訴訟」(<i>Buck v. Bell</i>)判決, 1924年断種法の合憲性が認められ, 「3世代にわたる精神薄弱は断種を正当化するのに十分な理由である」とされた</li> <li>• 以後, 1920年代末までに24州が断種法を制定</li> <li>• 全米断種手術数 8515 件</li> </ul>
1928	昭和 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 池田林儀「東京生物化学研究所」(目黒)開設 修繕医学, 社会医学, 優生学の3領域</li> <li>• 7/ 人口食糧問題調査会人口部特別委員会の調査項目の中で, 優生問題について永井潜, 永井享, 福田徳三の三委員からなる小委員会が審議開始する</li> <li>• 永井潜「結婚に際して健康証明書を必要とする法規」と「絶種的手術を必要に応じて認容する法規」の制定を主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アメリカ優生協会の機関誌『優生学：人類改善の機関誌』(<i>Eugenics: A Journal of Race Betterment</i>)創刊</li> </ul>

ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 暦
<p>(1931年にドイツ民族衛生学会と合併)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ヒトラー (Hitler) 『わが闘争』 (<i>Mein Kampf</i>) 第一巻出版, その中で反ユダヤ主義, 優生思想, 対外膨張政策などを鼓吹</li> </ul>		<p>による解糖反応の発見</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• W. フォークト (Vogt) が両生類胚の原基図を作成</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ プロイセン州で公営の結婚相談所の開設が奨励され, 結婚予定者に健康証明書を交付し始める</li> <li>• 米国のロックフェラー財団はドイツの優生学者・優生学関係の諸研究所に資金援助を開始</li> <li>• A. ヒトラー 『わが闘争』 第二巻</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：婚前健診法制化キャンペーン開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• T. モーガンがショウジョウバエ染色体地図を作製</li> <li>• J. サムナー (Sumner) がウレアーゼの結晶化に成功</li> <li>• 黒沢英一はジベレリンを発見</li> </ul>	1926
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ 「性病撲滅法」の制定：性病患者の性交渉や結婚に刑罰を科す</li> <li>• 9/15 カイザー・ヴィルヘルム人類学・人間遺伝学・優生学研究所 (Kaiser-Wilhelm-Institut für Anthropologie, menschliche Erblehre und Eugenik) がベルリンに開設される (E. フィッシャー所長)。優生学部門の主任教授 H. ムッカーマン (Muckermann) [カトリック系] は隔離収容と任意断種による遺伝病者の繁殖阻止を主張</li> <li>• カトリック社会福祉のカリタス研究所 (フライブルク) の J. マイヤー (Mayer) [倫理神学者] は精神病者の隔離収容と強制断種を主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：P. シカール (Sicard) 『社会衛生学原理』 (<i>Principes d'Hygiène sociale</i>)</li> <li>• 蘭：国際優生学協会連合会議 (International Federation of Eugenics Societies conference) (於：アムステルダム)</li> <li>• 奥：H. クナウス (Knaus) が周期避妊法を発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• H. マラーが X 線による人為突然変異の誘発</li> <li>• I. アベル (Abel) がインシュリンの結晶化に成功</li> <li>• S. アシュハイム (Aschheim) が妊婦尿中から生殖腺刺激ホルモンを発見</li> </ul>	1927
<ul style="list-style-type: none"> <li>• ミュンヘンのカイザー・ヴィルヘルム精神医学研究所 (E. リューディン所長) がロックフェラー財団の資金によって新築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 瑞：ヴォー州で断種法法制化</li> <li>• 丁：世界性改革同盟 (Weltliga für Sexualreform) 設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• F. グリフィス (Griffith) が肺炎双球菌の形質転換を発見</li> <li>• E. ハイツ (Heitz) が真正染色質 (euchromatin) と異質染色質 (heterochromatin) という用語を提案</li> <li>• F. ヴェント (Went) がオーキシンを発見</li> </ul>	1928

優生学年表

西暦	日 本	米 国
1929	昭和 4 <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生省「資源調整法」(人的資源・物的資源)</li> <li>3/ 法律第 10 号, 「癩予防ニ関スル件」改正 (療養所長の懲戒検束権, 国立療養所患者費用の国庫負担)</li> <li>4/ 『レプラ誌』(佐谷有吉主幹), 大阪帝大皮膚病研究所より創刊</li> <li>P. ポペノー・R. ジョンソン『応用優生学』原澄次の邦訳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>E. ガスニーと P. ポペノーが『人類改善のための断種』(<i>Sterilization for Human Betterment</i>) を発刊</li> <li>全米断種手術数 10877 件</li> <li>カリフォルニア州 6225 件の断種手術実施</li> <li>1920 年代末までには 24 州で断種法制定</li> <li>C. ダヴェンポートらが『ジャマイカにおける混血』(<i>Race Crossing in Jamaica</i>) を出版</li> <li>11/ 世界恐慌はじまる</li> </ul>
1930	昭和 5 <ul style="list-style-type: none"> <li>1/ 池田林儀, 資金難により『優生運動』廃刊(5 巻 1 号)</li> <li>3/ 内務省, ハンセン病患者一斉調査(1 万 4261 人, 人口 1 万人に対し 2.21 人, 入所者 3261 人)</li> <li>4/ 第 3 回日本癩学会(会長/ 遠山郁三, 大阪)</li> <li>4/8 厚生省資源局「総動員基本計画綱領」で人間が「資源」である以上, 良質かつ豊富であることが求められる</li> <li>厚生省(内務省衛生局・同社会局・通信省簡易保険局が移管, 体力局・衛生局・予防局・社会局・労働局・臨時軍事援護部・保険院を設置) 予防局に予防課(結核・トラホーム・ハンセン病・性感染症・寄生虫病) / 防疫課(急性感染症) / 優生課(精神障害・慢性中毒・脚気・癌担当)</li> <li>厚生省・木戸「優生政策の必要性」人的資源の確保・人口国策の一環・健兵健民政策など戦時国家政策</li> <li>11/ 国立癩療養所長島愛生園設立(園長・光田健輔, 定員 400)</li> <li>11/30 「日本民族衛生学会」永井潜が理事長に就任し, ドイツの A. プレッツ『民族衛生学の基本方針』(1895 年)を強調</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>衛生研究所(Public Health Service)は, 国立衛生研究所(National Institute of Health)と改称</li> <li>アメリカ優生学協会会員数がピークを迎え, 約 2500 人に</li> <li>P. ポペノーがアメリカ家族関係研究所(American Institute of Family Relations)を設立(結婚・遺伝カウンセリング)</li> <li>P. ポペノーらが『カリフォルニアにおける優生学的断種に関する調査研究集— 6000 件の事例評価について』(<i>Collected Papers on Eugenic Sterilization in California: A Critical Study of Results in 6000 Cases</i>)を発行</li> </ul>
1931	昭和 6 <ul style="list-style-type: none"> <li>1/ 国立癩療養所患者懲戒検束認可公布</li> <li>3/ 癩予防協会設立(初代会頭, 渋沢栄一)</li> <li>3/23 日本民族衛生学会機関誌『民族衛生』創刊</li> <li>4/ 法律第 58 号, 癩予防法全面的改正(絶対隔離主義の採用, 入所費をすべて無料化, 無癩県運動始まる)</li> <li>6/ 日本精神衛生協会発会式(三宅鉦一会長)</li> <li>7/25 日本精神衛生協会主催の歓迎晩餐会で R. ジョンソン(Johnson)が「米国各地に於いて実施しつつある精神薄弱者に対する断種の状況」講演など</li> <li>9/ 満州事変, 関東軍が満州を支配下に収める(翌年満州国建国)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全米断種手術数 12145 件</li> <li>この年までに 30 州で強制断種実施</li> </ul>



ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 暦
<ul style="list-style-type: none"> <li>カリフォルニア州の断種手術実施がナチ断種政策のモデルとなる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>丁：デンマークで断種法法制化（1985年まで）</li> <li>芬：知的障害，精神病患者などの結婚禁止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>A. フレミング (Fleming) が青カビから抗生物質ペニシリンを発見</li> <li>K. ローマン (Lohman) らが ATP を発見</li> <li>R. トライオン (Tryon) がラットの迷路学習能力の選抜に成功</li> </ul>	1929
<ul style="list-style-type: none"> <li>10/15 ドイツ民族改良・遺伝啓蒙同盟が機関誌『優生学— 遺伝学・遺伝保護』(<i>Eugenik: Erblehre, Erbpflege</i>) 創刊（1933年まで）</li> <li>E. ガスニーと P. ポペノー著 <i>Sterilization for Human Betterment</i> の K. ブカーディ (Buchardi) による独訳 <i>Sterilisierung zum Zwecke der Aufbesserung des Menschengeschlechts</i> が刊行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>英：R. フィッシャー (Fisher) 『自然選択の遺伝学的理論』(<i>The Genetical Theory of Natural Selection</i>)</li> <li>ヴァチカン：12/31 ローマ教皇ピウス 11 世の回勅「カステイ・コンヌビイ」(<i>Casti connubii</i> 貞節な結婚) が消極的優生学 (特に断種)，人工妊娠中絶，産児制限を非難</li> <li>仏：4/ 第 8 回キリスト教結婚会議 (マルセイユ) 優生学とは「生殖に伴うさまざまな責任について考察するよう促すもの」であり「キリスト者にとっても重要なもの」であると主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R. フィッシャー (Fisher) が集団遺伝学の数学的基礎についての『自然選択の遺伝学的理論』(<i>The Genetical Theory of Natural Selection</i>) を出版</li> <li>J. ノースロップ (Northrop) がペプシンの結晶化に成功</li> <li>A. デベデフ (Devedeff) が干渉顕微鏡を開発</li> </ul>	1930
<ul style="list-style-type: none"> <li>5/20 プロテスタント社会福祉の内国伝道中央委員会の優生学専門会議は，決議の中で「生きるに値しない生命」の抹殺や強制断種の主張に強く反対したが，任意断種を容認する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>O. マイヤホフらが筋肉解糖系に ATP が必須であることを発見</li> <li>A. ブテナント (Butenandt) が雄性ホルモンを結晶化</li> <li>C. スターン (Stern) がショウジョウバエ相同染色体間における交叉を発見</li> </ul>	1931

優生学年表

西暦		日 本	米 国
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10/11 日本民族衛生第1回学術大会開催（於東大医）永井潜会長特別講演「断種法の過去及び現在」</li> </ul>	
1932	昭和 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11/20 日本民族衛生学会第2回学術大会開催（於東大医）永井潜特別講演「民族の混血に就て」</li> <li>• 12/ 国立療養所栗生楽泉園開設（所長／古賀嘉一，定員15人）</li> <li>• 日本学術振興会設立</li> <li>• 陸軍軍医学校が防疫研究室（石井機関の中枢）を新設，石井，部員となる</li> <li>• 背陰河に「東郷部隊」発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• E. コックス（Cox）が『白いアメリカ—世界的な視点から見た米国の人種問題』（<i>White America: The American Racial Problem as Seen in a Worldwide Perspective</i>）を發刊</li> <li>• 3/22-23 第3回国際優生学会議（於：ニューヨーク）</li> <li>• 公衆衛生局によるタスキギー梅毒実験を開始，ジョージア州の黒人男性を対象とし，1972年まで続く</li> <li>• 全米断種手術数16066件</li> </ul>
1933	昭和 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ 第65回帝国議会に初めて「民族優生保護法案」提出</li> <li>• 池田林儀「京城日報」主筆兼編集局長招聘</li> <li>• 6/ 日本民族衛生学会，優生結婚相談所を白木屋に開設する</li> <li>• 10/ 内務省の人口問題研究会，財団法人となる</li> <li>• 11/14-12/17 日本民族衛生学会，日本赤十字社と共催で結婚衛生展覧会開催（芝公園赤十字博物館）</li> <li>• 齋藤茂三郎「優生學的滅種の合法性について」（<i>Human Sterilization</i>）（『民族衛生』2巻2号188-198頁），ドイツにも送られた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 人類改善財団が『人間の断種』（<i>Human Sterilization</i>）というパンフレットを出版し，国内外に広く配布</li> <li>• アメリカ精神薄弱研究協会は發達障害学会（<i>American Association on Mental Deficiency</i>）に改称</li> </ul>
1934	昭和 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/ 第65議会に日本民族優生保護法案提出（荒川・池田秀雄）するが審議未了</li> <li>• 4/2-3 日本民族衛生学会第3回学術大会開催（東大工）永井潜特別講演「断種法の反対に反対する」</li> <li>• 日本の民族衛生学会，断種法を起草</li> <li>• 5/24 ブラジルが優生学に基づき日本人移民数を厳しく制限する法律を制定</li> <li>• 11/ 第5回日本癩学会（会長／村田正太，演題</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• C. ダヴェンポートが実験進化学研究所所長を退任</li> <li>• 全米断種手術数20063件</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 6/6 ナチス的プロテスタントのドイツ的キリスト者信仰運動が「無能者・低価値者から民族を守ることを含む基本原則を採択</li> <li>• 7/2 プロイセン州保健審議会〔委員：K. ボンヘッファー (Bonhoeffer) ほか〕が採択した「自発的な優生断種」の立法化を求める原則に従って、プロイセン断種法案が作成された</li> <li>• 内国伝道の優生問題常設委員会と同法案への賛成を表明</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• O. ワーブルグと W. クリスチャン (Christian) が<sup>3</sup>フラビン酵素を発見</li> <li>• M. ノル (Knoll) と E. ルスカ (Ruska) が電子顕微鏡の原型を考案した</li> <li>• F. ゼルニケ (Zernike) が<sup>3</sup>位相差顕微鏡を開発</li> </ul>	<b>1932</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/30 ヒトラーを首相とするナチス政権の成立</li> <li>• 6/1 失業者減少法：女性の仕事を無職の男性に譲る</li> <li>• 同日：「結婚貸付金助成法」好ましい人種の若者に助成金を提供</li> <li>• 7/14 遺伝病子孫予防法（強制断種を含むナチス断種法）制定（1934年1/1施行）</li> <li>• 7/14 と 9/29 「帝国世襲農場法」「ドイツ農民新形成に関する法」制定</li> <li>• 8/30 カトリック司教協議会が遺伝病子孫予防法反対を決議</li> <li>• 11/3 ドイツ政府とカトリック司教団とは一定の免除項目（隔離、生命の危険、10歳未満）をもって遺伝病子孫予防法に合意</li> <li>• 11/24 危険常習犯罪者法制定、去勢を認める</li> <li>• 12/ プロテスタント系のヴェストファーレン地区告白教会が遺伝病子孫予防法賛成を決議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヴァチカン：5/12-13 ローマ教皇庁の新聞『オッセルヴァトーレ・ロマーノ』が「危険な優生計画」を非難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ティセリウス (Tiselius) が電気泳動によって物質の分離方法を開発</li> </ul>	<b>1933</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/ カトリック司教協議会の議長 A. ベルトラム (Bertram) 枢機卿が説教壇告知で、断種の申請は許されないと強調</li> <li>• 5/31 プロテスタント系の告白教会が「バルメン宣言」を発表し、ナチズムを批判</li> <li>• カトリック系社会福祉の『カ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 典：5/18 スウェーデン断種法制定（遺伝病者ではなく、精神病者・精神発達障害者を対象にした）</li> <li>• 第11回国際優生学連盟大会（於：チューリヒ）の決議：欧米諸国に優生政策の採用を勧め、</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• H. バウワー (Bauer) が<sup>3</sup>唾腺染色体は多糸染色体であることを発見</li> <li>• 反遺伝学を掲げたルイセンコ学説が出される</li> </ul>	<b>1934</b>

優生学年表

西暦	日 本		米 国
		<p>92, 大阪)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 11/22, 12/21 保健衛生調査会の民族衛生に関する特別委員会にて優生法案を審議</li> </ul>	
1935	昭和 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ 日本民族優生保護法案上程 審議未了</li> <li>• 3/ 内務省, ハンセン病患者一斉調査 (1万 5371人)</li> <li>• 10/ 国立療養所星塚敬愛園設立 (園長 / 林文雄, 定員 300 人。沖縄から 129 人, 奄美群島より 119 人収容)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ネブラスカ州, すべての該当者に対して精神薄弱者登録と断種証明なき場合結婚証明書は出さないことを法制化した</li> <li>• カーネギー研究所は外部委員会を設置し, 優生学記録局による優生学研究を糾弾した</li> <li>• 全米断種手術数 23166 件</li> <li>• 生物学者 H. マラー (Muller) が『夜の外へ — 生物学者の見た未来』 (<i>Out of the Night: A Biologist's View of the Future</i>) で優生政策による社会革命の必要性を断言, 社会主義者。ソビエト連邦科学アカデミーなどで遺伝学研究後, 1940 年米帰国</li> </ul>
1936	昭和 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ 内務省は官公立癩療養所長, 所属府県衛生課長会議でらい根絶 20 ヶ年計画を決定</li> <li>• 7/ 日本学術振興会 (以下学振) 内に国民体力問題考査委員会発足</li> <li>• 10/ 癩療養所長会議, 長島事件に鑑み不穏ハンセン病患者取締りに関する陳情書提出・特殊収容所設置, 処遇徹底などを内務・司法大臣に建議</li> <li>• 満州医科大学の田崎亀夫, 死刑前の「匪賊」に行った鼠蹊リンパ肉芽腫症の接種実験を論文で発表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ボストンの精神科医 A. マイヤーツン (Meyerson) は不品行や性格的な短所の理由で行う断種手術は信頼に足る科学の根拠がないと主張。</li> <li>• ドイツのハイデルベルク大学が H. ロフリンの「人種浄化の科学」の活動を評価し, 名誉博士号を授与</li> <li>• 全米断種手術数 25403 件</li> </ul>

ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 曆
<p>リタス年報』でF. ケラー (Keller) 教授 [倫理神学] が民族衛生による人種改良と神の国の拡大を強調</p>	<p>ドイツ代表団はナチス断種法を宣伝</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 諾：ノルウェー断種法制定</li> <li>• 瑞：G. ミュルダール夫妻 (Myrdal) が『人口問題危機』 (<i>Kris i befolkningsfrågan</i>) で不適格者の断種を奨める</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 6/26 ナチス断種法を改訂し、断種該当妊婦の中絶を合法化</li> <li>• 9/15 ニュルンベルク諸法制定：1 帝国公民法：ユダヤ人から国籍以外の諸権利を剥奪。2 血液保護法制定：ドイツ人とユダヤ人の結婚・性的交渉を禁止</li> <li>• 9/ 多子家族児童扶助令が出され、遺伝病のない多子家族に補助金</li> <li>• 10/18 婚姻健康法制定：婚前の医学検査を義務付け、遺伝病者の結婚を禁止</li> <li>• 12/12 H. ヒムラー (Himmler) 親衛隊長官の主導下にレーベンスポルン協会が設立され、優秀ゲルマン民族の増殖を図る</li> <li>• 国際人口学会大会 (於：ベルリン) でナチス系の民族衛生学者たちの宣伝活動が成果を収める</li> <li>• O. フェルシュアー (Verschuer) がフランクフルトの遺伝生物学研究所の所長就任</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 仏：フランスなどカトリック諸国によりメキシコで国際ラテン優生学協会連合 (Fédération Internationale latine des sociétés d'eugénique) 設立</li> <li>• 仏：A. カレル (Carrel) 『人間、この未知なるもの』 (<i>L'homme, cet inconnu</i>)</li> <li>• 芬：フィンランドとダンチヒで断種法制定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• E. クレンク (Klenk) がテイ-サックス病は患者の脳に蓄積するガングリオシドが原因と同定</li> <li>• W. スタンレー (Stanley) がタバコモザイクウイルスの単離と結晶化に成功</li> <li>• C. ブリッジズが唾腺染色体の遺伝子マップを作成</li> </ul>	1935
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/28 プロテスタントの告白教会がヒトラー宛の建白書において反ユダヤ主義を非難</li> <li>• 9/ ヒトラーがナチ党大会で、職業婦人よりも多産の専業主婦を民族に有益として称賛</li> <li>• 9/13 親衛隊ヒムラー長官が親衛隊員は4人以上の子を作るべきこと、子のない親衛隊員夫婦は価値ある人種の養子を迎えるよう要請</li> <li>• 11/4 ミュンヘンの大司教 M. v. ファウルハーバー (Faulhaber) がヒトラーと会談し、断種問題での原則的反対と实际的妥協を示唆</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12 回国際優生学組織連合会議 (International Federation of Eugenics Organizations Conference) 開催 (於：オランダのシェフェニンヘン)</li> <li>• エストニア：断種法制定</li> <li>• ヴァチカン：8/11 ローマ教皇庁の教理聖省が断種を共通善に反する不正なものとして非難</li> <li>• 英：自発的安楽死合法協会のもとで法案が国会に提出され、否決される</li> <li>• 英：米国の生物学者 H. マラーの本『夜の外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. スターン (Stern) がショウジョウバエの体細胞における染色体乗換えを発見</li> <li>• E. モニス (Moniz) が精神病者にロボトミー手術を施行</li> <li>• J. ビットナー (Bittner) はマウスの乳癌は母乳を介してビールス様因子によって感染することを発見</li> </ul>	1936

優生学年表

西暦	日 本		米 国
1937	昭和 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/4 第70回帝国議会で民族優生保護法案を提出するが、議題とならず</li> <li>• 3/31 母子保護法案公布</li> <li>• 7/ 学振内の国民体力問題考査委員会に優生学部委員会設置（永井潜委員長就任）</li> <li>• 8/ 第71回帝国議会で優生課に関わる建議提出される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• W. ドレーパー（Draper）によるパイオニア財団（Pioneer Fund）が設置され、優生学研究を支援</li> <li>• 全米断種手術数 27869 件</li> </ul>
1938	昭和 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/11 厚生省誕生・「衛生省」構想をめぐり内務省と陸軍省との間で主導権争いが続く中、その折衷案として誕生した。国民体力の国家管理こそが厚生省の設置の主たる目的、予防局に優生課設置</li> <li>• 1/25 第73回帝国議会で民族優生保護法案提出</li> <li>• 3/ 国立公衆衛生院設置（ロックフェラー財団の寄付で）</li> <li>• 4/20 予防局優生課が民族衛生協議会開催し断種法制定問題を協議</li> <li>• 11/16 民族衛生研究会（優生課内）発会趣意書にて遺伝素質の改善による国民の平均素質の向上をめざす</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/16 米国安楽死協会（Euthanasia Society of America）設立</li> <li>• P. ポペノーと E. ガスニー『カリフォルニアにおける28年の断種』（<i>Twenty-eight Years of Sterilization in California</i>）1939年増版</li> <li>• 全米断種手術数 30690 件</li> </ul>
1939	昭和 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 731 部隊、陸軍科学研究所・関東軍技術化学兵器班と合同で化学兵器の人体実験</li> <li>• 6/18 第2回民族衛生協議会にて満場一致で「断種法」の制度が可決</li> <li>• 池田林儀「報知新聞」編集局長</li> <li>• 7/28 厚生大臣諮問機関として国民体力審議会発足（保健衛生調査会・体育運動審議会・国民体力管理制度調査会を統合）、国民体力管理法と優生断種法案の提出準備が目的</li> <li>• 8/ 国立人口問題研究所設立</li> <li>• 10/ 国立癩療養所東北新生園設立（園長、鈴木立春、定員 400 人）</li> <li>• 12/ 第2（民族優生法案）特別委員会答申案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• カーネギー財団は優生記録局を閉鎖</li> <li>• 優生記録局は遺伝記録局と改名され、記録はミネソタ大学のダイト研究所に保管（現在アメリカ哲学協会に）</li> <li>• 全米断種手術数 33035 件</li> </ul>
1940	昭和 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/15 「癩予防法中改正案」が政府提出される。現行「癩予防法」を改正し断種可能とする法案であるが審議未了により不成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• この年までに『遺伝学ジャーナル』における優生学の記事は 235 件、（『サイエン</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
<ul style="list-style-type: none"> <li>• E. バウルら『人類遺伝学と民族衛生』(<i>Menschliche Auslese und Rassenhygiene</i>) 発刊</li> </ul>	<p>へー生物学者の見た未来』が出版(米国 1935 年参照)</p>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/14 ナチズムの人種崇拜を激しく非難し、神から与えられた人権の不可侵性を強調するローマ教皇ピウス 11 世のドイツ語回勅「深き憂慮に満たされて」(<i>Mit brennender Sorge</i>) がヴァチカンで作成され、21日に発表</li> <li>• A. ヒトラーがラインラント雑種(独人と仏黒人兵士間の子ども)の断種命令を出す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第 1 回ラテン優生学会議 (<i>Premier Congrès latin d'engénique</i>) (於: パリ)</li> <li>• 国際人口会議 (於: パリ) でナチの科学者と彼らを批判する者との間に人種に関する激しい対立が生じた</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• T. ドブジャンスキー (<i>Dobzhansky</i>) が『遺伝および種の起源』(<i>Genetics and the Origin of Species</i>) を出版</li> <li>• A. ブレイクスリー (<i>Blakeslee</i>) と A. アベリー (<i>Avery</i>) がコルヒチンによる倍数体作成に成功</li> <li>• P. ゴーラ (<i>Gorer</i>) が実験用マウスで組織適合性抗原を発見</li> </ul>	1937
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/13 ドイツはオーストリアを併合</li> <li>• 11/9-10「水晶の夜事件」(ナチス突撃隊の扇動でドイツ全土のユダヤ人商店などの破壊, 暴行)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. マクリントック (<i>McClintock</i>) は染色体の架橋-切断-融合-架橋サイクルについて記述</li> <li>• E. エリス (<i>Ellis</i>) と M. デルブリュック (<i>Delbrück</i>) がファージの生活史を解明</li> <li>• 藪田貞治郎がジベレリンの結晶化</li> </ul>	1938
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 8/18 内務省が全国の医師・助産婦に 3 歳以下の重度障害児の申告を義務付け、やがて約 5000 人の幼児が殺される(「子供の安楽死」)</li> <li>• 10/ 9/1 付けでヒトラーの署名した秘密安楽死作戦委任状が医師 K. ブラント (<i>Brandt</i>), 総統官房長官の P. ブーラー (<i>Bouhler</i>) に手渡される(不治とみなされた精神病者, 知的障害者を多数殺害。暗号名「T4 作戦」)。開発されたガス殺はユダヤ人虐殺に転用された。安楽死作戦実施以降も断種政策は縮小して続行</li> <li>• 10/28 親衛隊長官ヒムラーが婚外子出産の許可状を親衛隊全員に送付</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• W. エンゲルハルト (<i>Engelhardt</i>) と M. リュビモヴァ (<i>Lyubimova</i>) がミオシンの ATP アーゼ活性を発見</li> <li>• A. ティセリウスと E. カベイト (<i>Kabat</i>) が抗体は血清の <math>\gamma</math> グロブリンであることを示した</li> <li>• E. クナップ (<i>Knapp</i>) と H. シュライバー (<i>Schreiber</i>) が突然変異をひきおこす紫外線の効力は核酸の吸収スペクトルに一致することを発見</li> </ul>	1939
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7/9 内国伝道中央委員会副議長 P. ブラウネ (<i>Braune</i>) 牧師がヒトラー宛建白書で安楽死作</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヴァチカン: 12/2 ローマ教皇庁の教理聖省がナチの非生産的生命の</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• H. フロリー (<i>Florey</i>) と H. チェイン (<i>Chain</i>) がペニシリンの抽出と精製に成功</li> </ul>	1940

優生学年表

西暦	日 本	米 国
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/1 国民優生法制定 (1941年7/1 施行): 任意断種のみ許容, 強制断種の条項は凍結</li> <li>• 5/ 山内豊紀ら, 731部隊にて20人の中国人捕虜にコレラワクチン投与実験を実施</li> <li>• 11/ 厚生省ハンセン病患者一斉調査 (1万5763人)</li> </ul>	<p>ス』には1940年までに40件)となり, 米国優生学の中心的な学術雑誌となる</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• P. ポペノー『現代の結婚』(<i>Modern Marriage</i>) 新版</li> <li>• 全米断種手術数 35878 件</li> </ul>
1941	昭和16 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/-2/ 谷村一治軍医少佐ら「駐蒙軍冬季衛生研究」実施, 8人の中国人捕虜を虐殺</li> <li>• 2/ 回春病院が閉鎖されて, 患者58人が九州療養所に収容される</li> <li>• 5/ ハンセン病患者の集住地, 草津湯ノ沢部落解散式, 患者全員楽泉園に収容</li> <li>• 6/ 731部隊の安達実験場でペストノミ爆弾の人体実験が行われる</li> <li>• 7/ 公立療養所6カ所, 国立移管となり多磨全生園・松岡保養園・邑久光明園・大島青松園・菊池恵楓園・宮古南静園と改称</li> <li>• 11/ 日本軍, 常德を生物兵器で攻撃</li> <li>• 11/-12/ 精神病院院長事務打合会で国民優生法施行に関する件について指示事項</li> <li>• 12/ 日本軍, 真珠湾・コタバル・香港を攻撃。太平洋戦争はじまる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 『レディース・ホーム・ジャーナル』(<i>Ladies Home Journal</i>)にてポペノーの結婚相談コラムを初掲載</li> <li>• R. ジョンソンは9つの性格特徴をはかる検査 (Johnson Temperament Analysis) を作り, 結婚カウンセリングで使用</li> <li>• A. モンターギユ (Montagu) は『遺伝ジャーナル』において人種という概念は「無意味」であると主張</li> <li>• 全米断種手術数 38087 件</li> </ul>
1942	昭和17 <ul style="list-style-type: none"> <li>• シンガポールに9420部隊が設置される</li> <li>• 5/-8/ 日本軍, 浙贛作戦で生物兵器を使用</li> <li>• 8/ 731部隊長が石井から北野政次に交代</li> <li>• 12/ 治癩薬セファランチン治療開始 (1945年使用中止)</li> <li>• 731部隊青酸ガスの人体実験で捕虜を虐殺</li> <li>• 満州医科大学解剖学教室で「最も新鮮にして健康なる北支那人成人男性脳」を用いた人類学的研究を実施 (~1943年)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• アメリカ産児制限連盟 (American Birth Control League) は米国家族計画連盟 (Planned Parenthood Federation of America) に改名</li> <li>• 9/14 E. ガスニー死去, 人類改善財団が解体</li> </ul>
1943	昭和18 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 4/ 奄美和光園, 大島三方村に設立 (園長 / 保田耕。開園式1944年3/。定員100人)</li> <li>• 731部隊で50人の中国人捕虜にチフスワクチン実験</li> <li>• 731部隊安達実験場で炭疽爆弾人体実験</li> </ul>	



ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 暦
<p>戦の中止を要請</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7/25 内国伝道の福祉施設ベーテル（入所者約 3000 人）の役員会が施設長 F. v. ボーデルシュヴィング（Bodelschwingh）牧師の指導下に安楽死命令への不服従を決定</li> </ul>	<p>殺害を非難</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福田宗一がカイコ前胸腺とアラタ体による脱皮と変態を解明</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>8/3 ミュンスター司教 C. v. ガーレン（Galen）が説教壇から安楽死作戦を激しく非難。前月に検察と警察に同趣旨の告発状を提出</li> <li>8/24 ヒトラーは安楽死作戦の中止を指示する一方、内密に続行</li> <li>11/ プロテスタントの教会指導者会議がヒトラー宛建白書でユダヤ人殺害と精神病者殺害に抗議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仏：ユダヤ問題総監督局（Commissariat général aux questions juives）設立</li> <li>仏：フランス人間問題研究財団〔カレル財団〕（Fondation française pour l'étude des problèmes humains）創設</li> <li>典：スウェーデン断種法が改訂され、犯罪者、不適格者、反社会的な者が対象に含まれる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>G. ビードル（Beadle）と E. テータム（Tatum）がアカパンカビを用いて一遺伝子一酵素説を発表</li> <li>A. クーン（Coons）らは蛍光免疫組織法を開発</li> <li>K. マター（Mather）はポリジーンを発見</li> <li>F. リップマン（Lipmann）が高エネルギーリン酸化の概念を提唱</li> </ul>	1941
<ul style="list-style-type: none"> <li>2/ ナチス幹部がヴァンゼー会議でヨーロッパ・ユダヤ人の根絶（ユダヤ人問題の「最終解決」）を策定</li> <li>7/ ヒトラーがドイツ軍人と占領地の女性との間に生まれた子の保護を命令し、レーベンスボルンは占領地 5 カ国に産院や児童施設を設置（好ましい孤児も収容）</li> <li>レーベンスボルンとナチス民族福祉団はポーランドの孤児を本国に送り、異民族幼児の「ドイツ化」を図る</li> <li>ノルウェーにレーベンスボルンの産院 5 カ所、児童養護施設 3 カ所を開設し、優秀北方人種の増殖を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>仏：12/16 母体・新生児の保護に関する法律制定、婚前検診の義務化</li> <li>英：J. ハクスリー（Huxley）『進化——新しい総合』（<i>Evolution: the Modern Synthesis</i>）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>F. ストラウブ（Straub）がアクチンを発見</li> <li>R. ショーエンハイム（Schoenheime）は同位元素を使って、代謝や代謝回転などを理論化した</li> <li>S. ルリア（Luria）と T. アンダーソン（Anderson）がビールの電子顕微鏡写真撮影に成功</li> <li>G. スネル（Snell）は近交系ネズミを作成し、移植拒否の遺伝を研究</li> </ul>	1942
<ul style="list-style-type: none"> <li>7/16 ヴュルテンベルク州教会の T. ヴルム（Wurm）監督がヒトラーに建白書を送り、ユダヤ人殺害を非難し、神から与えられた人権の不可侵性を強調</li> <li>9/ この時点までのレーベンスボルンの全産院での出産数は約 5000 人、終戦まで出産数合計</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>A. クラウド（Claude）はリボソームを発見</li> <li>G. ファジェット（Faget）はハンセン病特効薬プロミンを発見</li> <li>S. ワクスマン（Waksman）らがストレプトマイシンを発見</li> </ul>	1943

優生学年表

西暦		日 本	米 国
1944	昭和 19	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12/ 国立駿河療養所設立（軍事保養院主管の傷痍軍人癩療養所（所長，高島重孝。1945年6月開所）</li> </ul>	
1945	昭和 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/-6/ 九州帝国大学医学部の石山福二郎教授ら，8人の米軍捕虜に実験手術を行い殺害</li> <li>• 8/6 米軍，広島に原爆投下</li> <li>• 8/9 米軍，長崎に原爆投下</li> <li>• 8/15 日本敗戦</li> <li>• 9/-10/ 米陸軍化学戦部隊のM.サンダース軍医中佐，来日し日本軍の生物兵器開発について調査，GHQ，石井とその研究者たちに戦犯免責を保証</li> <li>• 10/ 選挙法改正，ハンセン病患者参政権を取得</li> </ul>	
1946	昭和 21	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4/ 東大薬学科石館守三教授，ハンセン病の特効薬プロミン合成に成功。多磨全生園と東大皮膚科で試用</li> <li>• 11/ 「国立癩療養所」が「国立療養所」に改称</li> <li>• 12/ ニュルンベルク国際軍事法廷で「医師裁判」始まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設においてハンセン病患者が選挙権を得た</li> <li>• ニューヨーク州で1776名の医師による自発的安楽死合法化委員会が設立</li> </ul>
1947	昭和 22	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/ プロミン治験開始（長島愛生園）</li> <li>• 4/ プロミン治験（多磨全生園）</li> <li>• 5/3 裁判所法施行法第1条「明治23年法律第106号，大正2年法律第9号，昭和10年法律第30号，昭和13年法律第11号及び違警罪即決例はこれを廃止する」</li> <li>• 7/ 吉富製薬プロミン発売。全国ハンセン病患者，プロミン予算獲得闘争委員会を結成し予算化を首相，厚生大臣，衆参厚生委員会に陳情</li> <li>• 9/ 栗生楽泉園，「特別病室」糾弾事件起こる。栗生楽泉園患者，特別病室の廃止を主張し，国会，政府に受け入れられる</li> </ul>	
1948	昭和 23	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7/13 「優生保護法」制定（9/11施行）。強制断種・強制中絶を含む。身体的・経済的理由，強姦理由の中絶を合法化，対象疾患にハンセン病を含む。胎児条項なし（障害胎児を理由とする中絶は</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P. ポベノーらが『結婚へ向けて』（<i>Looking Toward Marriage</i>）を出版</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
<p>約1万人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 10/17 古プロイセン合同告白教会総会が老人・患者・異人種の殺害への抗議を含む「第5戒の解釈」を採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• S. ルリアと M. デルブリック (Delbruck) は細菌の突然変異を発見</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ フランスにレーベンスボルの産院1カ所を開設</li> <li>• 7/20 軍部内の秘密抵抗組織によるヒトラー暗殺未遂事件</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• O. アベリー (Avery) らが遺伝子は DNA であることを実証</li> </ul>	1944
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4/30 ヒトラー自殺</li> <li>• 5/7-8 ナチ・ドイツの降伏。ドイツは米英仏ソの4大国に占領される</li> <li>• 10/19 ドイツ福音主義教会 (プロテスタント) のシュトゥットガルト罪責宣言</li> <li>• 11/20 ニュルンベルク裁判開廷 (1946年9/まで)。ナチ・ドイツの最高指導者たちが、平和に対する罪、戦争法規に反する罪、人道に対する罪を裁かれる</li> <li>• ドイツ敗戦までの断種被害者数約40万人、障害者・精神病患者など安楽死作戦犠牲者数約20万人、ユダヤ人犠牲者約600万人</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• E. レーヴィス (Lewis) はショウジョウバエにおいて位置効果を発見</li> </ul>	1945
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 11/21 ニュルンベルク医師裁判開廷 (1947年8/20まで)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. レーダーバーグ (Lederberg) と E. テータムが細菌の遺伝的組換えを証明</li> <li>• F. ブロッホ (Bloch) と E. パーセル (Parcell) がそれぞれ MRI を開発</li> </ul>	1946
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 8/20 ニュルンベルク医師裁判で医師 K. ブラントは米国のグラントの著書やインディアナ州の断種法を挙げて自己弁護したが、死刑判決 (1948年6/2執行)</li> <li>• 同裁判を受けて、被験者の同意を要求するニュルンベルク綱領が制定され、インフォームド・コンセント理念の出発点となる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• K. ポーター (Porter) と A. クロード (Claude) が小胞体 (endoplasmic reticula) を命名</li> <li>• U. オイラー (Euler) はノルアドレナリンが交感神経の伝達物質であることを発見</li> </ul>	1947
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. ボアヴァン (Boivin) らが生物各種において DNA 量は一定であることを提起</li> </ul>	1948

優生学年表

西暦	日 本		米 国
		違法)	
1949	昭和 24	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/ プロミン獲得運動起こる</li> <li>• 4/ プロミン予算化 (5,000 万円計上)</li> <li>• 5/ 優生保護法改正, 人工妊娠中絶の条件に「経済的理由」および「母性保護のため人工妊娠中絶の適応を拡大する」などが加わる</li> <li>• 6/1 国立遺伝学研究所設立</li> <li>• 12/ ソ連, 関東軍・731 部隊・100 部隊の将校と下士官をハバロフスクで軍事裁判にかける (ハバロフスク裁判)。米国, 共産主義の宣伝にすぎないと批判</li> </ul>	
1950	昭和 25	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 断種手術 11403 件</li> <li>• 1/ 光田健輔, 朝日社会奉仕賞を受ける</li> <li>• 5/ 精神衛生法施行により精神病患者監護法 (1900 年), 精神病院法 (1919 年) 廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 施設においてハンセン病患者の結婚が許可された</li> </ul>
1951	昭和 26	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/ 全国ハンセン病患者協議会 (全癩患協) 結成 (瀬戸 3 園を除く。発会式は 2 月 20 日)</li> <li>• 6/ 「癩予防デー」を「救癩の日」と改称</li> <li>• 11/ 光田健輔, 文化勲章を受ける</li> <li>• 11/ 参議院厚生委員会ハンセン病に関する件につき, 3 園長 (多磨全生園, 長島愛生園, 菊池恵楓園) の国会証言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ M. サンガー (Sanger), アイオワ州デモイン市の人類改善財団のために録音した演説で精神薄弱者の断種を奨励</li> </ul>
1952	昭和 27	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/ 全癩患協第 1 回支部長会議開催 (多磨), 癩予防法改正促進, 3 園長の国会証言などを協議</li> <li>• 6/ 藤楓協会発足 (癩予防協会を改称, 会長 / 下村宏, 理事長 / 高野六郎)</li> <li>• 10/ 全癩患協, 癩予防法改正促進委員会発会式</li> <li>• 12/ 予防法改正運動の展開を期し事務局機構を拡充, 局部長制とし「全国国立療養所ハンセン氏病患者協議会 (全患協)」となる (初代局長光岡良二)</li> <li>• 断種手術 22424 件</li> <li>• 精神衛生普及会発足, 全国精神薄弱児育成会結成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ロックフェラー 3 世が人口協議会 (Population Council) という NGO を設立し, 避妊薬の開発, 人口問題政策策定, 技術援助を行う</li> <li>• アメリカ医師会が leprosy (癩病) を Hansen's disease (ハンセン氏病) に改名</li> <li>• 6/27 移民国籍法 (マッカーラン・ウォルター法) 出身国割り当て規定は存続</li> </ul>
1953	昭和 28	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1/ 国産 DDS による治療始まる</li> <li>• 6/ 「らい予防法」改正案, 政府より衆議院に提出。全患協各支部は作業放棄, ハンストをもって政府案反対運動を展開</li> <li>• 8/6 らい予防法改正案, 参議院本会議で 9 項目を付して可決</li> <li>• 8/15 法律第 214 号らい予防法制定, 施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P. ポペノーが『この結婚を救うことができるのか』(Can This Marriage Be Saved?) を刊行</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• G. スネルは組織的合性遺伝子概念を提起</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/ ドイツ連邦共和国（西独）の独立</li> <li>• 10/ ドイツ民主共和国（東独）の独立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 蘭：オランダ人類遺伝学協会 (Nederlandse Anthropogenetische Vereniging) 設立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ニール (Neel) は鎌形赤血球貧血症が常染色体劣性遺伝子としてメンデル遺伝をすることを発見</li> <li>• J. ワイルド (Wild) が超音波検査機を診断に導入</li> <li>• H. リドレー (Ridley) が眼内レンズの移植に成功</li> <li>• A. トッド (Todd) が ATP と FAD の合成に成功</li> </ul>	<b>1949</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヴァチカン：8/12 ローマ教皇ピウス 12 世の回勅「フマーニ・ゲネリス」が進化論についての議論を容認</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. マクリントック (McClintock) がトウモロコシの転移因子を発見</li> <li>• B. シャルガフ (Chargaff) はどの生物種も DNA の含量は異なるが、種内では組織が違っても A と T, G と C は当量ずつあることを発見</li> </ul>	<b>1950</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 丁：社会省担当官 N. バンク-ミケルセン (Bank-Mikkelsen) が知的障害者の親の会で「ノーマライゼーション」というスローガンを提唱</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• G. ゲイ (Gey) がヒトの不死化細胞系統 HeLa cell を樹立</li> <li>• Y. チバ (Chiba) はフォイルゲン染色によって葉緑体に DNA があることを発見</li> </ul>	<b>1951</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 西独はイスラエルとの間にルクセンブルク協定を結び、ナチス時代のユダヤ人犠牲者への補償を開始する</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. ブリッグズ (Briggs) と T. キング (King) がカエル除核卵に胞胚細胞核を移植</li> <li>• J. ソーク (Soak) が小児麻痺ワクチンを開発</li> <li>• 団ジーンらが精子の先体反応を発見</li> </ul>	<b>1952</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 西独で連邦補充法の制定：ナチスによる政治的・信仰的・経済的迫害犠牲者への補償を始める</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ワトソン (Watson) と F. クリック (Crick) が DNA 二重螺旋モデルを提起</li> <li>• F. サンガー (Sanger) らはインシュリンの全アミノ酸配列を決定</li> <li>• R. ブンゲ (Bunge) と J. K. シャーマン (Sherman)</li> </ul>	<b>1953</b>

優生学年表

西暦	日 本		米 国
1954	昭和 29	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 第1回全国精神衛生相談所長会議</li> <li>• 1/ 生活保護法による国の負担額軽減阻止に成功</li> <li>• 7/ 厚生省, 在宅精神障害者の実態調査実施</li> <li>• 9/ 精神衛生法一部改正行われる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <i>Eugenical News</i> が <i>Eugenics Quarterly</i> と改名する</li> </ul>
1955	昭和 30		<ul style="list-style-type: none"> <li>• カッター (Cutter) 事件 (ポリオのソークワクチンによる事故) カッター社製のワクチン投与者 204 名にポリオウイルス 1 型が感染し, 12 名が死亡</li> </ul>
1956	昭和 31	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4/ 「ローマ宣言」に藤楓協会浜野規矩雄常務理事, 多磨全生園林芳信園長, 大島青松園野島泰治園長出席</li> <li>• 4/ 厚生省に精神衛生課設置</li> <li>• 7/ 厚生省, 在宅精神障害者の実態調査実施</li> <li>• 中国, 日本人戦犯を軍事裁判にかける (731 部隊幹部の被告は 1 人のみ)</li> <li>• 日本人類遺伝学会創立, 国際遺伝学会会議開催 (於東京・京都)</li> </ul>	
1957	昭和 32	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 8/ 長島愛生園光田健輔園長退官</li> <li>• 11/ 沖縄, 優生手術を受けなくても所内結婚が許可される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10/22 サルゴ (Salgo) 判決, インフォームド・コンセントの表現が公的場面で最初に登場</li> </ul>
1958	昭和 33		
1959	昭和 34	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ 東京精神病病院協会准看護学院 (甲府市) 知事より准看護婦養成所として指定</li> <li>• 5/ 日本精神科看護協会発足 (於国立武蔵療養所)</li> <li>• 精神衛生相談所運営要領につき厚生省通達</li> <li>• 10/ 国民年金制度施行で福祉年金, ハンセン氏病療養所患者に適用される (11/ より支給開始)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P. ポペノーと K. ベーレス (Bayless) が『離婚を避ける 17 対策』 (<i>Divorce—17 Ways to Avoid It</i>)</li> <li>• アメリカ精神薄弱会は「精神薄弱」 (feeble-mindedness) を</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
		がヒト凍結精子で人工授精児の出産に成功	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• A. アリソン (Allison) は鎌形赤血球遺伝子ヘテロ個体がマラリア感染に対して強い事実を発見</li> <li>• 長野泰一と小島保彦がインターフェロンを発見</li> </ul>	1954
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• S. ベンザー (Benzer) は T4 ファージの微細構造を解明</li> <li>• S. オチョア (Ochoa) と A. コーンバーグ (Kornberg) が RNA の人工合成に成功</li> <li>• C. ド・デュヴ (De Duve) が加水分解酵素を含む細胞内小胞 (リソソーム) を発見</li> </ul>	1955
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 西独の連邦補充法を連邦補償法と改名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 伊：4/ ハンセン病患者の保護及び社会復帰に関する国際会議 (於：ローマ) 差別待遇の撤廃, 早期発見と早期治療の必要, 隔離主義の是正, 社会復帰援助の必要など決議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. テイジョ (Tjio) と A. レバン (Levan) がヒトの2倍体染色体数は46本であることを明示</li> <li>• A. コーンバーグが DNA 合成酵素で人工 DNA を作成</li> <li>• T. パック (Puck) がヒトの細胞培養に成功</li> </ul>	1956
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 西独で連邦償還法の制定：ナチ・ドイツで没収されたユダヤ人財産の返却・賠償を開始</li> <li>• 10/1 睡眠薬サリドマイドを発売, 1961年に催奇性を疑うレントツ警告後欧州市場から姿を消す</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. テイラー (Taylor) らはオートラジオグラフィ法で遺伝子が半保守的複製を行うことを証明</li> <li>• V. イングラム (Ingram) が鎌形赤血球症は1個のアミノ酸のみが異なることを報告</li> </ul>	1957
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12/ 西独のルートヴィヒスブルクにナチス犯罪追及センターが開設され, ユダヤ人虐殺, 精神病患者安楽死を含むナチス犯罪容疑者の追及, 訴追を担当する</li> </ul>			1958
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 丁：施設に隔離された障害者のための「ノーマライゼーション」法律</li> <li>• 典：1922年に創設された民族生物学研究所は医学遺伝学部 (Institutionen</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ルジュヌ (Lejeune) らがダウン症は21番染色体のトリプレットであることを発見</li> <li>• C. フォード (Ford) らがターナー症候群の染色体型</li> </ul>	1959

優生学年表

西暦	日 本		米 国
			「精神遅滞」(mental retardation)と改称
1960	昭和 35	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高等学校学習指導要領保健体育編にて「母子衛生, 家族計画, 国民優生」が指導項目に上る</li> <li>• 11/ 第1回指定精神病院長協議会開催(東京)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ハンセン病患者の強制的な収容を中止</li> <li>• 6/20 経口避妊薬(ピル)の認可</li> </ul>
1962	昭和 37	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 8/ 精神病院ソーシャルワーカー連絡協議会発足</li> <li>• 12/ 全患協, 「らい予防法改正研究委員会」結成</li> </ul>	
1965	昭和 40	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 精神衛生センターの設置, 保健所業務に精神衛生が加わる</li> <li>• 4/ 精神衛生法改正(通報や入院制度の強化)</li> <li>• 8/18 母子保健法制定(1966年1/1施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 10/3 移民国籍法(ハート・セラー法)出生国に基づく割当てを設定した1924年の移民制限法廃止</li> </ul>
1967	昭和 42	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 地域精神医学会設立</li> <li>• 12/ 薄弱者に対する職場適応訓練実施につき労働省通達</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 6/12 米国最高裁判所は「ラヴィング対ヴァージニア州訴訟」(Loving v. Virginia)において満場一致で異人種間の結婚制限は違憲であると判決</li> <li>• 治療制限を希望する生前遺言書(Living Will)が作成された</li> </ul>



ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 暦
	für medicinsk genetik) と してウプサラ大学の一部 となる	は XO であることを明らか にした • P. ジャコブス (Jacobs) と J. ストロング (Strong) がクラインフェルター症候 群は XXY 型であると報告 • K. マ ッ ク ラ ン (McQuillen) らはリボソ ムがタンパク質合成の場 であることを証明	
		• P. ドーティ (Doty) らが DNA 二本鎖は一本鎖に解 離し再結合しうることを立 証 • U. クレヴァー (Clever) と P. カールソン (Karlson) がエグダイソンを加えて多 糸染色体のパフを制御	1960
		• S. コーエン (Cohen) は 上皮細胞成長因子を発見 • J. ガードン (Gurdon) が 除核卵細胞に腸細胞由来の 核を注入し、体細胞の核の 全一性を証明 • 下村脩らがオワンクラゲ の蛍光物質 GFP を発見	1962
• 7/12 東独で T4 医師 O. ヘー ボルト (Hebold) が終身刑の判 決を受ける		• L. ヘイフリック (Hayflick) はヒト肺線維芽 細胞の寿命は 50 回分裂く らいであることを発見 • H. ハリス (Harris) と J. F. ワトキンス (Watkins) は センダイビールスを用いて ヒトとマウスの体細胞の融 合に成功	1965
		• C. ジェイコブソン (Jacobson) と R. バーター (Barter) が羊水診断に成功 • V. サリッチ (Sarich) と A. ウィルソン (Wilson) が類 人猿とヒトのアルブミン タンパク質を比較し、共通 の祖先をもっていたと結論 • C. バーナード (Barnard) が南アで世界初の心臓移植 を行う	1967

優生学年表

西暦	日 本	米 国
1968	昭和 43 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ WHO 精神衛生顧問クラーク博士, 日本視察報告書を提出</li> <li>• 中央精神衛生審議会「精神医療体系の現状に対する意見」をまとめる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 統一死体提供法 (Uniform Anatomical Gift Act) がこの年から 1972 年までに全州とコロンビア特別区において採択され, これによれば, 胎児の両親のどちらか一方からの承諾が得られれば死亡胎児を研究のために利用することが可能</li> <li>• F. オズボーン (Osborn) が『人間の遺伝の未来』(<i>The Future of Human Heredity</i>) で人類の遺伝改善が人間の最大の願いであり, すべての人はそれを目指して努力すべきであると主張</li> </ul>
1969	昭和 44 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 精神障害回復者社会復帰センター設置要綱審を中央精神衛生審議会に諮問</li> </ul>	
1970	昭和 45 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 高等学校学習指導要領の保健体育編で「結婚と優生」を指導項目に提示</li> <li>• 5/ 日本医師会に優生保護対策委員会設置</li> <li>• 5/21 心身障害者対策基本法制定 (即日施行)</li> <li>• 8/ 日本医師会「優生保護対策についての見解」を発表し改正反対の立場を表明</li> </ul>	
1971	昭和 46 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 10/21 厚生省人口問題審議会最終答申「最近における人口動態と留意すべき問題点について」(優生対策と保健教育の章あり)</li> <li>• 日本精神神経学会総会にて保安処分制度に反対する決議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 「生殖細胞選択のための保存場所」(Repository for Germinal Choice) という営利的精子バンクがカリフォルニア州のサンディエゴで設立</li> </ul>
1972	昭和 47 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/26 政府・自民党, 優生保護法の一部改正案を閣議決定, 「経済的理由」の削除と胎児条項 (胎児の障害を中絶理由と認める) の導入</li> <li>• 日本遺伝学会「遺伝相談ネットワーク委員会」設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7/26 『ニューヨークタイムズ』紙は, 1932 年より 40 年間, アラバマ州の黒人男性に行われた梅毒の自然経過研究「タスキギー事件」を報道</li> </ul>
1973	昭和 48 <ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/25 日本家族計画連盟, 優生保護法改正反対声明</li> <li>• 3/26 優生保護法改正案の第 71 特別国会再提出を阻止する東京集会 20 団体参加</li> <li>• 5/12 「青い芝の会」抗議文を厚相に渡す</li> <li>• 6/30-7/1 優生保護法改悪を阻止する合同集会</li> <li>• 8/ 厚生省公衆衛生局改組, 地域保健課・結核</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 1976 年までにインディアン衛生局は 3400 人以上の先住民に断種手術をさせた</li> <li>• 連邦政府資金による断種手術の 43% はアフリカ系アメリカ人に行われた</li> <li>• アメリカ優生協会は社会生</li> </ul>

ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 暦
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヴァチカン：7/25 教皇パウロ6世は「人間の生命」(Humane Vitae)を発売, 避妊を否定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 岡崎令治が岡崎フラグメントを発見</li> <li>• 木村資生が分子進化の中立説を提唱</li> <li>• M. ニーレンバーグ (Nierenberg) らによりコドン表の完成</li> <li>• J. クリバー (Cleaver) は色素性乾皮症の患者がDNA修復酵素量が不足なことを明らかにした</li> <li>• R. ブリテン (Britten) と D. コーン (Kohne) はコット曲線を用いて, 反復DNA配列と非反復DNA配列の量比を決定する方法を開発</li> </ul>	<b>1968</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 東独の保健省通達により, 女性の生命・健康を理由とする不妊手術のみ許容されるようになる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ゴール (Gall) らが <i>in situ hybridization</i> 法を開発</li> </ul>	<b>1969</b>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• V. ポッター (Potter) が学際的領域として生命倫理学を提案</li> <li>• H. テミン (Temin) らが逆転写酵素を発見</li> <li>• L. マーギュリス (Margulis) が細胞内共生説を提唱</li> </ul>	<b>1970</b>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. ダマディアン (Damadian) がMRIを医学診断に導入</li> <li>• C. メリル (Merril) らはガラクトース血症患者培養繊維芽細胞の遺伝子治療に成功</li> </ul>	<b>1971</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 東独では, 12週以内の中絶が理由のいかんを問わず認められるようになる</li> <li>• 西独の去勢法により, 異常な性欲の抑止を理由とする去勢が本人の同意を条件に認められるようになる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• P. ボイヤー (Boyer) らが制限酵素 (EcoR1) の分離</li> <li>• S. グールド (Gould) と N. エルドリッジ (Eldredge) は, 生物進化の断続平衡説を提唱</li> </ul>	<b>1972</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 捷：ロマを断種する対策が始まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• S. コーエン (Cohen) と P. ボイヤーが大腸菌を使った初の遺伝子組み換えに成功</li> <li>• S. オロヴニコフ (Olovnikov) は細胞老化に関するテロメア仮説と癌と</li> </ul>	<b>1973</b>

優生学年表

西暦		日 本	米 国
		成人病課・保健情報課・難病対策課を設置（防疫課・検疫課・特定疾患対策室など廃止）	物理学の研究協会 (Society for Study of Social Biology) に改称 <ul style="list-style-type: none"> <li>• ロー対ウェイド (Roe v. Wade) 判決, 人工妊娠中絶が合法化</li> </ul>
1974	昭和 49	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/16 優生保護法改正案, 衆議院社会労働委員会で審議再開</li> <li>• 5/24 優生保護法改正案衆議院本会議で修正・可決</li> <li>• 6/3 同改正案, 参議院審議未了で廃案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 尊厳死協会 (Society for the Right to Die) の設立</li> <li>• コネティカット州で初のホスピスが開設した</li> </ul>
1975	昭和 50	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 保健所における精神障害回復者社会復帰相談指導事業の実施</li> <li>• 5/ 「第1回太平洋精神医学会議」(メルボルン)に参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 全障害児教育法 (Education for All Handicapped Children Act) 通過 (1977年10/1 発効) 「無償で適切な公教育」奉書</li> <li>• クインラン (Quinlan) 事件, 回復見込みなき患者の「死ぬ権利」を求め患者の両親が提訴。1976年最高裁は人工呼吸器停止を容認</li> </ul>
1976	昭和 51		
1978	昭和 53	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高校学習指導要領の保健体育編から「優生」に関する項目が削除される</li> </ul>	
1979	昭和 54	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 米「被験者保護のための倫理原則およびガイドライン」(通称ベルモント・レポート) が発表されるが, 日本ではこれに相当する研究倫理の原則が定められていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 8/31 カリフォルニア州断種法が州議会によって廃止</li> </ul>
1980	昭和 55	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 9/25 朝日新聞に「強制隔離に償いを 無菌の元患者を診療 差別と誤解に闘う姿勢」と差別に立ち向かう記事が掲載される</li> <li>• 10/2 毎日新聞に「作ろう人間回復の橋」という見出しで園田直厚生大臣が長島架橋を快諾したと報じられる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 自由人種協会ヴァージニア州支部は州立施設で強制的に断種された女性のために州に対して集団訴訟を起こした</li> <li>• 米国最高裁判所は遺伝子操作された微生物の特許を認めた。General Electric Co. は, A. チャクラバーティ (Chakrabarty) により遺伝子組換え微生物の</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
		テロメアの関係を示唆 • P. ラウターバー (Lauterbur) が MRI を発明	
		• N. ジェーン (Jerne) が イデオタイプネットワーク説を提唱	1974
	• 瑞：1934~1975年の間に 63000人が断種，うち 90%が女性	• 岡崎令治が DNA の不連続複製のプライマー RNA を発見 • G. ケーラー (Köhler) によってモノクローナル抗体法の確立 • モンサント・カンパニーが遺伝子組み換え技術の研究開発に着手 • アシロマ会議を開催し，遺伝子組換え技術のガイドラインを決める	1975
• 西独刑法第 218 条の改正により，身体的・社会的・犯罪的（強姦）理由による妊娠中絶が許容されるようになる（12 週以内）。出生前診断による中絶（胎児条項）も可能となる（22 週以内）。しかし後者は 1995 年に削除された			1976
	• 英：7/25 初の「試験管ベビー」L. ブラウン (Brown) が体外受精によって誕生	• E. ルイス (Lewis) がホメオテック遺伝子群とその役割を発見	1978
• 7/ 西独の刑法改正でナチス犯罪の時効を廃止。ユダヤ人虐殺，安楽死作戦などは永久に追及されることになる		• R. ワインバーグ (Weinberg) らにより細胞性癌遺伝子 (c-onc) の発見	1979
• 5/ ドイツ保健学会（ベルリン）で「ナチス医学—タブーの過去か，不可避の伝統か」と題するシンポジウムが催され，ナチス優生政策の実証的研究が始まる • 10/ 西独政府は連邦補償法を補完する苛酷緩和規定を作り，ナチス強制断種の生存被害者な		• 天然痘絶滅宣言 • J. ゴードン (Gordon) らが受精卵に遺伝子を導入してトランスジェニックマウスを作成	1980

優生学年表

西暦	日 本		米 国
			特許を取得
1982	昭和 57	<ul style="list-style-type: none"> <li>老人保健法制定</li> </ul>	
1983	昭和 58	<ul style="list-style-type: none"> <li>公衆衛生審議会精神衛生部会に「緊急精神医療対策専門委員会, アルコール関連問題対策専門委員会」の設置</li> <li>日本産科婦人科学会「体外受精・胚移植に関する見解」, 体外受精は夫婦間に限るとして卵子提供は認めないとする (2006年改訂)</li> </ul>	
1984	昭和 59	<ul style="list-style-type: none"> <li>3/26 ヒト胚の法的地位について, 国会質疑の中で法務省民事局参事官が公式見解</li> </ul>	
1985	昭和 60	<ul style="list-style-type: none"> <li>3/ 日本産科婦人科学会が会告「ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する見解」を公表</li> <li>9/ 厚生省健康政策局医事課編『生命と倫理について考える—生命と倫理に関する懇談報告書』</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病患者に治療費の無料化が実現, 「拘留」という言い方がなくなり, 医者, 看護師の給料は1.25倍に減額</li> </ul>
1986	昭和 61	<ul style="list-style-type: none"> <li>11/ 第4回国際家族計画連盟世界総会開催 於東京</li> </ul>	
1987	昭和 62	<ul style="list-style-type: none"> <li>9/26 精神衛生法を「精神保健法」と改称 (1988年7/1施行) (患者の人権と社会復帰の明文化)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>アメリカ発達障害協会 (American Association on Mental Deficiency) はアメリカ精神遅滞協会 (American Association on Mental Retardation) に改称</li> </ul>
1988	昭和 63	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本生命倫理学会発足</li> </ul>	

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
どに各 5,000 マルク (邦貨約 50 万円) の苛酷緩和給付を行う			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• S. プルシナー (Prusiner) がプリオンタンパク質を精製</li> <li>• T. セック (Ceck) らは RNA の触媒的機能を発見, リボザイムと命名</li> </ul>	1982
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• L. モンタニエ (Montagnier) らが HIV-1 の単離に成功</li> <li>• T. デューエル (Deuel) が SV40 の癌遺伝子が血小板増殖因子であることを発見</li> </ul>	1983
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ギッシャー (Gitschier) らが血友病遺伝子をクローニング</li> <li>• A. ジェフリーズ (Jeffreys) は, DNA 鑑定法を提案した</li> </ul>	1984
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/8 西ドイツ大統領 R. v. ヴァイツゼッカー (Weizsäcker) が敗戦 40 周年の国会演説でナチス支配によるユダヤ人迫害, 異民族虐殺, 断種, 安楽死命令などの不正と暴虐を謝罪 (<i>Zum 40. Jahrestag der Beendigung des Krieges</i> 邦訳『荒れ野の 40 年』)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• K. マリス (Mullis) がポリメラーゼ連鎖反応 PCR を開発</li> <li>• B. ボイトラー (Beutler) らは腫瘍壊死因子 TNF<math>\alpha</math> の単離に成功</li> <li>• B. マーシャル (Marshall) らが胃潰瘍の原因・ピロリ菌を発見</li> </ul>	1985
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. ダルベッコ (Dulbecco) が癌研究のためのヒトゲノム解読計画提案</li> </ul>	1986
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 2/ 西独で安楽死・強制不妊手術被害者連合会が結成され, 6 月に連邦議会で初の公聴会が開かれた</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 米国エネルギー省がヒトゲノム解読計画を発表</li> <li>• M. カベッキ (Capecci) らが遺伝子ターゲティング法を確立</li> </ul>	1987
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 6/ 西独連邦議会で決議の採択: ナチス時代の遺伝病子孫予防法による強制不妊手術を不正として確認し, 被害者と親族に敬意と同情を表明</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ワトソン (Watson) に呼応し「ヒトゲノム国際機構」設立</li> <li>• L. ハートウェル (Hartwell) らにより細胞周期チェックポイント概念が提案</li> <li>• C. ニュスライン=フォルハルト (Nüsslein-Volhard) らがショウジョウバエの頭尾軸決定因子 BICOID を発見</li> </ul>	1988

優生学年表

西暦		日 本	米 国
1989	平成 元	<ul style="list-style-type: none"> <li>厚生省「医薬品の臨床試験の実施に関する基準(旧 GCP)」公布</li> <li>11/ 国内初の生体肝部分移植手術を実施</li> <li>総理府に臨時脳死及び臓器移植調査会設置, 1992年に最終答申を提出</li> </ul>	
1990	平成 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>2/ WHO 慢性精神疾患に関する小委員会ジュネーブ会議に参加</li> <li>2/ 国会は脳死・臓器移植に関する臨時調査会を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6/4 J. ケヴォーキアン (Kevorkian) 医師の手による初の自殺補助</li> <li>7/26 障害を持つアメリカ人に関する法律 (Americans with Disability Act) が制定され, 雇用, 交通, 施設, そして情報について, 障害を理由とする差別を禁止</li> <li>10/30 障害者教育法 (Individuals with Disability Education Act)</li> </ul>
1991	平成 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>2/ 処遇困難精神障害者の医療に関する海外調査団派遣 (欧米) 帰国後各地で報告会開催</li> <li>7/ 日本民族衛生学会雑誌『民族衛生』誌上で学会名, 誌名への疑問・改名議論が始まる</li> <li>大学設置基準の大綱化により, 教養としての哲学・倫理学の尊重</li> </ul>	
1992	平成 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨時脳死及び臓器移植調査会報告書「脳死及び臓器移植に関する重要事項について (答申)」</li> </ul>	
1993	平成 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>12/3 障害者基本法制定 (心身障害者対策基本法の改正) 施策の対象に精神障害者が入る「社会を構成する一員として社会・経済・文化とそれぞれのあらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」</li> </ul>	
1994	平成 6	<ul style="list-style-type: none"> <li>9/5-13 カイロで開催の国連国際人口・開発会議で女性障害者安積遊歩が障害者の不妊化を正当化するものとして優生保護法の実態を告発し国際的注目を浴びる</li> <li>12/5 日本人類遺伝学会遺伝相談・出生前診断に関する委員会「遺伝カウンセリング・出生前診断に関するガイドライン」</li> <li>遺伝子治療臨床研究に関する指針 (厚生省)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>R. ヘレンシュテルン (Herrenstern) と C. マーレー (Murray) がパイオニア基金の援助で『ベル形の曲線』 (The Bell Curve) を出版。人種と知能の関係をとり上げ, 黒人は知能が劣っていると述べる</li> </ul>
1995	平成 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>5/19 精神保健法を「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」と改称 (7月施行)</li> <li>9/ 日本人類遺伝学会「遺伝性疾患の遺伝子診断に関するガイドライン」</li> </ul>	



ド イ ツ	ヨーロッパ	生 物 学 史	西 暦
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 9/1 福祉施設ベートルのシオン教会にナチス時代の断種・安楽死犠牲者を追悼するプレートを設置（同施設の断種犠牲者約1000人，安楽死犠牲者約100人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英：優生学協会, ゴールトン協会 (Galton Institute) に改称</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• P. ナース (Nurse) らがM期促進因子の分子機構を明らかにした</li> <li>• L. ツイ (Tsui) が嚢胞性繊維症の遺伝子を同定した</li> </ul>	<b>1989</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• ナチス強制断種の生存被害者に月額1,000マルク（約10万円）の年金補償を開始</li> <li>• ナチス安楽死犠牲者（氏名判明の約10万人）の遺族に各5,000マルク（約50万円）を支給</li> <li>• 4/12 東ドイツ人民議会在はじめてナチス時代のユダヤ人迫害，異民族虐殺に対する謝罪を決議</li> <li>• 10/3 東西ドイツ統一</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国際医学協議会が遺伝学的スクリーニングと遺伝子治療に関する犬山宣言を採択</li> <li>• A. シンクレア (Sinclair) がヒトの雄化遺伝子 SRY を決定</li> <li>• Y. ホロビッツ (Horvitz) らは線虫の形態形成に関わるアポトーシスを引き起こす遺伝子を発見</li> </ul>	<b>1990</b>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. アクセル (Axel) と L. バック (Buck) が嗅覚の受容器がGタンパク質共役受容体の一種であることを示した</li> <li>• A. ファイア (Fire) らが線虫でRNAが遺伝子発現を干渉することを発見</li> </ul>	<b>1991</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヴァチカン：教皇ヨハネ・パウロ2世書簡，進化論は仮説以上のものと言明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• D. レーン (Rane) らが癌抑制遺伝子 P53 を発見，その後遺伝性癌リフラウメニ症候群の原因遺伝子であることが判明</li> </ul>	<b>1992</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7/ R. v. ヴァイツゼッカー大統領が講演で，出生前診断が障害者排除につながることを危惧する，と述べる</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. リー (Lee) らがmiRNAによる遺伝子発現制御機構を発見し，非コードDNA領域の機能解明へと進む</li> </ul>	<b>1993</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英：7/5 世界初の哺乳類体細胞クローン羊ドリー (Dolly) 誕生（6歳で死亡）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• N. キム (Kim) らは癌細胞にはテロメラーゼ活性があることを示した</li> <li>• Y. ミキ (Miki) らは遺伝性乳癌遺伝子をクローニング</li> </ul>	<b>1994</b>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• R. シェリングトン (Sherrington) らが家族性アルツハイマー症の原因遺伝子を明らかにする</li> </ul>	<b>1995</b>

優生学年表

西暦	日 本		米 国
1996	平成 8	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/25 菅厚生大臣が「らい予防法」の見直しの遅れと優生手術を受けた患者に対し反省とお詫びを表明</li> <li>• 3/31 らい予防法廃止。国会の衆参両厚生委員会は付帯決議でハンセン病患者・家族に謝罪</li> <li>• 4/ 第 69 回日本らい学会総会で「らい」を「ハンセン病」に改称、名称も日本ハンセン病学会となる</li> <li>• 4/1 「らい予防法の廃止に関する法律」施行、優生保護法の「癩疾患」に関する条文削除</li> <li>• 6/18 母体保護法成立、「不良な子孫の出生を防止し」などの優生条項削除</li> <li>• 6/26 優生保護法の一部を改正する法律が公布</li> </ul>	
1997	平成 9	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 3/27 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（GCP）（厚生省）</li> <li>• 7/16 「臓器の移植に関する法律」制定（2009年改訂）</li> <li>• 9/16 障害者・女性 17 団体と有志が強制断種の謝罪・補償を求める要望書を厚生省に提出。厚生省母子保健課は要望を拒否</li> <li>• 11/ 日本キリスト教団、ハンセン病に関わる謝罪表明</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国立ハンセン病療養所がルイジアナ州のバトンルーージュ市に移動</li> <li>• 10/27 オレゴン州で医師による自殺幫助が合法化</li> </ul>
1998	平成 10	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 7/31 ハンセン病元患者 13 名が熊本地方裁判所に国家賠償請求訴訟を提起</li> </ul>	
1999	平成 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 高等学校学習指導要領改訂により、優生保護法に関する内容も結婚、妊娠、出産に関する内容に変わる</li> <li>• 3/ 日本弁護士連合会「生殖医療技術の利用に対する法的規制に関する提言」</li> <li>• 5/ 精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律一部改正（精神薄弱が知的障害に）</li> <li>• 科学技術会議生命倫理委員会ヒトゲノム小委員会設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 4/13 ミシガン州裁で J. ケヴォーキアン医師が末期患者の自殺幫助によって第 2 級殺人で有罪となり投獄された（2007 年 6/1 に仮釈放）</li> </ul>
2000	平成 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 12/6 「ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律」制定</li> </ul>	
2001	平成 13	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 5/11 国賠訴訟で「国のハンセン病隔離政策は違憲」の判決下る（熊本地裁）</li> <li>• 6/ 衆参本会議で「深く反省し謝罪の意を表明する」という国会決議採択。厚生労働省で第 1 回ハンセン病問題対策協議会。</li> <li>• 6/15 ハンセン病補償法成立、元患者に各 800 万円～1,400 万円を支給</li> <li>• 9/ 全療協、全入所者を対象に社会復帰希望者</li> </ul>	

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
		<ul style="list-style-type: none"> <li>出芽酵母ゲノムの解読 (約 1200 万塩基, 600 遺伝子)</li> </ul>	1996
		<ul style="list-style-type: none"> <li>国連がヒトゲノム人権に関する宣言</li> <li>枯草菌ゲノムの解読 (約 400 万塩基, 4000 遺伝子)</li> </ul>	1997
<ul style="list-style-type: none"> <li>5/28 ドイツ連邦議会でナチス時代に遺伝健康裁判所が下した強制不妊手術の判決を無効とする法律を採択</li> </ul>			1998
	<ul style="list-style-type: none"> <li>英: R. リン (Lynn) 「知能と脳の大きさにおける性差—発達理論」 (Sex differences in intelligence and brain size: a developmental theory) 男性の平均知能指数が女性より 4 点高いと主張</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヒト 22 番染色体ゲノムの解読</li> </ul>	1999
<ul style="list-style-type: none"> <li>8/ 「記憶・未来・責任」財団が発足し、政府と企業の基金で強制労働被害者などへ各数十万円の補償を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヴァチカン: 3/12 ローマ教皇ヨハネ・パウロ 2 世が教会や信徒が反ユダヤ主義に深くかかわったとして、罪責を告白</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ショウジョウバエ, シロイヌナズナのゲノムの解読</li> </ul>	2000
	<ul style="list-style-type: none"> <li>英: R. リン『優生学—再評価』 (<i>Eugenics: A Re-assessment</i>) 優生学の批判は激しすぎて、考え直す必要があると主張</li> <li>蘭: 4/10 安楽死法制定 (翌年 4/2 施行)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>B. ドラッカー (Druker) は慢性骨髄白血病特効薬イマチニブの開発成功</li> </ul>	2001

優生学年表

西暦	日 本		米 国
		調査実施	
2002	平成 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>省庁再編で厚生省は厚生労働省へ</li> <li>3/27 遺伝子治療臨床研究に関する指針（文部科学省・厚生労働省）</li> <li>6/17 疫学研究に関する倫理指針（同上）</li> <li>10/16 ハンセン病問題に関する検証会議発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>オレゴン州知事は優生政策の被害者に対して謝罪</li> <li>ヴァージニア州，断種されたキャリー・バックの記念碑を立て，州知事は州が優生政策に賛同したことを謝罪</li> </ul>
2003	平成 15	<ul style="list-style-type: none"> <li>臨床研究に関する倫理指針（2004・2008年改訂）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>カリフォルニア州知事は断種に対して謝罪</li> <li>ノース・カロライナ州知事は強制断種法を無効にし，被害者と彼らの家族に対して謝罪</li> </ul>
2004	平成 16	<ul style="list-style-type: none"> <li>ヘルシンキ宣言改訂の影響を受け，厚生労働省「臨床研究に関する倫理指針」は被験者への積極的開示を求めた</li> </ul>	
2006	平成 18	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハンセン病補償法改正により，旧植民地（台湾，朝鮮）の元患者に各 800 万円を支給</li> <li>厚生労働省「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」公布（2010年改正）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>6/ アメリカ精神遅滞協会はアメリカ精神と発達障害協会（American Association on Intellectual and Developmental Disabilities）に改称</li> </ul>
2008	平成 20	<ul style="list-style-type: none"> <li>4/ 日本学術会議「代理懐胎を中心とする生殖補助医療の課題——社会的合意に向けて」</li> <li>6/11 ハンセン病問題基本法成立（2009年4/1施行）</li> <li>厚生労働省「厚生労働科学研究における利益相反（Conflict of Interest）の管理に関する指針」</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>4/30 合同メソジスト教会は年次総会で「優生学支持についての悔悟」（Repentance for Support of Eugenics）という決議を可決</li> </ul>

ドイツ	ヨーロッパ	生物学史	西暦
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 白：5/16 安楽死法国会承認（同年9/施行）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• J. ボンド (Bond) らは脳の大型遺伝子として ASPM をクローニング</li> </ul>	<b>2002</b>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• ヒト全ゲノム解読完了</li> <li>• 浅島誠らは中胚葉因子としてアクチビンが作用していることを発見</li> </ul>	<b>2003</b>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>• Y. バーリンスキー (Verlinsky) らはヒト遺伝病 ES 細胞株の樹立</li> </ul>	<b>2004</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 英：R. リン『知能における人種差—進化解析』(<i>Race Differences in Intelligence: An Evolutionary Analysis</i>)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 山中伸弥らはマウス皮膚細胞に初期化遺伝子を導入し iPS 細胞作成</li> </ul>	<b>2006</b>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ルクセンブルグ：2/20 医師による自殺補助と安楽死を合法化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 山中伸弥らが c-myc を取り除いて発癌リスクを抑制したヒト iPS 細胞を作成した</li> </ul>	<b>2008</b>

参考文献

- 阿部良男『ヒトラー全記録——20645日の軌跡』柏書房, 2001年
- Adams, Mark, ed. *The Wellborn Science : Eugenics in Germany, France, Brazil, and Russia*. New York : Oxford University Press, 1990. 邦訳書: アダムズ, マーク B. 編著, 佐藤雅彦訳『比較「優生学」史——独・仏・伯・露における「良き血筋を作る術」の展開』現代書館, 1998年
- Bashford, Alison and Levine, Philippa, eds. *The Oxford Handbook of the History of Eugenics*. New York : Oxford University Press, 2010.
- Björkman, Maria and Widmalm, Sven. "Selling Eugenics : The Case of Sweden," *Notes and Records of the Royal Society*, 64 (2010), 379-400.
- Bromberger, Barbara, u.a. *Medizin, Faschismus und Widerstand*. Köln : Pahl-Rugenstein, 1985.
- Calandro, Charles Hilary. "From Disgrace to Dignity : the Louisiana Leper Home 1894-1921." Masters Thesis at Louisiana State University, 1980.
- Carol, Anne. *Histoire de l'eugénisme en France : Les médecins et la procréation XIXe-XXe siècle*. Paris : Éditions du Seuil, 1995.
- Engs, Ruth Clifford. *The Eugenics Movement : An Encyclopedia*. Westport, CT : Greenwood Press, 2005.
- 藤野豊『日本ファシズムと優生思想』かがわ出版, 1998年
- 藤野豊『「いのち」の近代史「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』かがわ出版, 2001年
- 藤野豊『厚生省の誕生——医療はファシズムをいかに推進したか』かがわ出版, 2003年
- 藤野豊『近代日本ハンセン病問題資料集成<戦前編・戦後編>解説・総目次』不二出版, 2004年
- 藤野豊他『近代日本ハンセン病問題資料集成<補巻>解説・総目次』不二出版, 2007年
- Jütte, Robert, u. a. *Medizin und Nationalsozialismus : Bilanz und Perspektiven der Forschung*. Göttingen : Wallstein Verlag, 2011.
- 河島幸夫『戦争・ナチズム・教会——現代ドイツ福音主義教会史論』新教出版社, 1993/94年
- 河島幸夫『ナチスと教会——ドイツプロテスタントの教会闘争』創文社, 2006年
- 河島幸夫『ドイツ現代史とキリスト教——ナチズムから冷戦体制へ』新教出版社, 2011年
- 金子準二ほか編著『日本精神医学年表』牧野出版, 1982年
- Kevles, Daniel J. *In the Name of Eugenics : Genetics and the Uses of Human Heredity*. Cambridge, MS : Harvard University Press, 1995. 邦訳書: ケヴルズ, ダニエル J. 著, 西俣総平訳『優生学の名のもとに——「人種改良」の悪夢の百年』朝日新聞社, 1993年
- Klee, Ernst. *Das Personenlexikon zum Dritten Reich : Wer war was vor und nach 1945*. Frankfurt a. M. : Edition Kramer, 2011.
- 国立遺伝研究所遺伝学電子博物館 <[www.nig.ac.jp/museum/msg.html](http://www.nig.ac.jp/museum/msg.html)>
- Kühl, Stefan. *The Nazi Connection : Eugenics, American Racism, and German National Socialism*. New York : Oxford University Press, 1994. 邦訳書: キュール, シュテファン著, 麻生九美訳『ナチ・コネクション——アメリカの優生学とナチ優生思想』明石書店, 1999年
- Lucassen, Leo. "A Brave New World : The Left, Social Engineering, and Eugenics in Twentieth-Century Europe" in *International Review of Social History* 55 : 2 (2010), 265-296.
- Mehler, Barry A. "A History of the American Eugenics Society, 1921-1940." Ph. D. Dissertation at University of Illinois at Urbana-Champaign, 1988.
- Münch, Ingo von, Hrsg. *Gesetze des NS-Staates*, 3. Aufl. Paderborn : Schöningh, 1994.

- 大原社会問題研究所『雑誌記事索引集成 専門書誌編 [1] 日本社会衛生年間 [大正八年]』大原社会問題研究所出版部, 1920年
- 岡田英己子『新・旧優生学とナチ断種法批判に関する日独比較史——平塚らいてうの思想の再考から』2005~2007年度, 科学研究費補助金(基礎研究(C))研究成果報告書, 2008年
- 荻野美穂他『性と生殖の人権問題資料集成 解説・総目次・索引』不二出版, 2000年
- 大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』校倉書房, 1992年
- Pichot, André. *La société pure : De Darwin à Hitler*. Paris : Flammarion, 2000.
- Proctor, Robert N. *Racial Hygiene : Medicine under the Nazis*. Cambridge, MS : Harvard University Press, 1988.
- Reilly, Philip R. *The Surgical Solution : A History of Involuntary Sterilization in the United States*. Baltimore, MD : John Hopkins University Press, 1991.
- 六十年記念誌編集委員会『社団法人日本精神科病院協会 六十年史』社団法人日本精神科病院協会, 2010年
- Schneider, William H. *Quality and Quantity : The Quest for Biological Regeneration in Twentieth-Century France*. Cambridge (UK) : Cambridge University Press, 1990.
- シリーズ生命倫理学編集委員会『シリーズ生命倫理学』丸善出版, 2012年
- Stern, Alexandra Minna. *Eugenic Nation : Faults and Frontiers of Better Breeding in Modern America*. Berkeley : University of California Press, 2005.
- 鈴木善次『日本の優生学——その思想と運動の軌跡』三共出版, 1983年
- 高木八東・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』岩波文庫, 2004年
- 高田敏・初宿正典編訳『ドイツ憲法集』第2版, 信山社, 1997年
- Tofahrn, Klaus W. *Chronologie des Dritten Reiches : Ereignisse/Personen/Begriffe*. Darmstadt : WBG, 2003.
- 東京大学教養部図説生物学編集委員会『図説生物学』東京大学出版会, 2010年
- Trombley, Stephen. *The Right to Reproduce : A History of Coercive Sterilization*, London : Weidenfeld and Nicolson, 1988. 邦訳書: トロンブレイ, ステューブン著, 藤田真利子訳『優生思想の歴史——生殖への権利』明石書店, 2000年
- 山崎喜代子編『生命の倫理——その規範を動かすもの』九州大学出版会, 2004年
- 山崎喜代子編『生命の倫理2——優生学の時代を越えて』九州大学出版会, 2008年
- 米本昌平『遺伝管理社会——ナチスと近未来』弘文堂, 1989年
- 米本昌平 / 松原洋子 / 棚島次郎 / 市野川容孝『優生学と人間社会——生命科学の世紀はどこへ向かうのか』講談社現代新書, 2000/2004年
- Zentner, Christian und Bedürftig, Friedemann (Hg) : *Das Grosse Lexikon des Dritten Reiches*. München : Südwest Verlag, 1985.





## 謝 辞

本論文を取り纏めるに際しては、多くの方々から多大なお力添えをいただきました。その全てに言及することはとてもできませんが、この場をお借りして、論文審査の労をお取りいただいた諸先生に謝辞を纏めさせていただき、心からの謝意を表したいと存じます。

鹿児島国際大学大学院・福祉社会学研究科教授の田畑洋一先生には、優生思想の社会的・歴史的研究が社会福祉の倫理と基本思想に通底するものであり、本研究テーマを社会福祉学が正面から向き合うべき重点課題であるとして重要性を認めていただくと共に、学位取得への門戸も開いていただきました。

論文審査の過程を通じて、同大学大学院の高山忠雄先生、佐野正彦先生、中山慎吾先生の三先生は、社会福祉学的視点に基づく多くの発展的コメントをくださいました。九州大学法学部の酒匂一郎先生は法哲学の視点、九州大学医学部の笹栗俊之先生は医療倫理学の視点から論文をご検討くださり、科学論文の構成方法も含めて、示唆に富むたいへん有益なご指導をいただきました。

また、最後になりましたが、西南学院大学・学術研究所分科会「生命倫理の学際的研究」にご所属の個性豊かな研究組織の先生方、とりわけ本論文の起点とも言える『生命の倫理』（九州大学出版会）三部作を取り纏められた山崎喜代子先生は、筆者を励ますと共に、優生思想をめぐる様々な議論をお教えくださいました。今後とも元同僚としてご指導いただきたいことを付記してお礼の言葉と致します。